

【判例ID】	28323292
【判示事項】	【事案概要】 東日本大震災における福島第一原発での放射能汚染事故により、居住地からの避難を余儀なくされたとする一審原告らが、一審被告東京電力に対し原賠法3条1項又は民法709条に基づき、及び、一審被告国に対し国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めた件の控訴審において、東京電力に対する請求については、一部認容又は全部棄却とされ、国に対する請求については、一部認容とした原審の判断が取り消され、一審原告らの請求が棄却された事例。
【裁判年月日等】	令和6年1月26日 / 東京高等裁判所 / 第1民事部 / 判決 / 令和1年(ネ)3292号 / 令和1年(ネ)5000号
【事件名】	福島第一原発事故損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件
【裁判結果】	原判決一部変更、一部取消、控訴一部棄却、附帯控訴一部棄却
【裁判官】	志田原信三 田中孝一 吉田純一郎
【審級関連】	<第一審>平成31年2月20日 / 横浜地方裁判所 / 第5民事部 / 判決 / 平成25年(ワ)3707号 / 平成25年(ワ)5050号 / 平成26年(ワ)967号 / 平成26年(ワ)5181号 / 28282481
【出典】	D1-Law.com判例体系
【重要度】	1

28323292

東京高等裁判所

令和1年(ネ)第3292号 / 令和1年(ネ)第5000号

令和06年01月26日

当事者の表示 別紙当事者目録1から3までに各記載のとおり(以下、別紙当事者目録1記載の当事者(以下「一審原告ら」という。)については、同目録記載の「原告番号」により表記する。)

主文

1 一審原告らのうち、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴(当審における請求拡張分を含む。)又は附帯控訴並びに一審被告東電の同一審原告らに対する控訴について

(1) 別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの控訴又は附帯控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(2) 一審被告東電は、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らに対し、同一審原告らに係る同表の「当審認容額(元本)」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対するその余の請求(当審における請求拡張分を含む。)をいずれも棄却する。

(4) 一審被告東電の別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らに対する控訴をいずれも棄却する。

2 一審原告らのうち、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA 2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴又は附帯控訴並びに一審被告東電の同一審原告らに対する控訴について

(1) 一審被告東電の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(2) 一審被告東電は、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA 2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らに対し、同一審原告らに係る同表の「当審認容額(元本)」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA 2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対するその余の請求をいずれも棄却する。

(4) 別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA 2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴及び附帯控訴をいずれも棄却する。

3 一審原告らのうち、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA 3と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴及び一審被告東電の同一審原告らに対する控訴について

(1) 一審被告東電の控訴に基づき、原判決中、一審被告東電の敗訴部分をいずれも取り消す。

(2) 上記部分につき、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA 3と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの各請求をいずれも棄却する。

(3) 別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA 3と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴をいずれも棄却する。

4 一審原告らのうち、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA 0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴及び一審被告東電の同一審原告らに対する控訴について

別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA 0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴及び一審被告東電の同一審原告らに対する控訴をいずれも棄却する。

5 一審原告らのうち、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にB 1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴について

(1) 別紙認容額等一覧表の「分類」欄にB 1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(2) 一審被告東電は、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にB 1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らに対し、同一審原告らに係る同表の「当審認容額(元本)」欄記載の金員及びこれに対する平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 別紙認容額等一覧表の「分類」欄にB 1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対するその余の請求をいずれも棄却する。

6 一審原告らのうち、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にB 0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴について

別紙認容額等一覧表の「分類」欄にB 0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴をいずれも棄却する。

7 一審被告東電の、一審原告らのうち、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にC 2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らに対する控訴について

(1) 一審被告東電の控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(2) 一審被告東電は、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にC 2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らに対し、同一審原告らに係る同表の「当審認容額(元本)」欄記載の金員

及びこれに対する平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 別紙認容額等一覧表の「分類」欄にC2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対するその余の請求をいずれも棄却する。

8 一審被告東電の、一審原告らのうち、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にC0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告に対する控訴について

一審被告東電の別紙認容額等一覧表の「分類」欄にC0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告に対する控訴を棄却する。

9 一審原告ら(原告番号21-1~同21-3、同22-3の一審原告を除く。)の一審被告国に対する控訴(当審における請求拡張分を含む。)又は附帯控訴並びに一審被告国の一審原告ら(別紙認容額等一覧表の「原審認容額(元本)」欄に「0円」と記載されている一審原告を除く。)に対する控訴について

(1) 一審被告国の控訴に基づき、原判決中、一審被告国の敗訴部分をいずれも取り消す。

(2) 上記部分につき、一審原告ら(別紙認容額等一覧表の「原審認容額(元本)」欄に「0円」と記載されている一審原告を除く。)の請求をいずれも棄却する。

(3) 一審原告ら(原告番号21-1~同21-3、同22-3の一審原告を除く。)の一審被告国に対する控訴(当審における請求拡張分を含む。)及び附帯控訴をいずれも棄却する。

10 訴訟費用(控訴費用及び附帯控訴費用を含む。)は、次のとおりとする。

(1) 一審原告らのうち、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA0及びB0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する控訴に係る控訴費用は各一審原告の負担とし、一審被告東電の同「分類」欄にA0及びC0と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らに対する控訴に係る控訴費用は一審被告東電の負担とする。

(2) 一審原告らのうち、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA1、A2、B1及びC2と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する訴えに係る訴訟費用(控訴費用及び附帯控訴費用を含む。)は、第1、2審を通じて、それぞれ同表の「訴訟費用東電負担割合」欄記載の割合を一審被告東電の負担とし、その余を各一審原告の負担とする。

(3) 一審原告らのうち、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA3と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告東電に対する訴えに係る訴訟費用(控訴費用を含む。)は、第1、2審を通じて、各一審原告の負担とする。

(4) 一審原告らのうち、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にB0及びB1と記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告国に対する控訴に係る控訴費用は各一審原告の負担とする。

(5) 一審原告らのうち、別紙認容額等一覧表の「分類」欄にA0、A1、A2、A3、C0、C2及びDと記載のある「原告番号」欄記載の一審原告らの一審被告国に対する訴えに係る訴訟費用(控訴費用及び附帯控訴費用を含む。)は、第1、2審を通じて、各一審原告の負担とする。

11 この判決の第1項、第2項、第5項及び第7項の各(2)は、この判決が一審被告東電に送達された日から14日が経過したときは、仮に執行することができる。ただし、一審被告東電が、同部分に係る別紙認容額等一覧表の「原告番号」欄記載の一審原告らに対し、同一審原告らに係る同表の「担保額」欄記載の各金員の担保を供するときは、一審被告東電は、当該一審原告との関係で、その仮執行を免れることができる。

目次

事実及び理由

第1章 控訴の趣旨等及び事案の概要

第1節 控訴の趣旨等

- 第1 一審原告らの控訴の趣旨等
- 第2 一審被告東電の控訴の趣旨
- 第3 一審被告国の控訴の趣旨

第2節 事案の概要等

- 第1 事案の概要
- 第2 原判決の概要及び控訴等の経緯
- 第3 前提となる事実等

第2章 当審における当事者の主張

第1節 経済産業大臣による規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるか否かについて

(一審原告らの主張)

- 第1 規制権限不行使の違法性の判断枠組み
- 第2 原子炉施設における津波対策に関する法令の趣旨、目的及び権限の性質について
- 第3 本件事故の予見可能性について
- 第4 本件事故の回避可能性について

(一審被告国の主張)

- 第1 規制権限不行使の違法性の判断枠組み
- 第2 本件事故の予見可能性について
- 第3 本件事故の回避可能性について

第2節 一審原告らの損害について(総論)

(一審原告らの主張)

- 第1 精神的損害に対する賠償について
- 第2 財産的損害に対する賠償について
- 第3 弁済の抗弁について

(一審被告東電の主張)

- 第1 精神的損害に対する賠償について
- 第2 財産的損害に対する賠償について
- 第3 弁済の抗弁について

第3節 一審原告らの個別の損害について(各論)

- 第1 一審原告1ら(一審原告1-1~同1-5)について
- 第2 一審原告2ら(一審原告2-1、同2-2)について
- 第3 一審原告4ら(一審原告4-1~同4-5)について
- 第4 一審原告5ら(承継前一審原告5-1、一審原告5-2~同5-5)について
- 第5 一審原告6ら(一審原告6-1~同6-5)について
- 第6 一審原告7ら(一審原告7-1、同7-2)について
- 第7 一審原告9ら(一審原告9-1~同9-4)について
- 第8 一審原告10について
- 第9 一審原告11ら(一審原告11-1~同11-4)について
- 第10 一審原告12ら(一審原告12-1~同12-4)について
- 第11 一審原告13ら(一審原告13-1、同13-2)について
- 第12 一審原告14ら(一審原告14-1、同14-2)について
- 第13 一審原告15ら(一審原告15-1、同15-2)について

- 第14 一審原告16について
- 第15 一審原告17について
- 第16 一審原告18ら(一審原告18-1~同18-5)について
- 第17 一審原告19ら(一審原告19-1、同19-2)について
- 第18 一審原告20ら(一審原告20-1~同20-5)について
- 第19 一審原告21ら(一審原告21-1~同21-3)について
- 第20 一審原告22ら(一審原告22-1、承継前一審原告22-2、一審原告22-3、同22-4)について
- 第21 一審原告23ら(一審原告23-1~同23-5)について
- 第22 一審原告24ら(一審原告24-1~同24-3)について
- 第23 一審原告25ら(一審原告25-1、同25-2、承継前一審原告25-3)について
- 第24 一審原告26ら(承継前一審原告26-1、一審原告26-2~同26-5)について
- 第25 一審原告27ら(一審原告27-1、同27-2)について
- 第26 一審原告28について
- 第27 一審原告29について
- 第28 一審原告31ら(一審原告31-1、同31-2)について
- 第29 一審原告33ら(一審原告33-1、同33-2)について
- 第30 一審原告34について
- 第31 一審原告35ら(一審原告35-1~同35-5)について
- 第32 一審原告36ら(一審原告36-1~同36-3)について
- 第33 一審原告37ら(一審原告37-1~同37-3)について
- 第34 一審原告38について
- 第35 一審原告39ら(承継前一審原告39-1、一審原告39-2、承継前一審原告39-3)について
- 第36 一審原告40ら(一審原告40-1、承継前一審原告40-2、一審原告40-3~同40-7)について
- 第37 一審原告41ら(一審原告41-1~同41-5)について
- 第38 一審原告42について
- 第39 一審原告43ら(一審原告43-1~同43-4)について
- 第40 一審原告44ら(一審原告44-1、同44-2)について
- 第41 一審原告45ら(一審原告45-1~同45-5)について
- 第42 一審原告46ら(一審原告46-1、同46-2)について
- 第43 一審原告47ら(一審原告47-2、同47-3)について
- 第44 一審原告48ら(一審原告48-1~同48-4)について
- 第45 一審原告49ら(一審原告49-1~同49-5)について
- 第46 一審原告50ら(一審原告50-1~同50-3)について
- 第47 一審原告51ら(一審原告51-1~同51-4)について
- 第48 一審原告52について
- 第49 一審原告53ら(一審原告53-1~同53-5)について
- 第50 一審原告54について
- 第51 一審原告55について
- 第52 一審原告56ら(一審原告56-1、同56-2)について

第53 一審原告57ら(一審原告57-1~同57-5)について

第54 一審原告58ら(一審原告58-1~同58-5)について

第55 一審原告59について

第56 一審原告60ら(承継前一審原告60、一審原告60-2)について

第57 一審原告61ら(一審原告61-1~同61-5)について

第3章 当裁判所の判断

第1節 一審被告東電に対する原賠法3条1項に基づく請求又は不法行為に基づく請求の可否について

第2節 経済産業大臣による規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるか否かについて

第1 認定事実等

第2 規制権限不行使の違法性の判断枠組みについて

第3 一審被告国の損害賠償責任の有無について

第3節 一審原告らの損害について(総論)

第1 認定事実

第2 原子力損害等について

第3 財物損害について

第4 精神的損害に対する賠償について

第5 その他の損害に対する賠償について

第6 弁済の抗弁について

第4節 一審原告らの損害について(各論)

第1 一審原告1ら(一審原告1-1~同1-5)について

第2 一審原告2ら(一審原告2-1、同2-2)について

第3 一審原告4ら(一審原告4-1~同4-5)について

第4 一審原告5ら(承継前一審原告5-1、一審原告5-2~同5-5)について

第5 一審原告6ら(一審原告6-1~同6-5)について

第6 一審原告7ら(一審原告7-1及び同7-2)について

第7 一審原告9ら(一審原告9-1~同9-4)について

第8 一審原告10について

第9 一審原告11ら(一審原告11-1~同11-4)について

第10 一審原告12ら(一審原告12-1~同12-4)について

第11 一審原告13ら(一審原告13-1、同13-2)について

第12 一審原告14ら(一審原告14-1、同14-2)について

第13 一審原告15ら(一審原告15-1、同15-2)について

第14 一審原告16について

第15 一審原告17について

第16 一審原告18ら(一審原告18-1~同18-5)について

第17 一審原告19ら(一審原告19-1、同19-2)について

第18 一審原告20ら(一審原告20-1~同20-5)について

第19 一審原告21ら(一審原告21-1~同21-3)について

第20 一審原告22ら(一審原告22-1、承継前一審原告22-2、一審原告22-3、同22-4)について

第21 一審原告23ら(一審原告23-1~同23-5)について

第22 一審原告24ら(一審原告24-1~同24-3)について

第23 一審原告25ら(一審原告25-1、同25-2、承継前一審原告25-3)について

第24 一審原告26ら(承継前一審原告26-1、一審原告26-2~同26-5)について

第25 一審原告27ら(一審原告27-1、同27-2)について

第26 一審原告28について

第27 一審原告29について

第28 一審原告31ら(一審原告31-1、同31-2)について

第29 一審原告33ら(一審原告33-1、同33-2)について

第30 一審原告34について

第31 一審原告35ら(一審原告35-1~同35-5)について

第32 一審原告36ら(一審原告36-1~同36-3)について

第33 一審原告37ら(一審原告37-1~同37-3)について

第34 一審原告38について

第35 一審原告39ら(承継前一審原告39-1、一審原告39-2、承継前一審原告39-3)について

第36 一審原告40ら(一審原告40-1、承継前一審原告40-2、一審原告40-3~同40-7)について

第37 一審原告41ら(一審原告41-1~同41-5)について

第38 一審原告42について

第39 一審原告43ら(一審原告43-1~同43-4)について

第40 一審原告44ら(一審原告44-1、同44-2)について

第41 一審原告45ら(一審原告45-1~同45-5)について

第42 一審原告46ら(一審原告46-1、同46-2)について

第43 一審原告47ら(一審原告47-2、同47-3)について

第44 一審原告48ら(一審原告48-1~同48-4)について

第45 一審原告49ら(一審原告49-1~同49-5)について

第46 一審原告50ら(一審原告50-1~同50-3)について

第47 一審原告51ら(一審原告51-1~同51-4)について

第48 一審原告52について

第49 一審原告53ら(一審原告53-1~同53-5)について

第50 一審原告54について

第51 一審原告55について

第52 一審原告56ら(一審原告56-1、同56-2)について

第53 一審原告57ら(一審原告57-1~同57-5)について

第54 一審原告58ら(一審原告58-1~同58-5)について

第55 一審原告59について

第56 一審原告60ら(承継前一審原告60、一審原告60-2)について

第57 一審原告61ら(一審原告61-1~同61-5)について

第5節 結論

事実及び理由

第1章 控訴の趣旨等及び事案の概要

第1節 控訴の趣旨等

第1 一審原告らの控訴の趣旨等

1 一審原告ら（下記2の一審原告及び原告番号21-1～同21-3、同22-3の一審原告を除く。）の控訴の趣旨

(1) 原判決中、原告番号20-4の一審原告（以下「一審原告20-4」といい、他の一審原告らについても同様に表記する。）、一審原告20-5、同23-3、同26-4、同26-5、同28、同31-2、同40-3、同40-4、同40-6、同41-2、同45-2、同45-3、同48-1～同48-3、同56-1、同61-3～同61-5に係る部分を取り消す。

(2) 原判決中、上記(1)の一審原告ら以外の一審原告ら（下記2の一審原告及び一審原告21-1～同21-3、同22-3を除く。）敗訴部分をいずれも取り消す。

(3) 一審被告東電及び一審被告国は、上記(1)の一審原告らに対し、連帯して、同一一審原告らに係る別紙認容額等一覧表の「一審原告控訴部分（拡張請求を含む）」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 一審被告東電及び一審被告国は、上記(2)の一審原告らに対し、連帯して、同一一審原告らに係る別紙認容額等一覧表の「一審原告控訴部分（拡張請求を含む）」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 一審原告4-1～同4-5、同15-1、同15-2、同34、同35-1～同35-5、同44-1、同44-2、同53-1～同53-5、同58-1～同58-5の附帯控訴の趣旨

(1) 原判決中、上記一審原告ら敗訴部分をいずれも取り消す。

(2) 一審被告東電及び一審被告国は、上記一審原告らに対し、連帯して、同一一審原告らに係る別紙認容額等一覧表の「一審原告控訴部分（拡張請求を含む）」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 一審原告16の附帯控訴の趣旨

(1) 原判決中、一審被告国に関する一審原告16敗訴部分を取り消す。

(2) 一審被告国は、一審原告16に対し、500万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 一審被告東電の控訴の趣旨

（一審原告20-4、同20-5、同23-3、同26-4、同26-5、同28、同31-2、同40-3、同40-4、同40-6、同41-2、同45-2、同45-3、同48-1～同48-3、同56-1、同61-3～同61-5以外の一審原告らに関し）

1 原判決中、上記一審原告らに関する一審被告東電敗訴部分をいずれも取り消す。

2 上記部分につき、上記一審原告らの一審被告東電に対する請求をいずれも棄却する。

第3 一審被告国の控訴の趣旨

（一審原告20-4、同20-5、同23-3、同26-4、同26-5、同28、同31-2、同40-3、同40-4、同40-6、同41-2、同45-2、同45-3、同48-1～同48-3、同56-1、同61-3～同61-5以外の一審原告らに関し）

1 原判決中、上記一審原告らに関する一審被告国敗訴部分をいずれも取り消す。

2 上記部分につき、上記一審原告らの一審被告国に対する請求をいずれも棄却する。

第2節 事案の概要等

（以下、略称は、本判決において新たに定めるもののほかは、原判決の例による。）

第1 事案の概要

1 事案の要旨

一審原告らは、本件事故により放出された放射性物質によってその当時の居住地が汚染さ

れ、同居住地から避難せざるを得なかったなどと主張する被災者又はその承継人であり、一審被告東電は、福島第一原発を設置し運営する会社である。

本件は、一審原告らが、一審被告東電及び一審被告国において福島第一原発の敷地高を超える津波の到来を予見することが、平成14年末時点において、又は、平成20年8月（遅くとも平成21年9月）の時点までの間に可能であったなどとした上で、これらの各時点で必要な津波防護対策を施していれば、本件事故を回避することが可能であったにもかかわらず、一審被告東電は必要な津波防護対策を怠り、また、経済産業大臣は、一審被告東電に対し、電気事業法（平成24年法律第47号による改正前のもの。以下同じ）に基づき、上記津波防護対策に向けた規制権限を行使することを怠ったため、本件事故が発生するに至り、一審原告らがそれぞれ損害を被った旨主張して、1 一審被告東電に対しては、不法行為に基づく損害賠償又は原賠法3条1項に基づく損害賠償として（選択的請求）、2 一審被告国に対しては、国賠法1条1項に基づく損害賠償として、一審原告らに生じた損害（精神的損害として、避難生活に伴う慰謝料1人当たり月額35万円、いわゆるふるさと喪失・生活破壊慰謝料1人当たり2000万円、財物損害として不動産損害、家財損害その他の各種損害の合計額の一部金（明示の一部請求））及びそれぞれの請求額に対する本件事故発生日である平成23年3月11日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前の民法。以下同じ）所定の年5分の割合による遅延損害金の各連帯支払を求めた事案である。

なお、一審原告らが主張する損害の額は、それぞれ原判決第5分冊の「損害一覧表」の「算定金額」欄各記載のとおりであり、一審原告らは、これらの損害のうち、同一一覧表の「請求額」欄に記載の額を内金として請求しているが（明示の一部請求）、更にその一部について、控訴の対象としている。

2 原審口頭弁論終結日後の承継関係等

(1) 訴訟承継

承継前一審原告39-1及び承継前一審原告39-3が死亡し、いずれについても、一審原告39-2が訴訟承継した（なお、以下、一審原告39-2のみをいう場合であっても、同人のみでなく上記承継前一審原告を含めていう場合であっても、「一審原告39ら」ということがある。原審において承継が生じている他の一審原告についても同様である。）。

(2) 訴えの取下げ等

ア 一審原告3については、一審原告3及び一審被告らが各控訴をしたが、一審原告3が訴えを取り下げ、一審被告らがこれに同意した。

イ 一審原告8-1、同8-2、同32-2については、いずれも、当事者は控訴又は附帯控訴をせず、同一審原告らに関する原審の判断が確定した。

ウ 一審原告16については、一審被告らが各控訴をし、一審原告16が附帯控訴をしたが、一審被告東電が控訴を取り下げたため、一審原告16の一審被告東電に対する請求につき、原審の判断が確定した。

エ 一審原告21-1～同21-3、同22-3については、一審被告らが各控訴をしたが、上記各一審原告らは控訴又は附帯控訴をしなかった。

オ 一審原告32-1については、一審被告らが各控訴をしたが、一審原告32-1が訴えを取り下げ、一審被告らがこれに同意した。

第2 原判決の概要及び控訴等の経緯

原審は、一審原告らの一審被告東電に対する選択的請求のうち不法行為に基づく損害賠償請求及び同選択的請求のうち原賠法3条1項に基づく損害賠償請求並びに一審被告国に対する国賠法1条1項に基づく損害賠償請求について、一審原告8-1、同8-2、同20-4、同20-5、同23-3、同26-4、同26-5、同28、同31-2、同32-2、同40-3、同40-4、同40-6、同41-2、同45-2、同45-3、同48-1～同48-

3、同56-1、同61-3～同61-5の一審被告らに対する各請求をいずれも棄却し、その余の一審原告らの一審被告らに対する各請求（一審被告東電については、原賠法3条1項に基づく損害賠償請求）を一部認容し、同一審原告らのその余の各請求をいずれも棄却する旨の判決をした。

一審原告ら（ただし、別紙認容額等一覧表の「一審原告控訴部分（拡張請求を含む）」欄に金額の記載のある者）は、原判決に対し、不服の範囲を敗訴部分の一部に限定して、控訴し、又は、附帯控訴した。また、一審原告52、同57-1及び同57-2は、当審において、請求を拡張した。

一審被告東電及び一審被告国は、原判決のうち、原審がその請求を棄却した上記一審原告ら以外の一審原告らに関し、それぞれ敗訴部分を不服として、控訴した。

第3 前提となる事実等

1 前提となる事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次の2のとおり補正し、後記第2章で当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決第1分冊「事実及び理由」中の第2章・第2節（前提となる事実）、第3章（争点及びこれに関する当事者の主張）に記載のとおりであるから、これらを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決 1-13頁8行目の「第四次」を「第五次」と改め、同頁9行目の「9」の次に「、497」を加える。

(2) 原判決 1-45頁4行目の「予見可能性」を「予見可能」と改める。

(3) 原判決 1-75頁3行目の「いべきある。」を「いべきである。」と改める。

(4) 原判決 1-213頁3行目の「困難とあり」を「困難であり」と改める。

(5) 原判決 1-302頁2行目の「適示」を「摘示」と改める（以下同じ。）。

(6) 原判決 1-321頁3行目の「54円」の次に「については」を加える。

(7) 原判決 1-323頁4行目の「あったとから」を「あったから」と改める。

（以下、証拠番号における枝番の記載は省略することがある。）

第2章 当審における当事者の主張

第1節 経済産業大臣による規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるか否かについて

（一審原告らの主張）

第1 規制権限不行使の違法性の判断枠組み

国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である（1 最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169頁（宅建業者訴訟）、2 最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600頁（クロロキン薬害訴訟）、3 最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032頁（Hじん肺訴訟）、4 最高裁平成16年10月15日第二小法廷判決・民集58巻7号1802頁（水俣病関西訴訟）、5 最高裁平成26年10月9日第一小法廷判決・民集68巻8号799頁（Iアスベスト訴訟）参照）。

したがって、本件においても、経済産業大臣による規制権限の不行使の違法性を判断するためには、当該規制権限を定めた法令の趣旨、目的、権限の性質等に照らして、全ての具体的な事情を検討する必要があるのであって、本件訴訟において問題となる「予見可能性」も、規制権限不行使について国賠法1条1項の違法性を判断する前提としての考慮要素である以上、そ

の内実は、規制権限を定めた法令の趣旨・目的等に照らして定められることに留意する必要がある。一審被告国が主張するように、本件における具体的な事情を度外視して、原子力規制機関が設定した審査又は判断の基準が不合理であるか、又はその基準への適合性の判断が不合理であるかをみれば足りるとすることはできない。

第2 原子炉施設における津波対策に関する法令の趣旨、目的及び権限の性質について

1 原子力基本法（平成24年法律第47号による改正前のもの。以下同じ）

原子力基本法は、基本方針として、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨」とすると規定（2条）していた。

2 炉規法（平成24年法律第47号による改正前のもの。以下同じ）

炉規法1条は、同法が原子力基本法の精神にのっとり、原子力による災害を防止すること等を目的とする旨規定し、同法24条1項は、実用発電用原子炉の設置には経済産業大臣の許可を必要とすること、設置許可に当たっては原子炉施設の位置、構造及び設備が原子炉による災害の防止上支障がないものであることが必要であることなどを規定していた。

3 電気事業法

電気事業法1条は、同法が電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、環境の保全を図ることを目的とする旨規定していた。そして、同法39条1項は、事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない旨規定し、同条2項は、事業用電気工作物の技術基準を定める経済産業省令の要件の1つとして、事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすることが必要である旨規定し、同法40条は、経済産業大臣は、事業用電気工作物が同法39条1項の経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる旨規定していた。

これを受けて、上記技術基準として、平成17年経済産業省令第68号による改正前の発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令4条1項は、原子炉施設等が津波等により損傷を受けるおそれがある場合は、防護施設の設置等の適切な措置を講じなければならない旨規定し、上記改正後の同項は、原子炉施設等が想定される津波等の自然現象により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置等の適切な措置を講じなければならない旨規定していた。

4 権限の性質

これらの原子力基本法、炉規法及び電気事業法の目的並びに電気事業法39条、40条の趣旨に鑑みると、経済産業大臣の有する技術基準適合命令を発する規制権限は、原子炉の性質上、原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、基本設計について安全性が審査された上で設置許可処分が行われて稼働を開始した原子炉施設についても、その後の時の経過により進展した最新の科学的知見等に照らして、技術基準への適合性を通じて安全性を審査する必要があるとあり、審査の結果、原子炉施設が技術基準に適合しないときには技術基準適合命令を発することによって、原子炉施設の事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を保護する趣旨で、経済産業大臣に付与されていたものと解される。

そして、この規制権限は、上記の趣旨によれば、上記周辺住民等の安全の確保を主要な目的として、最新の科学的知見等を踏まえて、適時にかつ適切に行使されるべき性質のものであった。

第3 本件事故の予見可能性について

1 原審について

原審は、一審被告国における本件事故の予見可能性について、平成21年9月の時点において認められる旨説示しており、その点については正当であるものの、他方、同月以前(平成19年4月の時点)については、「福島第一原発の敷地レベルを超える津波の到来可能性は、一審被告国にとってはいまだ抽象的な域を脱していなかった」(原判決 3-16頁)としてその予見可能性を否定しているが、この点については首肯し難い。

2 平成14年末時点 - 三陸沖から房総沖にかけての長期評価

(1) 原審は、平成14年7月の長期評価の見解は、津波地震の発生領域を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りという長大な海域に設定するという工夫を施して、その発生確率を一応定量化したものであって、具体的な波源モデルを設定するための材料はもとより十分ではなく、そのような状況下において、仮定的な数値に基づいて津波シミュレーションを実施したとしても、その結果示されるリスクは、過大であることも過小であることもあり得、過小に評価された場合はその後の安全対策が不要であるかのような外形を作出することにもなりかねないなどとして、津波シミュレーションを行う必要性を否定している。しかし、万が一にも津波による全電源喪失事故を発生させてはならないという視点に立つならば、その時点における最新の知見に基づいて津波シミュレーションを実施し、そのシミュレーション結果に基づいて、原子力発電所の敷地・設備が現状で安全であるか否かを検証することは可能であり、行わなければならないはずである。そして、最新の知見によって対策を講じるというのは、時間の経過により知見が進展して、従来の知見との間に有意な差が認められた場合には、今度は、その時点における知見に基づいて対策を講じなければならないということを当然に含意しており、一度対策を講じればそれで免責されるというような筋合いのものではない。これらに照らせば、津波シミュレーションを行う必要性を否定した原審の上記説示は失当である。

(2) そして、長期評価は、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りのどの地点であってもM8クラスのプレート間地震(津波地震)が起こり得るという内容のものであるところ、

1 津波地震が巨大な低周波地震であるとの知見が確立していたこと、 2 低周波地震(津波地震)が、日本においても世界においても、海溝寄りに固有に発生するとの知見が確立していたこと、 3 三陸沖北部から房総沖にかけての日本海溝沿いは、南北を通じて連続した一つのプレートであること、 4 日本海溝寄りで、実際に、過去400年に3回の津波地震(慶長三陸地震(1611年)、延宝房総沖地震(1677年)、明治三陸地震(1896年))が発生していることに照らせば、長期評価の上記内容には、地震学上の合理的な根拠が認められるというべきものであった。

(3) 保安院は、平成14年7月の長期評価の公表後、分科会のメンバーであったK教授の意見につき、一審被告東電を通じて間接的に確認しただけで、長期評価の見解を規制に取り込むことをせず、確率論的手法に取り入れたとして、津波防護対策としては何もしないことと同じ態度をとった。しかし、保安院は、自ら必要な調査を尽くし、一審被告東電に指示するなどすべきであったのであり、そうすれば、平成14年末時点において、平成20年東電試算と同様の結果を得られたはずであり(波高の数値は、海拔10m(以下、海拔高はL港工事基準面を基準とした数値である。))の敷地高である福島第一原発で、後記平成21年報告では約8.6mから約8.9mまでとされた。)、地震による津波が福島第一原発の敷地高(10m)を超える可能性は容易に想定される状況であったから、一審被告国において、平成14年末時点には、長期評価の見解に基づき、福島第一原発に敷地高を超える津波が到来することが予見可能であったといえる。

3 平成20年8月(遅くとも平成21年9月)時点 - 平成21年報告

(1) 平成20年8月の時点

産業技術総合研究所は、平成20年5月、「宮城県沖地震における重点的調査観測」の平成

19年度成果報告書(甲C105)を公表した。これを受けて、保安院が、一審被告東電に対し、同報告書に記載のある貞観津波に関するK論文(平成20年)の「モデル8」及び「モデル10」に基づく津波推計を指示していれば、遅くとも平成20年8月頃には上記津波推計結果の報告が受けられたものと考えられる。そうすると、一審被告国(保安院)は、同月には、貞観地震と同規模の地震の発生によって福島第一原発の敷地高を超える津波が到来する可能性があることを予見することができたというべきである。

(2) 平成21年9月の時点

一審被告東電は、貞観津波に関するK論文(平成20年)において、津波堆積物調査を踏まえたシミュレーションに基づく貞観地震の波源モデルが提示されたことに基づき、関連会社に、貞観地震に基づく波高の試算を行わせたところ、平成20年11月、取水口前面位置における最大水位上昇量について、「モデル8」より「モデル10」の方が有意に大きく、7.1m前後との結果を得た(丙B116・右下通し番号595~597頁)。そして、一審被告東電は、平成21年3月、上記の結果に基づき、平均潮位から計算した取水口前面の波高を8.7m前後と試算して(甲B32の2・右下通し番号7744頁)、同年9月、保安院に対し、これに関する資料を提供した(平成21年報告)。

そうすると、一審被告国においては、同月、貞観津波に関するK論文(平成20年)で示された波源モデルに基づいて試算した結果、波高が9m近くに及ぶことを認識し、これに対して津波評価技術に従ってパラメータスタディを実施すれば、福島第一原発の敷地高(海拔10m)を超える可能性があることを容易に想定できる状況であったといえる。このことによれば、一審被告国においては、遅くとも上記の平成21年9月の時点において、福島第一原発の敷地高を超える津波の到来について予見可能性があったといえる。

4 令和4年最高裁判決について

この点に関し、最高裁令和4年6月17日第二小法廷判決・民集76巻5号955頁(以下「令和4年最高裁判決」という。)は、経済産業大臣において、規制権限を行使して一審被告東電に対して適切な防護措置を講ずることを義務付けていた場合には、長期評価に基づいて想定される最大の津波が福島第一原発に到来しても本件敷地への海水の浸入を防ぐことができるように設計された防潮堤・防波堤等の構造物(以下「防潮堤等」という。)を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いところ、平成20年東電試算により試算された津波(以下「本件試算津波」という。)と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことを主眼に置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来によって大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いなどとして、一審被告国の責任を否定している。

しかし、令和4年最高裁判決は、弁論主義の要請から、当該事件の当事者の主張に顕れていた平成20年5月以前における事情を踏まえて判断されたものというべきであるところ、本件訴訟においては、同年8月(遅くとも平成21年9月)までの時点の規制権限不行使の違法が問題となっているのであるから、本件訴訟の争点は、令和4年最高裁判決が判断していない部分を含むものというべきである。そして、貞観津波の知見による平成20年8月(遅くとも平成21年9月)の時点での規制権限不行使を問題とする本件訴訟では、その時点で、防潮堤等以外の措置が実施された蓋然性が高く、かつ、それによって本件事故を回避できた可能性が高いものであるから、そうである以上、上記3に照らし、一審被告国の責任を否定することはできないものである。

第4 本件事故の回避可能性について

1 原審について

原審は、平成21年9月時点において、波高についての定量的評価はいまだ未成熟な段階で

あったとして、本件における結果回避措置として、定量的評価を前提としない措置である非常用電源設備の高所移設のみを、可能な結果回避措置として位置付けた。

しかし、原審が、非常用電源設備の高所移設を結果回避措置として位置付けたこと自体は妥当であるものの、一審被告らにおいて、その時点における最新の知見に基づいて、敷地高を超える津波の到来が予見できたとすれば、正にその時点における最新の知見に基づいて波高を定量的に評価して津波対策を実施すべきであったものであるから、原審が、定量的評価を前提とする水密化の措置を、可能な結果回避措置として位置付けなかったことは、失当である。

2 水密化の措置について

(1) 水密化の措置による結果回避可能性

本件事故については、次に照らせば、建屋と非常用電源設備につき水密化の措置を採ることにより結果を回避できた可能性があったといえる。

すなわち、まず、福島第一原発の1号機から4号機までの各原子炉（以下、併せて「本件各原子炉」という。）に係る原子炉建屋、タービン建屋等の主要な建屋（以下「主要建屋」又は「建屋」という。）への浸水経路や浸水状況を見ると、建屋の外壁は本件津波で破壊されず、建屋内部の間仕切り壁もかなりの浸水防護機能を果たしており、また、主要な浸水経路となった「大物搬入口」と「入退域ゲート」も、津波対策が全く講じられていなかったにもかかわらず、一定の防護機能を果たしていた。

具体的には、「大物搬入口」は、開放されていた4号機と異なり、1号機から3号機は既設のものでも相応の防護機能を果たしていたものであり、これが水密扉に取り替えられていれば、建屋内への浸水を防止することができたと考えられる。また、「入退域ゲート」も、それ自体水密化することも可能であったと思われるが、建屋内の一部への浸水を許容したとしても、非常用電源設備等が設置されているエリアを間仕切り壁や建屋内の水密扉で防護することは、十分可能であったといえる。さらに、建屋の地下1階への主たる浸水経路となった「給気ルーバ」や「機器ハッチ」についても、機能上、嵩上げすることや、建屋の外壁と同程度の強固な外壁で囲う等の防護措置も考えられ、そのような構造になっていれば、本件津波に耐えられたと考えられる。

そして、本件津波による浸水経路は、一審被告東電における平成20年2月16日の会議時において水密化の措置が検討されていた浸水経路と一致していたのであるから、事前に想定可能であったものであり、これらの箇所に実際に水密化等の措置を講じていれば、間仕切り壁以上の防水効果が発揮され、本件事故を回避できた蓋然性が高いといえることができる。

なお、水密化等の措置により、本件事故を回避できた蓋然性が高いことについては、保安院が、本件事故直後（平成23年3月30日）の「福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について」と題する指示（甲C60）の中で、敷地を超える津波に対する具体的対策の例として、「（設備の確保）防潮堤の設置 水密扉の設置 その他必要な設備面での対応」というように、防潮堤の設置と並んで、水密扉の設置を挙げていたことから裏付けることができる。

(2) 本件試算津波を前提として講じられる結果回避措置

そして、長期評価に基づく平成20年東電試算により試算された津波（本件試算津波）による浸水深についてみると、敷地南側で浸水深5.707m、4号機原子炉建屋付近で2.604m、同タービン建屋付近で2.026m、共用プール建屋（運用補助共用施設）付近では約5mの浸水深となっている。

このことに、津波工学者のNの供述内容（甲C186の1・通し頁40頁）を併せれば、本件試算津波を前提とした場合、少なくとも5mの浸水深に耐えられるだけの津波対策が講じられたはずであるといえ、より具体的には、これを阻止できる高さの防潮堤等の設置に先立ち、又は、それと共に、1.5mの浸水深に耐えられる「大物搬入口」「入退域ゲート」「給気

ルーバ」「機器ハッチ」等の水密化が講じられ、2タービン建屋の内部において非常用電源設備が配置されているエリアの水密化が講じられたはずであり、これらの措置により、本件事故の結果を回避することが可能であったといえる。

(3) 本件事故以前における水密化の措置の実例等

本件事故以前において、原子炉施設において、津波対策として建物等の水密化の措置が採られていた実例や基準が複数あることも、同措置を採ることにより本件事故の結果を回避することが可能であったことを裏付けるものである。

すなわち、本件事故以前に、日本原電のO原子力発電所においては、長期評価を前提として、盛土による敷地への浸水防止措置に合わせて、建物等の水密化の措置が採られており(丙B184・205～208頁)、中部電力のQ原子力発電所においても同様であった。また、フランスのR原子力発電所(丙B202の2・10枚目)、米国のT原子力発電所(甲B3・129頁)、スイスのaa原子力発電所においても、本件事故以前に、建物等の水密化の措置が採られており、IAEA(国際原子力機関)の安全基準その他の諸外国の規制においても同措置が含まれていた。

3 非常用電源設備の高所移設について

(1) 原審が正当に説示するとおり、非常用電源設備の高所移設は、本件事故に係る結果を回避するために採ることが可能な措置であったといえる。

すなわち、平成20年東電試算において、タービン建屋及び共用プール建屋付近はいずれも浸水深が約5mであったことを受け、空冷式非常用DGや配電盤を35m盤の高台に設置することが可能であったことは、専門家の立場からの、証人abの証言、同人らの意見書(甲B35、丙B149)等により明らかである。また、このような措置は、中部電力の「Q原子力発電所の安全対策強化の取り組み」(平成25年)(甲B37)中の「Q原子力発電所における津波への対応」で、ガスタービン発電機や緊急時配電盤の高台設置が挙げられていることや、1979年(昭和54年)に、台湾のac原子力発電所において、発電機の高所設置がポンプ室の水密化と共にされていたこと(甲B35)などからして、本件事故時の技術水準において現実的に採り得るものであった。

(2) 一審被告国の主張に対する反論

ア 一審被告国は、原子炉建屋の地下1階に設置された原子炉への注水設備であるHPCIに対する浸水防止措置を何ら行わないまま、非常用電源設備のみを高所移設するように規制権限を行使しても、本件事故の結果を回避できなかった旨主張する。

しかし、1号機ないし4号機の建屋におけるHPCIが、本件津波により被水していたことはそもそも明らかになっておらず、実際、3号機については、HPCIが直流電源を駆動源として起動していたものである。そうすると、一審被告国の上記主張は理由がない。

イ 一審被告国は、非常用電源設備を移設した場合、配線の構成が複雑になり、給電先との位置関係・距離関係に照らして運用面での信頼性が低下する旨主張する。

しかし、ケーブル等の設備について、adほか意見書(2)(甲B8の2・5頁)には、「一般にケーブルや配管は、それ自体としては十分に可撓性があり、地震動による破損を耳にしたことはない。一般の石油プラントなどにおいても、多種多様な配管やケーブルが敷設されているが、末端の接続点における故障はあっても、中間点における故障はほとんど聞かない。」と記載されていることに照らせば、ケーブルの末端の防水処理及び補強をしておけば、地震津波によるケーブルの損傷は防止することができたと考えられ、原審が判示するとおり、これらが技術的に不可能であるとうかがわせるような証拠も見当たらない。そうすると、一審被告国の上記主張は理由がない。

ウ 一審被告国は、非常用ディーゼル発電機を高台に移設することは機能面・技術面から可能であったとする適切な根拠はなく、また、35m盤は地盤が弱いことからすると、規制上、

最高Sクラスの耐震安全性を備えることができず、移設できなかつた可能性がある旨主張する。

しかし、非常用ディーゼル発電機を収納する場合、床の外形が30m×20m程度の小ぶりな電気室で足り、内部の機器荷重も小さいので、その設置も容易にでき、かつ、耐震性も十分に確保できると考えられる。また、35m盤の地盤を強固にすることが必要であるとしても、地盤改良や人工岩盤（マンメイドロック）を設けて杭で支える工事も可能であり、高台の斜面も、物理的に補強することができ、非常用電源設備の高所移設を結果回避措置として講じる際に、必要に応じてこれらの地震動対策を行うことも想定範囲内である。そうすると、一審被告国の上記主張は理由がない。

（一審被告国の主張）

第1 規制権限不行使の違法性の判断枠組み

本件における経済産業大臣による規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるのは、炉規法や電気事業法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、権限を行使すべきであったとされる当時の具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く場合に限られるところ、規制権限の不行使が「許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く」というためには、経済産業大臣が、規制権限を行使しなければならない状況、すなわち、作為義務を負っている状況にあったにもかかわらず、その規制権限を行使しなかったといえなければならないから、少なくとも、規制権限の行使を正当化するだけの予見可能性と結果回避可能性があったことが必要であると考えられる。

この点、原子力基本法及び炉規法が想定する原子力発電所の安全性は、絶対的安全性ではなく、いわゆる相対的安全性を意味すると考えられる。そして、原子力規制機関は、設置許可処分時だけでなく、同処分後も、原子力発電所が上記安全性を確保できているか否かの判断について専門技術的裁量を有していると解される。そうすると、使用開始後の原子炉施設に関する原子力規制機関の規制権限不行使の適否の審理判断については、その当時の科学技術水準に照らし、1 使用開始後の原子炉施設に関して用いられた安全性の審査又は判断の基準に不合理な点があるか否か、2 当該原子炉施設がその基準に適合するとした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否か、という二段階の観点から行われるべきである。

しかし、原審は、実質的にみれば、このような二段階の審査によらず、原子力発電所の安全性について独自の判断を下し、これをもって行政判断に置き換えるような審査（判断代置審査）を行って、一審被告国の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとの結論に至ったものであり、不当である。

第2 本件事故の予見可能性について

1 原審について

原審は、平成21年報告（平成21年9月）の試算結果（海拔8.6m～8.9m）が、福島第一原発の敷地高（海拔10m）まであと1m余りに迫る高さのものであったことを指摘し、このように想定津波に対する事実上の裕度が実質的に喪失されたことにより、安全対策上考慮すべき地震の範囲を、貞観地震や、長期評価の見解（三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において地震が発生するというもの）にまで拡大する必要が生じていたとして、このことからすると、一審被告国は、平成21年9月の時点で、本件事故の発生を予見することができたといえるとしたが、次に照らして、誤りである。

2 貞観津波に関する知見に基づく予見可能性について

平成21年報告がその前提とする貞観津波に関する知見は、平成21年報告がされた平成21年9月時点はもとより、本件事故当時も、津波堆積物調査の範囲が想定される波源の断層モデルの長さを包含するほど広範囲に及んでいないなどの点で、地震像の全体を把握し、特定地

点における津波の高さを定量的に検証できる条件がそろっていたとはいえ、当該知見に基づいて推定した波源モデルを施設の設計に取り入れることが可能となるには至っていなかった。

そのため、保安院は、一審被告東電の耐震バックチェック中間報告書（平成20年3月）に対する評価に際し、一審被告東電に対し、貞観津波に関する知見を設計に取り入れさせることはせず、更なる津波堆積物調査を行うことを前提に、その後の自主的な対応等を促したものであって、かかる保安院の措置は、できる限り信頼性の高い波源モデルを構築した上で、これを用いて津波評価技術における基準断層モデルを設定し、不確かさを適切に考慮した津波評価を実施して必要な津波対策を講じるという考え方からすると、合理性を有するものであったといえる。

そうすると、貞観津波に関する知見や、それを前提にした平成21年報告を根拠に、一審被告国が、本件事故時以前に、福島第一原発の主要建屋の敷地高（海拔10m）を超えて津波が到来するのを予見することができたとか、予見する義務があったなどということとはできない。

3 長期評価の見解に基づく予見可能性について

また、長期評価の見解は、三陸沖北部の海溝寄りの領域から房総沖の海溝寄りの領域までを一体とみなすものであるところ、保安院は、平成14年8月、同見解については、三陸沖の海溝寄りの領域と福島県沖の海溝寄りの領域が近似性のある領域であることを示す地震地体構造の知見として、審議会等の検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的根拠に裏付けられたものとは評価することができないと判断していた。そして、同月以降も、長期評価の見解を裏付ける科学的根拠を示した見解は発表されておらず、かえって、これと矛盾する科学的根拠を示した見解が発表されていた状況にあり、長期評価の見解は、地震本部、中央防災会議及び土木学会における様々な専門家の議論においても、科学的根拠を伴った科学的知見であるとは評価されていなかった。そして、保安院においても、引き続き、JNESや耐震バックチェックなどを通じて継続的に地震や津波に対する科学的知見を調査していたものの、長期評価の見解は、規制に取り入れるだけの客観的かつ合理的根拠に裏付けられていないとの状況に変化は生じていないと判断していた。

そうすると、原子力規制機関たる保安院としては、長期評価の見解について、規制に取り入れるだけの客観的かつ合理的根拠が伴っていると評価される状況に至っていないと判断していたものであり、その判断は、長期評価の見解が公表された平成14年7月当時の科学的知見及びそれ以後の科学的知見の進展状況に照らして合理的であったとすることができるから、経済産業大臣が、福島第一原発について、津波に対する安全性の審査又は判断の基準の適合性に变化は生じていないと評価して規制権限を行使しなかったことが、許容される限度を逸脱して著しく不合理であると評価される余地はない。一審被告国が、長期評価を根拠に、福島第一原発の主要建屋の敷地高（海拔10m）を超えて津波が到来することを予見することができたとか、予見する義務があったなどということとはできない。

第3 本件事故の回避可能性について

1 結果回避措置はドライサイトの維持に尽き、回避可能性は認められないことについて

結果回避可能性があるというためには、規制権限の不行使が問題となっている時点で、当該結果回避措置を採ることが物理的に可能であることだけでなく、当時の確立した科学的・工学的知見によって、当該結果回避措置が問題となっている被害を回避できる措置として導かれる状況にあったことが必要というべきである。

しかるところ、福島第一原発において、本件事故前の科学的・工学的知見に照らし、敷地高を超える津波が予見された場合に規制上の措置として導かれる対策は、ドライサイトコンセプトの考え方（安全上重要な全ての機器が原子炉設置（変更）許可申請書等に記載された津波の水位より高い場所に設置されることなどによって、それらの機器が津波で浸水するのを防ぎ、津波による被害の発生を防ぐという考え方）に基づき、防潮堤等を設置することにより主要建

屋等の存在する敷地への津波の遡上そのものを阻止するということに尽きていたものであって（甲B4の2・23頁、丙B41・14頁、17頁、丙B43・6頁～7頁、丙B44、丙B51・44頁、丙B73、丙C126・20頁、丙C127・38頁～40頁、丙C129・20～24頁）、結果回避措置として、防潮堤等の設置に代わり、それ以外の措置（非常用電源設備の高所設置、主要建屋の水密化の措置等）が導かれることはあり得ない。

また、本件試算津波によれば、津波の浸入が想定され、防潮堤等の設置が求められるのは、福島第一原発の敷地（10m盤）の南側及び北側のみであったから、仮に、当該箇所に防潮堤等があったとしても、本件試算津波よりはるかに規模が大きく、しかも敷地東側からも浸入してきた本件津波に対しては、敷地への大幅な浸入を防ぐことはできなかったと考えられる。

2 原審の説示の概要

原審は、平成21年報告（平成21年9月）及びそれ以降の時点で採り得る結果回避措置は、津波が敷地高を超えた場合の浸水高に関するリスクの定量的評価を前提としない非常用電源設備の全部又は一部の35m盤への移設のみであり、かかる結果回避措置を採った場合、遅くとも、本件津波発生の前である平成22年末までには、移設を実現することができ、そうであれば、本件事故を回避することが可能であった旨説示する。この点、原審は、1 非常用電源設備全体を35m盤に移設する場合の、配線の構成の複雑化や、給電先との位置関係・距離関係に照らした運用面での信頼性の低下のおそれについては、一般の石油プラントなどにおいても、配線の構成が複雑であり、給電先と場所的に離隔している場合があるが、運用上の問題は特に生じないとされていること（ad氏らの意見（甲B8））、また、2 空冷式D/G及び配電盤を35m盤に移設する場合も、本件事故後、他の原子力発電所において、大型のガスタービン発電機等を高台に設置するという措置が講じられているが、耐震上の問題があるとは報告されていないこと、さらに、3 直流電源設備を35m盤に移設する場合も、本件事故前において、福島第一原発の3号機では直流電源設備が他の電源設備から分離して設置されていたことなどに照らし、非常用電源設備の全部又は一部を35m盤へ移設することが技術的に不可能であったとはうかがわれない旨を説示する。

しかし、上記1及び後記3に照らし、原審のいう結果回避措置は、機能面・技術面その他から、可能であったとはいえないものである。

3 原審のいう結果回避措置（非常用電源設備の高所移設）への反論

（1） まず、仮に、非常用電源設備の移設を行わせる場合であっても、結果を回避することができる客観的・合理的根拠があるかどうかを判断するためには、津波に関する定量的な評価が必須となるのであり、これを行わせることなしに、非常用電源設備の移設を講じさせることはできなかったはずであるから、定量的評価を行うことなしに結果回避措置を講じるよう規制権限を行使することができた旨の原審の説示は誤りである。

（2） また、仮に非常用電源設備の高所移設の措置のみを講じたとしても、敷地高を大幅に超え建屋に到達し得るような津波が到来した場合には、建屋内への浸水が生じるため、建屋内に設置してある電気により制御される機器類等（例えば、原子炉注水設備であるRCICやHPCI等）の通電部が被水により地絡・短絡し、その機能を喪失することになると考えられる。そうすると、HPCI等に対する浸水防止措置がないまま、単に非常用電源設備のみを防護するように規制権限を行使したとしても、結果を回避することが可能であったとみることはできない。

（3） さらに、原審は、非常用電源設備全体の35m盤への移設に関し、石油プラントの設計に従事していたad氏らの意見（甲B8）を取り上げるが、そもそも石油プラントと原子炉施設とでは設備の構造が全く異なるのであるから、上記移設について、石油プラントにおいて講じることが可能であったからといって、直ちに、原子炉施設においても講じることが可能であったということとはできない。原子炉施設である福島第一原発における非常用電源設備を3

5 m盤へ移設した場合、配線の構成が複雑になり、給電先との位置関係・距離関係に照らして運用面での信頼性が低下することとなる。

(4) 加えて、原審は、空冷式D/G及び配電盤の35 m盤への移設に関し、本件事故後、他の原子力発電所の高台にガスタービン発電機が設置されていることを挙げるが、他の原子力発電所の高台と福島第一原発の35 m盤とではそもそも地盤の立地条件が異なっており、他の原子力発電所の例が福島第一原発に直ちに当てはまるものではなく、非常用ディーゼル発電機を高台に移設することが機能面・技術面から可能であったとする適切な根拠はない。そして、非常用ディーゼル発電機は、本件事故当時、最高のSクラスの耐震安全性を備えることが規制上要求されていたものであるところ、一審被告東電が、福島第一原発の立地地点の本来の地盤(35 m盤)の上部が比較的崩れやすい砂岩であったため、安定した基礎を得る目的で地盤を掘り下げて主要建屋の地盤(海拔10 m)を造成したことに照らすと、上記35 m盤に移設する非常用ディーゼル発電機を収納する建屋が、前記の規制要求を満たす耐震安全性を確保できたとは容易にはいい難い。

(5) なお、原審は、直流電源設備の35 m盤への移設に関し、本件事故前において、福島第一原発の3号機では直流電源設備が他の電源設備から分離して設置されていたことを挙げるが、35 m盤と1～4号機建屋までは、直線距離にしておよそ300メートルあることに照らすと、35 m盤に直流電源設備を移設する場合には、電気抵抗を軽減するため、より太いケーブルを敷設し、電圧降下を見込んで新たに電圧の高い蓄電池を設置するなどの対策が必要となり、費用面・期間面において合理的とはいえず、その他、地下トレンチと原子炉建屋との間に新たに貫通部を開口させることなど、技術的な課題が多くあり、実際に可能かどうかも明らかでない。

4 水密化の措置について

(1) 一審原告らは、本件事故については、水密化の措置により結果を回避できた可能性があったといえる旨主張するが、次の(2)に照らし、ドライサイトの維持によらず、津波が敷地に浸入することを容認した上で建屋等の水密化を行うことは、津波に対する原子炉施設の安全性を確保できるだけの合理性、信頼性のある対策とはいえなかったものであり、一審被告国の規制機関において、そのような対策を是認することはあり得なかったといえ、上記措置による結果回避可能性があったということとはできない。

(2) すなわち、仮に、敷地への津波の浸入を容認した上で建屋等の全部の水密化を行うこととした場合には、防潮堤等を設置する場合と同様に、想定津波水位や波力等を適切に評価した上で水密化設計や強度設計を行い、敷地内の陸上構造物をモデル化した上で、詳細な数値計算を行うことになるが、敷地内に浸入した津波は構造物等による反射や集中等の影響によって複雑な挙動となるところ、漂流物の衝突力に関する評価手法も確立されておらず、前面に障害物がない防潮堤等と異なり、相対的に計算結果の精度が低くならざるを得なかった。

また、主要建屋が存在する敷地内にそのまま浸入する津波に対して安全上重要な機器の全部を防護するという建屋等の全部の水密化は技術的に確立しておらず、津波対策として建屋等の全部の水密化を講ずるべきとの見解を有する専門家もおらず(丙B41・15頁、丙B110・96頁、丙B185・41～46頁)、津波の波力や漂流物の影響を直接受ける海側に面した大物搬入口のような大面積の扉の水密化についても技術的に確立していなかった。

なお、IAEA(国際原子力機関)の安全基準その他の諸外国の規制においても、ドライサイトの維持に加えて建屋等の全部の水密化を要求するものや、建屋等の全部の水密化のみによって敷地に越流した津波の対策を講ずるべきとするものはなく、一審原告らが主張する我が国や諸外国における建屋等の水密化の実例(日本原電のO原子力発電所、中部電力のQ原子力発電所、フランスのR原子力発電所、米国のT原子力発電所、スイスのa a原子力発電所など)は、いずれも局所的・部分的な水密化を実施した事例や自主的対応の事例等であって、規

制要求に基づき津波の敷地への浸入を容認した上での全面的な水密化が行われたことはない。

第2節 一審原告らの損害について（総論）

（一審原告らの主張）

第1 精神的損害に対する賠償について

1 原審の認容額の不十分性

一審原告らは、本件事故により一審原告らが被った精神的損害については、避難生活の労苦に伴う慰謝料（避難慰謝料）と、従前の生活基盤が破壊され、又は毀損・変容させられたことに対する慰謝料（ふるさと喪失・生活破壊慰謝料）とに区分して算定するのが相当であり、避難慰謝料については月額35万円を下ることはなく、ふるさと喪失・生活破壊慰謝料については2000万円を下ることはないと主張した。これに対し、原審は、1 本件事故により一審原告らの重要な人権が広範かつ複雑な態様で侵害されたとし、2 一審原告らが生活基盤（本件平穏生活4要素）を喪失したことに着目して「ふるさと喪失慰謝料」を認め、3 原賠審が定めた中間指針等の不合理的を是正する見地から一審原告らの賠償額を算定した。

原審は、上記の点においては正当であり、維持されるべきであるが、他方、その認容した具体的な慰謝料額等は、一審原告らの被った被害の実相に照らし、不十分なものとどまっている。具体的には、次のとおりである。

2 原審の説示の誤り

（1） 原審は、避難指示等が出された時点で確定的に損害が発生したとみて、ふるさと喪失慰謝料のみ認めるが、本件事故による一審原告らの精神的苦痛を正當に評価し算定するという見地からは不十分であって、ふるさと喪失慰謝料にとどまらず、避難の継続中にも経時的に権利侵害及び損害が発生していることを認め、避難の継続期間に応じた精神的苦痛も正當に評価し算定するべきである。

（2） 原審は、帰還困難区域の一審原告らについて、交通事故による損害賠償の算定基準を示した「赤い本」の死亡慰謝料との対比等から、慰謝料は1500万円にとどまるとするが、被害の実相に照らしていまだ不十分であり、原審がこれに準じる形で損害算定を行った、居住制限区域、避難指示解除準備区域の一審原告らの慰謝料についても、同様に不十分である。

（3） 原審は、ふるさと喪失慰謝料は、避難指示等の対象とされた区域についてのみ認められるとし、また、避難指示解除までに要した期間により慰謝料額に差を設けているが、誤りである。すなわち、政府による避難指示等は、社会的影響等を重視した政策的見地からの判断であったというべきであり、避難指示等の有無や避難指示等の期間をもって慰謝料の有無や額を区別する合理的理由は全くない。後記3のとおり、避難指示等対象区域以外の区域であっても放射線による被ばくのリスクが存在し、同区域の一審原告らについても、本件平穏生活4要素が侵害されているのであるから、その程度に応じ、ふるさと喪失慰謝料を認めるべきである。

3 放射線被ばくについて

（1） 放射線の健康への影響につき、放射線医学や疫学研究上の専門的知見は直接的な基準とならないと解すべきである旨の原審の説示は、放射線の健康への影響についての司法判断の在り方として誤りであるところ、放射線の健康への影響に関する科学的知見の到達点に立てば、避難指示等対象区域以外の区域に居住していた一審原告らであってもなお、生命に関わる健康への重大な影響は否定できず、社会通念上、避難の相当性は十分に肯定できるから、避難指示等対象区域の内外によって慰謝料額に差異を設けるべきではなく、また、同一審原告らの避難の継続についても、合理性を有するものである。

（2） この点、一審被告東電は、放射線による発がんリスクの増加は、地上1m地点における空間線量で測定した、年間100mS V以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がん

のリスクに隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとして、同100mSV以下の放射線の健康への影響を実質的に認めず、その結果、避難やその継続の相当性を否定するが、次に照らして、放射線の健康への影響は、避難指示等対象区域の内外を問わず認められるものといえるのであって、一審被告東電の上記主張は失当である。

ア 内部被ばく（体内に取り込まれた放射性物質（線源）による被ばく）は、外部被ばく（放射性物質（線源）が体外にある場合）と異なり、比較的少量の放射性微粒子を摂取したにすぎない場合であっても重大な障害を引き起こすおそれがあるなど、危険性が高いとする知見がある。これによれば、放射線の健康への影響を正しく把握するためには、内部被ばくの原因となる、地表面及び土壌の汚染状況を踏まえなければならないところ、地表面の空間線量は、地上1m地点における空間線量を相当程度上回っている。

イ 放射線の健康への影響のうち、脱毛、白内障、皮膚障害等を生じさせるものをいう確定的影響と対比して、がん、白血病を発症したり、遺伝性影響をもたらしたりする確率的影響にしきい値はなく、僅かな被ばくによっても健康への影響は生じるとする考えをLNTモデル（直線しきい値なしモデル）というところ、かかるLNTモデルが、広く支持されるに至っている。

すなわち、放影研による、広島、長崎の原爆被ばく者の最新の疫学調査であるLSS第14報（甲共4）は、放射線被ばくと固形がん死亡のリスクについては、線形の線量反応関係が示されたとし、全米科学アカデミー報告（2006）は、発がんリスクは低線量域でもしきい値なく線形で連続しているとし、ICRP（国際放射線防護委員会）は、放射線防護の目的上、単純かつ合理的な仮定としてLNTモデルを採用するとし（丙共31・4頁参照）、UNSCLEAR（国連科学委員会）2000年報告（甲共113の1・16～17頁）もLNTモデルを支持するとし、aeらによる「小児へのCTスキャン被ばくと白血病、脳腫瘍のリスク」（甲共17）も、LNTモデルを裏付けている。

4 加害行為の悪質性等による慰謝料の増額について

一審被告東電は、本件事故に至るまで、長期評価、貞観地震や津波の知見を津波対策に活かす機会が何度もあったにもかかわらず、保安院に抵抗し、いかに規制をすり抜け、これを回避するかに労力を注ぎ、本件事故を惹起させたものであって、一審被告東電の津波対策のけ怠は悪質であり、本件事故後の賠償手続における対応も著しく不誠実であるから、一審原告らに対する慰謝料額は、相応に増額されるべきである。

第2 財産的損害に対する賠償について

1 不動産損害について

原審は、避難指示等対象区域外においては、現に避難をしなかった者は同種の財産権を利用して生活しており、ある財産が放射能に曝露していたという事実のみでは、財産権侵害があったとまで認めることはできず、同区域外における不動産損害は認められないとする。

しかし、前記第1の3に照らせば、避難指示等対象区域の内外で、一審原告らを区別することは不合理であり、仮に原判決の説示を前提としても、避難指示等対象区域と近接し生活圏が同一であるにもかかわらず、一切不動産損害が認められないとするのは不当である。

2 住居確保損害について

原審は、住居確保損害は、同種同等の財産を取得するのに必要な額を超えて、避難後の住居地において新たに住宅を購入するために必要となった費用であり、不動産の交換価値（時価）そのものを構成する要素とはいえず、不法行為法の枠組みの中での物的損害として認められないとする。

しかし、本件事故前の交換価値（時価）で財産的損害を算定することは、一審被告らの不法行為によって、一審原告らとその財物の市場における交換を強制されることを意味し、不合理

であるし、従前の生活基盤を失わせ、別の場所において生活基盤を構築せざるを得ないという本件事故の被害実態を考慮すれば、本件事故による財産的損害に対しては、一審原告らがそれぞれの移転先において生活基盤を回復できるだけの賠償（当該移転地での生活基盤の再取得価額の賠償）がされなければならないことは明らかであって、住居確保損害が認められなければならない。

3 家財損害について

原審は、避難指示等対象区域外においては、そもそも家財損害は認められないとし、また、避難指示等対象区域における家財損害の額についても、当該家財道具と同種同等の財産を取得するのに必要な額（時価）をもって評価すべきであり、新たに同種の家財道具を取りそろえるために必要な額は、当該家財道具の交換価値そのものを構成する要素とはいえないとして、低額な損害（単身赴任・10万円、夫婦又は親子2人暮らし・1世帯当たり20万円・3人暮らし以上・1世帯当たり40万円）しか認めていない。

しかし、前記第1の3に照らせば、避難指示等対象区域の内外で、一審原告らを区別することは不合理である。また、原審の家財道具の損害の算定は、低額にすぎるといべきであって、全国の平均的な家財所有額に基づく賠償が認められるべきであり、具体的には、損害保険料率算定機構が公的統計資料等を用いて算出した算定表（404万円～1878万円）を用い、世帯主の年齢と世帯人数に応じて算定した金額を認めることが相当かつ合理的である。

4 就労不能損害について

原審は、避難指示等対象区域の一審原告らについては、原則として減収分が損害に当たるとしつつ、避難指示等対象区域外の一審原告らについては、本件事故後1年間に限り就労不能損害が認められるなどとするが、前記と同様に、避難指示等対象区域の内外で、一審原告らを区別することは不合理である。

第3 弁済の抗弁について

1 原審の説示について

原審は、一審被告東電への直接請求手続及び原賠センターでのADR手続（以下併せて「直接請求等」といい、個別にいうときは「直接請求」、「ADR」という。）において慰謝料増額事由が認められて金員が支払われた一審原告らについて、慰謝料増額事由による慰謝料の増額を認めない一方、上記のように慰謝料増額事由により増額された金員を、既払金として差し引いているが、このような取扱いは、上記増額分だけ認容額が減ることとなり、不当である。

2 弁済の抗弁に対する反論

一審被告東電は、直接請求等において一審原告らに支払われた既払金を、費目等の如何を問わず、その生じた損害全体に対する弁済として充当すべきであり、また、世帯の構成員の間でも同様に充当すべきであり、さらに、一審原告らが明らかに過大な賠償金を受領しているときには、同様に充当すべきであるなどと種々主張するが、いずれも失当である。

すなわち、そもそも異なる費目間の充当は、法的に認められない。また、一審被告東電は、直接請求等において、一審原告らとの間で、費目及び損害額の下限を定める合意をして、金員の支払を行っているところ、当事者の意思を合理的に解釈すれば、当該合意は、民法上の和解契約、片面的清算合意又は当該費目に限って弁済するものであり他の費目に充当したりすることはしないとの合意であると解される。さらに、一審被告東電において、実損害額が既払金額よりも低く、既払金額を他の損害賠償の項目に充当すると主張することは、信義則に反する。

そして、世帯の構成員間での充当についても、上記の合意があることに加えて、同一世帯の構成員であっても、その精神的苦痛は各人ごとに生じるものであり、ある世帯構成員に対する賠償によって他の世帯構成員が利益を受ける関係になく、世帯の代表者は、当該世帯の構成員全員分の賠償金を代理して受領したにすぎない。また、一審原告らが明らかに過大な賠償金を受領した事実も認められない。

(一審被告東電の主張)

第1 精神的損害に対する賠償について

1 総論

一審原告らの個別の事情に係る各自の精神的苦痛は、中間指針等を踏まえた一審被告東電の各既払金により十分慰謝されているといえ、一審原告らの主張は失当である。しかるに、原審は、本件事故により一審原告らの生活利益にどのような侵害が生じ、それが本件事故後、どのように回復されるに至ったかなどの一審原告ら各自の個別具体的な事情について何ら考慮せず、一律に、本件平穩生活4要素の喪失等の総論的、抽象的な説示のみから具体的な慰謝料額を認定し、その慰謝料額が、中間指針等を踏まえた一審被告東電の各既払額を超えているものであるとして、誤っている。

2 ふるさと喪失慰謝料に関する誤りについて

(1) 帰還困難区域

原審は、全てのふるさと喪失慰謝料の基準とする、帰還困難区域におけるふるさと喪失慰謝料について、前記「赤い本」の後遺障害別等級第5級(1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下となったものや、1上肢又は1下肢の用を全廃したもの等)の場合の後遺障害慰謝料額1400万円をも上回る額である、1500万円とするのが相当であるとする。

しかし、原審は、本件事故においては、上記区域からの避難者に身体障害が生じているものでもなく、また、本件平穩生活4要素が恒久的に失われたわけでもないにもかかわらず、上記損害の算定をしていることに照らし、誤っており、上記慰謝料については、中間指針等を踏まえた一審被告東電による既払額1450万円を上回る額は認められない。

(2) 居住制限区域及び避難指示解除準備区域

ア 居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、従前の裁判例で認められた額と対比しても、中間指針等を踏まえた一審被告東電による既払額850万円を上回る慰謝料は認められない。

イ 原審は、居住制限区域(避難指示解除までに5年以上要した区域。以下単に「5年以上」などと表記する。)について、帰還困難区域に匹敵するとして、ふるさと喪失慰謝料の額を1300万円とするのが相当であるとする。

しかし、居住制限区域では、帰還困難区域とは異なり、放射線量が年間20mSvを大きく下回ることが確認されて避難指示が解除され、帰還することが可能となっており、実際にも相当数の住民が帰還していることに照らせば、このような居住制限区域(5年以上)を、現在も帰還の見通しが立たず帰還不能と評価し得る帰還困難区域に匹敵するとするのは前提に誤りがあり、上記慰謝料の額は過大である。

ウ 原審は、避難指示解除準備区域(5年以上)について、本件平穩生活4要素の喪失の程度は居住制限区域(5年以上)のそれに匹敵するとして、ふるさと喪失慰謝料の額を1200万円とするのが相当であるとし、居住制限区域(5年未満)について、避難指示解除までに5年以上を要した区域ほどではないとしても、相当程度の本件平穩生活4要素の喪失があったとして、ふるさと喪失慰謝料の額を1000万円とするのが相当であるとし、避難指示解除準備区域(5年未満)について、居住制限区域(5年未満)に匹敵するとして、ふるさと喪失慰謝料の額を900万円とするのが相当であるとする。

しかし、上記アのとおり、居住制限区域(5年以上)のふるさと喪失慰謝料の額が過大である以上、原審の算定した上記ふるさと喪失慰謝料の額は、そのいずれについても正当性が認められない。

(3) a f 市による一時避難要請区域

原審は、a f 市による一時避難要請区域については、避難要請が出され、本件平穩生活4要素が喪失されたとする一方、平成23年4月22日には避難要請が解除されていることなどが

ら、ふるさと喪失慰謝料を150万円とするのが相当であるとする。

しかし、避難要請は強制力のあるものではなく、約1箇月の要請で本件平穩生活4要素の喪失が生じるとはいえず、上記慰謝料については、中間指針等を踏まえた一審被告東電による既払額70万円を上回る額は認められない。

3 自己決定権侵害慰謝料に関する誤りについて

(1) 原審は、緊急時避難準備区域、屋内退避区域、自主的避難等対象区域については、放射性物質による健康被害におびえることなく自己の住所又は居所を自由に決定し当地で生活する権利に対する侵害があったと観念できるとして、緊急時避難準備区域につき250万円、屋内退避区域につき150万円、自主的避難等対象区域につき30万円(子供及び妊婦については100万円)等の自己決定権侵害慰謝料を認めているが、次のとおり、これらの慰謝料の認定は、いずれも相当でない。

(2) 緊急時避難準備区域

緊急時避難準備区域については、避難指示区域と異なり、当初より年間積算線量が 2.0 mS V ($3.8\text{ }\mu\text{ S V}$ /時)を超えることが見込まれず、平成23年7月時点で放射線量はおおむね $1.9\text{ }\mu\text{ S V}$ /時以下に低減し(乙共137・5頁)、具体的な健康被害が生じるおそれはなく、その区域指定は本件事故から約6箇月後の同年9月30日には解除された。これらに照らせば、当該区域の一審原告らの慰謝料については、中間指針等を踏まえた一審被告東電による既払額180万円(平成24年8月31日までを対象とする。)を上回る額は認められない。

(3) 屋内退避区域

屋内退避区域については、本件事故から約1箇月後の平成23年4月22日にその指定が解除され、緊急時避難準備区域の指定も受けなかったことからすると、屋内退避区域の一審原告らの放射線による健康不安等についての権利侵害の程度は重大なものとはいえず、当該区域の一審原告らの慰謝料については、中間指針等を踏まえた一審被告東電による既払額70万円を上回る額は認められない。

(4) 自主的避難等対象区域

自主的避難等対象区域については、現に避難した居住者の割合も、1%に満たない自治体がほとんどであり(乙共160)、一般人を基準に考えた場合に、原審のいう自己決定権が侵害されたとはいえず、少なくとも、中間指針等を踏まえた一審被告東電による既払額(本件事故日から平成23年4月22日までの期間に対応する慰謝料8万円及び追加的費用4万円。なお、子供及び妊婦については、同年12月までを対象に慰謝料40万円、追加的費用20万円、更に平成24年8月末までを対象に慰謝料8万円、追加的費用4万円)を上回る額は認められない。

4 加害行為の悪質性等による慰謝料の増額について

一審原告らは、一審被告東電の津波対策のけ怠の悪質性や本件事故後の対応の不誠実性からすれば、慰謝料が増額されるべきであると主張するが、そもそも、令和4年最高裁判決の説示に照らせば、一審被告東電の対応のいかんによって、本件事故又はそれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできず、本件事故の回避可能性はなかったものであるし、一審被告東電の本件事故後の対応が不誠実であったということもない。

第2 財産的損害に対する賠償について

1 不動産損害について

原審は、不動産損害について、不動産の交換価値を算出するに当たり、固定資産税評価額を基礎として、それに一定の係数(帰還困難区域は土地につき2倍、建物につき3倍(築30年以上の場合は5倍)、居住制限区域(5年以上)は土地につき1.8倍、建物につき2.5倍(築30年以上の場合は4倍)、居住制限区域(5年未満)は土地につき1.2倍、建物につ

き1.8倍(築30年以上の場合は2.5倍)、避難指示解除準備区域(5年以上)は土地につき1.5倍、建物につき2倍(築30年以上の場合は3倍)、避難指示解除準備区域(5年未満)は土地につき1倍、建物につき1.5倍(築30年以上の場合は2倍)を乗じた額を損害として認めている。

しかし、かかる原審の説示は、固定資産税評価額に乗じる係数の根拠が不明であり、固定資産税評価額に上記係数を乗じることで交換価値を求めることができる根拠はない。一般に、固定資産税評価額は、土地は公示価格の70%程度であり(乙共337。一審被告東電が行っている自主賠償も、実際に土地の固定資産税評価額に1.43倍を乗じて時価を算定することとしている。)、また建物は再建築価格の50~70%程度であるとされるところ(乙共338)、原審が示す係数を乗じると、上記区域の不動産に対する賠償額(交換価値算定額)は、実際には時価を優に超えるものとなってしまい、不合理である。また、原審は、毀損割合を区域ごとに分けるのではなく、土地・建物の客観的価値の算定に当たり、福島第一原発からの距離や放射線の影響に応じて「固定資産税評価額」に対する土地・建物の価格の倍率に差異を設けて相違を生じさせており、この点でも不合理である。

2 その他の損害(住居確保損害、家財損害、就労不能損害等)について

一審被告東電は、一審原告らが主張するその他の損害(住居確保損害、家財損害、就労不能損害)に対し、中間指針等を踏まえ、自主賠償基準に基づき、被害者支援という政策的見地から時価賠償を超える支払をし(住居確保損害)、損害の事実についての具体的な主張立証がなくても定額の支払をし(家財損害)、本件事故後の収入の一定範囲について特別の努力により得られた収入として賠償金から控除せずに支払をする(就労不能損害)など、実損害額を超える支払をしており、一審原告らの賠償請求が認められる余地はない。

第3 弁済の抗弁について

1 費目間での弁済充当について

(1) 一審原告らの各請求に対しては、次の各点に照らせば、財産的損害か精神的損害か、いかなる費目かを問わず、一審原告ら各自が主張する損害の全項目に対し、既賠償額の総額をもって、弁済の抗弁に係る主張が認められるべきである。

ア すなわち、一審原告らは、本件事故という1つの不法行為により生じた損害を様々な費目に分けて主張しているが、本件事故という同一の不法行為により生じた財産上の損害と精神上の損害に関しては、その賠償の請求権は実体法上の請求権としては1個であり、訴訟物の個数としても1個である(最高裁昭和48年4月5日第一小法廷判決・民集27巻3号419頁)。また、一審原告らに生じた損害は、財産的損害としても精神的損害としても評価できるものがあるなど、両者は截然と区別できるものではなく、両者の区別は曖昧なものである。

イ また、慰謝料には財産的損害賠償を補完する機能があるとされるところ、一審原告らの財産的損害に対する賠償は、被害者にとって有利な賠償を行うという視点から行われ、賠償の水準が十分であることによりその精神的苦痛も慰謝されている。

ウ さらに、一審被告東電は、多数の被害者に対する迅速な救済という観点から、原子力損害に該当する可能性の高いものから順次提示されてきた中間指針等を踏まえ、賠償基準を順次公表し、これに基づく請求の受付と賠償を行うことで、最終的に本件事故により生じた各一審原告の損害総額に満つるように、順次請求の受付と賠償を行ってきた。

そして、直接請求における請求書には、既払の賠償金額と実損害額が異なる場合には精算する旨が記載されており、このことからすると、当事者の合理的意思としても、特定の項目に対するものとして賠償されていても、その項目にかかわらず、損害全体に対する弁済として支払われる趣旨であったといえるし、このように解しないと、一審被告東電は、特定の項目に過払が生じた場合に不当利得返還請求の別訴又は反訴を提起しなければならず、一審原告らにとっても応訴の負担が生じることになり、紛争の早期解決に資さないこととなる。

(2) また、原審は、避難慰謝料を、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害に係る損害に対する賠償として、ふるさと喪失慰謝料を、財産権等の侵害に係る損害に対する賠償により回復されない平穩生活利益や居住、移転の自由の侵害に係る損害に対する賠償として位置付けている。そうすると、少なくとも、一審被告東電による既払額のうち、財産権等の侵害に係る損害に対する賠償の範囲を超えて平穩生活利益や居住、移転の自由の侵害に対する補填として支払われたものや、「名目」上は生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害に係る損害に対する賠償とはいえないものであっても、生命・身体の自由、生存権、財産権の侵害に係る損害に対する填補の趣旨を含むものについては、原審が認める避難慰謝料やふるさと喪失慰謝料に対応する弁済として充当されるべきであることは明らかである。

このような点からすれば、損害の性質や支払の趣旨からいって、一審被告東電が支払った一審原告らの住居確保損害に係る賠償金や、家財や就労不能損害に対する各賠償金のうち実損害額を超える分については、一審原告らの避難慰謝料及びふるさと喪失慰謝料に対する弁済として充当することが認められるべきである。

2 建物とその敷地間での弁済充当について

原審は、建物について損害として認定された額を超えて支払を行っている場合に、土地の損害として賠償された額に不足があってもそれに対する弁済の充当を認めていない。

しかし、自宅不動産として土地と建物を一体で保有している場合には、全体で一つの不動産として価値をみるのが実態にかなない、土地と建物の価格をどのように割り振るかは通常問題にならないのであるから、一方の弁済を他方の弁済として認めない理由はない。

3 就労不能損害に係る弁済について

原審は、就労不能損害について、裁判所の認定する期間と異なる期間の既払額について充当対象としていないが、誤りである。

例えば、一審原告46-1に対して、一審被告東電は、平成23年3月1日から同年12月31日までの分として29万8896円を、平成24年1月1日から同年12月31日までの分として29万8896円をそれぞれ支払っているところ、原審は、当該一審原告について本件事故後1年間(平成24年3月まで)に限り就労不能損害が認められるとし、その上で一審被告東電が平成24年1月～12月分の就労不能損害として支払った29万8896円について、平成24年1月～3月までの3箇月分に按分した7万4724円の限度で弁済として認めている。

しかし、就労不能損害は、本件事故という同一の原因事実によって生じた単一の利益侵害であり、賠償対象期間に応じて実体法上別個の請求権が成立するものではない。そうすると、原審が本件事故との相当因果関係を否定した期間に係る賠償として支払われた既払金であっても、原審が認定した就労不能損害に全て充当すべきものである。

4 世帯構成員間での弁済充当について

世帯の構成員の1人(世帯主等)である一審原告らに対してされた支払であったとしても、次の各点に照らせば、同支払は、世帯の構成員全員の損害に充当されるべきである。

すなわち、同一世帯の構成員は生活基盤を共にし、被侵害利益を共通にしているのであるから、ある世帯構成員に対する賠償により、他の世帯構成員も利益を受ける関係にあるというべきであり、そうである以上、一審原告らが所属する世帯に対してされた賠償に過払が生じた場合、当該過払分は、同一世帯構成員の損害の弁済に充てられるべきである。

また、一審被告東電は、世帯の代表者から、当該世帯の構成員全員分の賠償金の一括請求を受け、当該代表者に対して当該世帯の構成員全員分の賠償金を支払っているから、かかる代表者に対する支払は当該世帯の構成員全員に発生した損害を填補するものと考えるのが当事者の合理的意思に合致するし、このように解さないと、一審被告東電は、特定の項目に過払が生じた場合に不当利得返還請求の別訴又は反訴を提起しなければならず、一審原告らにとっても応

訴の負担が生じることになり、紛争の早期解決に資さないこととなる。

5 明らかに過大な賠償について

一審原告らにおいて、実態と異なる被害状況の申告をしていた場合など、一審被告東電が自主賠償基準で賠償する趣旨に沿わず、一審原告らが明らかに過大な賠償金を受領している場合にも、超過分につき、他の費目や同一世帯構成員の損害への弁済による充当が認められるべきである。

第3節 一審原告らの個別の損害について（各論）

以下においては、一審原告らについて、前記のとおり一審原告番号で呼称するとともに、複数人で1個の世帯等を形成する場合には、各一審原告ら個人を指称する場合には枝番を付し、世帯等の全員を指すときは、一審原告番号の後に「ら」を付して呼称する（例：「一審原告1-1」、「一審原告1ら」。なお、訴訟承継が生じている場合で、一審原告番号の後に「ら」を付して呼称しているときは、一審原告の地位と訴訟承継人の地位を併有している者を含む。）。

一審原告らの損害（各論）に関する当事者の主張の要旨は、以下のとおりであり、一審原告らは、いずれも、原審の認定額や、一審被告東電の既払金は、一審原告ら各自が被った慰謝料を填補するには不十分である旨主張している。

また、以下に特段摘示しない場合も含め、一審原告ら及び一審被告東電の双方は、いずれも、相手方の主張を争っており、一審被告東電は、一審原告ら各自に関して、個別の多数の費目を挙げて実損害額を超える賠償ないしはその可能性があるとして主張している。

さらに、一審被告国においては、いずれの一審原告らについても、その各請求を争いつつ、一審原告らの個別の損害については、一審原告16に対して一審被告東電が1898万9219円を支払ったとして弁済の抗弁を主張していることを除き、いずれも一審被告東電の主張を援用しているものであって、以下、個別には記載しない（ただし、一審原告16については、一審被告東電及び一審被告国から各控訴がされ、一審原告16から各附帯控訴がされたところ、一審被告東電が控訴を取り下げたため、一審原告16の一審被告東電に対する請求につき、原審の判断が確定していることから、一審原告16と一審被告国の主張を記載する。）。

第1 一審原告1ら（一審原告1-1～同1-5）について

（一審原告1らの主張）

1 慰謝料額が低額にすぎること

一審原告1らは、本件事故の際、a g町内の自宅（居住制限区域内）で生活していたところ、本件事故及びその後の避難の継続により、一審原告1-1（夫）及び同1-2（妻）は仕事やその人間関係を失い、同1-3、同1-4及び同1-5（子供ら）は学校からの転校を余儀なくされ、生活が一変したものであり、このような生活全てを失ったことによる慰謝料は、原審が認めた金額（認定額は各自1300万2000円（弁護士費用を除いた額。以下同じ）、認容額は各自492万2000円）では低額にすぎるといふべきである。

2 一審被告東電の主張に対する反論

（1）一審被告東電は、一審原告1-2は本件事故によって退職を余儀なくされたものではないと主張するが、次に照らして失当である。

すなわち、一審原告1-2は、本件事故の影響で、福島での生活ができなくなり、の福島工場の職場が、の職場に変わったものであり、通勤時間も以前の3倍以上の片道1時間30分となり、避難生活に伴う主な原因として、勤務先を平成24年4月15日付けで自己都合退職することになったものであり、大きな精神的苦痛を被った。

（2）また、一審被告東電は、一審原告1-3～同1-5につき、居住地における社会人や学生としての生活に慣れ、平穏な生活を取り戻していた旨主張するが、次に照らして失当である。

すなわち、一審原告1 - 3 ~ 同1 - 5は、いずれも新しい環境に馴染むため苦労し（一審原告1 - 3は貧血になり2年弱程度通院していた。）、兄弟姉妹3人の部屋が狭い1室だけとなり互いにストレスを感じる環境での生活を余儀なくされるなど、原審のいう本件平穏生活4要素を喪失したのであり、避難後の変化によって、喪失したものが治癒されるようなことはない。

(3) さらに、一審被告東電は、一審原告1らのa g町の自宅については、平成29年4月1日に避難指示が解除されており既に帰還が可能であるとして、平成30年4月以降においては侵害状態が継続しているとはいえない旨の主張をするが、次に照らして失当である。

すなわち、避難指示の解除は一審被告らの側が一方的に行ったものであり、また、a g町については未だ復興がされているとはいえない状況であることや、放射線の汚染の恐怖からも、一審原告1らの避難の継続には相当の理由があるというべきである。

(一審被告東電の主張)

1 一審原告1らの避難生活等の状況

一審原告1らは、本件事故前後を通じ、家族5人で共に生活しており、平成23年4月7日には、一審原告1 - 2(妻)の出身地であり同1 - 1(夫)、同 賃貸住宅を確保して、安定的な生活基盤を確保しており、本件事故当時、中学生であった同1 - 3(長女)、同1 - 4(長男)、小学生であった同1 - 5(二女)も、それぞれ、居住地における社会人や学生としての生活に慣れ、平穏な生活を取り戻していた(甲個の1・8頁、10頁)。

この点、反対尋問を経ていない陳述書に依拠して一審原告1らに有利な事情を認定することは、実情に即しない内容が入り込む類型的な危険が存し、許されない(他の反対尋問を経ていない一審原告らの陳述書についても同様である。)

2 平成30年4月の避難終了について

他方、一審原告1らのa g町の自宅の存する区域については、平成29年4月1日に避難指示が解除され、a g町の放射線量や復興状況を踏まえると、客観的には既に帰還が可能な状態となっている。

そうすると、少なくとも上記から1年が経過した平成30年4月以降においては、一審原告1らが、本件事故により避難の継続を余儀なくされているとは評価できない。

3 損害額について(一審被告東電の既払額を超えないこと)

以上に照らし、一審原告1らについて、本件事故に起因して生じたと考え得る損害額は、中間指針等を考慮した一審被告東電の既払金(世帯合計7617万6432円)を超えるものではない。

(1) 一審被告東電は、直接請求等において、一審原告1らに対し、避難帰宅費用や一時立入費用、検査費用、避難先住居の賃料等その他の実費に加え、就労不能損害、家財の財物損害などの名目での支払をしており、慰謝料としての支払額を除くと、その合計額は3288万7146円となる。

(2) 一審被告東電は、上記(1)のほか、一審原告1らのそれぞれに対し、各852万円の慰謝料を支払っているところ、前記(1)の一連の支払は、一審原告1らの本件事故による精神的苦痛を緩和し、本件事故前に享受していた平穏な生活を取り戻す一助になるものであるから、仮に一審原告1らについて上記の額(各自852万円)を超える慰謝料額が認定されたとしても、これに対しては、前記(1)の支払のうち、実損害額を超える支払部分(後記4)から充当すべきである。

(3) そうすると、一審原告1らについては、前記既払金を超える未払の損害はないことに帰する。

4 実損害額を超える賠償を受けていること

(1) 一審原告1 - 1は、本件事故日から平成26年2月28日までの期間を対象とし

て、就労不能損害1172万2968円の支払を受けている(乙共494、520・3頁)。

しかし、一審原告1-1は、
として、平成24年12月に11万3711円(乙個1の3)、平成25年1月に13万3951円(乙個1の4)の収入を得ており、また、平成25年2月から平成26年2月までの間においても、金額は不明であるものの転業によって得た収入が存在しているが(甲個の1・11頁)、一審被告東電は、これらについては、特別の努力があったものとして、控除しない取扱いをしていたものであり、同額については、実損害額を超えるものとなっている。

(2) 一審原告1-2は、本件事故日から平成26年2月28日までの期間を対象として就労不能損害541万7784円の支払を受けている(乙共494、520・3頁)。

しかし、一審原告1-2は、本件事故前は
の福島工場において、本件事故後において勤務しているところ、本件事故の前後を通じ、給与も同水準であり、平成24年4月15日付けの勤務先の退職も、自己都合退職であって、本件事故と相当因果関係はない(乙個の1の5頁、6頁、12頁)。それにもかかわらず、一審被告東電は、本件事故後の就労によって得た収入のうち、174万6328円について、特別の努力があったものとして、控除しない取扱いをしていたものであり、同額については、実損害額を超えるものとなっている。

第2 一審原告2ら(一審原告2-1、同2-2)について

(一審原告2らの主張)

1 精神的損害について

一審原告2らの次のような状況に照らせば、原審が認めた慰謝料額(各自1300万6000円)は低額にすぎるといふべきである。

(1) 一審原告2-1は、本件事故による避難により生きがいであった建設会社をやむなく退職し、現在は70代でa hでの就職も困難となっており、一審原告2-2は、親戚の経営するスーパーでの仕事を失っており、ともに生活の見通しが全く立たない深刻な先行き不安に陥っている。また、一審原告2-1は、a g町での町内会や同僚とのゴルフ等の交流による楽しみを失い、一審原告2-2は、近所付き合いや親戚付き合い、パッチワークや生け花のクラブを通じた地域の人達との交流を失うなど、ともに、a g町での地域生活を喪失して心身の状態の悪化を来している。

(2) 一審原告2らの居住していたa g町(帰還困難区域を除く。)については、平成29年3月31日、避難指示が解除され、現在まで3年以上が経つが、本件事故により放出された放射性物質により空間放射線量の高い状態が続いており、地域住民全体及び近隣住民の帰還も進まず(甲個2の30、31)、インフラ等の整備も進まない状態で、到底帰還が見込めないような状態が続いている。

そのような中でも、一審原告2-1は、
(甲個2の27)や
を立ち上げ、校歌祭を実施し、ふるさとへの想いを大切にしているが、一審原告2らは、上記のような状況により、帰還の目途が全く立たない先行き不安の中、日々不便な生活を続けることを強いられ、多大な精神的苦痛を被っている。

2 財産的損害について

(1) 原審は、一審原告2-1の長女は、予定どおり子の就学に合わせて
マンション(一審原告2-1と上記長女が共有するa h市内のマンション)に転居することが可能であり、一審原告2らが
マンションに居住することとしたのは、本件事故によるものというよりは、一審原告2ら及びその長女一家が保有する財産を有効に活用すべく検討した結果であるから、一審原告2-1が長女に支払った
マンションの賃料は、本件事故に基づく損害とは認められないとするが、次に照らして、誤りである。

(2) 一審原告2らが
マンションに避難し、これを継続することとなった経緯は次のとおりである。

すなわち、一審原告2らは、本件事故後の平成23年3月17日に一旦長女宅（長女の夫所有のマンション）に避難した後、同年4月下旬頃に マンションに避難した。ところで、長女一家は、その子供（一審原告2らの孫）の小学校の入学（平成23年4月）に合わせて

マンションに転居し、長女の夫所有のマンションは第三者に貸し出して賃料収入を得る予定であり、子供（一審原告2らの孫）の小学校の入学手続も、 マンションが所在する学区で申請していた。そして、当初は、一審原告2らの避難期間は短期にとどまると考えられていたことから、長女一家は元のマンションに継続して居住し、子供の通学先の小学校も変更しなかったが、一審原告2らの避難生活が長期に及びに至り、長女の子供は長距離の通学を余儀なくされ、通学時の交通安全や友人との繋がり等に不便を来し、情緒不安定な点が散見される結果となり、一審原告2らと長女との間にも亀裂が生ずるに至った。

（3） 以上の経緯に照らせば、予想に反した一審原告2らの避難期間の長期化によって、長女一家は、 マンションに転居できず、そのため、元のマンションの賃料収入も得られない上、子供も情緒不安定となるに至っているものであって、一審原告2らの マンションへの転居につき、長女の マンションへの転居も可能であったところ財産の有効活用の見地から検討した結果であるなどとして、上記賃料が本件事故による損害に当たることを否定することはできない。

（一審被告東電の主張）

1 一審原告2らの避難生活等の状況

本件事故前から、a h市内に、一審原告2らの長女夫婦や孫が居住していたところ、一審原告2らは、平成23年3月15日からは共に長女宅で生活し、同年4月下旬からは共に一審原告2-1が2分の1の共有持分を有するa h市内の マンションで生活している。また、一審原告2-1（夫）については、本件事故後も、勤務先から復帰を打診され、単身赴任による復帰もあり得る状況であって、その後、復帰を断念して退職したとしても、本件事故によって退職を余儀なくされたものとはいえず、さらに、NPOでの活動を通じて避難者との交流や情報交換を行うなどの活動もしている。また、一審原告2-2（妻）については、本件事故時には専業主婦であり、同人がa g町で職場や学校に準じた組織等における活動等に従事していたとの主張・立証はなく、同人がそうした活動等を喪失したとはいえない。これらによれば、本件事故後、一審原告2らは、a h市内での生活を続け、時が経過する中で、その精神的苦痛も徐々に緩和され、軽減されたと考えられる。

2 平成30年3月の避難終了について

他方、一審原告2らのa g町の自宅の存する区域については、平成29年3月31日に避難指示が解除されており、a g町の放射線量や復興状況を踏まえると、客観的には既に帰還が可能な状態となっている。

そうすると、少なくとも上記時点から1年が経過した平成30年4月以降においては、一審原告2らが、本件事故により避難の継続を余儀なくされているとは評価できない。

3 損害額が、一審被告東電の既払額を超えないこと

以上に照らし、一審原告2らについて、本件事故に起因して生じたと考え得る損害額は、一審被告東電の既払金（世帯合計7379万6505円）を超えるものではない。

（1） 一審被告東電は、直接請求等において、一審原告2らに対し、避難帰宅費用（1 長女に支払った賃料相当額、2 駐車場賃料を含む。）や一時立入費用、検査費用その他の実費に加え、就労不能損害（一審原告2-1が身体障害者等級4級であることを考慮して平成23年3月から平成28年2月までの損害として約1900万円を支払っている。）、生命身体的損害、家財や自宅の土地建物の財物損害などの名目での支払をしており、慰謝料としての支払額を除くと、その合計額は5675万6505円となる。

そして、一審原告2らの財産的損害に係る請求については、次の4のとおりであるが、仮に

費目によっては既払額を超える損害額が認定されたとしても、これに対しては、他の費目の実損害額を超える支払部分から充当すべきである。

(2) 一審被告東電は、これらに加えて、一審原告2らのそれぞれに対し、各852万円の慰謝料を支払っているところ、前記(1)の一連の支払は、一審原告2らの本件事故による精神的苦痛を緩和し、本件事故前に享受していた平穏な生活を取り戻す一助になるものである。そうすると、仮に一審原告2らについて、上記の額(各自852万円)を超える慰謝料額が算定されたとしても、これに対しては、前記(1)の支払のうち、実損害額を超える支払部分(後記4)から充当すべきである。

(3) そうすると、一審原告2らについて、前記既払金を超える未払の損害はないことに帰する。

4 財産的損害について

(1) 自宅の土地について

一審原告2-1は、自宅土地について1368万8000円の損害が発生したとするが、一審被告東電は、自宅土地の損害として569万6204円を支払済みであり、損害額は、これを超えるものではない。この点、原審は、自宅土地の財産的損害は固定資産税評価額の1.8倍である旨説示し、一審被告東電の既払金を超える損害を認定するが、誤っている。

(2) 長女に支払った賃料相当額について

一審原告2-1は、長女と共有している マンションへの居住について、長女に支払った賃料相当額440万円(月額8万円、平成23年12月から平成28年6月までの55箇月分)について損害が発生したとする。

しかし、そもそも親子間で一審原告2-1が主張するとおりに賃料が支払われたという事実を確認できる証拠はない上、仮に当該事実があるとしても、同人も法的には マンションについて占有権原を有していることなどに照らすと、上記賃料の支払は、本件事故と相当因果関係のある損害であるともいえない。この点、原審も、上記賃料の支払を損害と認めていない。

なお、一審被告東電は、ADRを通じ、平成23年5月1日から平成29年10月31日までの長女に対する賃料相当額の名目で、382万8000円(計算式:月額11万2000円×共有持分2分の1×78箇月-既払であった宿泊謝礼分54万円)を支払済みであるところ、上記382万8000円については、他に既払金を超える賠償義務が認められた損害項目がある場合には、これに対する弁済としての充当がされるべきである。

(3) 駐車場賃料について

一審原告2-1は、 マンションにおいて自家用車を駐車するために駐車場賃料の支出を余儀なくされたとして、77万5000円(月額1万2500円、平成23年5月から平成28年6月までの62箇月分)の損害が発生したとするが、同人による駐車場賃料の支払については、立証を欠いており、認められない。原審は、一審原告2-1が避難に伴い自家用車の保管場所を新たに確保する必要があり、そのために駐車場賃料を支払ったとして、77万5000円の損害を認めているが、不当である。

なお、一審被告東電は、ADRを通じ、平成24年6月1日から平成29年10月31日までの駐車場賃料の名目で、月額1万2500円を支払済みであるところ(乙個2の1の1及び2)、仮に本件訴訟において、一審原告2らにつき、一定の範囲で本件事故との相当因果関係が認められる損害があるとしても、上記支払がこれに充当されることは明らかである。

第3 一審原告4ら(一審原告4-1~同4-5)について

(一審原告4らの主張)

1 避難生活の継続の苦痛について

一審原告4らが被った避難生活の継続に伴う苦痛は、ふるさと喪失慰謝料にとどまるもので

はなかった。すなわち、一審原告4 - 1 (妻)は、思春期の子供3人(一審原告4 - 3 ~ 4 - 5)を連れての避難を余儀なくされた。また、一審原告4らは、神奈川県a i町に所在する一審原告4 - 2 (夫)の実家(以下「a i町の実家」という。)や同町の賃貸アパートでも、神経をすり減らす不自由な生活を強いられ、それぞれのキャリア形成の観点からも、退職(一審原告4 - 1)、転職(一審原告4 - 2)、内定取消し(一審原告4 - 4)など、大きな影響を被った。

なお、一審被告東電は、一審原告4 - 2は避難の事実がないとするが、同人は、a g町に住民登録があり、a j営業所に勤務しながらも、頻繁に、福島県内のa k事業所を訪れており、一審原告4 - 2がa g町の自宅にいた日数は、年間365日のうち213日(約6割)にもなり、光熱費等の契約も全て一審原告4 - 2の名義でされていたのであって、その生活の本拠はa g町にあったものである。

2 慰謝料額が低額にすぎること

一審原告4らは、本件事故の際、a g町内の自宅(居住制限区域内であるが、地理的にも、生活圏の観点からも、実質的には帰還困難区域に当たるといふべきである。)に居住し、地域の行事への参加などa g町の地域社会に溶け込み、豊かな自然の中で生活してきたが、このような、長年にわたり依拠し、信頼を寄せ、生活の礎としてきたふるさとを本件事故によって喪失させられたものであって、このことによる慰謝料は、原審が認めた金額(各自1300万円)では低額にすぎるといふべきである。

(一審被告東電の主張)

1 一審原告4らの避難生活等の状況

一審原告4らについては、次に照らし、全く土地勘のない場所に避難したのではなく、本件事故後の避難状況によるその苦痛は、限定的であったといえ、このことは、慰謝料額の算定の上で考慮されるべきである。

すなわち、まず、一審原告4らは、一審原告4 - 1 (妻)が所有する自宅で生活していたが、一審原告4 - 2 (夫)は、平成15年頃、a j市内の職場へ転勤となり、東京の大学に通う一審原告4 - 3 (長男)と共に、a i町の実家で単身赴任生活を送っていた(このように、一審原告4 - 2は、そもそも避難の事実がない。なお、一審原告4 - 3は、大学卒業間近となり、平成23年2月半ば頃からa g町に戻っていたが、本件事故後、a i町の実家に戻った。)。

そして、一審原告4 - 1 (妻)、同4 - 4 (長女)及び同4 - 5 (二女)は、本件事故後、福島県内の知人親類宅への避難を経て、平成23年3月15日から、a i町の実家で生活し、同年10月24日から、a i町の賃貸アパートで生活していた(甲個4の1・3~7頁)。

2 平成27年の避難終了について

また、一審原告4らは、平成27年、a i町の実家を建て替えて、家族がそろって新たな自宅での生活を開始しているから、この頃までには、避難生活を終了したとみることができる。

3 損害額について(一審被告東電の既払額を超えないこと)

以上に照らし、一審原告4らについて、本件事故に起因して生じたと考え得る損害額は、中間指針等を考慮した一審被告東電の既払金(世帯合計1億0311万9051円)を超えるものではない。

(1) 一審被告東電は、直接請求等において、一審原告4らに対し、避難帰宅費用や一時立入費用、検査費用、その他の実費に加え、就労不能損害、生命身体的損害、家財や自宅の土地建物の財物損害、住居確保損害などの名目での支払をしており、慰謝料としての支払額を除くと、その合計額は6164万5051円となる。

(2) 一審被告東電は、上記(1)のほか、一審原告4 - 1、4 - 3、4 - 4、4 - 5に対し、各850万円の慰謝料を、一審原告4 - 2にはa i町に単身赴任中であつたことを踏ま

えて425万円の慰謝料をそれぞれ支払っているところ、前記(1)の一連の支払は、一審原告4らの本件事故による精神的苦痛を緩和し、本件事故前に享受していた平穏な生活を取り戻す一助になるものであるから、仮に一審原告4らについて上記の額を超える慰謝料額が認定されたとしても、これに対しては、前記(1)の支払のうち、実損害額を超える支払部分(後記4)から充当すべきである。

(3) そうすると、一審原告4らについては、前記既払金を超える未払の損害はないことに帰する。

4 実損害額を超える賠償をしていること

(1) 一審原告4らは、一審被告東電から、a i町の実家の建て替えについて、住居確保費用の名目で923万5024円の支払を受けているところ(乙共494、520・3頁)、当該支払は、財物損害の額を超えて新規の資産取得費用を填補するものであるから、その全額が、実損害額を超えるものである。

(2) 一審原告4-4は、一審被告東電から、内定先に就職できなかったことについて、就労不能損害(平成23年4月~平成27年2月)の名目で617万1600円の支払を受けている。しかし、一審原告4-4による減収の立証はない上、一審原告4-4は、本件事故から約1年を経過した時点で既に正社員として就職しており、就職活動により内定先の収入を超える収入を得ることが可能であったから、内定先に就職できなかったことにつき、本件事故との相当因果関係は認められない。また、上記の点を措いたとしても、一審原告4-4は、正社員として就職し収入(平成24年2月から平成26年2月まで301万2886円)を得ているが、一審被告東電は、これについては、特別の努力があったものとして上記就労不能損害から控除しない取扱いをしていた。

そうすると、上記617万1600円又は301万2886円については、実損害額を超えるものとなっている。

第4 一審原告5ら(承継前一審原告5-1、一審原告5-2~同5-5)について
(一審原告5らの主張)

1 避難慰謝料について

承継前一審原告5-1は、a l町の自宅(帰還困難区域)に居住していたところ、本件事故時点で90歳という高齢であったにもかかわらず、受入れ可能な避難所が見つからず夜通しの避難を強いられ、避難所でも不衛生で狭隘な避難所生活を強いられ精神的苦痛を被ったものであることに照らすと、原審の認定する避難慰謝料の額(17万円)は低額にすぎる。

2 ふるさと喪失慰謝料について

承継前一審原告5-1は、昭和51年にa l町の自宅を終の棲家と決めてから、30年以上かけて築いてきた人間関係や農作物等と共にある生活を奪われ、本件事故の直前に行った自宅の整備工事も無駄となったまま、4年以上の歳月を神奈川県で過ごし、特別養護老人ホームで死去するに至った。

また、承継前一審原告5-1は、平成23年3月26日、避難所から一審原告5-4宅に避難したが、上記のような過酷な避難を余儀なくされたことにより、体力が低下し、同年4月29日、そのリハビリ中に転倒して右上腕部を骨折し、その後、平成27年7月5日に死亡するまで、骨が接合しないまま過ごすことを余儀なくされた(原審は、これについて、生命身体損害(慰謝料)として20万円を認めるのみである。)

これらに照らすと、原審の認定するふるさと喪失慰謝料の額(1500万円)は低額にすぎる。

3 弁済について

原審は、承継前一審原告5-1の生命身体侵害に係る慰謝料に対する既払金として1万5050円を控除する。しかし、その内訳は、一審原告5らが本件訴訟で請求していない交通費1

万2050円及び文書料3000円の実費である。このように、上記1万5050円の支払は慰謝料としての支払ではなく、費目が異なる以上、弁済に当たらず、控除されるべきではない。

(一審被告東電の主張)

1 承継前一審原告5-1の避難生活等の状況

承継前一審原告5-1は、本件事故から2週間後である平成23年3月26日には、避難所等での生活を脱し、以後は、ah市内の一審原告5-4宅で暮らすようになり、平穏な生活を回復している。また、承継前一審原告5-1は、転倒事故を経て、平成24年5月16日、特別養護老人ホームに入居することとなったが、同ホームでの生活をもって、避難生活と評価することもできない。すなわち、原審が説示するとおり、転倒事故については様々な要因が考えられ、本件事故及びそれに伴う避難生活がなければ転倒事故がなかったとまでいうことはできず、特別養護老人ホームへの入所後も、必要な介護サービスを日々受けられる環境下で一審原告5-4や孫など親族のサポートも継続的に受けながら引き続き生活していたものであり、避難により平穏な生活を害される状態にあったとは評価できない。

これらの事情は、慰謝料額の算定の上で考慮されるべきである。

なお、原審は、本件事故による承継前一審原告5-1の生命・身体に対する直接の侵害があったとして、ふるさと喪失慰謝料とは別に、20万円の慰謝料を認めているが、上記のとおり、本件事故と転倒事故等との間に相当因果関係があったとはいえないから、当該判断は不当である。

2 死亡後の期間を含めた慰謝料の支払

承継前一審原告5-1は、平成27年7月5日に死去したが、一審被告東電は、死亡後である同年8月から平成29年5月までの慰謝料の名目でも、承継前一審原告5-1に対するものとして286万円を支払っており、承継前一審原告5-1に対する慰謝料としての支払額は合計1677万円となっている。これらの支払額は、承継前一審原告5-1の精神的苦痛を慰謝するものとして十分な額であるといえる。

3 実損害額を超える賠償をしていること

一審被告東電は、ADRを通じて、承継前一審原告5-1に対し、移住のための住居確保費用を含む財物賠償として、土地につき1090万5404円、建物につき1896万8390円を支払っており(乙個5の6)、原審が認定した土地及び建物の財物損害の額(合計1274万9050円)を超える支払をしているから、その超過分である621万9340円は、実損害額を超える支払となっており、同額は、認定損害額に充当されるべきである。

4 弁済について

承継前一審原告5-1について、本件事故に起因して生じたと考え得る損害は、少なくとも被告東電の既払金(合計5513万3279円)を超えるものではなく、実損害額を超える支払が、認定損害額に充当されるべきである。

なお、原審は、承継前一審原告5-1につき、生命身体侵害に係る慰謝料20万円を認めているが、上記20万円以外の慰謝料1517万円と、一審被告東電が支払った慰謝料1677万円との差額分があるのに、これを上記20万円に充当しておらず、不合理である。

第5 一審原告6ら(一審原告6-1~同6-5)について

(一審原告6らの主張)

1 慰謝料額について

一審原告6らは、一審原告6-1(夫)がah市に出稼ぎに行っていたほか、am市の広い一戸建ての自宅(屋内退避区域)で快適な生活を送っていたが、本件事故によって、一審原告6-1のah市の居住先に避難し、それ以後、古くて狭い集合住宅での劣悪な生活環境での避難生活を強いられることとなった。そして、本件事故後の避難生活の中で、一審原告6-2

(妻)は、2年以上も不眠症となり、一審原告6-3(長男)及び一審原告6-4(長女)は、いずれも新しい環境に適応できず苦しい思いをし、本件事故当時71歳であった一審原告6-5(妻の父)は、避難自体が精神的、身体的に負担となり、大事にしていた芝生の手入れも諦めざるを得なくなった。また、一審原告6-1(夫)も、本件事故のためことができなくなり、平成29年に運送会社に正社員として採用されるまで、他社の契約社員として不安な毎日を過ごすなど、避難生活の継続に伴い、心身の状態が悪化した。

これらに照らすと、原審の認定する自己決定権侵害慰謝料等の額(150万円ないし151万円)は低額にすぎるとする。

2 財産的損害について

(1) 原審は、一審原告6らについて、ふるさと喪失損害が認められない以上、不動産に関する損害や、家具・生活雑貨の購入費、一審原告6-5の住居費等も損害として認められないとするが、失当である。すなわち、屋内退避区域に居住していた一審原告6らについても、被ばくの状況等に照らし、自己決定権侵害慰謝料とは別に、ふるさと喪失損害が認められるべきである。

(2) 原審は、レンタカー代以外の交通費について、客観的な証拠がないとするが、失当である。すなわち、一審原告6-1がa m市の自宅に行ったことは事実であり、その頻度(平成23年10月以降、平成25年7月までに13回)等からしても、原審における一審原告6-1本人のその旨の供述は、十分信用できるものである。

(一審被告東電の主張)

次に照らせば、一審原告6らについて、本件事故に起因して生じたと考え得る損害額は、一審被告東電の既払金(世帯合計625万3211円)を超えるものではない。

1 実損害額を超える賠償をしていること

(1) 一審原告6-1の日常生活阻害慰謝料74万円の支払について

一審原告6-1は、本件事故当時は、a h市のアパートに居住して同市の会社に勤務していた(甲個6の9・3~4頁、甲個6の1・3頁)。このように、一審原告6-1が、本件事故の7年前から、その大半を東京で過ごしてきたという経緯からすれば、同人は、本件事故がなくてもa h市等での生活を継続したであろうと考えられ、一審原告6-1が本件事故により日常生活を阻害されたと認めることはできない。そうすると、一審被告東電が、一審原告6-1に対して、精神的損害や追加的費用の名目で支払った合計74万円(乙共494、520・8頁)については、実損害額を超える支払となっているから、他の費目等に充当すべきである。

(2) 一審原告6-1の住宅などの補修・清掃費用30万円の支払について

一審原告6-1は、一審被告東電から、住宅などの補修・清掃費用として30万円の支払を受けているが、同人が供述するカビ発生やシミ・ホコリ・砂等の流入は本件津波による可能性があり、実際に、清掃等のために30万円の費用を要したこともうかがわれない。そうすると、上記30万円(乙共494、520・8頁)については、実損害額を超える支払となっているから、他の費目等に充当すべきである。

2 一審原告6-2~同6-5のa h市への転居は、本件事故ではなく、本件津波が原因であること

一審原告6らのa m市の自宅は、平成23年3月下旬になっても水道やガスなどのライフラインの復旧の目途が立っておらず(甲個6の1・6頁)、その自宅周辺は、本件津波により甚大な被害を受けていたものである。そうすると、一審原告6-2~同6-5は、本件事故の有無にかかわらず、a m市の自宅周辺が本件津波によって甚大な被害を受けたために、a h市に居住していた一審原告6-1のところへ転居したものと考えられ、当該転居と本件事故との間に相当因果関係はないというべきである。

3 一審原告6らの避難生活等の状況

一審原告6 - 1、同6 - 2及び同6 - 5については神奈川県での居住歴があるとみられ、全く見知らぬ土地に避難したのではなく、本件事故後の避難状況によるその苦痛は徐々に軽減され、平穏な生活を取り戻したものといえるから、このことは、慰謝料額の算定の上で考慮されるべきである。

第6 一審原告7ら（一審原告7 - 1、同7 - 2）について

（一審原告7らの主張）

1 慰謝料額について

原審は、自己決定権侵害慰謝料として、一審原告7 - 1につき60万円、同7 - 2につき100万円を認めたと、次に照らし、低額にすぎるとする。

すなわち、本件事故時、一審原告7らは、a n市の自宅に居住し、その居住地は避難指示等がない区域（自主的避難等対象区域）であったものの、一審原告7 - 1は、とりわけ子供（一審原告7 - 2。本件事故当時12歳）に対する放射線被ばくによる健康への影響を避けるため、一審原告7 - 2を連れて避難せざるを得ず、地域での生活状況が避難により一変し、人生設計や目標等が根底から覆され、大きな心の傷を負ったものである。

前記のとおり、LNTモデルには十分な科学的根拠があり、低線量であるからリスクがないとはいえず、また、避難指示の基準となった年間20mSvという値は、ICRPの年間被ばく許容量の20倍、放射線管理区域等の4倍に相当する値であり、避難指示の有無で健康への影響の有無を区別する合理的理由はない。

したがって、避難指示がない区域であっても、放射線被ばくによる健康への影響のリスクは、一審原告7らの主観にすぎないものではなく、客観的に認められるものというべきであり、その避難や、その後の避難生活の継続には、相当性があったということができ（甲個7の1・10頁）、一審原告7らが主張する上記損害は、いずれも理由があるものである。

2 一審被告東電の主張について

一審被告東電は、一審原告7らの避難は、一般にみられる通常の転居やそれに伴う生活の変化と大差がなく、同人らに対し、既に、ADRを通じ124万1700円を支払っており、同人らにはこれを超える損害は生じていない旨主張するが、次に照らして、失当である。

すなわち、一審原告7 - 1は、自らの意に反して故郷を出て、避難当初は の下に避難するなど苦渋の選択をし、その後も避難先での生活の維持に精一杯で一時帰宅もままならず、また、同7 - 2は、多くの友人と共に中学校に進学する環境から引き離され、避難先の環境に馴染めずに苦労している。このように、両者共に、長期間苦しい避難生活を送らざるを得なかったものであり、それによって生活の全てが一変し、人生設計や目標等が根底から覆されるに至っているものである。

（一審被告東電の主張）

一審原告7 - 1は、子供の健康への影響に対する不安をいうが、子供の健康への影響に対する漠然とした主観的な不安を考慮して慰謝料を肯定することはできない。

一審原告7らの避難は、自主的避難等対象区域からの避難であるところ、同避難は、本件事故を契機とはしているものの、避難による不安の解消と避難に伴う苦痛や不便をあらかじめ比較して避難の可否を決定できるなど、その実情としては、一般にみられる通常の転居やそれに伴う生活の変化と大差がないものである。

また、一審被告東電は、一審原告7らに対し、ADRを通じ124万1700円を支払っており、これは、中間指針等の定める包括慰謝料の支払として、世帯内の不安や経済的負担を補填する趣旨で支払われているものである。

さらに、一審原告7らは、一時立入費用、家財に係る賠償も求めるが、次に照らし、いずれも失当である。すなわち、前者については、同人らは客観的な証拠を提出しておらず、自らの

選択に基づく転居に伴う結果であるから通常生ずべき損害には当たらない。また、後者についても、同人らは客観的な証拠を提出しておらず、a n市の自宅から家財を持ち出すことも可能であったのにそれをしないまま片付けが間に合わなかったために廃棄したにすぎず（甲個7の3・2頁）、それに伴い新たに購入した家財の購入費用について、本件事故との相当因果関係は認められない。

第7 一審原告9ら（一審原告9 - 1 ~ 同9 - 4）について

（一審原告9らの主張）

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

一審原告9らは、本件事故によって、その約4年前に完成したばかりのa g町の自宅（帰還困難区域）を後にして狭小な避難先での生活を余儀なくされたものであるから、避難を余儀なくされたことへの慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、平成19年に建築した一審原告9らの自宅は、一審原告9 - 2（妻）の実家に近く、同9 - 1（夫）の勤務先へ通勤可能であり、また、陽の当たる南面に居住スペースを配置し、2階には家族4名全員で布団を並べて就寝することのできる20畳の大部屋が設けられるなど、一審原告9らの想いが込められた建物であったのに、一審原告9らは、僅か4年間で立ち去ることを強制され、その後、神奈川県内の狭小な避難先での生活を余儀なくされたものである。

2 原審の認定する慰謝料が不十分であること

原審は、一審原告9らについて、各自1500万円のふるさと喪失慰謝料を認めたが、次に照らして、その額では不十分である。

すなわち、一審原告9 - 1は、本件事故後も、家族と別居してa m市の勤務先で勤務を続けたが、神奈川県に避難した妻子と別々に暮らすことに限界を感じ、妻子が暮らす地域周辺に、中途入社扱いという不利な条件で、転職することを余儀なくされている。また、一審原告9らは、想いを込めた自宅を見るために防護服を着用しなければならない環境となり、本件事故以前の生活に戻ることができるかどうか等の不安が継続した。

（一審被告東電の主張）

1 慰謝料額は既払金を超えないこと

一審被告東電は、一審原告9らに対し、総額1億3927万0469円の賠償を行っている。そして、そのうち慰謝料は、一審原告9 - 1につき1474万円、一審原告9 - 2につき1476万円、一審原告9 - 3及び9 - 4につき各1484万円であり、その余は、避難帰宅費用、一時立入費用、検査費用、その他の実費に加え、就労不能損害、家財及び不動産の財産損害に係る賠償である。

一審原告9らの慰謝料は、次の2～4の各事情に照らしても、上記既払金を超えるものではない。

2 一審原告9らの避難生活等の状況

一審原告9らは、次に照らせば、その避難生活上の苦痛が徐々に軽減され、平穏な生活を取り戻しているといえる。

すなわち、一審原告9 - 1（夫）は、本件事故当時はa m市の外郭団地で勤務していたが、本件事故後もa m市内の親戚宅に居住しながら勤務を継続していた（甲個9の1・4～5頁）。他方、一審原告9 - 2（妻）は、子供（一審原告9 - 3、同9 - 4）と共に、a o市の親戚宅を経て、平成23年3月15日、a h市の一審原告9 - 2の妹宅に避難した（甲個9の1・6頁）。

その後、一審原告9 - 1は、a m市の上記勤務先を退職して東京都a p区と同種民間団体に転職し、同年10月、a h市a q区のアパートを借りて他の一審原告9らと同居するに至り、家族4人での安定した生活を回復している（甲個9の1・5～6、9頁）。

3 平成30年6月の避難の終了

一審原告9らは、平成30年6月、一審被告東電からの住居確保費用を含む賠償金により、ah市aq区のマンション(10階建の7階部分78.90m²)を購入し、同所に入居しており(乙個9の7、同9の8)、遅くとも当該時点をもって、避難生活を終了したとみることができる。なお、ag町の上記自宅は、令和2年6月8日に解体されている(乙個9の9)。

4 実損害額を超える支払をしていること

一審被告東電は、一審原告9らに対し、新規資産の取得費用として545万1948円を支払い、また、一審原告9-1の前記転職による減収分として、平成26年2月までに転職先で得た収入(合計983万3326円)について控除せずに支払い(乙共494、520・13~14頁)、さらに、同9-2の内職収入の喪失分(合計269万8325円)について、内職自体は自宅でも可能であり本件事故と相当因果関係がないにもかかわらず支払っている。これらは、いずれも実損害額を超える賠償に当たるものであるから、慰謝料に弁済として充当されるべきである。

第8 一審原告10について

(一審原告10の主張)

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

一審原告10については、次に照らせば、避難についての慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告10(本件事故時66歳)は、本件事故により、平成23年3月12日、その自宅(ar町、居住制限区域)から、着の身着のまま避難することを余儀なくされ、適切な情報が与えられないまま、同月15日まで、自宅より放射線量が高いar町asに滞在し、同月26日に長女のアパートに避難するまで、合計5箇所もの避難所に滞在し、プライバシーのない劣悪な環境の下、嘔吐、歯肉炎等の体調不良に悩まされながら、過酷な避難生活を送ることを余儀なくされたものである。

2 原審の認定した慰謝料の額が低額であること

原審は、一審原告10の自宅が居住制限区域(5年以上)にあるとして、ふるさと喪失慰謝料1300万円を認定するが、次に照らせば、その額は低額にすぎるといふべきである。

すなわち、一審原告10は、本件事故前は、先祖伝来の土地上の自宅で、近所の実家の弟夫婦や友人と交流し、自宅の約100坪の家庭菜園でキュウリ、ナス等の野菜の収穫等を楽しみつつ、の仕事をし、美しい自然の中、地域社会で協力しながら生活していた。しかし、一審原告10は、本件事故により、友人や親戚と離れ離れになり、仕事も失い、家庭菜園は除染作業により表土が削られて不可能となるなど、上記の全てを失い、令和元年10月から自宅も解体せざるを得ない状況に至ったものである。

3 一審被告東電の主張に対して

(1) 一審被告東電は、一審原告10が、本件事故後、それまで離れて暮らしていた長女と同居できるようになったことや、平成26年4月、に購入したマンションで生活していることなどを指摘し、その慰謝料額は、一審被告東電の既払金を超えない旨主張するが、次に照らし、失当である。

すなわち、一審原告10は、長女が一人暮らしをしていた狭いワンルームの居宅に、長女の一人の時間を奪ってしまい申し訳ないとの気持ちを持って生活せざるを得なかったものであり、このことに照らせば、長女との同居が直ちに一審原告10の精神的苦痛を大きく緩和したものとはいえず、また、前記のとおり、一審原告10が失ったものの大きさを考えれば、同人が新たな地で新生活を始めたからといって、その喪失が回復されるものではない。

(2) 一審被告東電は、一審原告10が、平成24年10月から就労していることを挙げ

て、同月以降の収入分は、就労不能損害と認められない旨主張するが、上記就労は、一審原告10が、その特別な努力により実現したものであるから、上記主張は失当である。

(一審被告東電の主張)

1 一審原告10の避難生活等の状況

一審原告10は、本件事故後、次のとおり、長女と同居し、平成24年10月から5年間、仕事に就くなど、平穏な生活を送っていたものであり、一審被告東電の既払金(慰謝料612万円を含め、合計5819万6922円)を超えて賠償すべき損害があるとは認められない。

すなわち、一審原告10は、本件事故後の平成23年3月26日、避難所に迎えに来た長女と合流し、長女の住む東京都ap区のアパートを経て、同年5月16日に長女と共にat市の旧公務員住宅に移転した。その後、一審原告10は、平成26年4月、長女が結婚を期に

で暮らし始めたことを契機に、長女の家族の近隣で暮らすため、一審被告東電による賠償金を元手にローンを組まずにのマンションを購入し、長女の家族との接点を持ちながら暮らしていた。また、一審原告10は、平成24年10月から5年間にわたり、という名称のレストランに就職し、仕事に従事していた。

2 実損害額を超える支払をしていること

一審原告10は、本件事故後の平成24年10月から5年間にわたり、という名称のレストランに就業し、月約10万円の収入を得ていたが(原審における一審原告10の本人調書8頁)、これは、本件事故前の収入(平成22年は77万5120円)を上回っているから、本件事故の前後を通じて一審原告10に減収はないといえ、同人に本件事故に起因して就労不能損害が発生したとは認められない。

しかるに、一審原告10は、平成24年4月~平成26年2月分の就労不能損害として、200万3415円の支払を受けているから(乙共494、520)、このうち、少なくとも

に就職した後の平成24年10月以降の分の支払(148万0785円(計算式:200万3415円÷23箇月(就労不能損害の対象期間)×17箇月(就労期間)))は、実損害額を超える支払を受けているものといえ、慰謝料等に弁済として充当すべきである。

第9 一審原告11ら(一審原告11-1~同11-4)について

(一審原告11らの主張)

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

原審は、一審原告11らに関し、自己決定権侵害慰謝料(一審原告11-1(夫)、同11-2(妻)につき各60万円、同11-3(長男)、同11-4(二男)につき各100万円)を認めたが、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告11-3、同11-4(子供)は、避難先での学校に馴染めず、自宅に引き籠もりがちになってしまい、また、神奈川県借上住宅である古いアパートでの生活は、本件事故前の一軒家での伸び伸びとした生活と異なり、少しでも物音を立てると隣人から苦情を言われるなど、非常に窮屈で精神的に疲弊するものであった。

このような状態の中、一審原告11-2(妻)は、自分がいない間に子供が隣人とトラブルになってはいけないと常に緊張感を強いられ、家族の将来の不安に気を病み、体調を崩しており、また、一審原告11-1(夫)は、家族の生活の糧が自身の収入しかないという責任感から、専ら職場と自宅を往復する日々を過ごし、本件事故以前は活発に行っていた地域との交流もない単調な生活に疲弊していた。

以上のとおり、一審原告11らの家族が本件事故により被った損害は、自己決定権侵害慰謝料にとどまるものではなく、避難を余儀なくされたことによる様々な精神的苦痛があったものである。

2 原審の認定した慰謝料額が不十分であること

原審が認めた慰謝料額は、次のとおり、一審原告11らが本件事故によって避難を余儀なくされ多大な精神的苦痛を被っていることに照らし、低額すぎるものである。

すなわち、一審原告11らは、本件事故を受けて、1 まず子供（一審原告11-3、同11-4）のみが、b a市の自宅（借家）から、一審原告11-1のa t市の実家に避難し、2 その2週間後、子供が福島県の父母（一審原告11-1、同11-2）の下に戻り、その後、平成23年5月、一審原告11らは自宅（借家）を退去して一審原告11-2の福島県の実家へ転居し、その後、3 東京に就職先の決まった父（一審原告11-1）が先に東京に転居した後、4 a h市の借上住宅に母と子供（一審原告11-2、同11-3、同11-4）が避難し、5 その後、父（一審原告11-1）が上記借上住宅に合流するという、一時は一家離散ともいえるような経緯で避難をしているものであって、このことは、慰謝料額を算定する上で、十分考慮されるべきである。

そして、一審原告11-3（長男）が、本件事故直後にグラウンドの土壌汚染を警戒して野球クラブを脱退した際、チームメイトから「逃げた」「裏切り者」と言われるなど、子供（一審原告11-3、同11-4）は、避難先の借上住宅で、福島県の友人らに対して後ろめたい気持ちを抱えながら生活し、父母（一審原告11-1、同11-2）は、避難先で学校に馴染めず引き籠もりがちになってしまった子供を見て、このまま避難を継続するべきか、今後の経済的な不安にどう対処すべきか等常に悩まざるを得なかったという事情も、同様に十分考慮されるべきである。

3 一審被告東電の主張に対する反論

一審被告東電は、本件事故と一審原告11らの避難との間には相当因果関係がない旨主張するが、一審原告11らが家族で避難した理由は、本件事故による影響から子供の生命身体を守るためであり、上記主張は失当である。

（一審被告東電の主張）

1 既払金を超える損害がないこと

一審被告東電は、一審原告11らに対し、直接請求等を通じ、合計378万8154円を支払っており、これを超える慰謝料が発生したとは認められない。一審原告11らが、自主的な避難に伴う苦痛や不便を被ったとしても、これらは上記既払金により十分補填されているといえる。

2 相当因果関係がないこと

一審原告11らは、本件地震により自宅（借家）が激しく損傷して大家から退去を求められたため、当該自宅を退去せざるを得なくなり、かつ、一審原告11-1の退職により生活の基盤を失った。そのため、同一審原告らは、再度、生活の基盤を整えるために一家で都市部へ転居したものであって、当該転居と本件事故との間に相当因果関係があるとは認められない。

第10 一審原告12ら（一審原告12-1～同12-4）について

（一審原告12らの主張）

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

原審は、一審原告12らに関し、自己決定権侵害慰謝料（一審原告12-1（妻）につき60万円、同12-2（夫）につき30万円、同12-3（長女）、同12-4（長男）につき各100万円）を認めたが、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、本件事故により、一審原告12-1（妻）及び同12-2（夫）の子供（一審原告12-3（当時2歳）、同12-4（当時1歳））は、低線量放射線による被ばくという被害を受けた。そして、一審原告12-1（妻）は、更なる被ばくによる健康被害への心配から、福島（b b市）に残った一審原告12-2（夫）に説得され、上記子供と共に見知らぬ土地（神奈川県）へ避難し、これによって、ゆとりのある一軒家の生活から、狭い集合住宅で近

隣に気兼ねしながらのストレスの多い生活を余儀なくされ、福島 of 親戚や友人らとの関係にも多大な影響が生じた。

また、一審原告12-1と子供(同12-3、同12-4)は、平成26年3月末、福島(b b市)に戻り、一審原告12らは一旦同居生活に戻った。しかし、福島(b b市)に残った一審原告12-2は、本件事故後半年程度経った頃から、これを原因として、一審原告12-1は、子供を連れて家を出て、一審原告12-2と再び別居するに至っており、その生活基盤が破壊されている。

2 原審の認定した慰謝料額が不十分であること

原審が認めた慰謝料額は、上記のような、一審原告12らの被った様々な被害、とりわけ、被ばくによる健康被害の現実的可能性や、同12-2の体調不良及び一審原告12らの別居生活による生活基盤の破壊という状況に照らせば、低きにすぎるものである。

(一審被告東電の主張)

1 既払金を超える損害がないこと

一審被告東電は、一審原告12らに対し、直接請求等を通じ、合計313万9728円を支払っており、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。一審原告12らが、自主的な避難に伴う苦痛や不便を被ったとしても、これらは上記既払金により十分補填されているといえる。

また、一審原告12らが主張する一審原告12-2のについては、同人が本件事故の前後を通じて自らが経営する会社の社長として仕事を続けており、また、その症状や原因については何ら客観的な証拠が提出されていないから、そもそも慰謝料の発生が基礎付けられているとはいえない。

2 相当因果関係がないこと

一審原告12らは、本件事故当時、本件地震により倒壊し取り壊されることになったb b市b c町の酒屋兼自宅(乙個12の6)を生活の本拠としていたものであり、一審原告12-1、同12-3、同12-4の神奈川県への転居は、本件地震の被害により自宅を失った状況の下、賃料のかからない自宅を確保するために行われたものであるから、本件事故との間で相当因果関係が認められない。この点、一審原告12らの主張は、自宅の倒壊を曖昧にしたまま、神奈川県への転居等を逐一本件事故と結びつけるものであり、理由がない。

第11 一審原告13ら(一審原告13-1、同13-2)について

(一審原告13らの主張)

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

原審は、ふるさと喪失慰謝料(避難指示解除準備区域(5年以上))として、一審原告13-1、同13-2につき各1200万円を認めたが、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告13らは、a f市の自宅において、有機農業、「ふれあい広場」の立ち上げ等、充実した生活を過ごしていたにもかかわらず、本件事故により、長期間の終わりの見えない避難生活を送ることになり心身が疲弊し、毎日をただやり過ごすしかない状況に追い詰められ、また、高齢(両名とも、本件事故時68歳)となり先の生活の見通しが全く立たない深刻な先行き不安に陥っているものである。

2 原審の認定した慰謝料額が不十分であること

原審が認めた慰謝料額は、次に照らして、低きに失するものである。

(1) 原審は、一審原告13らの自宅がa f市の避難指示解除準備区域にあるとして、同市の居住制限区域等に自宅のあった他の一審原告らよりも低額のふるさと喪失慰謝料を認定するが、不合理である。すなわち、一審原告13らの自宅から居住制限区域までは1キロメートルと離れておらず、生活圏も同じであり、避難指示の解除日(平成28年7月12日)も同一

であることなどに照らせば、a f市における両者の区別は無意味である。

(2) 一審原告13らは、生存権を含むあらゆる権利を侵害されるという被害を被ったものであり、また、一審原告13ら代理人が測定したところ、その自宅では高い放射線量(玄関脇の雨樋下の地表で、年間26.604mSv)を検出しており、また、同人らにおいて、脳梗塞や認知症を患いその体力も衰えた中で、帰還者も3割にとどまり商店も病院も元に戻っていないa f市b d区の自宅に帰って生活することは、不可能である。

3 一審原告13-1の財物損害(土地建物)について

原審は、一審原告13-1が所有しているa f市b e区(以下略)所在の土地1筆及び建物2棟(原判決5-38頁。「一審原告13-1不動産」という。)について、緊急時避難準備区域に所在していることを理由に損害賠償を認めなかったが、不動産損害の賠償が認められている避難指示解除準備区域から数百メートルしか離れておらず、全く損害が認められないのは不合理であり、ADRでの状況(甲13の52)も考慮すれば、一審原告13-1不動産の価格は3000万円を下ることはないから、これに弁護士費用300万円を合わせた3300万円が損害額となる。

(一審被告東電の主張)

1 損害額が既払額を超えないこと

一審被告東電は、一審原告13らに対し、直接請求等を通じ、合計6363万9766円(一審原告13らの各慰謝料855万円を含む。)を支払っており、また、これに加え、賃料、食費増加費用、一時立入費用等として383万6082円を支払っているところ、次の2、3に照らせば、一審原告13らに、これらを超える慰謝料が発生するとは認められない。

2 精神的苦痛は徐々に軽減され平穏な生活を取り戻していること

一審原告13-1(夫)、同13-2(妻)は、それぞれ神奈川県及び東京都の出身であり、a h市での約21年間にわたる生活を経て、平成15年に、a f市b d区の自宅(避難指示解除準備区域)に転居して生活するようになったものの、本件事故後である平成23年3月19日以降、長年の居住歴を有するa h市b f区に戻り、一戸建てを賃借し、二女と同居するなど、成人した子供と近い距離にて生活するようになったものである。これらに照らすと、一審原告13らは、子供との距離が本件事故以前よりも近いものとなり、親戚や知人、友人との人的つながりもある中で、長年の居住歴を有するa h市b f区における生活を通じ、本件事故後における時の経過により生活も落ち着き、避難生活に伴う精神的苦痛も徐々に緩和され、平穏な生活を取り戻していったと考えられる。平成28年7月12日に避難指示が解除された後も、一審原告13らがa f市に帰還していないのは、その年齢や二女一家と同居している生活状況等を踏まえた選択の結果であり、現在も避難を余儀なくされているということはできない。

3 実損害額を超える十分な支払がされていること

一審被告東電の支払のうち、一審原告13らの居住地(a f市b d区)の避難指示が解除された、平成28年7月12日から平成29年12月分までの賃料相当分及び自宅不動産に係る支払、因果関係が不明な中でもADRの和解案を受諾して支払った生命身体的損害に係る10万円の支払、家財の損害としての425万円の支払などについては、実損害額を超える支払であるから、これらについては、一審原告13らの他の損害(慰謝料)に充当されるべきである。

4 一審原告13-1の財物損害(土地建物)について

一審原告13-1不動産について、損害賠償を認めなかった原審の結論は正当であり、同一審原告の主張は、理由がない。

第12 一審原告14ら(一審原告14-1、同14-2)について

(一審原告14らの主張)

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

原審は、一審原告14らに関し、自己決定権侵害慰謝料（緊急時避難準備区域からの避難）として、一審原告14-1（夫）、同14-2（妻）につき各250万円を認めたと、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告14らは、本件事故により、静かな住環境で、の仕事もあったaf市のの自宅での生活を失い、平成23年4月14日から、地縁もなく古く狭い神奈川県の雇用促進住宅で、長期間の避難生活の継続を余儀なくされている。そして、当該避難生活において、一審原告14-1は、の仕事もなくなり、生きがいを喪失している。他方、af市の自宅から数百メートルの場所に除染した物質を詰めたフレコンバックが山積みになっているなど、同自宅周辺は安全な環境とはいえず、一審原告14らが令和2年に同自宅に戻ったのは、コロナウイルスによる感染の懸念があったことによるものであり、一時的な帰宅にすぎない。

2 原審の認定した慰謝料等が不十分であること

原審が認めた慰謝料額は、一審原告14らが、自然の中で無農薬の農業を行い、一審原告14-1がの技術を活かしつつ、充実した老後の生活を送るとする同人らの夢を実現すべく、東京の自宅を売却して、その売買代金や退職金等によって、af市に不動産を購入し、に同市に移住したという経緯があることを何ら考慮しないものであり、低額にすぎることである。

なお、一審被告東電は、一審原告14らにとって、神奈川県等が長年住み慣れた地であることを指摘し、避難生活の継続を否定する旨の主張をするが、上記の経緯に照らし、一審原告14らにとってのふるさとの地はaf市であって、上記主張には理由がない。

（一審被告東電の主張）

1 損害額が既払額を超えないこと

一審被告東電は、一審原告14らに対し、直接請求等により、合計1209万1937円（一審原告14-1の慰謝料234万円及びに係る逸失利益449万4154円、一審原告14-2の慰謝料236万6000円を含む。）を支払っているが、次の2、3に照らし、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

2 長年住み慣れた神奈川県で平穏な生活を送っていること

一審原告14らは、長年住み慣れた神奈川県で、本件事故後である平成23年4月6日以降、雇用促進住宅で平穏な生活を回復していた。一審原告14らが、令和2年にの自宅に戻るまでの間、神奈川県等での生活を継続したのは、神奈川県や東京都が、一審原告14らにとって、長年（一審原告14-1（30年以上）、同14-2（60年以上））住み慣れた地であり、一審原告14-1が、本件事故後、東京都内でを学ぶために夜間学校に通学したことを含めて、本件事故後における生活状況を踏まえた判断の結果というべきであって、長期間にわたって平穏な生活を害された状況にあったと評価することはできない。

3 実損害額を超えた支払をしていること

一審原告14-1は、平成24年7月には、学校への通学を開始したとみられ、このことに鑑みると、同人は、就労不能を余儀なくされた状態だったとはいえない可能性がある。しかし、一審被告東電は、それにもかかわらず、一審原告14-1に対し、同人がaf市で営んでいた平成23年3月～平成25年12月に係る逸失利益の名目で449万4154円を支払った。そうすると、上記支払は、実損害額を超えた支払となっているといえ、他の損害等（慰謝料）に弁済として充当すべきである。

第13 一審原告15ら（一審原告15-1、同15-2）について

（一審原告15らの主張）

原審は、一審原告15ら（いずれも本件事故時77歳）につき、ar町の居住制限区域（5

年以上)からの避難であるとして、ふるさと喪失慰謝料(各1300万円)、避難慰謝料(各3万8000円)、入院慰謝料(一審原告15-2につき20万円)を認めたが、次の諸点に照らし、不十分である。

すなわち、一審原告15らは、本件事故のため、着の身着のまま避難し、寒い中、プライバシーのない辛い避難所生活を送り、平成21年に胃がん手術のため胃を切除していた一審原告15-2は、激しい腹痛により入院し、急性膵炎と診断されるなどした(甲個15の1・資料2)。同人らは、平成23年4月10日、at市の二男宅に避難し、その後、同市のアパートに入居し、平成29年1月、af市の復興住宅に転居したが、一審原告15-1は、避難生活中、農作業をすることがなくなり足腰が弱り、白内障を患い、両膝を手術するなどし、同15-2も農作業や孫の世話などの生きがいを失い足腰が弱るなど、ともに体調が悪化している。

また、一審原告15らは、ar町で近所であった長男家族とも、本件事故により、離れ離れとなり交流する生活を失ったほか、避難指示がされている間、自宅への立入りも制限され、盗難の被害に遭ってしまい、近所の長男宅も、屋根が腐り雨水が屋内に浸水するなどの状況となった。

さらに、一審原告らは、部落の祭りや交流が盛んだった地域との繋がりも失い、ふるさとを失った。自宅の放射線量は高く(1 μ SV)、自宅前の田の中ほどに大量の汚染物が野積みされている状態であるなど、避難指示が解除されたとはいっても、自宅に戻って安心して生活することができる状況にはない。

(一審被告東電の主張)

1 損害額が既払額を超えないこと

原審は、一審原告15ら(ar町の居住制限区域に居住)各自につき、ふるさと喪失慰謝料1300万円を認め、一審被告東電の弁済金を控除するなどして493万8000円を認容したが、次の2~4に照らし、本件事故に起因して生じたと考え得る損害に係る賠償金は、一審被告東電の既払金(世帯合計6581万7610円)を超えるものではなく、一審被告東電が既払金を超えて支払をすべき損害金はないというべきである。

2 避難生活上の苦痛は徐々に軽減され平穏な生活を取り戻していること

一審原告15らは、本件事故後は、平成23年4月10日以降、at市の二男宅で過ごし、同年8月28日からは夫婦で同市内のアパートへ転居しているところ(甲個15の1・7頁)、もともと二男も暮らしているat市内での生活を通じ、その後の時の経過によって、その精神的苦痛も徐々に緩和され、軽減したと考えられる。

3 復興住宅に入居し、避難が終了していること

一審原告15らの元居住地では、平成29年3月31日、避難指示が解除されているところ、一審原告15らは、同年1月29日からaf市の復興住宅(間取りは3LDK。乙個15の4)へ転居して現在まで生活を送っており(甲個15の4・9頁)、元の自宅については取り壊している。このことに照らすと、一審原告15らにおいて、復興住宅に入居した後の生活は、本件事故によって平穏な生活を害される状況にあったとはいえない。

4 家財や生命・身体的損害の名目で十分な支払がされ、実損害額を超える支払がされていること

一審被告東電は、一審原告15らに対し、家財に係る財物損害の名目で、その世帯構成を踏まえた定額の賠償として445万円を支払うとともに、避難先における家財等の物品購入費、あるいは生活必需品購入費として、19万7121円を支払っており、十分な支払をしているといえる。

また、一審被告東電は、一審原告15-2に関し、本件事故前にり患した疾病の術後フォローを含めて、本件事故との因果関係が不明な疾病に関し、入通院慰謝料及び通院交通費等の

名目で、平成23年9月1日から同年11月30日までの期間につき4万1500円(乙個15の5の1~2)、同年12月1日から平成24年2月29日までの期間につき1万3400円(乙個15の6の1~2)、同年3月1日から同年5月31日までの期間につき4万7550円(乙個15の7の1~2)の合計10万2450円を支払っている。

これらの支払は、本件事故との因果関係が不明な疾病に係る支払であり、実損害額を超える支払となっているから、他の損害(慰謝料)に弁済として充当されるべきである。

第14 一審原告16について

(一審原告16の主張)

原審は、一審原告16につき、慰謝料額を903万2000円とするのが相当であり、一審被告東電により852万円が弁済されているとしてこれを控除した上、弁護士費用5万円を加えた56万2000円(元金)及び遅延損害金を認容したが、上記慰謝料額は不十分であり、500万円が増額されるべきである。

(一審被告国の主張)

一審原告16の損害に関する上記主張は争う。なお、仮に損害額が認定されるとしても、一審被告東電は、一審原告16に対し、合計1898万9219円を支払っているから、弁済として充当されることとなる。

第15 一審原告17について

(一審原告17の主張)

1 原審の認める避難慰謝料(2万2000円)は不十分であること

一審原告17は、本件事故によって、a g町の自宅(帰還困難区域)から、車中泊やb gでの宿泊を余儀なくされたほか、約半年間にわたる茨城県b h市の親戚宅への避難の間に、同市と、その後の避難予定地であるa t市、実家のある福島県(b i村)、元妻の避難先であった千葉県との間を、移動ルートによって生死が分かれるかもしれないとの精神的圧力の下で荷物を持って長距離移動することを余儀なくされた。

これらに照らせば、原審の認定した避難慰謝料(2万2000円、11日分)は不十分である。

2 原審の認定する慰謝料が不十分であること

原審は、一審原告17について、1500万円のふるさと喪失慰謝料を認めたが、次に照らして、その額では不十分である。

すなわち、一審原告17は、本件事故時、当時の妻と同居し、実家に住む両親は車で30分程度の場所に居住し、地域の間人関係もあったものであるが、本件事故により、それらの生活が全て崩壊し、当時の妻とは離婚し、親族以外とは全く会うことができなくなった。そして、現在も、本件事故以前の生活に戻ることができるかどうかの不安と、現在形成しつつある幾多の関係と過去の関係とのいずれかを取捨選択しなければならないときが来るのではないかとの不安が継続しているものである。

この点、一審被告東電は、本件事故時、一審原告17が居住していた借家が、本件地震による半壊状態のため既に取り壊されており、本件事故がなくとも自宅外での生活を余儀なくされたはずである旨主張するが、本件事故による帰宅困難区域への指定が原因で取り壊しとなったものであって、本件事故がなければ、修理の上、当該借家で居住を再開することも可能であったものである。

3 財産的損害について

一審原告17には、その請求する就労不能損害の全額が認められるべきである。この点、一審被告東電は、一審原告17は、本件事故から3年が経過した平成26年3月以降も本格的な就職活動を行っておらず、就労不能損害が認められるべきではない旨主張するが、同人は、離婚後、独り身であり、福島への帰還と避難先であるa tで定職を探すことの選択に悩み、早急

に定住先を決めかねる環境にあったことに照らし、同人が本格的な就職活動を行わなかった点に責められるべき落ち度はない。

(一審被告東電の主張)

1 既払金を超える損害がないこと

一審被告東電は、一審原告17に対し、直接請求等を通じ、合計3250万7993円を支払っており、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。一審原告17に対しては、次の2から4までに照らし、実損害額を超える十分な支払がされており、本件訴訟で認容されるべき損害はない。

2 本件事故と避難との相当因果関係がない可能性が否定できないこと

本件事故時、一審原告17が居住していた借家は、本件地震による半壊状態のため既に取り壊されており、一審原告17は、本件事故がなくとも自宅外での生活を余儀なくされ、他所へ移住した可能性も否定できない。

3 避難生活上の苦痛は徐々に軽減され、平成28年春には避難生活と評価すべき状態を脱していること

一審原告17は、平成23年8月26日、単身でa t市のマンションへ転居し、福島県b i村に帰還した一審原告17の両親が平成26年頃福島への帰還を勧めても、a t市の方が仕事をしやすいと考えて、同市内での生活を継続したものである。また、一審原告17は、平成28年春頃から、知り合った女性と同居し、同年6月からマッサージチェーン店で勤務を開始し、平成29年3月には、一審被告東電が支払った賠償金を原資に、自らマッサージサロンの経営を開始している。

これらによれば、一審原告17の避難生活上の苦痛は徐々に軽減され、平穏な生活を取り戻し、平成28年春頃には、避難生活と評価すべき状態を脱していたといえる。

4 財産的損害について

一審原告17は、本件事故から3年が経過した平成26年3月以降も、本格的な就職活動を行っていないことに照らすと、再就職をした平成28年6月までの間(28箇月)の就労不能損害を半額であれ認めた原審の説示は誤りである。

また、一審原告17は、平成24年夏前から平成25年春頃まで、知人の会社で正社員として勤務し、給料20万円を一度受け取ったとするところ(原審における一審原告17の本人調書20~21頁)、それ以上に給料を受け取らなかった事実及びその経緯は必ずしも明らかでないが、少なくとも一審原告17が避難先で就労し得ない状況にあったとはいえ、上記20万円に相当する一審被告東電の支払は、実損害額を超える支払となっているから、他の損害費目に充当すべきものである。

第16 一審原告18ら(一審原告18-1~同18-5)について

(一審原告18らの主張)

1 原審の認める避難慰謝料(6000円)は不十分であること

一審原告18らは、本件事故の4年前に購入したa g町の自宅(居住制限区域(5年以上))に居住していたが、本件事故によって、同自宅から避難し、平成23年3月15日から同月下旬までの間、家族が離れ離れとなる生活を余儀なくされ、また、神奈川県a j市に避難した後も、平成25年12月までの間、手狭な共同住宅での生活を強いられ、ストレスや被ばくの不安感を抱えて、心身の状態や家族間の関係が悪化した。

これらに照らせば、原審の認定した避難慰謝料(6000円、3日分)は不十分である。

2 原審の認定する慰謝料が不十分であること

原審は、一審原告18ら各自について、1300万円のふるさと喪失慰謝料を認めたが、次に照らして、その額では不十分である。

すなわち、一審原告18-1(夫)は、本件事故により、仕事や地元の消防団の仲間

等との繋がりを失い、同18-2(妻)は、清掃員としての仕事や野菜を調理し家族に振る舞う喜びを失った。また、同18-3(長女)、同18-4(長男)は、転校を余儀なくされ同級生との繋がりを失い、特に同18-3は引き籠もり状態となり、同18-5(同18-1の父)は、バイクや自転車の店舗を廃業し自宅の隣地での野菜の収穫の断念を余儀なくされた。このように、一審原告18らは、a g町における生活基盤を喪失し、精神的苦痛を受け続けたものである。

(一審被告東電の主張)

1 既払金を超える損害がないこと

一審被告東電は、一審原告18らに対し、合計1億3015万6093円(一審原告18-3及び18-4の各慰謝料860万円、その余の各一審原告らに対する各慰謝料852万円を含む。)を支払っており、次の2、3に照らし、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

2 避難生活上の苦痛は徐々に軽減され、平成28年3月には避難を終了していること

一審原告18らは、平成23年4月下旬から神奈川県a j市内のアパートを、平成25年12月からは同市内にある一軒家をそれぞれ借りて、いずれも家族5人で生活し、平成28年3月には、神奈川県b j市に一戸建ての住宅を購入して転居し、現在も家族5人で生活している。

これらに照らせば、一審原告18らにおける避難生活上の苦痛は徐々に軽減され、同人らは徐々に平穏な生活を取り戻したものと見え、また、一審原告18らは、平成28年3月以降、b j市の住宅購入により平穏生活利益を侵害されておらず、遅くとも同月頃までには、その避難生活を終了したとみることができる。

3 財産的損害について

(1) 原審は、一審被告東電が一審原告18-1の家財に係る財物損害の名目で支払った570万円のうち、家財の損害として40万円のみ認めている。

しかし、原審は、上記570万円から40万円を控除した530万円を他の損害項目に充当すべきであるのに、これをしておらず、誤っている。

(2) 一審被告東電は、一審原告18らに対し、平成28年3月のb j市の住宅購入について、住居確保費用の名目で1322万2725円を支払っている。

しかし、当該支払は、財物損害の額を超えて新規の資産取得費用を填補するものであるから、上記の全額が、実損害額を超える支払となっており、他の損害項目に弁済として充当すべきである。

(3) 一審被告東電は、一審原告18-2の平成23年5月から平成26年2月までにおける就労不能損害の名目で510万円を支払っている。

しかし、一審原告18-2の厚生年金保険加入記録によれば、同人の平成24年3月における標準報酬月額が13万4000円であったことからすれば、同人は、平成24年3月から平成26年2月までの期間内に合計321万6000円(計算式: 13万4000円×24箇月)の収入を得ていると考えられるから、510万円のうち同額については、実損害額を超える支払となっているといえ、他の損害項目に弁済として充当すべきである。

第17 一審原告19ら(一審原告19-1、同19-2)について

(一審原告19らの主張)

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

一審原告19らについては、原審は、自己決定権侵害慰謝料(一審原告19-1(母)につき60万円、同19-2(長男)につき100万円)を認めたが、次のような避難生活の実情に照らし、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告19らは、本件事故時、一審原告19-1は31歳、同19-2は6歳

であり、福島県 a m 市の自宅で生活していたが、本件事故の発生により、一審原告 19 - 2 の被ばくによる健康被害を心配して、平成 23 年 3 月 16 日から同年 11 月 9 日まで一審原告 19 - 1 の a h 市の実家に避難し、一審原告 19 - 1 の両親や弟との 5 名での共同生活を余儀なくされた。そして、一審原告 19 らは、同日以降は、神奈川県の高上住宅に居住しているが、平成 31 年 3 月、住宅補助が打ち切れ、経済的に苦しい生活を送ってきた。

また、一審原告 19 - 1 は、平成 23 年 3 月末、看護師として勤務していた市立病院で退職のを行った際、神奈川県への避難について謝罪をさせられたり同僚から嫌味を言われたりし、親しかった同僚との音信も途絶え、不眠症やりんご症となるなど体調が悪化した。同 19 - 1 は、平成 23 年 5 月から、神奈川県内の私立病院で看護師として稼働を開始したが、以前の勤務先よりも収入が減少し、広汎性発達障害と診断された同 19 - 2 の不登校に対応するため欠勤も増え、平成 28 年 1 月、上記病院を退職するに至った。

さらに、同 19 - 2 は、平成 23 年 4 月から、a h 市の小学校に入学したが、平成 25 年頃、広汎性発達障害と診断され、いじめを受けて不登校となり、チック症状や痙攣が発現するなどし、また、平成 27 年 10 月まで、同 19 - 1 の夫(同 19 - 2 の父)が a m 市の実家で生活していたため、父と会えるのが月に 1 回程度という生活を送り、寂しい思いをしていた。なお、同 19 - 1 の夫は、平成 27 年 10 月以降、一審原告 19 らと神奈川県で生活しているが、非正規の従業員の職しか見つからず、不安な生活を送っている。

2 原審の認定した慰謝料額が不十分であること

上記 1 に照らせば、一審原告 19 らにつき、自己決定権侵害にとどまらない生活基盤の破壊・変容が生じているということが出来るから、原審の認定した慰謝料額は、低額にすぎる。(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告 19 らに対し、避難慰謝料名目で、合計 84 万円(原告 19 - 1 につき 12 万円、同 19 - 2 につき 72 万円)を支払っており、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

すなわち、一審原告 19 らが被ったと主張する自主的な避難に伴う苦痛や不便は、上記既払金により十分補填されているというべきであり、また、一審原告 19 らが神奈川県での生活を続けているのは、少しずつ学校に通えるようになってきた一審原告 19 - 2 の環境を変えるのは不安があること、障害を抱える子供に対する a m 市の支援体制が不明であること、同 19 - 1 の実家が避難先と同じ a h 市 a q 区にあることなどを踏まえた一審原告 19 らの判断の結果であるといえ、一審原告 19 らの神奈川県での生活の継続をもって、本件事故により通常生ずべき損害に当たるとはいえない。

また、一審原告 19 らは、同 19 - 1 の市立病院の退職時のいきさつや、同 19 - 2 の病状等についても述べるが、そのいずれについても、法律上保護される利益の侵害に当たるか疑義があり、仮に何らかの侵害があるとしても、本件事故との間に因果関係があることは何ら明らかでないものにすぎない。

第 18 一審原告 20 ら(一審原告 20 - 1 ~ 同 20 - 5)について

(一審原告 20 らの主張)

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

一審原告 20 ら(本件事故時、b k 町に居住)については、原審は、ふるさと喪失慰謝料(避難指示解除準備区域(5 年未満))として、同 20 - 1 ~ 20 - 3(夫、妻、長女)につき各 900 万円を認めたが、次に照らして、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告 20 らは、本件事故発生直後から、計 7 回にわたる転居を繰り返したものであるが、とりわけ、同 20 - 2 は、本件事故時、妊娠 7 箇月で、同 20 - 3 は、僅か 2 歳であり、そのような中で、胎児や子供への被ばくによる健康不安を抱えながらの逃避行を余儀

なくされ、神奈川県公営住宅やアパートでも、子供が近所迷惑とならないよう気疲れする日々を送り、平成28年3月下旬、ようやくa m市内に新居を建築して転居したものである。また、一審原告20-1は、本件事故時の勤務先を解雇され、神奈川県で新たな資格を取り介護の仕事に就いたが、その後も複数回の転職を余儀なくされ、安定した職業生活を営むことに支障が生じていたものである。

2 一審原告20-4、同20-5の慰謝料を認めるべきであること

原審は、一審原告20-4(二女。平成23年(以下略)生)、同20-5(三女。平成25年(以下略)生)につき慰謝料の発生を否定したが(同20-4については、仮に慰謝料が発生しているとしても一審被告東電の既払額を超えないとした。)、次に照らして、誤りである。

すなわち、一審原告20-4(二女)は、本件事故時、権利能力を有する胎児であり、他の家族と共に本件事故を経験し、家族全体として、ふるさとであるb k町や、祖父母との交流と切り離され、流浪する不安定な生活を余儀なくされている。また、同20-5(三女)についても、家族全体として、ふるさとであるb k町や、祖父母との交流と切り離され、ふるさとを喪失していると評価し得ることは同様である。

3 原審の認定した慰謝料額が不十分であること

原審が認めたふるさと喪失慰謝料の額(各900万円)は、次に照らして、低額にすぎものである。

すなわち、まず、原審は、避難指示解除までの期間が5年以上か5年未満かで慰謝料額を区別するが、一審原告20らのb k町の居住地は、避難指示解除までの期間が5年以上であるa g町と直線距離で僅か1.5キロメートルしか離れておらず、一審原告20らの生活圏がa g町であったことに照らしても、不合理である。

また、原審は、本件事故時、一審原告20-2が妊娠中であり、また、避難期間中、同20-3~同20-5がいずれも幼い女児であって放射線感受性が高く低線量被ばくによる健康被害を受ける可能性が高いことを考慮していない。

さらに、一審原告20らのb k町の自宅は、福島第一原発から直線距離で約15キロメートルの位置にあり、廃炉作業の中で事故再発のおそれもあるほか、b k町は、避難指示により町を離れた町民の多くが帰還しておらず、住民構成も大きく変わり、親族や地元の親しい人達との交流は完全に失われ、帰還できる状況にない。

4 避難生活が終了したとはいえないこと

一審被告東電は、一審原告20らが居住していたb k町の自宅につき、平成27年9月5日避難指示が解除され、その空間放射線量も年間1mSv(毎時0.23μSv)を下回っていることから、遅くとも避難指示解除後相当期間が経過した平成30年3月末には、避難が終了している旨主張する。

しかし、一審原告20らの自宅周辺の放射線量は、本件事故前は、毎時0.05μSvであったのに、平成30年3月末の時点では、毎時0.12μSvもあり(甲個20の4)、また、その住所地の土壌のセシウム137、134の量は、1平方メートル当たり16万7000ベクレルという、放射線管理区域の4倍以上に達しているのであって、一審原告20-3~同20-5がいずれも幼児であり低線量被ばくによるがんなどの発症リスクがあることを考えれば、一審原告20らがb k町に帰還するという選択肢は考え難いものである。

このように、一審原告20らは、b k町に戻れずやむを得ずにa m市に自宅を購入して転居したのであるから、避難生活が終了したとはいえない。

(一審被告東電の主張)

1 既払金を超える損害がないこと

一審被告東電は、一審原告20らに対し、直接請求を通じ、9672万5442円を支払っ

ている(乙共336、494)。

当該支払に係る損害項目の中には、避難帰宅費用、一時立入費用、検査費用、その他の実費に加え、就労不能損害、家財や自宅の土地建物の財物損害との名目での支払、住居確保損害名目での支払が含まれており、精神的損害としての支払額を除いても、合計5626万5442円となる。これら一連の支払が、一審原告20らの本件事故による精神的苦痛を緩和し、本件事故前に享受していた平穏な生活を取り戻す一助になったことは明らかである。

また、以上に加え、一審被告東電は、一審原告20らに対し、精神的損害として、合計4046万円を支払っている。すなわち、一審原告20-1に対しては850万円、同20-2に対しては890万円(上記850万円に加えて、妊婦であったことを踏まえた増額分として40万円)、同20-3に対しては898万円(上記850万円に加えて、自主的避難等対象区域への滞在等に係る慰謝料として48万円)、同20-4に対しては868万円(出生後の期間に係る820万円に加えて上記48万円)、同20-5に対しては出生後の期間に係る540万円をそれぞれ支払っている。

しかし、そもそも一審原告20-4及び同20-5は、本件事故後に出生したのであるから、平穏生活利益が存在せず、また、これを措いたとしても、一審原告20らが本件事故により被った精神的損害は、次の2、3に照らし、一審被告東電の上記既払金を超えるものとは評価し得ない。

2 精神的苦痛が徐々に緩和され、軽減されたこと

一審原告20らについては、本件事故直後を含め、家族が離散した時期はほとんどなく、a h市内の親族のマンションに避難し、平成23年4月29日から、同市内において家族3名で生活していた。また、一審原告20らは、平成27年3月下旬以降は、b k町に隣接し、土地勘のある福島県a m市へ転居し、平成28年3月下旬、同市内に住居を新築して転居している。

これらによれば、一審原告20らは、時の経過によって、生活が落ち着くにつれて、避難先で生活することに伴う精神的苦痛は徐々に緩和され、軽減されたものと考えられる。

3 避難生活の終了について

一審原告20らが居住していたb k町の自宅については、平成27年9月5日、避難指示が解除され、その空間放射線量も、年間1mSvを下回り、医療機関や商業施設も稼働を始めており、遅くとも避難指示の解除から相当期間経過後である平成30年3月末には、同町へ帰還して生活を再開できる客観的状況にあったといえ、その頃、一審原告20らの避難生活は終了したものと見える。そのような中でも一審原告20らがb k町に帰還せずにいるのは、一審原告20らの現在の生活状況や既に福島県a m市に自宅を購入したことなどを踏まえた選択の結果であり、同人らが本件事故により避難の継続を余儀なくされているとは評価し得ない。

第19 一審原告21ら(一審原告21-1~同21-3)について

(一審被告東電の主張)

1 精神的苦痛が徐々に緩和され、避難生活が終了したこと

b l市は、一審原告21-1(同21-2、同21-3の子供)の出生地であり、同21-2(同21-1の父)の実家もあって、親族も居住する地であるところ、一審原告21らは、平成23年4月、同市の借上住宅を確保して転居し、平成27年2月頃、同市内に一戸建ての住宅を購入して転居し、家族3人で生活している。

そうすると、一審原告21らは、その避難生活上の苦痛は徐々に軽減され平穏な生活を取り戻し、上記の平成27年2月頃をもって、避難生活を終了し、それ以降は、平穏生活利益を侵害されていないとみることができる。

2 実損害額を超える支払をしていること

一審被告東電は、一審原告21らに対し、合計9705万6478円(一審原告21-1~

同21-3の各慰謝料852万円を含む。)を支払っているが、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

また、一審被告東電の上記支払のうち、一審原告21-2への住居確保損害としての支払(2285万9336円)、一審原告21-3(同21-1の母)への就労不能損害としての支払の一部(平成23年3月11日から同年11月30日までの期間の分のうち40万3200円、同年12月1日から平成24年5月31日までの期間の分のうち26万8800円、同年6月1日から平成27年2月28日までの期間の分のうち147万8400円)は、実損害額を超える支払となっている。

さらに、原審は、家財損害として40万円を認めたが、これを前提としても、一審被告東電が一審原告21-1の家財に係る財物損害の名目で支払った510万円から上記40万円を控除した470万円は、実損害額を超える支払となっている。

そうすると、これらの実損害額を超える支払となっているものその他その可能性のあるものは、他の損害項目に弁済として充当すべきである。

(一審原告21らの主張)

一審被告東電の上記主張は、いずれも争う。

一審原告21らは、平成27年4月に新居を購入したが、これは、福島に帰ることができる見通しが立たず、一審原告21-2及び同21-3が高齢で、借上住宅での生活が苦痛を更に増大させることに鑑みてやむを得ず行った選択であって、上記新居の購入により精神的苦痛が緩和されるものではない。

第20 一審原告22ら(一審原告22-1、承継前一審原告22-2、一審原告22-3、同22-4)について

(一審原告22らの主張)

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

原審は、一審原告22ら(一審原告22-1(子)、承継前一審原告22-2(母)。以下、この2人のことを「一審原告22ら」ということがある。)について、ふるさと喪失慰謝料(帰還困難区域)として、各自1500万円を認めたが、後記2のとおり、不十分であるほか、次に照らして、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告22-1、及び承継前一審原告22-2は、平成23年3月16日、神奈川県b j市の一審原告22-4宅(一審原告22-1の妹宅)に避難したが、一審原告22-1は、本件事故のため、仕事を失い、平成23年5月に就いたフォークリフトの仕事も、以前の仕事と扱う品物が違い期待されたように仕事ができず、平成24年2月8日に退職するに至った。また、一審原告22-1は、本件事故により、豊かな自然と触れ合い、友人と山菜取りや海釣りをし、承継前一審原告22-2と野菜作りの畑仕事をするなどの楽しみや生きがいを失い、足腰を鍛える機会が減り持病の糖尿病が悪化した。

また、承継前一審原告22-2は、避難先の神奈川県娘宅で、平成23年4月22日まで、と共に生活することを余儀なくされ、神奈川県では山菜取りの機会もなく、提供を受けた畑での野菜作りもうまくいかずに生きがいを失い、体力が落ちて歩けなくなり、平成29年5月29日、死亡するに至った。

2 原審の認定した慰謝料額が不十分であること

原審が認めたふるさと喪失慰謝料(各1500万円)は、次に照らして、低きに失するものである。

すなわち、一審原告22-1は、本件事故により、その自宅については、いまだ帰還困難区域の指定が解除されず、荒れた状態で屋根も抜けてしまい居住不可能な状態となっており、また、同人は、上記のように、豊かな自然と触れ合い、山菜取りや野菜作りをする楽しみや生きがいを失い、以前のような平穏な生活を取り戻すことが不可能となり、さらに、長年にわたる

避難生活により、以前から患っていた糖尿病の数値が悪化し、また、本件事故による環境の急激な変化によって、との関係性が悪化して修復不可能な関係へと陥り、離婚に至ることを余儀なくされている。

また、承継前一審原告22-2は、先祖の地であり60年以上も生活を続けてきたa g町に戻りたいと強く願っていたが、その思いは叶わず、避難先の神奈川県では、山菜取りや畑仕事を通じた近所の住民との交流も一切なく、本件事故のためその生活が一変してしまい、楽しみを奪われたまま亡くなるに至っている。

(一審被告東電の主張)

次の1、2に照らすと、一審原告22らにつき、既払金(合計1億5067万2972円)を超える損害はないというべきである。

1 本件事故後早期に過酷な避難状況から脱していること

一審原告22らは、平成23年3月16日には、身内である妹(娘)宅に移転することができ、その後、妹の夫の知り合いから、同人らのために畑を用意してもらうなどの支援も受けており、過酷な避難状況から脱している。

2 実損害額を超える支払をしていること

一審被告東電は、一審原告22らに対し、次のとおり、実損害額を超える可能性がある支払をしており、その分は、他の損害項目に弁済として充当すべきである。

(1) 一審被告東電は、承継前一審原告22-2に対し、生命・身体的損害の入通院慰謝料(14万2800円)、通院実費・証明書類取得費(10万5460円)を支払っているが、承継前一審原告22-2の年齢(本件事故時85歳)、診断書において因果関係は不明とされていること(乙個22の1)などに照らせば、上記合計24万8260円については、実損害額を超える支払となっている可能性がある。

(2) 一審被告東電は、一審原告22-1に対し、生命・身体的損害の入通院慰謝料(25万6200円)、通院実費・証明書類取得費(6万3170円)を支払っているが、診断書において因果関係は不明とされていること(乙個22の2)などに照らせば、上記合計31万9370円のうち18万9170円については、実損害額を超える支払となっている可能性がある。

(3) 一審被告東電は、一審原告22-1に対し、就労不能損害として1439万4438円を支払っているが、一審原告22-1がフォークリフトの仕事に就労していたとする期間(平成23年5月分から平成24年2月分まで)のほか、就労していなかったことの立証がされていないその後の期間を含めた賠償として支払っているものであって、実損害額を超える支払となっている可能性がある。

第21 一審原告23ら(一審原告23-1~同23-5)について

(一審原告23らの主張)

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

原審は、一審原告23-3を除く一審原告23らについて、ふるさと喪失慰謝料(居住制限区域(5年以上))として、各自1300万円を認め、一審原告23-3には、上記慰謝料を認めなかったが、後記2のとおり、不十分なしは誤っているほか、次に照らして、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告23らは、本件事故により、一審原告23-1(夫)と同23-3(長女。本件事故当時18歳、専門学校生)が利用していた同23-1の約55m²の一人暮らし用の社宅に、5人で住むことを余儀なくされ、特に同23-3及び同23-4(二女。本件事故当時17歳)は、年頃の女性であり互いにプライバシーを確保できない状態での生活を強いられ、精神的苦痛を受けた。

また、一審原告23-2(妻)は、していたところ、もでき、経営も安定し生きがいであったのに、本件事故のため、を閉鎖し避難せざるを得ず、精神的苦痛を受けた。

さらに、一審原告23-2、23-4、23-5(三女)は、着の身着のまま、寒さの中で飲まず食わずの避難を強いられ、体育館の避難所では一睡もできず、その後の道中でも渋滞と余震にみまわれ、一審原告23-1の社宅に着くまで、本件事故直後という特殊な状況で長距離の移動を余儀なくされ、精神的苦痛を受けた。

2 原審の認定した慰謝料が不十分であること

原審が認めたふるさと喪失慰謝料(各1300万円)は、次に照らして、低きに失する。

すなわち、一審原告23らは、長期にわたりa r町の自宅に帰還できないことが分かり、いつまでも一審原告23-1の一人暮らし用の社宅に家族で住み続けるわけにもいかず、終の棲家と思っていたa r町の自宅に戻ることをあきらめ、平成23年11月9日、a m市に自宅を購入するに至ったものであり、本件事故により、大切な思い出のある場所や地域のコミュニティを町ごとに取り上げられたかのような状態に追い込まれた。また、一審原告23-5は、本件事故当時小学生であり、学年の途中に住み慣れた場所から離れ既に人間関係が出来上がっている避難先の学校に一人転校し、一から人間関係を構築せざるを得なかった。

3 一審原告23-3にも慰謝料が認められるべきであること

一審原告23-3に慰謝料が認められないとした原審の判断は、次に照らして、誤りである。

すなわち、一審原告23-3は、本件事故当時、a h市内にある同23-1の社宅を利用して専門学校に通学していたが、同23-1と同様に、社宅とa r町の自宅(実家)との間を頻繁に行き来しており、卒業後はa r町で就職することを想定していた。このように、一審原告23-3は、本件事故時、その生活の本拠はa r町にあり、本件事故によりa r町の自宅(実家)を失ったことで、精神的苦痛を受けたものである。

4 一審原告23-2のについて

一審原告23-2のについて一審被告東電の支払分を超えないとする原審の判断は、次に照らして、誤りである。

すなわち、一審被告東電が一審原告23-2に対して支払った逸失利益及び営業損害(将来分)の2223万2213円及び財産損害(償却・棚卸資産)60万円は、賠償額として不足しているものである。

5 一審原告23-1の土地、建物、家財に係る各損害について

原審は、一審原告23-1において、その土地につき固定資産税評価額の1.8倍の437万3395円、建物につき固定資産税評価額の2.5倍の1034万2473円、家財につき40万円の損害を被った旨認定するが、低額にすぎる。同土地については、更に1216万3531円が、同建物については、更に908万5394円が、同家財については更に1295万円が、増額して認定されるべきである。

(一審被告東電の主張)

1 既払金を超える損害の不発生

一審被告東電は、一審原告23らに対し、合計1億2605万9898円(一審原告23-1の慰謝料120万円、同23-2の慰謝料852万円、同23-3の慰謝料892万円、同23-4及び同23-5の各慰謝料900万円を含む。)を支払っているが、次の2、3に照らし、一審原告23らに、これを超える慰謝料が発生するとは認められず、次の4に照らし、その実損害額を超える支払をしており、その分は、一審原告23らの他の損害項目に弁済として充当されるべきである。

2 一審原告23-1及び同23-3について避難の事実がないこと

一審原告23-1(夫)は、本件事故当時、その勤務先があるah市内の社宅において、同23-3(長女)と共に生活していたものであり、両名についてはそもそも避難の事実がない。

したがって、一審被告東電が両名に対し支払った1554万2258円(120万円及び1434万2258円)は、実損害額を超える支払となっており、一審原告23らの他の損害項目に弁済として充当されるべきであって、一審原告23-1につきふるさと喪失慰謝料(1300万円)を認めた原審の判断は、誤りである。

すなわち、一審原告23-1は、避難者として、平成25年2月までの24箇月間に係る慰謝料の名目で120万円の支払を受けているが、同人は、本件事故の約7年前からah市で居住し、かつ、ah市から通勤しており、本件事故当時、生活の本拠がar町の自宅にあったとみることはできず、避難を余儀なくされたとは評価し得ない。

また、一審原告23-3も、避難者として、慰謝料等936万5400円、賃料分497万6858円(合計1434万2258円)の支払を受けているが、同人は、本件事故当時、都内の専門学校に通っており、避難の事実がなく、一審被告東電の上記の額の支払は、一審原告23-2(妻)による、一審原告23-3が、本件事故時、ar町の実家に居住しており共に避難したとの虚偽の申告によるものである。

3 避難生活上の苦痛は徐々に軽減され、平成24年5月頃には避難を終了していること
一審原告23らにおいては、次の生活状況等に照らせば、避難先において徐々に平穏な生活を取り戻していることがうかがわれ、同人らにおいては、遅くとも平成24年5月頃までには、避難生活を終了したとみることができる。

すなわち、一審原告23-2(妻)、同23-4(二女)及び同23-5(三女)は、平成23年3月13日、ah市の同23-1(夫)の社宅(同人の単身赴任先で、同23-3(長女)と共に暮らしていた。)に避難したが、同23-1及び同23-3は、本件事故の前後を通じて上記社宅で暮らし、同23-4は、キャンパスが変わったものの本件事故前と同じ通信制の高校へ通い、同23-2及び同23-5は、平成24年5月から、前年11月に新たに購入したam市の新居に転居して生活しているものである(同23-5は、am市の小学校に通っている。)

4 実損害額を超える支払をしていること

一審被告東電は、一審原告23らに対し、次のとおり、実損害額を超え、又は超える可能性がある支払をしている。

(1) 住居確保費用

一審原告23-1は、一審被告東電から、住居確保費用の名目で2321万1783円の支払を受け、ah市内の新築マンションを購入しているが、同23-1は、従前社宅で暮らしていたにすぎないのに、これにより住居を拡充したこととなり、本件事故前の生活の平穏を取り戻すための住宅確保費用の支払の趣旨に沿わないものとなっており、同額は、実損害額を超える支払となっている。

(2) の逸失利益

一審原告23-2は、一審被告東電から、の逸失利益として2150万0378円の支払を受けているが、同23-2は、本件事故後、am市でを再開し利益を得ていたにもかかわらず、これを考慮することなく上記支払がされているものであって、同額は、実損害額を超える支払となっている。

(3) 就労不能損害

一審原告23-4は、一審被告東電から、就労不能損害として平成26年2月分まで支払を受けているが、同23-4は、平成26年2月分まで勤務先から107万6187円の給料の支払を受けており、同額は、実損害額を超える支払となっている。

(4) 生命・身体的損害

一審原告23-3は、一審被告東電から、生命・身体的損害として7万5400円の、同23-4も同損害として4万7550円の、同23-5も同損害として1万6550円の各支払を受けているが、これらは、いずれも診断書において因果関係が不明とされているにもかかわらず支払われたものであり、上記各支払額は、いずれも実損害額を超える支払となっている可能性がある。

5 弁済について

原審は、家財損害として40万円を認めたが、これを前提としても、一審被告東電が一審原告23-1の家財に係る財物損害の名目で支払った525万円から上記40万円を控除した485万円は、他の損害項目に弁済として充当すべきである。

第22 一審原告24ら(一審原告24-1~同24-3)について

(一審原告24らの主張)

原審は、一審原告24らについて、ふるさと喪失慰謝料(居住制限区域(5年以上))として各自1300万円を、避難慰謝料として各自1万円をそれぞれ認めたが、次の1、2に照らし、いずれも不十分である。

1 避難生活に係る慰謝料について

一審原告24らは、次のとおり、避難生活において、大変な苦痛、不安、怒り、ストレスなどを経験した。すなわち、一審原告24らは、a g町の自宅から、避難所への滞在を経て、空き家になっていた一審原告24-2の実家に避難したが、貧弱な情報開示の下で、放射線汚染の行く末や今後の生活等の先行きの不安を抱えたまま、着の身着のまま避難せざるを得なかったものである。また、一審原告24らは、空き家に、おおむね、約2年間居住したが、その修繕等、居住可能な状態にするために大変な苦勞をし、a g町の自宅との往復にも疲弊し、その後、一審原告24-3の就職先があったマンションに転居したが、狭い居住空間でストレスが溜った。そして、一審原告24らは、一審被告東電との不動産の賠償交渉に怒りを覚え、また、一審原告24-1がその定年退職後にa g町で実現しつつあった自家用農業を諦めて、に、a g町での土地面積(600坪)の4分の1にすら満たない狭い自宅を購入するという無念の決断をせざるを得なかった。

2 ふるさと喪失慰謝料について

(1) 一審原告24らの居住区域は、その生活状況(自宅土地は帰還困難区域から約40メートルの距離であり、生活圏、友人らの居宅も帰還困難区域にあること)、福島第一原発との距離(約7.5キロメートルであること)などからして、帰還困難区域の地域に該当するものであったから、これを前提とした慰謝料額が認められるべきである。

(2) 一審原告24らは、一審原告24-1の定年退職後の夢を実現すべくa g町に移住して3年も経たないうちに、膨大な労力と日数を費やし丁寧に開拓した畑や庭園、広大な土地や豊かな自然環境を喪失した。また、一審原告24らは、先行きの見えない不安等により、一審原告24-1は等を、同24-2は等を患うなど心身ともに不健康な状態となり、避難生活のため老後の貴重な時間を失った。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告24らに対し、合計9901万2261円(各慰謝料852万円を含む。)を支払っており、次の1、2に照らし、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

1 避難生活上の苦痛は徐々に緩和されたこと

一審原告24らは、同24-3が勤務先の寮で約1年間生活していた以外は、本件事故の前後を通じ、おおむね共に居住しており、また、は、一審原告24-2の実家があった場所であり、一審原告24-1の故郷はであって、親戚等も首都圏に居住していた。

このような状況の下で、一審原告24らにおいては、平成23年3月17日以降は一審原告24-2の実家で、平成25年3月以降は で、平成28年11月以降は の自宅での生活を開始しており、その後の時の経過によって、その精神的苦痛も徐々に緩和され、平穏な生活を取り戻したものと見える。

2 平成30年3月末には避難を終了していること

一審原告24らが居住していたa g町の自宅については、平成29年4月1日、避難指示が解除されており、その空間放射線量も多く地点で年間1mS V (毎時0.23μS V)を下回っており、避難指示の解除から相当期間経過後である平成30年3月末には、a g町に帰還して生活を再開できるという客観的状況にある。そうすると、一審原告24らは、遅くとも上記平成30年3月末までには、その避難生活を終了したものとみることができる。そして、それ以後も、一審原告24らがa g町に帰還せずにといたとしても、それは、 の居宅購入等の状況を踏まえた同人らの選択の結果によるものというべきであって、上記時点以後、一審原告24らが、その平穏生活利益の侵害を余儀なくされているなどと評価することはできない。第23 一審原告25ら(一審原告25-1、同25-2、承継前一審原告25-3)について

以下、一審原告25らというときは、一審原告25-1、同25-2を指す意味で用いるほか、同人らに承継前一審原告25-3を含めた意味で用いることがある。

(一審原告25らの主張)

原審は、一審原告25らについて、ふるさと喪失慰謝料(居住制限区域(5年以上))として各自1300万円を、避難慰謝料として一審原告25-1、同25-2につき各自6000円をそれぞれ認めたが、次の1、2に照らし、いずれも不十分である。

1 避難生活に係る慰謝料について

一審原告25ら(一審原告25-1(夫、)、同25-2(主婦))は、a g町の自宅で生活し、将来的には、 の小学校に勤務する長男と、a g町で同居する予定であったが、本件事故によりこれができなくなり、老後の人生設計ができず、先行きの不安を感じつつ生活せざるを得なかった。また、一審原告25らは、本件事故の後、a t市の長男のアパートに転居して避難生活を送ったが、a g町の自宅に比べ狭小であり、一審原告25-1は趣味のフルート演奏ができず、同25-2は収納スペースの小ささ等のため精神的ストレスを感じた。

また、承継前一審原告25-3(一審原告25-1の父)は、本件事故当時、93歳と高齢であり、一審被告東電においても要介護者等の精神的損害に対する賠償額の増額として、その死亡時(平成28年3月28日、一審原告25-1が単独で相続)まで89万5000円(1箇月当たり1万5000円)が支払われていることに照らすと、承継前一審原告25-3に対し、居住地域における一律の慰謝料額しか認めなかった原審の判断は、誤りである。

2 ふるさと喪失慰謝料について

一審原告25らは、本件事故により、老後の人生設計の変更を余儀なくされ、それまでa g町で享受していた豊かな自然を失い、お彼岸や区の運動会、お茶に寄るなどの地域の人々との付き合いもなくなり、大きな孤独感を感じている。

すなわち、一審原告25-1は、生きがいにしていた 職を失い、避難先(a t市)では就職することも、趣味であったフルートを演奏することもできず、同25-2も、来客の絶えないにぎやかな家庭の中で自慢の料理を振る舞っていた生活から、訪れる人のない孤独な生活に様変わりしてしまったものである。

また、承継前一審原告25-3は、避難先(a t市のアパートの2階)で狭い階段の昇降が困難であったため外出が難しく、歩行不能となり、野菜作りの生きがいを失って平成27年夏頃から体調を悪化させ、平成28年3月28日、一度もa g町に戻ることなく死亡するに至っ

た。

なお、一審原告25-1、同25-2において、平成31年4月30日、東京都b m市に転居したのは、汚染水の処理、廃炉作業等の問題が残る中で、a g町の自宅の敷地内の放射線量が安心できる数値でないことなどを受け、a g町に戻らないことを苦渋の選択として決断したものであり、このことによる精神的苦痛も、慰謝料額を考慮する上で斟酌されるべきである。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告25らに対し、合計1億4580万2850円(一審原告25-1、同25-2につき各慰謝料852万円、一審原告25-3につき慰謝料941万5000円を含む。)を支払っており、次の1、2に照らし、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

1 避難生活上の苦痛は徐々に緩和されたこと

一審原告25らは、本件事故の前後を通じて、おおむね共に生活し、避難後は、同25-1の長女、弟、長男など、その親族とより近接した環境で生活しており、避難先のa t市のアパートで生活する中で、時の経過によって、その精神的苦痛も徐々に緩和され、平穏な生活を取り戻したものといえる。

2 平成30年3月末には避難を終了していること

一審原告25らが居住していたa g町の自宅については、平成29年4月1日、避難指示が解除されており、その空間放射線量も多く地点で年間1mSV(毎時0.23μSV)を下回っており、避難指示の解除から相当期間経過後である平成30年3月末には、a g町に帰還して生活を再開できるという客観的状況にある。そうすると、一審原告25らは、遅くとも上記平成30年3月末までには、その避難生活を終了したものとみることができる。そして、それ以後も、一審原告25らがa g町に帰還せずにしたとしても、それは、a t市での生活状況やb m市の新居購入計画を踏まえた同人らの選択の結果によるものというべきであって、上記時点以後、一審原告25らが、その平穏生活利益の侵害を余儀なくされていると評価することはできない。

第24 一審原告26ら(承継前一審原告26-1、一審原告26-2~同26-5)について

以下、一審原告26らというときは、一審原告26-2~同26-5を指す意味で用いるほか、承継前一審原告26-1、一審原告26-2、同26-3を指す意味で用いることがある。

(一審原告26らの主張)

原審は、承継前一審原告26-1(夫)、一審原告26-2(妻)、同26-3(長男)について、ふるさと喪失慰謝料(帰還困難区域)として各自1500万円を認め、避難慰謝料としては、承継前一審原告26-1、一審原告26-2につき各自7万5000円をそれぞれ認め、同26-3につき認めなかったが、次の1から3までに照らし、同26-3については、誤りであり、承継前一審原告26-1、一審原告26-2については、承継前一審原告26-1が要介護状態にあったことなど増額事由に当たることを考慮せず、居住地域に基づく一律の賠償額しか認めていないなど、いずれも慰謝料額が不十分である。

1 承継前一審原告26-1について

承継前一審原告26-1は、腎臓病のため、平成11年頃から週3回の血液透析を受け、平成12年には身体障害者手帳(1級)を取得するなど、症状は年々悪化し、平成20年には膀胱癌を患うなど、長年にわたり闘病生活を送っていた。

このような中、承継前一審原告26-1は、本件事故により、a l町の自宅(帰還困難区域)から、各避難所を転々とするのを余儀なくされ、透析治療を受ける医療機関が見つからずに生命の危険に晒され続け、いつ治療先が見つかるかという不安・恐怖の中で過ごさざるを

得ず、透析治療の受入先が見つかった後も、従前に比べ透析時間が短く、避難中の衣食住も不十分で、不自由な避難生活を強いられ、これらによる精神的苦痛を被った。

また、その後、承継前一審原告26-1は、b1市の借上住宅に避難し、闘病生活を続けたが、入退院を繰り返す中で衰弱が進行し、平成27年7月28日、転移性脳腫瘍のため死亡した。承継前一審原告26-1は、a1町で育ち、近隣住民や親族との地域コミュニティを形成していたのに、本件事故により、当該コミュニティが喪失し、生活基盤そのものが失われ、b1市で闘病生活を送らざるを得ず、これらによる精神的苦痛も被った。

2 一審原告26-2について

一審原告26-2は、承継前一審原告26-1と共に避難し、同人の血液透析のための医療機関が見つからず同人が生命の危険に晒され続ける傍らに寄り添っていたことで著しい恐怖心、不安感を感じ、これらによる精神的苦痛を被った。

また、一審原告26-2は、a1町で、近隣住民や親族との地域コミュニティを形成していたのに、本件事故により、当該コミュニティが喪失し、生活基盤そのものが失われ、b1市で、承継前一審原告26-1の介護や付添いに追われることとなったものであり、現在も、先行きの不安や劣悪な生活環境による精神的苦痛を被り続けている。

3 一審原告26-3について

一審原告26-3は、地域の消防団に所属し、地域住民との交流も深く、地縁のあるa1町で生活し続けることを望んでいたにもかかわらず、本件事故により、当該コミュニティが喪失し、生活基盤そのものが失われ、先行きの見通しが立たず、現在はam市に居住し、先行きの不安や不安定な就労状況による精神的苦痛を被り続けている。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告26らに対し、合計8225万5850円(承継前一審原告26-1の慰謝料1554万円、同26-2の慰謝料1522万5000円及び同26-3の慰謝料1452万円を含む。)を支払っているが、次の1、2に照らし、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

1 避難生活上の苦痛は徐々に軽減され平穏な生活を取り戻していること

承継前一審原告26-1及び一審原告26-2は、平成23年5月1日、b1市内の借上住宅での生活を開始したところ、b1市は、同26-2の姉が居住し、親族(承継前一審原告26-1の子供)も茨城県や東京都等の近隣の都県に居住していた。他方、一審原告26-3は、同年4月10日、勤務先の指示を受けてbn市へ転居し、同年7月からbo市、平成24年8月からで勤務し、その後、平成28年9月に結婚して、am市内へ移住し、の商工会で勤務している。

このように、一審原告26らは、避難先において、それぞれ生活を開始し、平穏な生活を取り戻していたことがうかがわれる。

2 実損害額を超える支払をしていること

一審被告東電は、一審原告26らに対し、次のとおり、実損害額を超える可能性がある支払をしているから、他の費目(慰謝料等)に弁済として充当すべきである。

(1) 生命・身体的損害

承継前一審原告26-1は、一審被告東電から、生命・身体的損害として支払を受けているが、このうち、237万0475円については、本件事故前からの既往症である慢性腎不全に関する賠償であり、通院証明書や診断書において因果関係が不明とされているにもかかわらず支払われたものであって、上記支払額は、実損害額を超える支払となっている可能性がある。

また、一審原告26-2は、一審被告東電から、生命・身体的損害として13万9000円の支払を受けているが、これは、発症時期が不明の高血圧・脂質異常症・糖尿病に関する賠償であり、通院証明書や診断書において因果関係が不明とされているにもかかわらず支払われた

ものであって、上記支払額は、実損害額を超える支払となっている可能性がある。

(2) 就労不能損害

一審原告26-3は、一審被告東電から、就労不能損害として平成26年2月分まで支払を受けているが、同26-3は、同月まで勤務先から合計771万4774円の給料の支払を受けており、同額は、実損害額を超える支払となっている。

第25 一審原告27ら(一審原告27-1、同27-2)について

(一審原告27らの主張)

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

原審は、一審原告27らについて、自己決定権侵害慰謝料(一審原告27-1(母)につき60万円、同27-2(長女)につき100万円)を認めたが、次のような避難生活の実情に照らし、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告27らは、本件事故時、一審原告27-1が、同27-2が、であり、bp市の自宅で生活していたが、本件事故の発生により、の元夫宅に避難し、その後、借上住宅等での生活を経て、平成24年2月25日から、神奈川県bq市のアパートで暮らし始めた。

しかし、一審原告27-1は、元夫と離婚して実家で子供(同27-2)と2人で生活しようとしていた矢先に、本件事故のために、生活設計を変えなければならなくなり、本件事故直後、離婚協議中の元夫のの自宅に一時同居することを余儀なくされるなど精神的ストレスが増幅し、現在も、同27-1の実家付近の放射線量が高いことなどから、同27-2の身体への影響等を考えると、実母からの福島に戻ってきてほしいとの要望を無視し続けざるを得ず、亡父の病床に付き添うことができなかつたなど、福島に帰りたくても帰ることができない苦痛が続いている。

また、一審原告27-2は、bq市のアパートで同27-1と2人暮らしをする中で、なぜ祖父母と一緒にいられないのかと寂しさから泣くことも度々あり、指しゃぶりなど精神的に不安定な行動を示すようになっており、それまでの環境から引き離されたことによる不安や恐怖を感じていたことがうかがえる。また、同27-2は、のとき、甲状腺検査において嚢胞が発見されており、同27-1は、これが悪化する可能性に不安を抱いている。

2 原審の認定した慰謝料額が不十分であること

原審が認めた慰謝料額は、次に照らせば、低額にすぎingものである。

すなわち、一審原告27-1は、元夫と離婚をして、同27-2と、自然に囲まれたbp市の実家やその付近で新たな生活をしていこうとしていた矢先に、本件事故のため、bp市から避難せざるを得なくなり、同市での生活基盤を喪失させられたものである。そして、同27-1の生活は一変し、避難の事実を告げた福島の友人との関係は悪化し、同27-2を実家付近の公園で遊ばせることもできなくなり、避難先の神奈川県には、家族や親戚、知り合い等、身近に頼れる人が全くおらず、先行きの不安を抱きながらの生活を余儀なくされている。

(一審被告東電の主張)

1 既払金を超える損害がないこと

一審被告東電は、一審原告27らに対し、ADRを経て、合計324万4278円(一審原告27-1の慰謝料8万円、同27-2の慰謝料32万円を含む。)を支払っているが、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

一審原告27らが被ったと主張する自主的な避難に伴う苦痛や不便は、上記既払金により十分補填されているというべきであり、また、一審原告27らが神奈川県での生活を続けているのは、一審原告27-2の父である同27-1の元夫の同県での居住や、同27-2の幼稚園、小学校入学等を踏まえた一審原告27らの判断の結果であるといえ、これをもって本件事故により通常生ずべき損害に当たるとはいえない。

2 一審原告27らの指摘は、慰謝料の発生を基礎付けるとはいえない事情であること

一審原告27らは、一審原告27-2に嚢胞が発見され、不安を抱いていることを指摘するが、当該嚢胞は、本件事故と事実的因果関係があるとは認められないほか、健康な人にも見つかることも多い良性のもの（液体が溜まった袋状のもの）であって、細胞がないためがんになることがなく、同27-1も、嚢胞は甲状腺細胞の中にある泡のようなもので特に問題がないことや、放射線被ばくが問題とならない地域で検査をしても、嚢胞は同程度の比率で発見されることなどを認識している（原審における同27-1の本人調書9頁）。

このような中で、一審原告27-1が主張する上記不安は、身体的被害の発生に対する漠然とした抽象的な危惧感にとどまるから、法律上保護される利益の侵害と評価されるものではない。

また、一審原告27-1は、避難の事実を告げた福島の友人との関係が悪化した旨述べるが、自主的避難等対象区域で生活することについて一定期間不安を抱いたという利益侵害の内容及び態様に照らして、通常そのような事態に至るということはできず、通常生ずべき損害に当たるとすることはできない。

第26 一審原告28について

（一審原告28の主張）

原審は、その居住地を理由に一審原告28の慰謝料請求を認めなかったが、誤りである。

すなわち、一審原告28は、父が死亡した平成20年頃から、3週間に1回程度帰省して、母が行っていたa r町の実家の家業である不動産賃貸業を本格的に手伝うようになった。そして、一審原告28は、同家業に係るa hの物件の明渡しに係る案件も担当し、平成23年1月には、休暇の取りやすい会社に一時的に転職し、同家業に係る不動産賃貸業の拡大路線を実現すべく、遅くとも平成26年1月には、福島に移住して家業を本格的に引き継ぐ予定であった。また、同人は、19歳までa r町の実家で生活し、実家に多くの私物もあり、人間関係等の生活基盤も、ふるさとである同町に相当程度残されていた。これらに照らせば、一審原告28は、慰謝料を認められた単身赴任者や学生と何ら変わるところはなく、一審原告28について本件事故による慰謝料の発生が認められるべきである。

（一審被告東電の主張）

一審原告28の上記主張は、争う。

第27 一審原告29について

（一審原告29の主張）

原審は、ふるさと喪失慰謝料等1400万4000円（居住制限区域の居住者に認めた1300万円より100万円多い額とした。）を認め、また、自宅土地について既払金を超える損害を認めたが、不十分である。

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

一審原告29は、本件事故時、b r町の会社事務所からa h市の県営住宅に至るまで、被ばくや先行きへの不安等を抱えながら苦労して避難し、a h市に避難した後も、身近に同様な避難者がおらず精神的に辛い日々を過ごし、a g町の自宅への帰還の見込みが分からず多大なストレスを受けつつ過ごすことを余儀なくされたものであり、これによれば、避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

2 原審の認定した慰謝料額が不十分であること

原審が認めた慰謝料額は、次に照らせば、低額にすぎるものである。

すなわち、本件事故時、一審原告29のa g町の居宅は、居住制限区域にあったが、帰還困難区域とは数十メートルしか離れておらず、極めて近接していたものであったことに照らせば、一審原告29にも、帰還困難区域の居住者に認めた1500万円と同額の慰謝料が認められるべきである。

一審原告29のa g町の自宅近辺では、相当高い放射線量が計測され、避難指示が平成29年4月1日に解除されてから3年以上経過した現在でも、一審原告29の自宅近辺の住民はほとんどa g町に帰還しておらず、生活のための基盤も失われたままであり、一審原告29は、帰還したくてもできない状況にある。

また、一審原告29が生まれ育ち思い出の詰まった同自宅は、ガラスが割られ粗大ごみが投げ込まれるなど荒れ放題のまま、令和2年3月、取壊しとなるに至り、一審原告29は多大な精神的苦痛を受けた。

一審原告29は、平成19年6月、父が死亡した後、実家の土地建物を相続し、そこを終の棲家として暮らしていくことを決め、本件事故が発生するまで、生まれ故郷であるa g町での生活を送っていたが、本件事故により、このような生活が奪われ、生まれ故郷での親族や友人・知人との人間関係を奪われた。

一審原告29にとって、長男も社会人となって独立し不在となったa h市の県営住宅での予期せぬ生活は、本件事故さえなければ決してなかったものであり、長男が子供の頃にはあった学校等を通じての人間関係も、本件事故当時には希薄となってしまっており、一審原告29は、一人自宅に籠もることが多い生活となってしまっている。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告29に対し、合計4286万9502円(慰謝料852万円を含む。)を支払っているところ、自宅土地につき既払金を超える損害を認めた原審の判断は誤りであり、また、次の1、2に照らし、慰謝料も含め、既払金を超える損害はないというべきである。

1 避難生活上の苦痛は徐々に軽減され平穏な生活を取り戻していること

一審原告29(a g町出身)は、高校卒業後、約30年間を神奈川県で生活し、離婚後は単身で子育てを終えた後、平成18年から、大学進学が決まった長男をa h市の県営住宅に残し、a g町の実家(居住制限区域)に転居し、本件事故時は、同実家(一審原告29所有)において、単身で生活していた。一審原告29は、本件事故を受け、平成23年3月20日、元々長男と居住していたa h市の上記県営住宅に戻り、同年4月、長男が就職のため長崎県へ転居した後は、上記県営住宅において単身で生活を続けている。

これによれば、一審原告29においては、長年住み慣れたa h市において、本件事故の5年前まで暮らしていた従前の県営住宅に戻ったにすぎず、これをもって避難ということは疑義がある上、かかる従前の県営住宅における生活を通じて、一審原告29の精神的苦痛は、ごく短期間のうちに軽減・解消されたものというべきである。

2 実損害額を超える支払をしていること

一審被告東電は、一審原告29の平成23年3月から平成26年2月までにおける就労不能損害の名目で469万3698円を支払っているところ、一審原告29は、平成24年12月から株式会社 に就職し、少なくとも合計151万3218円の収入を得ており、同額については、実損害額を超える支払となっているから、他の費目(慰謝料等)に弁済として充当されるべきである。

第28 一審原告31ら(一審原告31-1、同31-2)について

(一審原告31らの主張)

原審は、一審原告31-1には、ふるさと喪失慰謝料1300万円(居住制限区域、5年以上)、避難慰謝料2000円を認め、同31-2には、同人が本件事故時a h市内に居住して大学に通学していたとしてふるさと喪失慰謝料を認めなかったが、次のとおり、同人については、誤りであり、同31-1については、慰謝料額が不十分である。

1 一審原告31-2につき慰謝料が認められるべきであること

一審原告31-2は、本件事故時、a h市に居住し同市内の大学に通っていたものの、a r

町の実家において同人の部屋も変わらずに残っており、a r 町内に存在する合計10筆の土地やこれらの土地上の合計6筆の建物を同31-1らと共同相続し、将来的に実家のあるa r 町に戻って兄弟とともに、不動産賃貸事業、シェアハウス事業の運営を引き継ぐことを考えていた。このことからすれば、同31-2は、a r 町内においても生活の基盤が存在していたというべきであり、同町における、平穩生活権ないし居住、移転の自由の侵害を観念することが合理的かつ相当であるから、同人につき慰謝料が認められるべきである。

2 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

一審原告31-1は、平成23年3月12日、a r 町からの指示を受けて、着の身着のまま、放射線の高い地域であるa s に所在する小学校へ避難させられるとともに、自宅の飼犬2匹を放置させられ、さらには、a h 市の避難先でも「a m」ナンバーであったために自動車にいたずらをされ、狭小な住環境下でのストレスにより家族関係が悪化し、長男が長期の避難生活により生きる力を失い縊死するに至るなど、精神的苦痛を被った。これらによれば、同31-1につき、ふるさと喪失慰謝料とは別途、避難生活に係る慰謝料が認められるべきである。

3 原審の認定した慰謝料額が不十分であること

原審が認めた慰謝料額は、形式的に避難指示等の区域割により賠償額の区別をしており不合理である。すなわち、一審原告31-1の生活歴や生活圏等は、その生活状況等に照らし、居住地であったa r 町にとどまらず、同人が生まれ育った地であって、その事業経営に係る賃貸不動産の一部も所在していたa l 町などを含め、より広範な地域であったとみるべきである。そうすると、一審原告31-1がその生活基盤を喪失した実態は、帰還困難区域からの避難者の場合と変わらないというべきであるから、同区域と同額の慰謝料額が認められるべきである。

4 一審被告東電の主張について

(1) 一審被告東電は、一審原告31-1の世帯に対し、慰謝料を含む約3億円を支払っているとして、これら一連の支払が、一審原告31-1の本件事故による精神的苦痛を緩和したなどと主張するが、失当である。

すなわち、上記支払は飽くまで一審被告東電が本件事故により一審原告31-1に与えた経済的損失を賠償するものに過ぎず、賠償金の性質上、同人の精神的苦痛を緩和するものとはならない。

(2) 一審被告東電は、一審原告31-1が平成29年10月にa h 市で購入した住居での生活を開始して避難生活を終了した旨主張するが、失当である。

すなわち、一審原告31-1は、長期間にわたり、a r 町に帰還できない状態を余儀なくされ、避難指示が解除されても、放射性物質の影響、a r 町の帰還率の低さ、管理できないまま放置された不動産の現状等から、a r 町において不動産賃貸事業を再開することは難しく、見通しは立たないと考えたものである。そして、帰還できない以上は、避難先における生活を安定させる必要があることから、a h 市に現在の住居を取得したにすぎず、これにより避難生活が終了したとみること是不合理である。

(一審被告東電の主張)

1 一審原告31-2について

一審原告31-2は、本件事故時、a h 市で一人暮らしをしながら大学に通学していたものであり(甲個31の1・5頁、甲個31の4)、避難等対象区域に居住していた事実はなく、避難行動や避難生活を強いられた事実もないから、慰謝料が発生しないとした原審の判断は、相当である。

2 一審原告31-1について

(1) 一審原告31-1は、本件事故後、a h 市内で複数の居住用物件を購入し、繰り返し転居しているところ、平成29年10月、a h 市の戸建て住宅を購入して転居し、現在に

至っており、遅くとも同月には、避難生活を終了したとみることができる。

(2) 一審原告31-1は、令和元年12月、一審被告東電から、上記(1)の物件の住居確保費用として792万9935円の支払を受けているところ、同支払は、財物損害の額を超えて新規の資産取得のための費用に係るものであるから、実損害額を超える支払であるといえ、他の損害項目に弁済として充当されるべきである。

(3) 一審原告31-1は、令和2年10月、一審被告東電から、更に別の物件の住居確保費用として885万9712円の支払を受けているところ、同人は同物件に居住しておらず、前記(1)の物件を取得してから3年後の新居の取得であって本件事故との相当因果関係もなく、上記支払は、実損害額を超える支払であるといえ、他の損害項目に弁済として充当されるべきである。

(4) 一審原告31らは、直接請求等を通じ、合計3億0493万6224円の支払を受けているところ、これら一連の支払は、一審原告31-1の本件事故による精神的苦痛を緩和し、同人が平穏な生活を取り戻す一助となったといえる。

(5) 一審原告31-1は、長男の について指摘するが、その詳細な経緯は不明であり、本件事故との因果関係は認められない。

第29 一審原告33ら(一審原告33-1、同33-2)について

(一審原告33らの主張)

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

原審は、一審原告33らについて、自己決定権侵害慰謝料(一審原告33-1(母)につき60万円、同33-2(長男)につき100万円)を認めたが、次のような避難生活の実情に照らし、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告33-1は、地域で開業医をしていた父の下で育ち、地元に着して充実した日々を送っていたところ、福島第一原発での水素爆発を知り、被ばくを恐れて、着の身着のままタクシーに飛び乗り、同33-2を連れて避難を余儀なくされ、避難先である神奈川県7畳のワンルームマンションという狭小な環境の下、母と反抗期の息子とでの生活を強いられた。そして、同33-1は、福島県での親しい人間関係も失い、神奈川県でも、同33-2の同級生の保護者から「避難者ばかりずるい。」などと心無い発言をされ、精神的・身体的負担や経済的負担による心労が積み重なり、ストレスにより過呼吸発作、帯状疱疹等を発症し、また、同33-2も、a t市の中学校で避難者であることから嫌がらせやいじめを受けるなど数々の悔しい思いをし、自宅を売却した際、勉強机や本棚等が乱雑に処分されるのを見て大泣きし無気力状態に陥るなどしたものであって、これら自体が、一審原告33らの避難生活の過酷さを示すものである。

2 原審の認定した慰謝料額は不十分であること

原審が認めた慰謝料額は、b p市内で測定した際の放射線量の高さや、ADRの提示に係る和解案の額の低さ、一審原告33らが、被ばくを恐れた母子の自然な判断や行動がADRの手続で理解してもらえないと感じたこと等から孤独感や被差別感を受けて、精神的苦痛を被っていることに照らせば、低額にすぎたものであって、一審被告東電の既払金で慰謝されるものではない。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告33らに対し、避難慰謝料名目で、合計84万円(一審原告33-1につき12万円、同33-2につき72万円)を支払っており、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

すなわち、一審原告33らが被ったと主張する自主的な避難に伴う苦痛や不便は、上記既払金により十分補填されているというべきであり、また、一審原告33らが神奈川県での生活を続けているのは、一審原告33-2が神奈川県の中学校、高校に進学し、関東圏の大学への進

学を希望していること、福島の実家等を既に売却していること、複数の親族が首都圏に居住していることなどを踏まえた一審原告33らの判断の結果であるといえ、上記苦痛や不便をもって本件事故により通常生ずべき損害に当たるとはいえない。

また、一審原告33らは、同33-1が同33-2の同級生の保護者から「避難者ばかりずるい。」との心無い発言をされ、同33-2が中学生のとき嫌がらせやいじめを受けるなどしていた旨主張するが、これらは、当該言動を行った第三者が責任を負うべきものであり、本件事故との相当因果関係が認められるものではない。

第30 一審原告34について

(一審原告34の主張)

1 原審の認定した住所に誤りはないこと

(1) 本件事故当時、一審原告34の生活の本拠は飽くまでaf市bd区所在の自宅にあり、この点に関する原審の認定を変更すべき理由はない。

すなわち、一審原告34は、以降、af市bd区所在の自宅において、夫及び夫の両親と共に居住してきた(甲個34の2・住民票)。そして、平成 年には、af市be区に学習塾を開設し(甲個34の3・証明書)、bd区の自宅から通って稼働するようになった。

ところで、一審原告34の経営する学習塾では、受験期や学期末が近くなると、夜遅くの授業等終了後、そのまま学習塾の1階で寝泊まりすることもあったが、学習塾には、洗濯機なども置いておらず、同所はあくまで一時的に寝泊まりする場所にすぎず、例えば洗濯物はbd区の自宅に持ち帰って洗濯していたほか、家具や衣類等についても基本的にはbd区の自宅に置いてあり(甲個34の8、9)、学習塾の1階には寝泊まりに必要な限度で衣類等を持ち込むにとどまっていた。

そして、本件事故が発生した平成23年3月11日当時も、学習塾の生徒達にとって受験期から卒業・学年末を迎える時期であったため、一審原告は学習塾に寝泊まりすることが多くなっており、その中で本件事故に遭遇したものである。

(2) 一審被告東電は、被害概況申出書(乙個34の1)、仮払補償金請求書(乙個34の2)、一審原告34との架電内容、陳述書(甲個34の1)を取り上げるなどして、原審の住所の認定は誤っている旨主張する。

しかし、被害概況申出書(乙個34の1)については、一審原告34は、本件事故によって学習塾の経営に関して被害が発生したことから、その被害について申し出るため、「業種・職業」欄に「自営業(学習塾)」と、「被害にあわれたご住所」欄に学習塾の所在するbe区

の住所を記載した上で、学習塾に係る財産的損害について申し出たものにすぎない。また、仮払補償金請求書(乙個34の2)についても、繁忙期における一審原告34の生活状況を踏まえ、本件事故当時は繁忙期にあり同人が学習塾に寝泊まりすることも多く、そのような中で、本件事故発生時も同人が学習塾で被災したことから、af市bd区の住所に「非居住」である旨の丸印を付けたものにすぎない。

また、一審被告東電は、一審原告34との架電内容も根拠として挙げるが、同人には、架電内容等に関する記憶は残っていないし、仮にbe区が住所である旨を述べた架電内容であったとしても、それは、避難生活によって、夫(及びその両親)とも別々の生活を余儀なくされている当時の状況を表現したものであったと考えられる。さらに、一審原告の陳述書(甲個34の1)には、本件事故前の自宅における生活についても必要かつ十分な範囲で具体的に記述されているから(3~4頁等)、この点に関する一審被告東電の主張も失当である。

2 原審の認定した慰謝料額は不十分であること

一審原告34に生じた精神的損害は、次のとおり甚大であり、原審の認容額は、不十分である。

すなわち、一審原告34は、過酷な避難生活により、その精神状態は現在も思わしくなく、平成28年4月、主治医からは、中等度うつ病エピソードとの診断を受け、通院治療の継続を余儀なくされている状態にある(甲個34の4)。そして、af市bd区の一審原告34の自宅周辺で帰還している家族は全体の半分以下であることなどから、やむなく令和元年1月までに、上記自宅を取り壊してbe区内に転居するに至り、その生活の本拠も失われてしまったところである。

なお、一審原告34は、af市bd区に居住していたものの、その生活圏は、帰還困難区域や居住制限区域と重なっていたことに照らせば、これらの区域の避難者と同程度の慰謝料の額が認められるべきである。

(一審被告東電の主張)

1 原審の認定した住所は誤りであること

原審は、一審原告34は、本件事故の際、af市bd区内の自宅(夫の実家。避難指示解除準備区域)において夫及びその両親と共に生活していたとして、ふるさと喪失慰謝料1200万円を認めたが、次の諸点に照らせば、同人は、実際には、af市be区(緊急時避難準備区域)に居住していたことが明らかであるから、原審の認定する上記慰謝料額は、前提を誤っている。

すなわち、一審原告34が本件事故後に提出した被害概況申出書(乙個34の1)には、福島県af市be区(緊急時避難準備区域)の住所が記載され、同住所に所在する塾の建物の利用目的は、居住用とされ(乙個34の12)、同人のクレジットカードの返済口座の金融機関も、af市be区所在の支店のものであったのに対し(乙個34の13)、同人の夫が提出した仮払補償金請求書(乙個34の2)には、一審原告34がaf市bd区の自宅に「非居住」であったと記載されていた。また、同人は、平成23年5月13日の一審被告東電に対する架電(乙個34の14)において、自らは年前(平成 年)よりaf市be区に自宅兼職場(学習塾、甲個34の3)を構え、と申し出ていた。さらに、一審原告34の陳述書(甲個34の1)をみても、本件事故時におけるaf市bd区における生活状況の具体的な記述に乏しく、本件事故発生時の状況に関する記述も、af市be区での出来事に限られている。

2 慰謝料額について

一審被告東電は、直接請求手続においては、一審原告34の住民票上の住所がaf市bd区であったという形式的な理由により、同人に対し、852万円の慰謝料その他を支払ったものであるが、上記のとおり、同人は、実際には、af市be区に居住していたものであり、また、一審原告34がah市での生活を継続せざるを得ない客観的事情も見当たらないことからすれば、その精神的苦痛は、飽くまで平成23年9月30日までの期間についてその自宅が緊急時避難準備区域に指定されたことに起因して生じ得る日常生活障害の程度に応じて、適切に算定される額を超えるものではない。すなわち、一審原告34の自宅所在地においては、避難指示は出されておらず、本件事故後の放射線量も避難指示区域よりはるかに低く、平穏な生活を送る利益の侵害の程度もはるかに小さかったものである以上、一審被告東電の上記支払は、全て実損害額を超える支払となっているというべきである。

第31 一審原告35ら(一審原告35-1~同35-5)について

(一審原告35らの主張)

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

一審原告35らについては、原審は、居住制限区域(5年以上)からの避難に当たるとして、ふるさと喪失慰謝料各1300万円を認めたが、次のような避難生活の実情に照らせば、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告35らは、消防団の詰所での滞在を経て、平成23年4月25日からb

s市の市営住宅(3DK)に入居したが、ar町の自宅と比べ、物理的・空間的に極めて窮屈かつ不自由な生活を余儀なくされた上、ar町で従事していた仕事を退職することを余儀なくされ、又は就業先、進学先の選択を狭められるなど、キャリア形成に当たって大きなマイナスの影響を受けた。

まず、一審原告35-1(夫)は、ADRや訴訟対応のため、福島での仕事を辞め、神奈川県でも正社員を諦め契約社員となることを余儀なくされるなど、キャリア上の大きな葛藤に長期間悩まされ、うつ病となって診療内科等に通院し、平成25年10月から平成27年4月までは仕事も外出もできない状態となり、平成26年10月には身体表現性疼痛障害及び軽うつ状態と診断された。また、一審原告35-2(妻)は、持病の関係で1~2箇月に1回程度の通院をしていたが、仕事を辞めて神奈川県に避難し、慣れない病院への通院を余儀なくされ、同35-1のうつ病等のため仕事をする余裕もなく、相談できる友人もいない生活であった。さらに、一審原告35-3(長女)は、福島県で仕事をする希望があり神奈川県で正社員としての就職に踏み切れず、同35-4(長男)も福島県で仕事をするか神奈川県で仕事をするかの葛藤があり、同35-5(二女)も、全く友人・知人のいないah市の高校に進学することを余儀なくされた。

2 原審の認定した慰謝料額が不十分であること

原審は、一審原告35らにつき居住制限区域からの避難であるとして慰謝料を算定するが、本件事故前における一審原告35らの生活状況等からすれば、帰還困難区域からの避難と同様に評価すべきである。

すなわち、一審原告35らの自宅は居住制限区域に属していたが、最寄りの帰還困難区域までは1キロメートル(徒歩20分未満)の距離にあり、同人らは、そのような地に居住し、豊かな自然の中、ar町の地域社会で充実した生活を送ってきた。しかし、本件事故によって、同人らが生活の礎としてきたこのような地域社会は壊滅し、平成29年3月31日に居住制限区域に関する避難指示が解除された後も、そのような地域社会が元に戻ってはいないものである。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告35らに対し、合計1億5362万0085円(慰謝料各850万円を含む。)を支払っているところ、次の1、2に照らし、慰謝料も含め、既払金を超える損害はないというべきである。

1 避難生活上の苦痛は徐々に軽減され平穏な生活を取り戻していること

一審原告35らは、平成23年3月20日以降、一審原告35-1にとっての出身地であり、親戚や友人・知人も多く、人脈もある神奈川県bs市において、親戚が用意した消防団の詰所で生活し、また、同年4月25日以降はbs市内の市営住宅で生活しており(甲個35の1・5~6頁)、このような地縁のある神奈川県内での生活を通じ、その後の時の経過によって、その精神的苦痛も徐々に緩和され、軽減したと考えられる。

2 新居の取得や就職に伴う独立によって、避難生活を終了していること

一審原告35-5は、平成28年4月から就職に伴ってbt市で生活しており(甲個35の1・3、7頁)、この頃に避難生活を終了している。また、一審原告35-1ないし同35-4は、平成29年8月、福島県am市内に新居を取得しており(乙個35の10)、この頃までには避難生活を終了している。

3 実損害額を超える支払がされていること

(1) 一審被告東電は、一審原告35らに対して、上記の新居購入につき、住居確保費用の名目で3597万4499円を支払っているところ、かかる支払は財物損害の額を超えて新規の資産取得費用を填補するものであり、その全額が実損害額を超える支払であるから、他の損害項目に弁済として充当すべきである。

(2) 一審被告東電は、その他も、賃料や家財損害等の名目で十分な支払をしており、その中には、実損害額を超える支払となっているものが含まれている。

第32 一審原告36ら(一審原告36-1~同36-3)について

(一審原告36らの主張)

1 一審原告36-1の平成24年3月の転居は避難に当たること

原審は、一審原告36ら(福島県ba市に居住)について、一審原告36-1の避難の事実は認められないとした上で、それを前提として自己決定権侵害慰謝料30万円のみを認めているが、誤りである。

確かに、本件事故後、一審原告36-1(母)はba市から転居しておらず、同36-2(長女)、同36-3(二女)がat市の親戚宅に避難したものであるが、その後両名は、平成23年4月、ba市の自宅に戻り、同36-1の夫を含め、親子4人での生活に戻った。そして、一審原告36-1は、同月下旬頃から、本件事故による被ばくから逃れるため、ba市から転居することを考え始めたが、その夫が、勤務先が廃業したことにより失業したこと、同36-1も、勤務先のah営業所に直ちに欠員がない状況であったこと、同36-2、同36-3の避難先での進学先(大学、高校)を決める必要があったことなどのため、すぐには転居できなかった。しかし、一審原告36-1は、同36-2の甲状腺に嚢胞が見つかったことなどから、放射線の影響による子供の健康に不安を抱き、転居の準備を加速させ、同36-2、同36-3が大学、高校にそれぞれ進学する時期(平成24年3月)に、神奈川県への転居を実行したものである。

このような経過をみれば、一審原告36-1の上記転居は、本件事故による避難に当たるのである。

2 避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきであり、認容額も不十分であること

原審は、一審原告36らについて、自己決定権侵害慰謝料として、30万円(同36-1(母))、各100万円(同36-2(長女)、同36-3(二女))を認めたが、次のような避難生活の実情に照らせば、別途、本件事故による避難生活に係る慰謝料が認められるべきである上、上記慰謝料の認容額も不十分である。

まず、一審原告36らは、同36-2、同36-3の被ばくによる健康被害のため、ba市の自宅に戻りたくても戻れない状況にある。すなわち、一審原告36-2は、平成27年3月の検査でA2(嚢胞の数は2個以上)とされ、同36-3も、同年4月の検査でA2(嚢胞の数は2個以上)とされたところ、これらは、同36-2、同36-3が自宅にいたときに放射線に晒された影響であると考えざるを得ず、同36らは、強度の不安や恐怖を感じている。ba市の自宅は、玄関の回りだけ除染がされたが、放射線量の高い屋根や雨樋、ウッドデッキは除染がされずそのままになっており、ba市の自宅付近では現在も放射線量の高いホットスポットが存在している。

また、一審原告36-1の夫は、高齢の母の存在等から転居に賛成せず、母子のみで転居した。そのため、避難生活において、が生じ、同36-1は、夫の経済的援助を受けられず、同36-1の就業により生活しつつ子供達の教育費も捻出しており、多大な経済的負担を負うとともに先行きに強い不安を感じ、ストレスから不眠や胃痛に悩まされている。さらに、一審原告36-2は、避難直後、精神的なストレスから体調を崩し、同36-3は、仲の良かった友人との関係が絶たれ、避難生活の中、精神的に不安定となり、心身に影響が出ている。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告36らに対し、合計483万7560円を支払っているところ、一審原告36らが指摘する各事情は、次の1ないし3のとおり、既払金において十分考慮されているか、又は、それ自体が慰謝料の発生を基礎付けるものとはいえない事情である。

1 子供の健康への影響に対する不安について

一審原告36-1は、子供である同36-2及び同36-3の健康を不安視して避難を継続している旨主張し、同36-1の陳述書(甲個36の1、36の4)には、同36-2及び同36-3の放射線被ばくについて不安を抱いていた旨の記載がある。

しかし、一審原告36-1は、正当な理由がないまま、当審の本人尋問期日に出頭しなかったため、一審被告東電は当該記載部分について反対尋問ができておらず、また、同36-2のブログの記載(乙個36の1~20)に照らしても、当該記載部分は信用することができない。

また、一審被告東電による支払は、飽くまで親である一審原告36-1の不安や経済的負担を正面から評価したものであり、別途、子供達(同36-2、同36-3)の健康への影響に対する漠然とした不安を考慮して親固有の慰謝料を肯定し得るものではない。さらに、一審被告東電の上記支払は、中間指針追補の定める包括慰謝料の支払であり又はそれを包含するものであって、世帯内の不安や経済的負担を補填する趣旨で支払われているものである。

これに加えて、b a市の平成24年4月1日の空間放射線量は、 $0.38 \mu\text{S V} / \text{時}$ であり、健康への影響が何ら考えられない状況になっていたこと、一審原告36-1の夫は、b a市の自宅に暮らしながら仕事をしており、妻である同36-1も東京で働いている中で、貯金を切り崩しているという同36-1の陳述については、客観的裏付けを欠いていること(なお、仮にそのような状況にあるとしても、それは夫の勤務先が廃業して失職し、再就職の結果、給料が大幅に減少したことによる。甲個36の1・5頁)にも鑑みれば、同36-1が主張する上記不安等は、既払金により十分補填されているというべきである。

2 自主的な避難に伴う苦痛や不便について

一審原告36らは、避難に伴う不便や苦痛を被った旨主張するが、自主的避難等対象区域の住民による避難は、避難による不安の解消と避難に伴う苦痛や不便をあらかじめ比較検討して避難の可否を決定することができ、避難後の帰還も自由であって、実際にも、一審原告36らは、そのような比較検討を経て、一審原告36-1の夫を自宅に残して母子が避難する選択をし、避難後も上記自宅と行き来していたことなどからすれば、その実情としては一般にみられる通常の転居やそれに伴う生活の変化と大差がなく、通常生ずべき損害は、一審被告東電の既払金により十分補填されているといえる。その上で、一審原告36らが神奈川県での生活を続けているのは、子供達が順調に進学や就職をしていること、神奈川県内での生活が落ち着いたこと(甲個36-1・8頁)など、家庭内の事情や生活状況をも踏まえた判断の結果であり、たとえそれが苦痛や不便を伴うと仮定しても、本件事故により通常生ずべき損害に当たるとは解し得ない。

3 一審原告36-2、同36-3の甲状腺検査の結果について

一審原告36らは、同36-2、同36-3の甲状腺検査で嚢胞が発見され成長していることについての懸念を述べる。

しかし、嚢胞はがん化するものではなく、健康な人にも見つかることの多い良性のものであり、成長に伴って甲状腺検査における判定が変わることもあるのであって、これらについては甲状腺検査の結果に関するパンフレットを通じて広く周知されている。そうすると、上記甲状腺検査の結果をもって、一審原告36-2、同36-3が放射線作用により健康被害を被ったとか、将来その恐れがある程度に被ばくしたとは認められず、同36-1が抱いている上記の懸念は、身体的被害の発生に対する漠然とした抽象的な危惧感にとどまり、法律上保護される利益の侵害と評価されるものではないから、上記の点をもって、慰謝料の発生が基礎付けられるものとはいえない。

第33 一審原告37ら(一審原告37-1~同37-3)について
(一審原告37らの主張)

原審は、一審原告37らについて、ふるさと喪失慰謝料として各1300万円、避難慰謝料として各4000円を認めたが、いずれも不十分である。

1 避難生活に係る慰謝料が不十分であること

次の事情に照らせば、原審の認めた避難生活に係る慰謝料は、不十分である。

一審原告37-1(父)及び同37-2(長女)は、本件事故発生後、十分な情報も得られないまま、同37-2の長男(一審原告37-3。当時3歳)と共に、約4箇月間、各地のホテル、親族宅、避難所、民間アパート、テラスハウスを転々とする避難生活を強いられ、が悪化し、平成23年7月、神奈川県の借上住宅に転居した後も、多大な精神的ストレスが継続した。

すなわち、一審原告37-1は、避難生活によって持病のを悪化させ、避難生活でのストレス、無力感等からのため入院治療を余儀なくされ、平成24年6月には、などした。また、同37-2は、避難先での生活環境、精神的ストレス、一時帰宅作業等から、既往症であるを悪化させるとともに、継続する避難生活の中で、同37-3に関する対応を日々迫られ、に苦しんだ。さらに、一審原告37-3は、本件事故による避難生活が長引く中、を生じ、また周囲の十分な理解や協力、を長らく受けられないまま、を受ける機会が著しく遅れることとなった。

2 ふるさと喪失慰謝料が不十分であること

一審原告37らは、ar町というふるさと及びそこでの平穏な生活や生活の支えとなる人的コミュニティ等を失い、上記1のとおり、避難先での環境の激変による身体的負荷、先の見えない避難生活の長期化による精神的ストレスにより、健康・面に多大な影響を受けたものであって、これに照らせば、原審の認めたふるさと喪失慰謝料は、不十分である。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告37らに対し、合計6313万1318円(慰謝料各1300万4000円を含む。)を支払っているところ、次の1、2に照らし、慰謝料も含め、既払金を超える損害はないというべきである。

1 避難生活上の苦痛は徐々に軽減され、平成28年3月から福島県において生活し、平穏な生活を取り戻していること

一審原告37らは、その避難生活上の苦痛が徐々に軽減され、平成28年3月から福島県において生活するようになったものであって、同月から平穏な生活を取り戻していたものといえる。

すなわち、一審原告37-2及び同37-3は、平成23年7月、神奈川県の市内の借上住宅での生活を始め、同37-1も、同年9月から合流した(甲個37の1、37の2)。その後、一審原告37らは、平成28年3月、市の復興支援住宅に転居し(甲個37の54、37の55)、福島県において生活するようになった。そして、令和2年3月、一審原告37-2のに伴い、同37-1はar町の町営住宅で、同37-2、同37-3は、福島県で生活している(甲個37の54、37の55)。

2 実損害額を超える支払をしていること

一審被告東電は、次のとおり、一審原告37らに対し、実損害額を超える支払をしているから、他の費目に対する弁済として充当すべきである。

すなわち、まず、一審被告東電は、一審原告37-1に対し、に係る生命・身体的損害として合計6000円を支払っているが(乙共494、520)、上記が本件事故に起因するものかは明らかでなく(乙個37の1)、上記支払は、実損害額を超える支払となっている可能性がある。

また、一審被告東電は、一審原告37-2に対し、就労不能損害として、平成22年における収入が平均月額9万3475円であることを前提に、平成23年3月11日から平成26年

12月31日までの期間につき、420万6375円を支払っているが(乙共494、520)、上記期間における同人の就労状況は明らかでなく、上記支払は、実損害額を超える支払となっている可能性がある。

第34 一審原告38について

(一審原告38の主張)

原審は、一審原告38について、自己決定権侵害慰謝料として30万円を認めたが、次の事情に照らせば、同人は、自己決定権侵害にとどまらない生活基盤の破壊や変容を受け、避難生活における精神的苦痛を受けており、その額では不十分である。

すなわち、一審原告38は、a n市の自宅付近の放射線量が高い数値を示したことから、生命・身体の安全を確保するため、平成24年1月、b s市への転居を余儀なくされたものであり、これは、避難指示がされた区域からの避難と何ら違いはない。また、一審原告38は、本件事故により、平成23年5月、勤務先の風評被害による売上減少が原因で失職し、その後も、転職を繰り返す中で、体調不良、 に陥り、また、長男及び三男に、 本件事故に起因する、将来の生活や健康に関する不安を増大させられた。さらに、一審原告38は、本件事故による避難により、自然と共生する生活や、長年交際してきた友人らとの関係を失い、避難をしなかった父や妹とも溝が生じ、自主避難者とされることからの苦しみを負うことを余儀なくされた。

一審原告38は、福島県外での生活を続けているが、福島県に戻ったからといって、元の状態に戻るものではなく、同人が避難後の家庭内の事情や生活状況を踏まえて福島県外での生活を続けていることをもって、本件事故との間の相当因果関係が否定されることにはならない。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告38に対し、合計 を支払っているところ、次に照らし、同人について、慰謝料の発生が基礎付けられる事情はなく、既払金を超える損害はないというべきである。

すなわち、一審原告38は、本件事故以降も、a n市に滞在し、本件事故前と同じ勤務先での仕事を再開したが、平成23年5月、勤務先を解雇され、その後の就職活動に時間がかかり、b s市での就職が決まったため、平成24年1月、単身で、b s市に転居するに至ったものであって、このような経緯や避難時期を踏まえると、上記転居が、本件事故を原因とするものとは認められない。その上で、一審原告38が、福島県外での生活を続けているのは、

家庭内の事情や生活状況等を踏まえた判断の結果であるといえ、上記の生活の継続が、本件事故により通常生ずべき損害に当たるとはいえない。

第35 一審原告39ら(承継前一審原告39-1、一審原告39-2、承継前一審原告39-3)について

承継前一審原告39-1、同39-3については、いずれも、原審の口頭弁論終結後に死亡し、一審原告39-2が、承継前一審原告39-1、同39-3を相続したため、本件に係る両者の訴訟関係を承継する手続きをした。そのため、一審原告39-2のみが当審における当事者となっているが、以下、同人のみを指すときであっても、「一審原告39ら」という場合があるほか、承継前一審原告39-1、一審原告39-2、承継前一審原告39-3を併せて「一審原告39ら」という場合がある。

(一審原告39らの主張)

原審は、一審原告39らについて、避難指示解除準備区域(5年以上)からの避難に当たることを理由に、ふるさと喪失慰謝料として各1200万円及び避難慰謝料として承継前一審原告39-1(夫)及び一審原告39-2(妻)につき各2万6000円、承継前一審原告39-3(長女)につき1万円を認めたが、次の1、2に照らし、いずれも不十分である。

1 避難生活に係る慰謝料の額が不十分であること

次のとおり、承継前一審原告39-1(本件事故時77歳)及び一審原告39-2(本件事故時70歳)において、長期間にわたり過酷な避難生活を強いられ、心身の状態が悪化し、承継前一審原告39-3において、精神的に不安定な状態での避難生活を強いられたことなどに照らせば、原審が認めた避難生活に係る上記慰謝料の額は不十分である。

すなわち、承継前一審原告39-1は、平成27年9月、骨髄性異形症候群等になり患し、平成29年1月14日からは、急性骨髄性白血病により入院生活を余儀なくされ、医師から、本件事故による被ばくの影響を否定できないとの説明を受け、平成30年12月3日、死亡するに至った。また、一審原告39-2は、本件事故による避難後、胃腸の状態が悪化し、不眠症状にも悩まされ、週に1回の頻度で精神科に通院して治療を受けることを余儀なくされた。さらに、承継前一審原告39-3は、本件事故後、af市の小学校の避難所に避難し、その被った精神的苦痛は計り知れないものであった。

2 ふるさと喪失慰謝料の額が不十分であること

次のとおりの事情に照らせば、原審が認めたふるさと喪失慰謝料の額は不十分である。

すなわち、一審原告39らは、出生から避難までのほぼ全ての期間において、af市で、学業をし、親戚や知人・友人との交流をし、仕事をし(承継前一審原告39-1、一審原告39-2は織物業を、承継前一審原告39-3は新聞配達をしていた。)、退職後は余暇を過ごすなどしてきたものであり、その期間は、避難開始時において、承継前一審原告39-1については77年間、一審原告39-2については70年間、承継前一審原告39-3については38年間にも及ぶものであるところ、本件事故により、これまでに築いてきた人生、生活や人的つながりの一切を失ったものであり、一審原告39らが被った精神的苦痛は筆舌に尽くしがたいものである。

そして、承継前一審原告39-1は、きのご採りという楽しみ(甲個39の1・8頁)も失い帰郷することが叶わないまま死亡し、一審原告39-2は、夫と共に再びaf市で穏やかな生活を過ごすことも叶わなくなり深い喪失感及び絶望感を味わうこととなり、承継前一審原告39-3は、
に
至ったものである。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告39らに対し、合計2億0592万8221円(慰謝料に関し、承継前一審原告39-1(夫)につき932万5000円、一審原告39-2(妻)につき913万円、承継前一審原告39-3(長女)につき978万円を含む。これらは、要介護、介護に係る慰謝料として増額されている。)を支払っているところ、次の1、2に照らし、既払金を超える損害はないというべきである。

1 早期に生活基盤を回復し、平成29年11月には避難を終了していること

承継前一審原告39-1、一審原告39-2は、af市内の小学校や、bp市内の高等学校の避難所を経て、平成23年4月2日にはat市内の市営住宅に入居し、以後は同所で4年近く居住しており、生活基盤を回復している。

また、承継前一審原告39-3も、一旦両親と別れて東京都の友人宅に避難した後、上記市営住宅に両親と共に入居した。

その後、承継前一審原告39-1、一審原告39-2は、平成27年5月、二男の居住するah市に転居し、平成29年11月、同市aq区に自宅を新築して入居することにより、避難を終了したものである。

また、承継前一審原告39-3は、ah市に転居せずにat市の市営住宅で生活を続けていたが、それは、
、既に成人している同人の判断によるものであるから、上記事情をもって、避難生活が継続していることにはならない。

2 実損害額を超える支払をしていること

承継前一審原告39-1は、一審被告東電から、住居確保費用として合計8206万182

4円の支払を受けているが、これは、上記のa h市 a q区の自宅のほかに、マンションの取得分も含まれており、実損害額を超える支払となっているものであるから、その支払分は他の費目に弁済として充当されるべきである。

3 その他

承継前一審原告39-1は、平成20年12月頃に遭った交通事故のため、以前ほどは出歩かなくなったとしており(甲個39の1・3~4頁)、本件事故により、a f市に居住していた際に楽しんできたキノコ採りや自然の中での散歩ができなくなったという陳述(甲個39の1・8頁)は採用し難い。さらに、同39-1は、本件事故以前は、近隣住民との交流を楽しんでいたとするが、具体的にどのような交流があったのかについては明らかでない。

第36 一審原告40ら(一審原告40-1、承継前一審原告40-2、一審原告40-3~同40-7)について

承継前一審原告40-2については、原審の口頭弁論終結前に死亡したため、原審において、一審原告40-1、同40-7が、それぞれ2分の1の割合で相続し、本件に係る承継前一審原告40-2の訴訟関係を承継する手続をした。そのため、原審及び当審において、当事者は、一審原告40-1、同40-3~同40-7であるが、以下、これらの一審原告らを「一審原告40ら」という場合があるほか、一審原告40-1、承継前一審原告40-2、一審原告40-3~同40-7を併せて「一審原告40ら」という場合がある。

(一審原告40らの主張)

原審は、一審原告40らに係る慰謝料について、承継前一審原告40-2(祖母)につきa r町の自宅(居住制限区域、5年以上)からの避難であるとして、ふるさと喪失慰謝料1300万円及び避難慰謝料8000円を、一審原告40-1(母)、同40-5(二女)につきa f市b e区(緊急時避難準備区域)からの避難であるとして自己決定権侵害慰謝料各250万円を(一審原告40-1については加えて避難慰謝料8000円を)、一審原告40-3(長男)につきa f市b e区(緊急時避難準備区域)からの避難であるが本件事故当時の滞在状況を考慮するとして自己決定権侵害慰謝料125万円をそれぞれ認めたが、いずれも不十分である。また、原審は、その余の一審原告40らにつき慰謝料が認められないとするが、失当である。

1 承継前一審原告40-2について

承継前一審原告40-2は、障害等級1級の身体障害者(心臓弁膜症)であり(甲個40の10)、本件事故により、a r町の自宅から東京都c a区に避難した後は、狭い居室で強いストレスに晒されるなど過酷な避難生活を強いられ、上記疾病のため家族の手助けがなければ外出することもできず、福島県に戻れないことについて非常に悔しがったまま、平成27年5月18日、死亡するに至ったものであって、その慰謝料額が増額されるべきであるし、また、ADRを通じて支払われた慰謝料増額分99万円については、既払額として控除すべきではない。

2 一審原告40-4について

原審は、一審原告40-4(同40-1の夫)の慰謝料請求に理由がないとするが、失当である。すなわち、同40-4は、本件事故当時、c b町で単身赴任中であつたものの、帰省先(a f市b e区ないしa r町)に対して、平穩生活権に係る利益を享受する基盤を有していたから、損害の発生を否定する理由はない。また、同人は、平成24年3月までの単身赴任期間が終われば、一審原告40-1とa r町の家で一緒に暮らす予定であつたから、同月以降については、同人は、a r町から避難していたと評価すべきである。

3 一審原告40-5について

原審は、一審原告40-5(長女)がa f市b e区(一審原告40-1の住宅)に居住していた旨説示する。しかし、同人は、本件事故当時、採用内定を得た病院への就職

に向け、a f 市 b e 区の 住宅から a r 町の家に移転させており、平成 2 3 年 8 月から、a r 町の家に移転することになっていたから、同月以降については、a r 町から避難していたと評価すべきである。

4 一審原告 4 0 - 6 について

原審は、一審原告 4 0 - 6 (二女)の慰謝料請求に理由がないとするが、失当である。すなわち、一審原告 4 0 - 6 (二女)は、本件事故当時、学業のために一時的に福島を離れていたが、生活の基盤は a r 町又は a f 市 b e 区にあり、平成 2 4 年 4 月からは、 高校の教師として勤務し、a r 町の家から通勤する予定であったから、同月以降については、a r 町から避難していたと評価すべきである。

5 一審原告 4 0 - 1、4 0 - 3 について

一審原告 4 0 - 1 (母)、同 4 0 - 3 (長男)は、本件事故当時、a f 市 b e 区の 住宅に居住していたが、同住宅は、一審原告 4 0 - 4 が を退職すれば退去することになる一時的な住まいであり、同人らは、遅くとも平成 2 3 年 8 月には、a r 町の家に住むことになっていたから、同月以降は、同人らは、a r 町から避難していたと評価すべきである。

また、一審原告 4 0 - 3 は、本件事故により、同 4 0 - 1 と同じ住居から避難を余儀なくされたというべきで、自己決定権侵害慰謝料を原則的な額の 2 分の 1 とした原審の判断は不当である。また、同 4 0 - 3 は、東京都 c a 区の狭い居室で強いストレスに晒されるなど過酷な避難生活を強いられ、平成 2 6 年 4 月、 にり患していると診断され(甲個 4 0 の 1 1)、浪人後に合格して通学していた大学も退学を余儀なくされたものであるから、これらは、同人に対する慰謝料の増額事由として考慮されるべきである。

(一審被告東電の主張)

1 実損害額を超える支払をしていること

(1) 一審被告東電は、一審原告 4 0 らに対し、合計 7 5 5 0 万 2 7 5 4 円(平成 2 4 年 8 月まで 1 8 箇月分の避難慰謝料各 1 8 0 万円のほか、一審原告 4 0 - 1 につき同 4 0 - 2 を介護していたこと等による慰謝料増額分 2 4 9 万円を含む。)を支払っており、既払金を超える慰謝料が発生するとは認められず、また、仮に発生する分があるとしても、次のとおり、実損害額を超える支払となっている分があるから、同支払分を、他の費目に弁済として充当すべきである。

(2) 上記(1)の支払額には、一審原告 4 0 - 5 に対する 2 2 6 万 6 7 5 6 円及び一審原告 4 0 - 6 に対する 2 1 7 万 2 0 0 0 円が含まれるが、これらはいずれも住民票上の住所地が a f 市 b e 区にあるという形式的な理由によって支払われたものであるところ、後記のとおり、実際の住所地ではなかったのであるから、上記支払は、全て実損害額を超えるものとなっている。

(3) 一審被告東電は、一審原告 4 0 - 1 に対し、A D R を通じ、新規資産の取得費用である住居確保費用を含む不動産賠償の名目で、1 0 6 7 万 3 1 4 5 円を支払っているほか、同 4 0 - 1 ~ 4 0 - 3 に対し、本件事故と因果関係のない疾病に係る名目の支払をしており、これらは全て、実損害額を超える支払となっている。

(4) 一審被告東電は、一審原告 4 0 - 5 に対し、本件事故との関係について同人自身も「関係わからない」(乙個 4 0 の 6)と申告している歯科治療の通院実費 3 万円を含め、合計 2 2 6 万 6 7 5 6 円を支払っているところ(乙共 4 9 4、5 2 0・6 2 ~ 6 4 頁)、当該支払について、実損害額を超える損害となっている。

(5) 一審被告東電は、一審原告 4 0 - 6 に対し、本件事故との因果関係が不明な通院実費 5 0 0 0 円を含め、合計 2 1 7 万 2 0 0 0 円を支払っているところ(乙共 4 9 4、5 2 0・6 2 ~ 6 4 頁)、当該支払について、実損害額を超える損害となっている。

2 日常生活の障害について

(1) 一審原告40-3は、本件事故時、県外の大学に進学する予定であったから、本件事故に係る避難による日常生活阻害の程度は小さい。

(2) 一審原告40-4は、本件事故時、c b町で単身赴任していたから、本件事故に係る避難により日常生活を阻害されたとみることができない。

(3) 原審は、一審原告40-5は、本件事故時、a f市b e区内の緊急時避難準備区域に居住していたとして、自己決定権侵害慰謝料250万円を認めているが、住民票上の住所地がa f市b e区であったにすぎない。そして、同人は、実際には、東京都c c市において居住していたものであるから(乙個40の5、甲個40の17・15頁。a f市b e区の自宅に「非居住」とされている。)、本件事故に係る避難により日常生活を阻害されたとみることができない。

(4) 一審原告40-6は、本件事故時、住民票上の住所地はa f市b e区であったものの、神奈川県a t市において居住していた(乙個40の5、甲個40の1・6頁、甲個40の17・1頁)。この点、一審原告40-6は、本件事故時、一時的に、福島県c d市c eの友人宅におり、平成23年3月13日から同月26日まで同40-4の単身赴任先に滞在したが、その後、a t市での生活を再開した(甲個40の1・8頁)。したがって、同40-6が本件事故に係る避難により日常生活を阻害されたと認めることはできない。

3 平穏な生活を取り戻していること

次に照らせば、原審が慰謝料を認めた一審原告40-1(母)、承継前一審原告40-2についても、避難生活上の苦痛は徐々に軽減され、平穏な生活を取り戻しているといえる。

すなわち、一審原告40-1、承継前一審原告40-2は、一審原告40-3(長男)、同40-5(長女)と共に、平成23年4月9日、東京都c a区(以下略)の賃貸住宅に入居し、同40-5(長女)は、平成24年12月、結婚してc f市に転居している(甲個40の13)。そして、一審原告40-1(母)、同40-4(父)は、平成27年7月、同40-3(長男)、同40-6(二女)と共に、東京都c a区に自宅を購入して転居している(乙個40の7、同40の8、同40の12)。

第37 一審原告41ら(一審原告41-1~同41-5)について

(一審原告41らの主張)

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

原審は、一審原告41らについて、自己決定権侵害慰謝料(一審原告41-1(父)、同41-2(母)につき各60万円、同41-3(長男)、同41-4(長女)、同41-5(二女)につき各100万円)を認めたが、次のような避難生活の実情に照らし、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告41らは、本件事故後、同41-1の母の居宅(神奈川県c g市)に避難し、一度c d市に戻った後、神奈川県c h市に転居したが、c h市の居宅は劣悪な生活環境であり、その後も引越しを繰り返さざるを得ず、また、何ら邪魔にならない駐車を警察に通報されるなど嫌がらせを受けるなどし、いつ福島に安心して帰れるかも分からない先行きへの不安を抱えながら避難生活を送らざるを得ず、さらに、同41-3(長男)が避難当初いじめを受け、強い精神的ストレスのため不登校が増えるなど、子供への悪影響も大きかった。

2 原審の認定した慰謝料額が不十分であること

原審が認めた慰謝料額は、次の諸点に照らせば、低額にすぎたものであって、一審被告東電の既払金で慰謝されるものではない。すなわち、一審原告41らにおいては、本件事故のため、福島に居住する一審原告41-2の親族との関係にひびが入り、同41-1、同41-2は失職し、豊かな自然環境に囲まれた生活や地域のコミュニティを失い、本件事故に係る被ばくによる健康不安を抱えることを余儀なくされている。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告41らに対し、包括慰謝料等として合計247万4100円を支払ったことに加え、一審原告41-1の経営する会社の営業損害等として606万5053円を支払っており、一審原告41らに、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

すなわち、一審原告41らが被ったと主張する自主的な避難に伴う苦痛や不便は、上記既払金により十分補填されているというべきであり、また、同人らが神奈川県での生活を続けているのは、同41-1が神奈川県で再就職したことや、同41-3～41-5が進学していること(甲個41の1・12頁)などを踏まえた一審原告41らの判断の結果であるといえ、上記苦痛や不便をもって本件事故により通常生ずべき損害に当たるとはいえない。

また、一審原告41らは、同41-3～同41-5の健康不安の懸念について主張するが、同人らが、本件事故による放射線により健康被害を被ったとも、将来その恐れがある程度の被ばくをしたとも認められず、同41らが主張する上記懸念は、身体的被害の発生に対する漠然とした抽象的な危惧感にとどまり、法律上保護される利益の侵害と評価されるものとはいえない。

第38 一審原告42について

(一審原告42の主張)

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

原審は、一審原告42(本件事故時66歳)について、自己決定権侵害慰謝料として30万円を認めたが、次のような避難生活の実情に照らし、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告42は、本件事故後である平成24年1月、an市の自宅から神奈川県ci市のアパートに避難し、同所で単身での避難生活を送っていたが、狭く劣悪な環境であったため、心身の健康を害し、狭心症、不安神経症等との診断を受けた。また、同人は、駐輪中の自転車に嫌がらせを受けるなどし、孫娘のいじめの被害にも心を痛めていたばかりか、賃料収入やパート収入が途絶えて年金のみの生活となり、貯蓄を切り崩すなど経済的に苦しい生活を送った。さらに、同人は、平成28年11月から同市の長女宅に転居した後も、故郷であるan市への帰還の見込みはほぼ絶望的な状態であり、先行きの見通しが立たない不安を抱えながらの生活を余儀なくされている。

2 原審の認定した慰謝料額が不十分であること

原審が認めた慰謝料額は、次の諸点に照らせば、低きに失するものであって、一審被告東電の既払金で慰謝されるものではない。すなわち、一審原告42は、生まれ育った故郷であるan市で、実家近くに2階建てのアパート兼自宅を建て、賃料収入を得ながら、その一室で穏やかに暮らし、また、ヘルパー3級の資格も取得してヘルパー業務のパート収入も得ており、これらが生きがいであり生活の根幹を支える糧でもあったところ、本件事故により、これらをいずれも失い、自己決定権の侵害にとどまらず、故郷におけるその生活基盤が破壊され変容されてしまったものである。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告42に対し、慰謝料12万円等を支払っているところ、次に照らし、同人について、慰謝料の発生が基礎付けられる事情はなく、既払金を超える損害はないというべきである。

すなわち、一審原告42は、本件事故以降もan市に滞在しており、その後、その経営するアパートが全て空き室となったこと、自らが体調を崩したこと、神奈川県ci市に住む長女の勧めがあったこと等を踏まえ、平成24年1月に至り、単身でci市に転居するに至ったものであって、このような経緯や避難時期を踏まえると、世帯内に幼児等のいない同人の単身での上記転居が、本件事故を原因とするものとは認められない。その上で、一審原告42が、福島県外での生活を続けているのは、平成25年3月、an市の費用負担の下で、上記アパートを

取り壊し、平成28年11月からは長女宅で生活し、当地で病院に通院し、平成24年3月にa n市から神奈川県c g市に転居した二女の娘（一審原告42の孫娘）の面倒を見ていたことなど、家庭内の事情や生活状況等を踏まえた判断の結果であるといえ、上記の生活の継続が、本件事故により通常生ずべき損害に当たるとはいえない。さらに、一審原告42は、心身の疾病についても種々主張するが、個々の疾患と本件事故との事実的因果関係は明らかでなく、その他の主張も含め、既払金を超える慰謝料の発生を基礎付けるものはない。

第39 一審原告43ら（一審原告43-1～同43-4）について
（一審原告43らの主張）

1 避難生活に係る慰謝料が認められるべきであること

原審は、一審原告43らについて、自己決定権侵害慰謝料として、同43-1（父）、同43-2（母）につき各60万円、同43-3（長女、本件事故時4歳）、同43-4（二女、本件事故時2歳）につき各100万円を認めたが、次のような避難生活の実情に照らし、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告43らは、本件事故後、 から に転居し、その後、同43-2～同43-4においては、 の居宅、同43-1の実家 、同43-2の実家 を行き来する生活を送ったが、同43-2は子供（同43-3、同43-4）への放射線の影響を考慮して強い不安やストレスに晒され続け、また、4箇月の避難生活で同人らの推定外部被ばく実効線量が公衆の年線量限度（1mSv）を大きく上回るなどし、避難生活の中で、同43-3、同43-4も精神的に不安定になった。そして、一審原告43らは、同43-1において、自らの生きがいであった の仕事を辞め、家族と共に福島県外に避難することを決断して、減収となる転職をした上、平成23年9月、全く地縁のない に転居し、平成27年10月に に転居するまで同市で生活した。 への避難後も、同43-2は、平成23年8月に受けた手術後の経過観察のため、半年に1度程度、 の病院に通院することを余儀なくされ、費用面、精神面で大きな負担となったほか、地縁のない土地で相談する相手もなく、福島からの避難者として偏見の目で見られること、先行きの見通しが見つからないことに苦しい思いをしながら生活を続けざるを得なかった。

2 原審の認定した慰謝料額が不十分であること

原審が認めた慰謝料額は、次の諸点に照らせば、低額にすぎるものであって、一審被告東電の既払金で慰謝されるものではない。すなわち、一審原告43-1は、本件事故のため、 の仕事を辞めることを余儀なくされ、福島県で生活を続けるライフプランを喪失させられた。また、同人の転職先は、全国規模の転勤が予定される職場であり、同人は福島県の高齢の父母の面倒を見ることができなくなった。さらに、同43-2は、結婚前には福島県で同居しており、同43-3、同43-4も懐いていた高齢の祖父とも離れて生活せざるを得ず、その死亡を看取することもできなかった。また、現在も、一審原告43-1、同43-2は、子供（同43-3、同43-4）の被ばくの不安を考えると、故郷である福島県に戻ることは到底考えられない状況である。

（一審被告東電の主張）

一審被告東電は、一審原告43らに対し、包括慰謝料等として合計322万1841円を支払っており、一審原告43らに、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

一審原告43らは、子供の健康への影響に対する強い不安や、避難に伴い苦痛や不便を被った旨を種々指摘するが、一審被告東電は、親である一審原告43-1、同43-2の不安や経済的負担を正面から評価し、自主的な避難に伴う苦痛や不便に伴い通常生ずべき損害についても十分考慮して上記支払をしたものであって、一審原告43らが指摘する事項は、上記既払金により十分補填されているというべきである。

第40 一審原告44ら（一審原告44-1、同44-2）について

(一審原告44らの主張)

原審は、一審原告44らについて、居住制限区域(5年以上。ag町)からの避難に係るふさと喪失慰謝料、避難慰謝料として、同44-1(夫)、同44-2(妻)につき各1300万円、各8000円を認めたが、次の諸点に照らし、いずれも不十分であり、避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

1 避難生活に係る慰謝料について

一審原告44らは、避難所の体育館で、プライバシーもなく殺伐とした雰囲気の中、精神的に追い詰められ、手狭な東京都の長女宅やah市の借上住宅では、不便で辛い生活を余儀なくされた。また、同人らは、通院先の病院で、避難者と分かると無料診療を非難するような言動で対応され、さらに、一審原告44-1は、等の起業の夢を喪失し、無収入のまま貯金を切り崩しながら将来の不安を抱えて暮らしている状況であり、先行きが見えず、心労が重なっているものである。

2 避難生活以外の精神的苦痛も甚大であること

一審原告44らの避難生活以外に係る精神的苦痛も甚大である。すなわち、一審原告44-1は、地元の大手企業を平成22年12月に退職し、平成23年4月頃からの、等の起業に向けて具体的な準備をしていたが、本件事故により、当該起業は不可能になった。また、一審原告44らは、福島県での生活の中で築いた友人、知人らとの人間関係を失い、家庭菜園があり豊かな自然に囲まれた自宅での生活は不可能となった。そして、平成29年4月1日に避難指示が解除された後も、ag町に帰還した人は1187人(居住率13.0%。令和2年1月時点)にとどまると報道されるなど、ag町の復興や再生は現在も全く実現されておらず、福島県での生活は喪失されたままであり現実的に帰還することはできない状況である。

(一審被告東電の主張)

次の諸点に照らせば、一審原告44らにおける損害は、一審被告東電の既払金(合計7256万3419円)を超えるものではない。

1 平成30年2月の避難生活の終了

一審原告44らの避難先であるah市は、同人らの元居住地であって、近隣(東京都cj区)には長女も居住していた。同人らは、平成23年3月16日、長女宅に避難した後、同年6月中旬、ah市内の借上住宅に転居し、平成30年2月からは、千葉県に自宅を購入して転居し、同年8月までの間に住宅リフォーム工事も実施している(甲個44の10・2頁、乙個44の1、同44の2)。

このような状況において、同人らは、徐々に平穏な生活を取り戻し、上記のの自宅への転居をもって、避難生活を終了したといえる。

2 実損害額を超える支払

一審被告東電は、一審原告44らに対し、上記の千葉県の自宅購入につき住居確保費用の名目で952万4087円を支払っており、また、同44-1に対し、診断書等の提出がなく本件事故との因果関係が不明であるまま、ひざ痛との申告に基づき生命・身体的損害に対する賠償との名目で720円を支払っているが、これらはいずれも実損害額を超える支払となっているから、その支払分は他の費目に弁済として充当されるべきである。

第41 一審原告45ら(一審原告45-1~同45-5)について

(一審原告45らの主張)

1 一審原告45-3について

原審は、一審原告45-3(長男)の本件事故時の居住地(東京都)を理由に、その慰謝料請求を棄却したが、失当である。すなわち、同人は、父である同45-1の長男として、洋服販売店を継ぐ予定であり、都内に居住していたのは、社会人経験を積むためにすぎないから、

同45-3には、本件事故によりふるさとで生活する利益を奪われたことによる慰謝料が認められるべきである。

2 慰謝料の額等について

原審は、一審原告45らのうち、一審原告45-1(夫)、同45-2(妻)、同45-4(二男)、同45-5(三男)について、帰還困難区域(a1町)からの避難に係るふるさと喪失慰謝料(各1500万円)、避難慰謝料(各4000円)を認めるなどの判断をしたが、次の諸点に照らし、相当でない。

すなわち、一審原告45-1は、その父が開業し兄が経営する洋服販売業を手伝い、a r店の店長を任されており、一審原告45ら家族は、本件事故がなければ、3人の子供(同45-3~同45-5)が、将来いずれも当該洋服販売業に携わり、各人が切り盛りする支店を開店するはずであったのに、本件事故により、そのような将来設計を変更することを余儀なくされた。また、一審原告45らは、以前は盆暮れ等の際、必ず家族全員で集まっていたのに、現在は、家族が集まる機会等もなく家族がバラバラになってしまった。さらに、一審原告45-2は、不眠や自律神経機能不全を理由として継続的な通院が必須とされているから、その慰謝料額は通常より増額されるべきである(なお、ADRにおいても慰謝料60万円の増額が認められている。しかるに、原審は、これを通常の既払金と同様に扱い、通常の額である認定慰謝料額から上記60万円を含めて控除した結果、同人の慰謝料請求を棄却しており、不当である。)。

(一審被告東電の主張)

1 既払金を超える慰謝料の発生が認められないこと

一審被告東電は、一審原告45らに対し、合計1億6489万9945円(一審原告45-1の慰謝料1452万円、同45-2の慰謝料1512万円、同45-4の慰謝料1452万円、同45-5の慰謝料1468万円を含む。)を支払っているが、一審原告45らの個別具体的な事情を踏まえても、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

すなわち、一審原告45-1、同45-2、同45-4、同45-5は、避難所生活を経て、平成23年3月13日からa h市a q区にある同45-1の兄宅に避難し、同年9月下旬には4名で同区内のマンションでの生活を開始しており、その後の時の経過によってその精神的苦痛は徐々に軽減したと考えられる。その後、同45-1及び同45-2は、平成29年4月、東京都c k区にマンションを購入して転居したことにより、避難生活を終了し、また、同45-5も、高校卒業後に就職するのを機にa h市で単身生活を開始したことにより、避難生活を終了したものである。

2 実損害額を超える支払をしていること

一審被告東電は、一審原告45-1、同45-2及び同45-4に対し、本件事故との因果関係が認め難いにもかかわらず(乙個45の39参照)、相当額の就労不能損害を支払っているほか、同45-1に対し、住居確保費用を支払っており、これらはいずれも実損害額を超える支払となっているから、その支払分は、他の費目に弁済として充当すべきである。

3 一審原告45らの主張について

一審原告45らは、同45-3~同45-5が、将来いずれも当該洋服販売業に携わり、各人が切り盛りする支店を開店するはずであった旨主張し、同45-1の陳述書(甲個45の1、45の4)にはこれに沿う記載部分がある。

しかし、上記陳述書の記載内容については、反対尋問を経ておらず、被害を一方的に強調する内容となっており、また、洋服販売業の経営が危機的な状況であり新たに新店を出す可能性はなかったことを示す客観的な証拠(乙個45の35の1・3枚目、同35の2・3枚目、乙個45の36・11 14 頁、同37・11 14 頁、同38・11 頁)に照らしても、他の部分を含め、信用性がない。

なお、上記陳述書には、本件事故のため家族がバラバラになってしまった旨の記載もあるが（甲個45の4・3頁）、同45-1、同45-2がそうであったように、地方出身者が高校卒業等を契機に東京などに転居して家族から独立することは一般に見受けられることであり、本件事故に起因して別居を余儀なくされたとはいえない。

第42 一審原告46ら（一審原告46-1、同46-2）について

（一審原告46らの主張）

1 精神的損害について

（1）避難慰謝料について

原審は、一審原告46らについて、自己決定権侵害慰謝料として、同46-1（母）につき60万円、同46-2（長女）につき100万円を認めたと、次のような避難生活の実情に照らし、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである。

すなわち、一審原告46らにおいては、一審原告46-2が放射線の影響による不安と恐怖にかられ体調を崩したことからこれを解消するため避難を余儀なくされたものであり、同人らは、その居住していたb p市c lの地域の人々との繋がりや助けを失い、避難当初はホテルやマンションアパートでのその日暮らのような生活を余儀なくされた。また、同46-1は、本件事故後、緑内障と診断され、同46-2は身体的な体調不良と精神的に耐えられない状態が続き、先行きの健康不安や経済的不安を抱えたまま生活している。

（2）慰謝料額について

また、次の諸点に照らせば、原審が認容した上記の慰謝料額は、不十分である。すなわち、一審原告46らの福島県の居宅の周辺では、空き家が増えて過疎化し、インフラも元どおりになっておらず、治安も悪化しており、その生活基盤は破壊・変容された。また、一審原告46-1は、福島から転居しなかった親族との間で溝ができ、本件事故への理解のない職場からの転職を余儀なくされ、同46-2も、自分の意思とは関係なく眠くなる症状が出ており、就職先の幼稚園を退職するに至っている。

上記の事情に照らせば、一審原告46らについては、その慰謝料額は通常より増額されるべきである（なお、ADRにおいても慰謝料24万円の増額が認められている。しかるに、原審は、通常の額である慰謝料額しか認定しておらず、不当である。）。

2 財産的損害について

（1）不動産損害について

原審は、一審原告46らが主張する不動産損害について、その提出する証拠の評価をせず、抽象的な切り分けで損害の発生を否定しているが、次の諸点に照らし、不当である。

すなわち、まず、一審原告46-1所有に係るb p市c l（以下略）所在の自宅建物（二棟。以下「一審原告46建物」という。）の価値につき、本件事故前を基準とした平成23年度の固定資産税課税標準額は、合計308万5068円であった（甲個46の8）。しかるに、本件事故後、平成24年度の固定資産の評価に関し、b p市資産税課は、「平成24年度の固定資産の評価について（お知らせ）」と題する書面を作成し、家屋の評価については「放射性物質の影響による補正」（甲個46の7・1枚目）、すなわち、当該家屋所在地であるb p市全域が「放射線量が原子力発電所事故前の自然放射線量水準に戻っていない地域」に当たるから3割の減価補正を行うものとした（甲個46の7・2枚目）。そして、その結果、一審原告46建物に係る平成24年度の課税標準額は、合計167万9667円となり（甲個46の9・2枚目）、平成26年度においても、同額の状態にとどまり（甲個46の10・2枚目）、平成27年度の納税通知書にも、評価額について「原子力災害による影響を加味して算出しています」と記載されていた（甲個46の11・4枚目）。

これらによれば、b p市も認めているとおり、本件事故により放出された放射性物質の影響により、一審原告46建物に係る合計140万5401円もの価格下落（平成23年度と平成

26年度の固定資産税評価額の比較による)が生じたというべきであるから、一審原告46らが主張する不動産損害が認められるべきである。

(2) 就労不能損害について

原審は、一審原告46らのように、避難指示等対象区域外からの避難者については、本件事後1年間に限って、減収分を就労不能損害として認めるとする。

しかし、避難指示区域内外で避難者を区別することは不合理であり、一審原告46-1の就労不能損害は、その主張する額(平成22年の収入と比較した、平成23年から平成25年までの3年間の合計161万6544円の減収分)について、全て賠償されなければならない。

なお、一審被告東電の既払金は期間ごとの支払である以上、期間ごとに分けて弁済として充当した原審の充当計算は適切である。

(一審被告東電の主張)

1 精神的損害について

一審被告東電は、一審原告46らに対し、包括慰謝料等として合計271万0392円を支払っているところ、次の諸点に照らし、同人らについて、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

すなわち、一審原告46らは、平成23年9月のah市への転居に関し、一審原告46-2(長女)の健康への影響に対する不安や、避難に伴う苦痛や不便について指摘するが、これらは、少なくとも上記既払金において十分考慮されている。その上で、一審原告46らが、福島県外での生活を続けているのは、ah市への上記転居後、同46-1が神奈川県内で勤務し(甲個46の6・3頁)、また、同46-2がch市にあるcm高校に転校し、新しい環境に馴染んで勉学を再開し、短大への進学を経て神奈川県内で就職したこと(甲個46の1・8頁、11頁)など、家庭内の事情や生活状況等を踏まえた判断の結果であるといえ、上記の生活の継続が、本件事故により通常生ずべき損害に当たるとはいえない。さらに、一審原告46らは、同46-1の緑内障の疑い、同46-2の精神的な症状等について主張するが、これらと本件事故との間で因果関係が存するとは認められない。

2 財産的損害について

また、一審原告46らは、財産的損害として、同46-1の不動産損害(価値下落分)及び就労不能損害についても主張する。

しかし、まず、不動産損害については、避難指示区域を除く地域に所在する不動産については、そもそも本件事故に伴って不動産の管理不能が生じたという事実自体が認められないから、上記損害の発生を否定した原審の判断は相当である。

また、就労不能損害については、自主的避難等対象区域からの転居は同46-1が自ら選択した結果にすぎず、本件事故との間に相当因果関係はなく、仮にこれを措いても、一審被告東電は、法的に認められることがあり得る期間の損害を賠償済みである。この点、原審は、本件事故後1年間(平成23年4月から平成24年3月まで)を対象に41万2276円の就労不能損害が認められるとした上、一審被告東電が平成24年12月までの就労不能損害の名目で支払った59万7792円のうち37万3620円を弁済額と認めたが、就労不能損害との費目の弁済であるにもかかわらず、期間に応じて細分化し既払金額の一部のみを弁済として充当する原審の上記判断は誤りである。

第43 一審原告47ら(一審原告47-2、同47-3)について

(一審原告47らの主張)

原審は、一審原告47らに対し、居住制限区域(ag町、5年以上)からの避難に係るふるさと喪失慰謝料各1300万円(居住制限区域、5年以上)、避難慰謝料各4000円を認めしたが、次のとおり、不十分である。

1 避難慰謝料について

一審原告47ら(母と長女(高校2年生))は、本件事故後、劣悪な環境下にある避難所での滞在を強いられ、また、同47-2はホテルの仕事からの退職を、同47-3は転校手続を採ることを余儀なくされた。また、同人らは、平成23年4月からは、b s市のアパートで同47-2の夫とともに避難生活を送ったが、福島の実家と比べ、狭小で劣悪な住環境であり、また、飼犬である大型犬2頭が近所迷惑にならないよう気疲れの連続であった。さらに、同47-2は避難者の立場で新しい環境に入っていく難しさから、パート勤務でも気苦労が絶えず、また、同47-3は高校3年生という時期に自分専用の部屋もなく、転校先の高校でも避難について色々聞かれ疎外感を感じざるを得なかった。また、一審原告47らは、放射線量が高くインフラ整備も進まないa g町への帰還の目途が全く立たない中、先行きへの不安を抱きながら生活を続け、平成27年5月にb s市に自宅を購入して転居せざるを得なかった。

これらによれば、一審原告47らにつき、原審の認定した避難慰謝料は低額にすぎ、ふるさと喪失慰謝料とは別途、相当額の避難慰謝料が認められるべきである。

2 原審の認定した慰謝料額が不十分であること

原審が認めた慰謝料額は、一審原告47らが居住制限区域に居住することを前提とするが、次の諸点に照らせば、同人らの被った精神的苦痛に関しては、帰還困難区域からの避難と同様の慰謝料額が認められるべきである。

すなわち、同人らのa g町の自宅は、道路を一本挟めばすぐに帰還困難区域となるような、同区域と至近の位置にある。そして、同人らは、帰還困難区域の友人、知人と行き来しており、付近の区域は生活圏として一体であって、町役場や桜並木を帰還困難区域にしないとの見地から区域の線引きがされたにすぎず(甲個47の10の1~3)、ADRでも、一審原告47-2は、a g町の自宅について、帰還困難区域に準じた賠償金の支払を受けている。さらに、同人らは、平成27年5月、やむを得ずb s市に自宅を購入して転居したが、近所の目を気にしつつ避難者であることを秘匿しながらの生活となっており、a g町に帰還したいと思っても、ダムや水の放射線汚染の問題は何ら解決されず、また、a g町の自宅の固定資産税も課税され続けるだけとなる不利益を被っている。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告47らに対し、一審原告47-2の夫に対するものを含めて合計9035万0409円(一審原告47ら及び上記夫3名の各慰謝料852万円を含む。)を支払っているところ、次の諸点に照らせば、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

1 避難生活上の苦痛は徐々に軽減され平穏な生活を取り戻していること

一審原告47らは、平成23年4月頃、一審原告47-2の居住歴があったb s市内のアパートに家族で転居し、同年10月に同市内の別のアパートへの転居を経て、平成27年5月、同市内に購入した自宅に転居した(甲個47の1・9頁、乙個47の2、乙個47の3、乙個47の4・2~3頁)。

一審原告47らは、これらの生活の中で、その避難生活上の苦痛は徐々に軽減され、平穏な生活を取り戻していたというべきである。

2 実損害額を超える支払をしていること

一審被告東電は、一審原告47-2の夫に対し、住居確保費用を含む不動産賠償金(1382万3435円)を支払っているほか(乙共494、520・75頁)、一審原告47-2に対し、同人に係る就労不能損害(合計307万5795円)及び生命・身体的損害(5万7800円)に対する賠償金を支払っているところ(乙共494、520・74頁)、これらの支払は、いずれも実損害額を超える支払となっているから、他の費目や、同一世帯の他の者への弁済として充当すべきである。

第44 一審原告48ら(一審原告48-1~同48-4)について

(一審原告48らの主張)

原審は、一審原告48-1(母)、同48-2(長女)及び同48-3(二女)に対し、af市の緊急時避難準備区域から避難したとして、自己決定権侵害慰謝料各250万円を認め、同48-4(父)に対し、内の居住制限区域(5年以上)の単身赴任先から避難したとして、ふるさと喪失慰謝料1000万円を認めたが、次のとおり、いずれも不十分である。

1 避難慰謝料について

(1) 一審原告48-1~同48-3は、本件事故後、神奈川県に避難したが、同48-4はへの勤務を続けるため本件事故後も福島県で単身赴任をしており、同48-1~同48-3は、同48-4と離れて避難生活を送っていた。そのような中で、同48-3が避難先の中学校でいじめを受け、登校を拒否するようになり、同48-1は、同48-4に簡単には頼ることができずその対応に奔走せざるを得ず、このことにより同48-1~同48-3は家族で精神的苦痛を被った。一審被告東電も、同人らに対し、上記事情を考慮して1箇月当たり各11万円(31箇月分、341万円)の支払をした。

これらによれば、同48-1~同48-3に対しては、自己決定権侵害慰謝料とは別途に、上記の点について評価した避難慰謝料が認められるべきである。

(2) 一審原告48-4は、本件事故後も、仕事への責任感から、の介護施設で勤務を続けることとし、そのために、の実家からaf市の自宅(緊急時避難準備区域)に生活の本拠を移すことを余儀なくされ、週に5日、への通勤を続けるという生活を送っていたものであり、放射線の影響に対する生活上の不安は決して小さくはなかったものであって、これらの事情について評価した避難慰謝料が認められるべきである。

2 慰謝料の額について

(1) 一審原告48-2、同48-3は、本件事故により、それぞれ、中学3年生、中学1年生という自己形成にとって重要な時期に本件事故による避難を強いられた結果、福島での友人関係等を失っているものである。このことに照らせば、原審が認めた上記慰謝料の額は、相当でない。

(2) 一審原告48-4は、出身であり、本件事故が発生するまで、高校・大学の時期を除いて40年以上にわたりに生活の本拠があり、近辺に住む年配者のために同村所在ので稼働してきたものである。このことに照らせば、原審が、他の居住者と差をつけて認めた上記慰謝料の額は、相当でない。

(一審被告東電の主張)

1 一審原告48-1~同48-3は、避難先において徐々に平穏な生活を回復したこと
一審原告48-1~同48-3のaf市の自宅は、避難指示の対象となっ
たものの、本件事故後、同人らは、にある夫の実家に避難した。その後、同人らは、埼玉県や神奈川県bj市への避難を経て、平成23年4月から、同県cn市で生活しており、その中で、同48-1は就労し、同48-2及び同48-3は落ち着いた学生生活を送っていた(甲個48の1・7頁)。

これらによれば、同人らは、避難先において徐々に平穏な生活を回復したものと考えられる。

2 一審原告48-4の本件事故後の生活は一般的な避難生活と異なること

一審原告48-4は、本件事故当時、の管理職として勤務していたところ、通勤の便宜のため平日はの実家で過ごし、休日等は他の一審原告48らが居住するaf市の自宅で過ごしていた。

そうすると、一審原告48-4が、平成23年6月以降、af市の自宅に転居して生活しているからといって、避難生活をしているものと評価することはできず、少なくとも、一般的な避難者のような自宅以外の場所での滞在を余儀なくされた避難生活と同等に評価することはでき

きない。

3 一審被告東電の支払について

一審被告東電は、一審原告48らに対し、合計2716万8642円を支払っているが、この中には、同48-4が生活を本拠としていたことを前提とする慰謝料850万円が含まれており、その全てが実損害額を超える支払となっているから、その支払分は、他の費目等に弁済として充当すべきである。

また、一審被告東電は、一審原告48-1~同48-3に対する各精神的損害に対する賠償金として、中間指針第二次追補が示している平成24年8月を超えて、平成25年9月までの期間を対象に、家族別離等の個別事情を勘案の上で、各341万円を支払っており、上記既払金を超える慰謝料が発生するとは認められない。

さらに、一審被告東電は、一審原告48-1に対し、因果関係が不明なまま生命・身体的損害に対する賠償金として3万9800円を支払っており、実損害額を超える支払をしている。

第45 一審原告49ら（一審原告49-1~同49-5）について

（一審原告49らの主張）

原審は、一審原告49らについて、自己決定権侵害慰謝料として、同49-1（父）、同49-2（母）につき各60万円、同49-3~同49-5につき各100万円を認めたが、次の諸点に照らし、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきであるし、また、慰謝料額としても不十分である。

すなわち、一審原告49-1及び同49-2は、同49-2の実家が経営する部品製造会社で稼働しており、将来は同社を引き継ぐことが期待されていたが、本件事故による風評被害のため、同社の業績は悪化し、同人らは、b1市での避難生活を余儀なくされることによって、am市での安定した経済的基盤や、同社を引き継ぐという将来設計を失うこととなった。また、同49-3（本件事故時11歳）、同49-4（本件事故時5歳）、同49-5（本件事故時2歳）は、引越しや転校、周囲の無理解が精神的に大きな負担となり、登校拒否や夜尿等の症状が出るなど、温かく充実した子供時代を失った。さらに、一審原告49らにおいては、放射線による子供（同49-3~同49-5）の健康への影響に対する不安も残ったままであり、am市に帰還することも不可能である。

（一審被告東電の主張）

一審被告東電は、一審原告49らに対し、世帯内の不安や経済的負担を補填する趣旨で合計240万円を支払っており、これを超える慰謝料が発生するとは認められない。

この点、一審原告49らは、子供（同49-3~同49-5）の健康への影響に対する不安や経済的基盤の喪失について指摘するが、am市coの放射線量は、平成23年6月19日には毎時0.18~0.19 μ SVとなり、長期的な目標である追加被ばく線量年間1mSV（毎時0.23 μ SV）を下回り（乙共322）、小さな子供を含めて健康への影響がない旨の報道が度々されていたこと、一審原告49-1は、平成23年3月から平成25年2月まで従前の会社で勤務を継続しており、自らの判断で転職したものであることなどに鑑み、少なくとも、一審原告49らの上記不安等は、上記既払金によって十分補填されているというべきである。

また、一審原告49らは、b1市での避難生活では親族や知人がほとんどおらず、引越しや転校のため同49-3~同49-5が精神的に不安定な状態になったなど種々指摘するが、一審原告49らは、避難後、いつでもam市の自宅に帰ることができたのであり、一審原告49らが福島県外での生活を続けているのは、同49-3~同49-5が神奈川県内の学校に通学し、新しい環境にも慣れ、同県に親族も居住しているなど、家庭内の事情や生活状況等を踏まえた判断の結果であるといえ、上記の生活の継続が、本件事故により通常生ずべき損害に当たるとはいえない。

第46 一審原告50ら(一審原告50-1~同50-3)について

(一審原告50らの主張)

原審は、一審原告50らについて、自己決定権侵害慰謝料として、同50-1(母)につき60万円、同50-2(二男)、同50-3(三男)につき各100万円を認めたが、次の諸点に照らし、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきであるし、また、慰謝料額としても不十分である。

すなわち、一審原告50-1は、子供(同50-2、同50-3)の健康を考えて、子供と共にやむを得ず神奈川県に避難したものの、本件事故後も生活のため夫と共に福島にある

の経営を続け、神奈川県と福島の二重生活を続けざるを得なかった。しかるに、上記では放射線による影響で土地のものを出すことができなくなり、先行きの生活について不安を抱かざるを得ず、また、避難について、上記の客や知人からいわれのない誹謗中傷を受け、交友関係も失った。また、同50-3も、級友からいじめを受け、同50-1に打ち明けするなど、精神的に傷付いた。

(一審被告東電の主張)

一審原告50らが主張する事情は、既払金(合計156万円)において十分考慮されているが、それ自体が慰謝料の発生を基礎付けるものとはいえない事情であり、一審原告50らにおいて、既払金を超える慰謝料が発生するとは認められない。

すなわち、一審原告50らは、神奈川県における避難先(ホームステイ先や借上住宅)で生活するための事前準備を十分な時間をかけて行っており、また、避難後も、一審原告50-1は、自身が経営するを手伝うため、避難先との自宅を自由に行き来し、同50-1及び同50-3においては、平成25年4月から約2年間、の人手不足のため、

の自宅に帰還し、同50-2においては、引き続き神奈川県で生活するなど、自己の判断に基づき、自主的避難の形態や帰還について柔軟に決定している。加えて、同50-2及び同50-3は、避難先においても、野球やテニススクールを継続するなど、神奈川県での生活に馴染んでいる状況がうかがえる。

このような状況に照らせば、一審原告50らが、自ら選択した神奈川県内への転居や同県での生活によって大きな苦痛を被ったとは評価し得ず、同人らが同県での生活を続けたのは、同50-2、同50-3が同県における生活に慣れ、同50-2が就職を機に東京都c p区に転居したことなど、家庭内の事情や生活状況をも踏まえた判断の結果と考えられ、一審原告50らにつき、本件事故により、既払金を超えて、通常生ずべき損害が発生したとは解し得ない。

第47 一審原告51ら(一審原告51-1~同51-4)について

(一審原告51らの主張)

原審は、一審原告51らについて、a f市(c q区)避難要請地点からの避難に係るふるさと喪失慰謝料として、同51-1(父)、同51-2(母)、同51-3(長男)、同51-4(二男)につき各150万円を認めたが、次の諸点に照らし、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきであるし、また、慰謝料額としても不十分である。

すなわち、原審が、形式的に避難指示等の区域割により賠償額の区別をしたことは不合理であり、一審原告51らの地域コミュニティの範囲は、その生活圈等からして、居住地であるa f市c q区に限られない。また、一審原告51らは、避難先の同51-1のa hの実家での生活で、同51-2の母や愛犬と別離し、同51-1、同51-2が経営していた会社の営業活動の再開も不可能となり、同51-3、同51-4についても、放射線による健康被害への不安を払拭できず、高校受験を控えていた同51-3も進路を変更し、神奈川県内の学校への転校を余儀なくされているなど、その家族の関係や仕事・学校の関係等に影響を被った。

(一審被告東電の主張)

1 一審原告51らにふるさと喪失慰謝料は認められないこと

原審は、一審原告51らにつき、各150万円のふるさと喪失慰謝料を認めたが、次の諸点に照らせば、一審原告51らにおいて、上記慰謝料は認められない。

すなわち、一審原告51らの居住地であったaf市(cq区)避難要請区域は、政府による避難指示の対象外の区域であり、空間放射線量の値や、福島第一原発との距離という点等でも避難指示対象区域とは異なっており、af市の独自の判断によって任意の一時避難が要請された区域であるものにすぎず、その要請期間も短期間に限られている(平成23年4月22日にはaf市長が帰宅を許容するに至っている。)。

2 既払金を超える慰謝料の発生は認められないこと

一審被告東電は、一審原告51らに対し、政府の避難指示の対象となった区域の居住者と同額の1人月額10万円で算定した額(各70万円)を支払っており、次の諸点に照らせば、少なくともこれを超える慰謝料の発生は認められない。

すなわち、一審原告51らは、平成23年3月16日、ah市の一審原告51-1の実家へ避難したが、その自宅のあったaf市cq区の空間放射線量は、政府による避難指示の基準である年間20mSv(3.8μSv/時に相当)の水準を大きく下回り、時間の経過に伴いさらに低減している状況にあった。また、同年4月14日には、同月22日よりaf市cq区内の小中学校が授業を再開することが報じられ、一審原告51-3が、af市cq区の自宅で受験勉強を含む学校生活を再開することも支障がない状況にあった。これらによれば、一審原告51らは、af市cq区の客観的状況にかかわらず、ah市での生活状況や学業を理由として、神奈川県における生活の継続を選択したものと見え、同人らにおいて、長期間にわたる避難生活を余儀なくされたものとはいえ、また、少なくとも平成23年4月22日(避難要請解除日)には平穏な生活を取り戻していたものというべきであるから、上記避難要請の解除後には慰謝料が発生する余地はない。さらに、一審原告51らにおいては、同51-1の就労不能損害に対する賠償金や、同51-1、同51-2が経営していた会社の逸失利益及び追加的費用等に対する賠償金として、実損害額を超える支払を受けている。

第48 一審原告52について

(一審原告52の主張)

1 慰謝料額について

原審は、一審原告52につき、ar町の居住制限区域(5年以上)からの避難であるとして、ふるさと喪失慰謝料(1300万円)、避難慰謝料(6000円)を認めたが、次の諸点に照らし、不十分である。

すなわち、一審原告52は、本件事故により、平成23年3月16日、at市の長女宅に避難したが、避難による心理的抑圧により同年4月に不眠等の症状が出現し、同年5月7日、ah市のクリニックで、不安抑うつ状態と診断された。一審原告52は、その後、岡山県に転居して長女夫婦と同居し、更に宮城県cr市に転居したが、うつ病の症状は改善せず、不眠等の症状に苦しみ、通院を続けている。また、一審原告52の避難生活が影響して、長女夫婦は離婚するに至り、長女は離婚後海外へ移住するなど、一審原告52の家族関係が悪化している。

この点、一審被告東電によるADRを通じた支払は、平成23年3月11日から平成25年11月30日までの分(100万円)及び同年12月1日から平成26年11月30日までの分(36万円)の増額慰謝料であるところ、原審が、その認定した慰謝料額から、上記136万円を含めて既払金として控除しているのは、不当である。

2 就労不能損害について

原審は、就労不能損害に対する賠償金として、月額15万円の22箇月分(平成25年12月から平成27年9月まで)の330万円を認めたが、一審原告52は、月額30万円の嘱託勤務を平成24年6月30日に辞めていることに照らし、同人の就労不能損害の額は、月額30万円(合計660万円)と算定されるべきである(なお、原審は、上記就労不能損害に対す

る賠償金について、153万1636円が弁済されずに残っているとして、一審原告52の請求額63万2742円を認容したが、同人は、当審において、100万円の請求を追加する旨の請求の拡張をしているので、仮に原審の認定どおりとしても、上記153万1636円が認容されるべきである。)。

(一審被告東電の主張)

1 慰謝料額について

一審被告東電は、一審原告52に係る慰謝料として、不安障害を発症した状態での避難生活であったという経緯を踏まえた増額分168万円を含め、1018万円を支払っているものであり(原審は既払金を988万円とするが、その後、平成26年12月から平成27年9月までの精神的損害として30万円を追加で支払った。)、次の諸点に照らし、これを超える慰謝料が発生しているということとはできない。

すなわち、一審原告52は、避難生活において、単身赴任の時期を除き、妻や長女等の家族と同居しており、本件事故後も従前と同じ勤務先での勤務を継続して定年退職をするに至っている。そして、同人は、より良い生活環境を求めて、a t市からc s市に転居して妻や長女家族との生活を開始し、更に、平成27年9月、岡山県から宮城県c r市に転居して妻との生活を開始しており、これにより避難生活を終了させているものであって、時の経過によって、生活の安定に伴い避難生活に伴う精神的苦痛は徐々に緩和され、軽減したものと考えられる。また、一審原告52は、平成29年3月31日、避難指示が解除され、その空間放射線量も多くの地点で年間1mSvを下回っているというa r町の自宅の客観的状況にもかかわらず、自らの意思で、宮城県c r市での生活を継続しているものであり、避難の継続を余儀なくされているとは評価できない。

2 財産的損害について

原審は、就労不能損害につき、一審被告東電がADRを通じ平成27年9月30日までの分として就労不能損害に対する賠償金を支払っていることから、同月までの分が損害として認められるとするが、一審被告東電は、ADRにおいても一審原告52の就労継続を争っていたものであって、具体的な立証もない以上、原審の上記判断は誤りである。さらに、原審は、生命身体的損害に対する賠償金について、ADRでの既払額100万円を超えないと説示するが、そもそも一審原告52が不安障害を発症した機序や原因は具体的に明らかになっておらず、本件事故との間で相当因果関係が認められないものである。

3 実損害額を超える支払について

一審被告東電は、一審原告52に対し、同人が支払をしていないc s市の賃貸住宅の賃料272万円、新規資産の取得費用としての住居確保費用837万2683円を支払っているほか、同人の長男に対し、同長男に収入があったにもかかわらず就労不能損害に対する賠償金として597万6350円を支払っており、これらの支払分は、全て、実損害額を超える支払となっている。したがって、これらの支払分は、一審原告52の他の費目の未払分に弁済として充当すべきである。

第49 一審原告53ら(一審原告53-1~同53-5)について

(一審原告53らの主張)

1 精神的損害について

原審は、a m市に居住していた一審原告53らに対し、自己決定権侵害慰謝料として、一審原告53-1(父)、同53-2(母)につき各60万円、同53-3(長女)、同53-4(長男)、同53-5(二男)につき各100万円を認めたが、避難慰謝料が別途認められるべきであり、慰謝料額も不十分である。

すなわち、一審原告53らは、子供の健康への影響に対する不安から、避難せざるを得ず、一審原告53-1が 福島山、大地、自然は、全て本件事故による放射線によって汚染

され、一審原告53らのふるさととは失われた。また、一審原告53-1は、ah市に避難した後も、維持するためam市に通うという二重生活を余儀なくされ、精神的苦痛を被り、また、同53-3は、本件事故後、場面緘黙症という精神的障害を発症し、学校生活や友人との交流に支障が出たものであるから、慰謝料は特に増額されるべきであり、さらに、同53-2は、同53-3のために、医療機関やスクールカウンセラーを求めて奔走し就業を断念せざるを得なくなるなど、精神的苦痛を被った。

2 精神的損害以外の損害について

原審は、本件事故による避難に要した交通費、避難先での自治会費、避難雑費、生活費増額費用に係る損害を認めなかったが、これらは、いずれも、ADRにおいて、本件事故と因果関係ある損害として認められ、一審被告東電もこれを認めて支払ったものである。ただ、その和解金額が、損害の全額でなく8割相当額にとどめられ、継続する損害についてはその期間が平成25年4月末日までとされたために、本件訴訟で、残りの2割相当額や同年5月以降の損害について請求したものであるから、これらについては、いずれも損害として認められるべきである。

(一審被告東電の主張)

1 精神的損害について

一審原告53らが主張する事情は、既払金(合計561万8910円)において十分考慮されているか、それ自体が慰謝料の発生を基礎付けるものとはいえない事情であり、一審原告53らにおいて、既払金を超える慰謝料が発生するものとは認められない。

すなわち、一審原告53らは、同53-2の生まれ育った実家に避難しており、避難後も、am市の放射線量(乙共322)に鑑み、いつでもam市の自宅に帰ることができ、実際にも頻繁に帰宅している(甲個53の1、53の3、原審における一審原告53-1本人尋問の結果)。また、同人らが神奈川県での生活を続けているのは、本件事故だけでなく、平成24年に同53-3に場面緘黙症が発症し、その治療のために神奈川県での通院及び通学を継続する必要があったことや(甲個53の1・8~9頁)、同53-3~同53-5が神奈川県内の学校に通学し、学校に馴染んでいることなど(甲個53の1・11頁)、その家庭内の事情や生活状況をも踏まえた判断の結果であり、たとえそれらが一審原告53らに対する苦痛や不便を伴うと仮定しても、それらが本件事故により通常生ずべき損害に当たるとは解し得ない。

2 精神的損害以外の損害について

一審原告53らは、交通費、避難先の自治会費、二重生活に伴う生活費増加分、通勤費、避難雑費について主張するが、いずれも、ADRでその一部が和解の対象となったという以上の根拠を欠くものであり、具体的な立証もなく、損害として認められない。

第50 一審原告54について

(一審原告54の主張)

原審は、a1町(帰還困難区域)に居住していた一審原告54(本件事故時64歳)に対し、ふるさと喪失慰謝料として1500万円を認めたが、避難慰謝料が別途認められるべきであり、慰謝料額も不十分である。

すなわち、一審原告54は、本件事故時にいたat市の長女宅にそのまま世話にならざるを得ず、平成23年4月からat市の賃貸住宅に単身で暮らし始めたが、全く知らない土地での不自由な生活を余儀なくされ、また、賃貸住宅であったため愛猫とも約3年間にわたって暮らすことができなくなり、a1町への帰還の見通しが立たないことから、平成28年8月にat市のマンションを購入して転居せざるを得なくなるなど、避難生活の継続により精神的苦痛を受けた。

また、一審原告54は、福島では、フラダンス教室の講師として収入を得ており、居住するa1町内の清掃活動や視覚障害者支援グループの活動にも積極的に参加し、親しい友人や知人

と交流し、亡夫の墓も a 1 町にあってその供養もしてきたが、本件事故による避難生活の継続により、これらの生活や生きがいとなっていた活動の基盤が失われ、精神的苦痛を受けた。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告 5 4 に対し、合計 6 0 7 5 万 3 6 5 7 円を支払っており、次の諸点に照らし、既払金を超える損害の発生は認められない。

すなわち、一審原告 5 4 は、本件事故時、a t 市の長女宅におり、本件事故による避難行動を行ったものではなく、また、本件事故後、同長女と同居し、又はその近隣で暮らしており、平成 2 8 年には、6 5 m²ほどの広さがあるマンションに転居し(乙個 5 4 の 2)、フラダンスに関連する取組みも続けている(甲個 5 4 の 1・4～5 頁、甲個 5 4 の 1 0・2 頁)。

また、一審被告東電は、一審原告 5 4 に対し、上記マンションの購入につき、住居確保費用の名目で 9 3 9 万 8 1 5 6 円を支払っており(乙共 4 9 4、5 2 0・8 5 頁)、さらに、家財に係る損害としても、具体的な損害額の立証がなく a 1 町の自宅から物理的に持ち出せない状況ではなかったにもかかわらず、4 4 2 万円もの支払をしているものであり、これらはいずれも実損害額を超える支払となっているから、他の費目等に弁済として充当すべきである。

第 5 1 一審原告 5 5 について

(一審原告 5 5 の主張)

原審は、a g 町(帰還困難区域)において、居住していた一審原告 5 5(本件事故時 6 8 歳)に対し、ふるさと喪失慰謝料として 1 5 0 0 万円、避難慰謝料として 1 万 2 0 0 0 円を認めたが、いずれも不十分である。

すなわち、一審原告 5 5 は、複数の避難所等を転々とするを余儀なくされ、そのため、一審原告 5 5 は、頼る者もなく、僅かな年金で生活しており、先行きの経済的な不安は大きい。また、一審原告 5 5 は、本件事故に係る避難により、a g 町での豊かな自然環境及び食生活に囲まれた暮らしをも失ったものである。

(一審被告東電の主張)

次の諸点に照らせば、一審原告 5 5 について、一審被告東電の既払金を超える損害は発生していない。

すなわち、まず、精神的損害については、時の経過によって、精神的苦痛も徐々に軽減したと考えられる。

また、不動産損害については、原審の算定に根拠はなく、家財損害については、立証を欠いているほか、原審は、一審被告東電が一審原告 5 5 に仮払金として 1 0 0 万円を支払っているのに、一審原告 5 5 の未払分の損害に対する充当処理もしておらず、不当である。

第 5 2 一審原告 5 6 ら(一審原告 5 6 - 1、同 5 6 - 2)について

(一審原告 5 6 らの主張)

原審は、b r 町の帰還困難区域に居住していた一審原告 5 6 ら(同 5 6 - 1(夫、本件事故時 8 0 歳)及び同 5 6 - 2(妻、本件事故時 7 7 歳))に対し、ふるさと喪失慰謝料として各 1 5 0 0 万円、避難慰謝料として各 6 0 0 0 円を認めたが、いずれも不十分である。

すなわち、一審原告 5 6 らは、本件事故前は、介護サービスを利用することなく 2 人だけで元気に暮らしていたのに、本件事故により、劣悪な環境にある避難所等を転々とする長時間の避難行動によって体力や気力が低下し、神奈川県内の避難場所に落ち着いた後も、慣れない環境の中で外出もままならず、2 人とも要介護状態となっている。この点は、居住地域に基づく一律の慰謝料額で評価されるものではなく、一審被告東電から慰謝料増額事由に基づく支払があったように、慰謝料額は増額されるべきであり、また、当該増額分は、既払金として控除されるべきでない。また、終の棲家とするはずであった b r 町の自宅が、b r 町に買い上げられて解体され、同人らは、戻る家を失ってふるさとに帰還することが不可能となり、混乱する気

持ちを抱えていることも、その慰謝料額を算定する上で十分考慮されるべきである。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告56らに対し、合計7325万6554円(一審原告56-1の慰謝料1677万6000円、同56-2の慰謝料1452万円を含む。)を支払っているが、次の諸点に照らせば、これを超える慰謝料が発生するものとは認められない。

すなわち、まず、一審原告56らが居住していたbr町は本件津波による甚大な被害を受けており、本件事故がなくても、同人らは一定の避難を余儀なくされ、地域一体のコミュニティの変容も相当程度あったと考えられる。また、同人らの陳述書(甲個56の1、56の7)には、放射線による健康への影響に関する記述はなく同人らが健康不安を抱いていた事実は確認できないところ、同人らは、本件震災から4日後には長女家族と同居するようになり、平成24年6月、ah市に、長女家族と共に、家庭菜園ができる庭付きの新居に転居して、落ち着いた生活を送っている。さらに、一審原告56らは、一審被告東電から、既に、住居確保費用など実損害額を超える賠償や、br町からの自宅の売却代金との関係で二重の利得となる自宅不動産の財物賠償、本件事故後に要介護状態となったことによる慰謝料の増額分など、十分な支払を受けているといえる。

第53 一審原告57ら(一審原告57-1~同57-5)について

(一審原告57らの主張)

1 精神的損害について

(1) 原審は、af市bd区bdの避難指示解除準備区域に居住していた一審原告57ら(同57-1(夫、本件事故時50歳)、同57-2(妻、本件事故時50歳)、同57-3(長男、本件事故時15歳)、同57-4(長女、本件事故時21歳)、同57-5(二女、本件事故時18歳))に対し、ふるさと喪失慰謝料として各1200万円、避難慰謝料として2万2000円~4万6000円を認めたが、次の(2)、(3)に照らし、いずれも不十分である。

(2) 避難慰謝料について

一審原告57-2は、本件事故後、4日間のうちに高齢の父母や愛犬と共に避難所を4箇所も転々とすることを余儀なくされ、本件事故時に海外出張中であつた同57-1は、一時帰国したものの、家族や自宅の状況を把握できずに不安な日々を過ごし、平成23年3月19日に至ってようやく同57-2らと合流することができた。また、一審原告57らは、物資や暖房設備も乏しく、清潔を保つことが困難な避難所で大きなストレスを感じ、自宅に帰れず十分な準備もできない中で、同57-4は勤務先(の病院)の近くで、同57-5は埼玉県でそれぞれ新生活を始めざるを得ず、同57-3は、福島の友人らとも別れ、全く知らない土地である神奈川県の高校に通わざるを得なかった。さらに、避難生活の中で介護等も十分にできないまま、同57-2の父が平成24年2月に、母が平成26年11月にそれぞれ死亡し、一審原告57らは、避難生活の継続を余儀なくされている。

(3) ふるさと喪失慰謝料について

一審原告57-2は、af市bdの出身であり、同57-1との結婚後、平成4年春頃に家族でbdに転居し、以来、同57-2の父母とも頻繁に行き来して、豊かな自然や隣組等の地域の繋がりの中、子供(同57-3、同57-4、同57-5)をのびのびと育てていた。しかし、本件事故のため、一審原告57らは、そのようなbdにおける人生そのものを失い、一家がバラバラになってしまい、大切にしてきたふるさとを奪われた。bdにおいては、避難指示は解除されたものの、山に囲まれた一審原告57らの自宅付近は、除染の効果にも不安があり、帰還者の少なさ、インフラ整備の不十分さ等にも鑑みると、現実的に帰還することが可能な状況とはいえない。

2 精神的損害以外の損害について

(1) 一審原告57-1について

ア 新規に購入した不動産に係る損害について

一審原告57-1は、本件事故後、神奈川県に避難して稼働していたが、令和3年3月に退職し、同年9月、
内に不動産を購入して転居した。同人がこれに関して同不動産の売買代金、仲介手数料等として支出した額は、合計3148万9613円であり、これから既払金等を差し引いた額(658万0603円)は、本件事故により生じた損害といえる。これに1割の弁護士費用を加えた額は、本件事故により生じた損害というべきである。

イ 平成30年8月からの避難生活の継続に係る費用について

一審原告57-1は、本件事故により神奈川県に避難してから、借上住宅の無償提供を受けていたが、平成31年3月に無償提供が打ち切られることになったことから、転居先を探し、平成30年8月、ah市内の賃貸住宅に転居し、令和3年9月まで、避難生活を続けることになった。そして、これに要した賃料、駐車場料金、敷金等の支出額は、合計556万4431円であり、これに1割の弁護士費用を加えた額は、本件事故により生じた損害というべきである。

ウ 自宅土地に係る損害について

一審原告57-1所有に係る自宅土地については、原審の認定した損害額(451万6376円)は低額にすぎ、フラット35全国平均を基準として、少なくとも1368万8000円の賠償がされるべきである。

(2) 一審原告57-2について

また、一審原告57-2所有に係る土地については、原審の認定した損害額(2774万9495円)は低額にすぎ、フラット35全国平均を基準として、少なくとも1億4492万9612円の賠償がされるべきである。

なお、原審は、一審原告57-2に対する所有地の財産損害に対する一審被告東電の既払金を966万1385円とするが、そのうち525万2299円は請求していない田畑等の土地の財産損害に対する既払金422万5492円及び立木の財産損害に対する既払金102万6807円の合計額であって、既払金額は440万9086円が正しい。

(一審被告東電の主張)

1 精神的損害について

一審被告東電は、一審原告57らに対し、合計9727万8564円(一審原告57-1の慰謝料986万6000円、同57-2及び同57-3の各慰謝料854万円、同57-4の慰謝料948万円及び同57-5の慰謝料892万円を含む。)を支払っており、次の諸点に照らし、既払金を超える慰謝料が発生するものとは認められない。

すなわち、一審被告東電は、一審原告57らの本件事故直後における避難所等での避難生活の労苦については、慰謝料額を増額して賠償済みである上、同57-4及び同57-5は、平成23年4月以降、従前からの予定どおり、就職に伴って
及び埼玉県で社会人生活を開始することによりその避難生活は終了しており、また、同57-1~同57-3も、ah市の借上住宅での生活をする中で、その後の時の経過によって、生活の安定や高校生活への順応等を経て、その精神的苦痛は徐々に緩和され、軽減されており、そのうち、同57-3は、平成28年4月以降、就職に伴って社会人生活を開始することによりその避難生活は終了している。

加えて、一審原告57らが居住していたaf市bd区の自宅については、平成28年7月12日、避難指示が解除されており、その空間放射線量も多く地点で追加線量年間1mSvを下回り、平成29年3月に面的除染も完了しているから、同人らは、遅くとも避難指示の解除から相当期間が経過した平成30年4月以降においては、同区に帰還して生活を再開できる客観的状況にある。それにもかかわらず、同人らが帰還していないのは、その年齢や生活状況、

就職状況等を踏まえた選択の結果と考えられ、本件事故により避難を余儀なくされていると評価することはできない。

2 精神的損害以外の損害について

一審原告57らの主張は否認して争う。原審は、一審原告57らが主張する不動産損害の額を算定するに当たり、特段の立証もないのに不動産を全損と扱っており誤っているほか、固定資産税評価額を基礎として地域ごとに異なる係数を乗じている点も、経験則に照らして誤っている。また、家財に係る損害についても、損害額の立証がないのに、40万円と認定しており、誤っている。

第54 一審原告58ら（一審原告58-1～同58-5）について

（一審原告58らの主張）

原審は、ar町の居住制限区域（避難指示が5年を超えて継続）に居住していた一審原告58ら（同58-1（妻、本件事故時54歳）、同58-2（夫、本件事故時57歳）、同58-3（長女、本件事故時24歳）、同58-4（二女、本件事故時22歳）、同58-5（三女、本件事故時16歳））に対し、ふるさと喪失慰謝料として各1300万円、避難慰謝料として各4000円を認めたが、次の諸点に照らし、いずれも不十分である。

1 避難慰謝料について

一審原告58らは、本件事故後、平成23年3月12日早朝、着替えも持たず、避難所に自動車避難し、更に、同日夜から同月13日にかけて、同58-3が借りていた埼玉県ct市のマンションに避難したが、手狭であったため、そこから更に、同58-1、同58-2、同58-5が、同年4月、ah市の同58-2の実家に転居した。しかし、同58-1は、慣れない同居生活の中、義父母との関係に軋轢を生じ、同58-2は、am市での勤務の打診を断り勤務先から取締役を解任され、ピアノ教師であった同58-3や、音楽大学への進学を目指していた同58-5は、ピアノの練習等ができない生活に苦しんだ。一審原告58らは、同年5月、ah市のマンションを借りて家族5人での生活を再開したが、1階の部屋で湿気が多く、同58-1、同58-3～同58-5の健康状態は悪化した。また、平成23年9月から、同58-2が、bt市に単身赴任することになり、同58らは、再び家族が分離した二重生活を余儀なくされることとなった。

その後、同58-1、同58-3～同58-5は、ピアノがある環境を求めて、平成23年10月、神奈川県の上住住宅に転居したが、ピアノ1台では、同58-3のピアノ教室や同58-5のピアノの練習には不便であった。

平成24年7月、同58-2が勤務先を整理解雇され、神奈川県に戻ってきたため、家族が分離した二重生活は解消された。そして、同58らは、平成27年4月、ah市で、ピアノが弾ける現在の住居を取得して転居したが、ar町の自宅のローンの支払も継続している状態であり、経済的に無理をして上記住居を取得したものである。

その後、同58-3は、神奈川県の実家でピアノ教室を開いて生徒を募集するようになったが、思うように生徒は集まらず、収入が少なく厳しい状況が続き、同58-4は、写真スタジオや広告代理店等に勤務したが、体調を崩しがちであり、同58-5は、音楽大学の講師となったが、精神的に不安定な状態が残っている。

なお、同58-1は、平成27年4月1日、ar町の自宅の住宅ローンを支払いながらも、同58-3及び同58-5がピアノを弾くことができるように無理をしてah市内の住宅を取得したが、これにより一審原告58らの避難生活が終了したものではない。

2 ふるさと喪失慰謝料について

原審は、一審原告58らがar町の居住制限区域に居住していたとして、ふるさと喪失慰謝料各1300万円を認めたが、ar町におけるふるさと喪失の実態は、帰還困難区域と変わらないところであり、原審が、形式的に避難指示等の区域割により賠償額の区別をしたのは不合

理である。

そして、一審原告58ら家族の生活歴や生活圏を考慮すると、同人らの生活は、a r町にとどまるものではなく、帰還困難区域であるb r町、a l町を含むより広範な地域がふるさととなっていたものである。

また、一審被告東電は、一審原告58-4の生活の本拠は、埼玉県c t市であり、a r町に居住していた前提でのふるさと喪失慰謝料の認定は、誤りである旨主張する。しかし、同人は、本件事故当時、大学の卒業式を平成23年3月15日に控えてa r町の自宅に戻っていて本件事故に被災し、避難生活を送ることになったものであるから、生活の本拠はa r町にあるのであって、上記主張は失当である。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告58らに対し、合計9969万0422円(一審原告58らの各慰謝料752万円を含む。)を支払っているところ、次の諸点に照らし、既払金を超える慰謝料が発生するものとは認められない。

すなわち、同人らは、本件事故により避難生活を余儀なくされたものの、遅くとも平成23年10月には、a h市の借上住宅で、ピアノがある環境としての生活場所を確保した上で日常の生活を送り、同58-3は避難当初の訪問によるレッスンだけでなく、同借上住宅でピアノ教室を再開し、教室の規模拡大を続けるなどピアノ講師としての活動を続け、同58-4は幾つかの職場の経験を経て自分に合った現在の職場に就職し、同58-5も音楽大学への進学を実現するなどしている。これらによれば、同人らは、a h市内での生活を通じて徐々に生活の平穏を取り戻し、平成27年4月には一審原告58-2の実家もあるa h市d a区で自宅を取得して、平穏な生活を取り戻していたものであって、遅くとも同自宅に転居した時点では避難を終了しているというべきである。

なお、一審原告58-4(大学4年生)については、本件事故当時、a r町の自宅に一時的に滞在していたものの、実際は、埼玉県c t市の賃貸マンションに居住し、生活の本拠を有していたものであり、本件事故直後の避難やその後の生活において本件事故により精神的苦痛を被ったとは認められず、同人に支払われた慰謝料の全額が、実損害額を超える支払となっている(乙個58の15~16参照)。

また、a r町では、平成29年3月31日、帰還困難区域を除いて避難指示が解除され、各種事業や医療機関及び教育機関も再開しており、一審原告58らがa r町に帰還し得ないとの客観的状況にはなく、同人らがふるさとを喪失したともいえない。

第55 一審原告59について

(一審原告59の主張)

原審は、a r町(帰還困難区域)において、実母(本件事故時91歳)や夫とともに居住していた一審原告59(本件事故時70歳)に対し、ふるさと喪失慰謝料として1500万円、避難慰謝料として4万5000円を認めたが、次の諸点に照らし、いずれも不十分である。

すなわち、同人は、避難所での辛い生活や、a h市の二男宅での生活を経て、平成23年5月から8月まで、福島県の旅館に滞在したが、認知症の実母の介護による心労がかさみ、持病である の症状も悪化した。その後、同人は、平成23年8月からb p市の仮設住宅で生活し、被災者同士の間関係を築きつつあったが、平成28年11月、 が死亡し、また、仮設住宅の入居期限のため、平成29年1月、 に転居せざるを得なくなり、高齢での転居は、精神的、身体的に負担となった。また、転居先では、以前より近所付き合いも減り、外出する機会も減って、同人は、心が晴れない毎日を送っている。

また、同人は、生まれ育ったa r町の豊かな自然の中で、米や四季折々の野菜を栽培するなど、農業を基盤とした生活を送ってきたが、本件事故により、地元の農家、親戚、農協等との密接な交流や、地元における冠婚葬祭、豊作祈願の祭りなどの地域のコミュニティは全く存在

しなくなった。役所が主催して秋祭りが開催されたことがあったが、規模や参加者も以前とは全く異なっている状況であって、近時は、自宅の取り壊しを余儀なくされ、精神的苦痛を受けた。

なお、原審は、居住地域に基づく一律の慰謝料額しか認めていない点においても失当である。すなわち、同人は、避難生活が続くにつれて認知症が進行した実母について、狭い居室内で起こし、風呂、食事、着替え等の介護をしなければならず、また、実母が徘徊しないように見張らなければならなかったという負担を余儀なくされ、精神的苦痛が増加したものであって、一審被告東電も、一審原告59に対し、要介護に係る慰謝料を支払っているものである。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告59に対し、合計1億3132万9640円(慰謝料1503万円)を支払っているところ、次の諸点に照らし、既払金を超える慰謝料が発生するものとは認められない。

すなわち、一審被告東電は、本件事故発生直後の一審原告59の避難所等における労苦に対しては、慰謝料を増額して支払っている。また、同人は、a h市の二男宅や福島県内の旅館での生活を経て、平成23年8月から、夫や実母とともにb p市の仮設住宅で生活を続ける中で、時の経過によりその精神的苦痛は徐々に軽減したと考えられる(甲個59の1・5～8頁)。

さらに、一審被告東電は、一審原告59に対し、その所有する不動産の賃料収入に係る逸失利益として一律の支払を行い、また、生命・身体的損害として本件事故との因果関係が不明であるにもかかわらず白内障等に関する支払をしているところ、これらの支払分はいずれも実損害額を超える支払となっているから、他の費目(慰謝料等)に弁済として充当すべきである。

第56 一審原告60ら(承継前一審原告60、一審原告60-2)について

(一審原告60らの主張)

原審は、a f市b d区(避難指示解除準備区域)の借家において、単身で生活していた承継前一審原告60(本件事故時81歳、原審で長女である一審原告60-2が承継)が本件事故により被った損害に関して、一審原告60-2に対し、ふるさと喪失慰謝料として1200万円、避難慰謝料として11万円を認めたが、次の諸点に照らし、いずれも不十分である。

すなわち、高齢であった承継前一審原告60は、本件事故後、避難所を転々として過酷な生活を送り、長女(一審原告60-2)が迎えに来たことで、神奈川県の人宅で生活するようになったが、福島県での友人や知人、親戚らとの交流は、その後ほぼ完全に途絶えてしまい、先の見えない生活の中で、車椅子生活となり、平成24年から平成26年にかけて乳がん、ヘルニア、腎不全等を患って入退院を繰り返して寝たきりの状態になり、福島での生活は全く回復されないまま、平成29年6月に死亡するに至っているものである。

なお、原審は、居住地域に基づく一律の慰謝料額しか認めていない点においても失当である。この点、一審被告東電は、承継前一審原告60が高齢であり、本件事故による避難以後、歩けなくなり、入退院を繰り返したことなどを受けて、62万円(平成23年3月分12万円、同年4月分から平成26年4月分まで50万円)の増額分の慰謝料を支払っているが、これに併せて同年5月以降、平成29年6月までについても、50万円の増額慰謝料が認められるべきである。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告60らに対し、合計1465万0596円(慰謝料902万円)を支払っているところ、次の諸点に照らし、既払金を超える慰謝料が発生するものとは認められない。

すなわち、一審被告東電は、本件事故発生直後の承継前一審原告60の避難所等における労

苦に対しては、慰謝料を増額して支払っている。また、同人は、平成23年3月22日頃以降、神奈川県c i市で、本件事故以前には遠く離れて暮らしていた長女(一審原告60-2)と同居して、単身生活より安心感のある、日常的に長女(一審原告60-2)の世話や医療サービスを受けられる生活環境の下、時の経過によって、生活も落ち着き、その精神的苦痛は徐々に緩和され、軽減されたと考えられる。さらに、承継前一審原告60は、本件事故前、長女(一審原告60-2)の同居の誘いを断っていたが(甲個60の1・3頁、6頁)、承継前一審原告60が高齢であり(本件事故時81歳)、平成24年4月に乳がんの手術を受けていること等に照らせば、同人は、本件事故がなくても長女と共にc i市内で同居することになった蓋然性が高い。

また、一審被告東電は、一審原告60らに対し、承継前一審原告60の死亡(平成29年6月)後である平成29年7月から平成30年3月までの慰謝料の名目で、90万円を支払っているものであり、このことも考慮されるべきである。

なお、承継前一審原告60の生活状況や精神的苦痛について、同人の本人尋問も行われていないのに、同60-2の陳述書(甲個60の1、60の6)の記載のとおり認定するのは相当でない。

第57 一審原告61ら(一審原告61-1~同61-5)について
(一審原告61らの主張)

原審は、a f市b e区(緊急時避難準備区域)に居住していた一審原告61らについて、自己決定権侵害慰謝料として、同61-1(夫)、同61-2(妻)、同61-3(長男)、同61-4(二男)につき各250万円を認め、同61-5(三男)については慰謝料を認めなかったが、次の諸点に照らし、誤っている。

まず、一審原告61らの自宅は、避難指示等対象区域まで1.5kmという近接した距離にあるのに、避難指示の有無により機械的に線引きがされ、低額な慰謝料しか認められないのは不合理である。

また、一審原告61らは、本件事故による避難のため、b p市や埼玉県d b市、b s市の各親類宅を転々とせざるを得ず、その後も、b s市内で転居を重ねる中、日々の交通費や食費等の出費がかさみ、いずれも、今後の先行きについての不安から、精神的苦痛を感じながらの生活を続けた。同61-1は、避難生活のストレスが影響して、平成26年2月、心臓病と診断され、同61-2は、近くに知人等もおらずストレスを感じながら生活し、同61-3は、平成24年4月に小学校に入学したが、チック症を一時発症していた。

一審原告61らは、平成29年12月、神奈川県での生活になじめず、故郷を捨てがたく、やむを得ずa f市の従前の居住地の近くで生活を再開したが、近隣住民の多くは帰還しておらず、除染も十分でなく、地域のコミュニティは奪われたままである。

なお、一審原告61-5は、本件事故後の平成26年に出生したものであるが、同人のほかの一審原告61ら家族と共に、ふるさとにおける包括的生活基盤を失っていると同時に、避難生活の継続に伴う精神的苦痛を受けていることに変わりはなく、同人に対しても、慰謝料が認められるべきである。

(一審被告東電の主張)

一審被告東電は、一審原告61ら(同61-5を除く。)に対し、同61-1(夫)、同61-2(妻)につき各180万円を(避難指示の対象区域から避難した者と同額である月額10万円の、平成24年8月までの18箇月分(合計180万円))、子である同61-3、同61-4につき、各263万円を支払っており、次の諸点に照らし、既払金を超える慰謝料が発生するものとは認められない。

すなわち、一審原告61らの自宅(a f市b e区)は、本件事故後も平成23年4月22日まで屋内退避が指示されたにとどまり、同日以降は緊急時避難準備区域の指定を受けたもので

あるが、強制的な避難を指示するものではなく、同区域の指定も平成23年9月30日をもって解除され、その間も社会活動や市民活動は継続されており、放射線量も避難指示の対象となった年間積算20mSvを大きく下回っていた。

また、一審原告61-1は、本件事故後、早々に、b s市の移転先で就職し、安定した生活をしてきたことが推察され、同61-2は、避難生活の困難について陳述するものの(甲個61の1・8頁、甲個61の4・3頁)、SNS上に、レジャーに出かけた際の複数の投稿をするなど(乙個61の4の1~6)、必ずしも上記陳述が生活実態を表したものとはいえず、かえって、友人にも恵まれ、充実した平穏な生活を送っていたことがうかがえる。

さらに、一審原告61-1は、本件事故前を上回る収入を得ていたにもかかわらず、一審被告東電から、就労不能損害(平成23年3月から平成24年12月を対象期間としたもの)として483万円余りを受領し、また、家財・物品について、本件地震の影響や、本件事故後持ち出した可能性があるにもかかわらず、家財・物品道具購入費用として157万円余りを受領しており、いずれも実損害額を上回る支払となっているから、当該支払分は、他の費目(慰謝料等)に弁済として充当すべきである。

なお、同61-5は、本件事故後である平成26年に出生しており、本件事故により精神的損害を受けたとはいえず、慰謝料は認められない。

第3章 当裁判所の判断

第1節 一審被告東電に対する原賠法3条1項に基づく請求又は不法行為に基づく請求の可否について

まず、一審被告東電に対する原賠法3条1項に基づく請求(選択的請求)についてみると、後記に説示のとおり、一審原告らが本件事故による避難等により被った損害は、原賠法3条1項に規定する「原子力損害」に当たるといえることができる。そうであるところ、前記前提となる事実等及び後記認定事実を照らせば、一審原告らが本件事故により避難等を余儀なくされたことは、同条項に規定する「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたとき」に当たり、一審被告東電は、同条項に規定する「当該原子炉の運転等に係る原子力事業者」に当たるといえる一方、上記損害について、原賠法3条1項ただし書に当たるものとは認められない。

そうすると、一審原告らの一審被告東電に対する原賠法3条1項に基づく請求(選択的請求)に理由があるかどうかは、一審原告らの損害についての認定判断にかかることになり、これについては、後記に説示するとおりである。

次に、一審被告東電に対する一般不法行為に基づく請求(選択的請求)については、原判決第3分冊第5章(争点に対する当裁判所の判断)第1節(原判決 3-1頁1行目~2頁26行目)記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決 3-1頁5行目の「天変地異」を「天災地変又は社会的動乱」と改める。

そうすると、上記の原賠法3条1項に基づく請求(選択的請求)につき理由がないとした部分について、一審原告らの一審被告東電に対する不法行為に基づく請求(選択的請求)についてみても、全て理由がないこととなる。

第2節 経済産業大臣による規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるか否かについて

第1 認定事実等

1 関係法令・法制度、地震・津波・防災及び原子力工学に関する各種知見等、福島第一原発の概要、長期評価の策定、津波評価技術の策定、本件地震・本件津波及び本件事故の発生、本件事故後に全国の原子力発電所で採られた防護措置、地震、津波、防災及び原子力工学に関する各種知見等については、次の2のとおり補正するほかは、原判決 第2分冊 の第4章

(認定事実等)の第1節(認定事実(本件事故発生まで))、第2節(認定事実(本件事故以降))の第1、第2及び第9、第3節(法令及び法制度について)、第4節(地震、津波、防災及び原子力工学に関する各種知見について)に各記載のとおりであるから、これらを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決 2 - 1 頁3行目の「適示」を「摘示」と改める(以下同じ。)

(2) 原判決 2 - 1 7 4 頁15行目の「原子力発電所とられた防護措置」を「原子力発電所で採られた防護措置」と改める。

第2 規制権限不行使の違法性の判断枠組みについて

1 国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である。そして、国又は公共団体が、上記公務員が規制権限を行使しなかったことを理由として同項に基づく損害賠償責任を負うというためには、上記公務員が規制権限を行使していれば上記の者が被害を受けることはなかったであろうという関係が認められなければならない(令和4年最高裁判決参照)。

これを本件についてみると、前記のとおり、電気事業法39条1項は、事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない旨規定し、同法40条は、経済産業大臣は、事業用電気工作物が上記技術基準に適合していないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる旨規定し、これを受けて、平成17年経済産業省令第68号による改正前の発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令4条1項は、原子力施設等が津波等により損傷を受けるおそれがある場合は、防護施設の設置等の適切な措置を講じなければならない旨規定し、上記改正後の同項は、原子炉施設等が想定される津波等の自然現象により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置等の適切な措置を講じなければならない旨規定する。

そうすると、一審被告国が、経済産業大臣において規制権限を行使しなかったことを理由として国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負うというためには、経済産業大臣が、上記の規定内容に照らし、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による福島第一原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付けていた場合、一審被告東電によって、当該措置が講ぜられ、一審原告ら(以下、「一審原告ら」という場合、その中に被承継人が含まれる場合がある。)が被害を受けることはなかったであろうという関係、すなわち、本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係が認められることを要するといわなければならない。そして、経済産業大臣による上記の規制権限の行使を受けて、一審被告東電が、その課せられた義務を履行することに鑑みると、経済産業大臣が上記の規制権限を行使して、津波による福島第一原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付け、一審被告東電がその義務を履行していた場合に、それによっても、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当程度あるというようなときには、上記関係が認められるとはいえず、一審被告国の上記損害賠償責任は否定されるというべきである。

2 当事者の主張について

(1) 一審原告らの主張

一審原告らは、関係する各法令の趣旨からすると、基本設計について安全性が審査された上

で設置許可処分が行われて稼働を開始した原子炉施設についても、その後の時の経過により進展した最新の科学的知見等に照らして、技術基準への適合性を通じて安全性を審査する必要がある、経済産業大臣の規制権限は、周辺住民等の安全の確保を主要な目的として、最新の科学的知見等を踏まえて、適時にかつ適切に行使されるべき性質のものであった旨主張する。

そこで検討すると、前記説示においても、経済産業大臣が、科学的知見等を踏まえ、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による福島第一原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付ける場合があり得ることを前提としており、その意味で、一審原告らの上記主張と必ずしも相違するとはいえないが、上記規制権限を行使する際に検討の対象となる科学的知見等については、その熟度等も考慮する必要があるといわなければならない。

(2) 一審被告国の主張

一審被告国は、使用開始後の原子炉施設に関する原子力規制機関の規制権限不行使の適否の審理判断については、その当時の科学技術水準に照らし、1 使用開始後の原子炉施設に関して用いられた安全性の審査又は判断の基準に不合理な点があるか否か、2 当該原子炉施設がその基準に適合するとした原子力規制機関の判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否か、という二段階の観点から行われるべきであり、このような二段階の審査によらず、原子力発電所の安全性について独自の判断を下し、これをもって行政判断に置き換えるような審査(判断代置審査)を行って、一審被告国の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があったとした原審の判断は不当である旨主張する。

この点、当審が示した前記説示は、経済産業大臣の規制権限の不行使に係る国賠法1条1項の通常解釈を示したものであって、一審被告国の上記主張は前提を欠くものというほかはない。

第3 一審被告国の損害賠償責任の有無について

1 そこで、一審被告国の損害賠償責任の有無について判断するため、経済産業大臣が前記の規制権限を行使して、津波による福島第一原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付け、一審被告東電がその義務を履行していた場合に、本件事故と同様の事故が発生しなかったであろうという関係が認められるかについて、検討することとする。

2 補正引用に係る原判決による認定事実等(当審で補充的に認定した場合は、末尾に証拠番号等を掲記する。)によれば、本件の具体的事情に関して、次の各事項を指摘することができる。

(1) 本件敷地について

福島第一原発の1号機から4号機までの各原子炉(以下、併せて「本件各原子炉」という。)に係る主要建屋は、いずれも、ほぼ平坦な丘陵(海拔30~35m)を約20m掘り下げて造成した海拔10mの平らな土地にあり(以下、主要建屋の敷地を「本件敷地」という。)、本件各原子炉は、南から4、3、2、1号機の順に配置され、本件敷地の東側及び南東側は、海水をくみ上げるポンプ等の設備が設置された海拔4mの区画等を挟んで海に面していた。

(2) 長期評価の策定について

地震調査研究推進本部地震調査委員会(地震防災対策特別措置法に基づいて文部科学省に設置された機関)は、平成14年7月、三陸沖から房総沖までの領域を対象とし、長期的な観点で地震発生の可能性、震源域の形態等について評価して取りまとめた結果を公表した(長期評価。丙C7)。長期評価は、明治三陸地震についてのモデルを参考にし、震源域が日本海溝に沿って長さが200km程度、幅が50km程度の津波地震が、三陸沖北部から房総沖の海溝寄り(日本海溝付近)の領域内のどこでも発生する可能性があり、その規模は、マグニチュード8.2前後と推定されること等を内容とするものであった。

(3) 本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策の在り方について

本件事故以前において、我が国の原子炉施設の事業者が、原子炉施設の敷地高を超える津波の到来を想定した場合に採り得る措置に関して、原子力工学者等の意見についてみると、N (dc 大学 dd 研究所所長・津波工学研究分野教授)は、「防潮堤・防潮壁を設置することにより、それまでどおり主要地盤への津波の越流を防ぐという対策を講じると判断することには、合理性が認められたはずです。」との意見を述べ(丙C127・39頁)、de (df 大学大学院工学系研究科原子力専攻教授)は、「工学的な見地から言えば、その試算の水位に対応した設計に基づき浸水を防ぐことができる対策(ドライサイトを維持する対策)をとっているのであれば、一概に合理性を否定できるものではありません。」との意見を述べ(丙B41・14頁)、dg (df 大学大学院工学系研究科原子力専攻教授)は、「本件事故前の知見は、主要機器の設置された敷地に浸水するということがあってはならない非常事態でしたので、事業者も規制当局も、水を入れないという対策を考えるはずで、浸水を前提に対策を講じさせるという知見はありませんでしたし、リソースが有限である中で安全対策を考える以上、余計な設備を増やすことによって、かえって施設全体の安全性に不当なリスクが生じる危険性もあるため、計算上、ドライサイトを維持できる対策のみを講じることの合理性を否定できるものではなく」(丙B43・6～7頁)との意見を述べている。

これらによれば、本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであったといえる。

上記によれば、経済産業大臣が、長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による福島第一原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付けていた場合には、上記津波対策の基本に照らし、想定される最大の津波が福島第一原発に到来しても本件敷地への海水の浸入を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。

(4) 上記防潮堤等が防止対象とする津波の規模等について

一審被告東電は、保安院による耐震バックチェックの指示を受けて、その関連会社(東電設計)に津波評価を委託し、東電設計は、平成20年4月18日付けで、「新潟県中越沖地震を踏まえた福島第一・第二原子力発電所の津波評価委託 第2回 打合せ資料 資料2 福島第一発電所 日本海溝寄りの想定津波の検討 Rev.1」(甲C63)を作成した(平成20年東電試算)。

平成20年東電試算は、長期評価に基づいて福島県沖から房総沖の日本海溝寄りの領域に明治三陸地震の断層モデルを設定した上で、津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、上記断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算(詳細パラメータスタディ)を多数実施して(ただし、建屋の存在を考慮しない前提)、津波の試算を行ったものである。

平成20年東電試算の内容は、本件敷地の海に面した東側及び南東側の前面における津波は、本件敷地の南東側前面において、最大で海拔15.707mの高さとなるが、本件敷地の東側前面では本件敷地の高さ(海拔10m)を超えず、主要建屋付近の浸水深は、4号機の原子炉建屋中央付近で約2.6m、4号機のタービン建屋中央付近で約2.0mとなるなどというものであった(甲C63(15頁)、甲C64の2、丙C121)。

平成20年東電試算については、専門的知見に照らして合理性を欠くものであることをうかがわせる事情は認められず、同試算は、当時、具体的な津波対策を講ずる上で、基礎とされるべき重要な資料であったものといえる。そうすると、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、平成20年東電試算により試算された津波(本件試算津波)と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置

が講じられた蓋然性が高いといえることができる。

(5) 防潮堤等の設置以外の対策が講じられた蓋然性等について

原子炉施設の事業者において、原子炉施設の敷地高を超える津波の到来を想定した場合に採り得る措置に関して、原子力工学者等の意見についてみると上記(3)のとおりであって、その他、本件全証拠を精査しても、本件事故以前に、津波により本件敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずることを津波対策の内容としないような考え方が有力であったことはうかがわれず、その他、本件事故以前の知見の下において、上記措置が原子炉施設の津波対策として不十分なものであったと解すべき具体的事情を認めるに足りる客観的証拠はない。

そうすると、本件事故以前に経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に代えて、又は、これに加えて、他の対策が講じられた蓋然性があるといえることはできないこととなる。

(6) 本件津波と本件試算津波との比較について

まず、津波の原因たる地震の規模について比較すると、本件試算津波に係る長期評価が今後発生する可能性があるとした地震の規模は、津波マグニチュード8.2前後であったのに対し、実際に発生した本件地震の規模は、津波マグニチュード9.1であった。また、津波による主要建屋付近の浸水深について比較すると、本件試算津波によるものは約2.6m又はそれ以下とされたのに対し、本件津波によるものは最大で約5.5mに及んだ。さらに、津波の高さについて比較すると、本件試算津波の高さは、本件敷地の南東側前面において本件敷地の高さを超えていたものの、東側前面においては本件敷地の高さを超えることはなく、本件試算津波と同じ規模の津波が福島第一原発に到来しても、本件敷地の東側から海水が本件敷地に浸入することは想定されていなかったが、現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東側からも、海拔10mをはるかに超えて、大量の海水が本件敷地に浸入した。

上記の事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の余裕を持たせて設計されたとしても、津波マグニチュード、震源域の連動、断層滑り量等からみた本件津波の規模の巨大さに照らすと、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ないものである。

3 以上の2(1)～(6)の各事情の下では、本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、防潮堤等を設置することにより同施設の敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであって、防潮堤等の設置に代えて、又は、これに加えて、他の対策が講じられた蓋然性があったとはいえないのであるから、仮に、経済産業大臣が、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による福島第一原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付け、一審被告東電がその義務を履行していたとしても、当該規制権限の行使の内容や、これを受けて一審被告東電が採る措置の内容は、長期評価に基づいた平成20年東電試算による本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地への浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に係るものとなったと認められる。そうすると、当該防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことを主な目的とした仕様となり、上記防潮堤等が一定の余裕を持たせて設計されたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高い。そして、主要建屋の中に浸入した大量の海水により、非常用電源設備がその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当

程度あるといわざるを得ない。

以上によれば、経済産業大臣が、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して津波による福島第一原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付けていた場合、一審被告東電によって、当該措置が講ぜられ、本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできず、一審被告国が、経済産業大臣において上記の規制権限を行使しなかったことを理由として、一審原告らに対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負うということとはできない。

したがって、一審原告らの一審被告国に対する請求は全て理由がないこととなるから、一審被告国の控訴に基づき、原判決中、一審被告国の敗訴部分を取り消し、同部分に係る一審原告ら（別紙認容額等一覧表の「原審認容額（元本）」欄に「0円」と記載されている一審原告を除く。）の請求をいずれも棄却すべきである（一審被告国に対する控訴又は附帯控訴をしている一審原告については、同控訴及び附帯控訴はいずれも棄却すべきである。）。

4 一審原告らの主張について

一審原告らは、本件事故について、一審被告国は国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負うものであって、一審被告国に対する請求には全て理由があるとして、本件事故の予見可能性、回避可能性を含めて詳細に主張を展開するので、以下検討する。

(1) 長期評価に関する主張について

一審原告らは、長期評価について、津波地震が巨大な低周波地震であるとの知見が確立していたことなどに照らし、地震学上の合理的な根拠が認められるというべきものであって、経済産業大臣において、平成14年末時点で、長期評価の見解に基づき、本件敷地の高さを超える浸水高の津波が到来することが予見可能であったといえる旨主張する。

しかし、長期評価に合理性があると認められることを前提としても、そもそも前記説示のとおり、経済産業大臣が、かかる長期評価を前提に電気事業法40条に基づく規制権限を行使して津波による福島第一原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付けていれば、本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係は認めることができないところであって、そうである以上、長期評価に基づく上記予見可能性が認められるか否かにかかわらず、一審被告国が、経済産業大臣において上記の規制権限を行使しなかったことを理由として、一審原告らに対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負うということとはできないというほかない。

以上によれば、一審原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 貞観津波に関する主張について

ア 一審原告らは、一審被告国（保安院）が、一審被告東電に対し、貞観津波に関するK論文（平成20年、丙C29）の「モデル8」及び「モデル10」に基づく津波推計を指示していれば、遅くとも平成20年8月頃には津波推計結果の報告が受けられたものと考えられ、一審被告国（保安院）は、同月には、貞観地震と同規模の地震の発生によって福島第一原発の敷地の高さを超える津波が到来する可能性があることを予見することができた旨主張する。

しかし、証拠（甲C8、丙B116、丙C29、75、96、127、137、原審における証人d hの証言）及び弁論の全趣旨によれば、一審原告らの上記主張の根拠となっているK論文（平成20年）の著者であるK教授自身、別件における証人尋問手続において、当該論文により貞観津波の断層（波源）モデルを全て明らかにしたとはいえず（丙C75・48頁）、また、貞観津波のように主に津波堆積物データしか得られないものについては、信頼性の高い津波堆積物データの収集、それに基づく痕跡高・浸水域の推定が必要であるが、本件地震の頃は、まだこれらが十分にされていなかった旨を述べており（丙C137の2・11頁）、また、N教授も、その意見書（丙C127・34～35頁）において、「（K論文でも）貞観津波の断層（波源）モデルが特定されたわけではありませんでした。」、「堆積物調査の結果、

北の岩手県や南の福島県等で貞観津波のものと推定できる堆積物が発見されれば、それをも合理的に説明できる断層（波源）モデルを構築するために、断層の長さなどのパラメータを更に修正する必要があることになる...」と述べている。さらに、K論文（平成20年）の公表後、d i 平野から d j 地区における津波堆積物調査の結果を踏まえて、d k（活断層・地震研究センター）ほか「宮城県 d i ・ b t 平野および福島県 d j 川河口低地における869年貞観津波の数値シミュレーション」（「活断層・古地震研究報告」No. 10、平成22年）において、貞観津波の波源モデルの再検討が行われ、断層の位置や深さを変更した新たな波源モデルが提案され、その津波推計の計算結果によれば、特定地点で想定される津波高は異なったものとなることが示唆され、今後、断層の南北の広がり（長さ）などを更に検討するため、d i 平野よりも北の三陸海岸沿岸や、あるいは d j 地区よりも南の福島県、茨城県沿岸における津波堆積物の調査が必要であるとされた（丙C96・4頁）ことが認められる。そして、本件事故以前に、信頼性の高い津波堆積物データが既に十分得られていたとの考え方が有力であったことはうかがわれず、その他、本件事故以前の知見の下において、K論文（平成20年）の「モデル8」及び「モデル10」が、十分な堆積物調査を経て既に確立した信頼性の高い波源モデルとして取り扱われていたと解すべき事情はうかがわれない。

そうすると、貞観津波に関する上記「モデル8」及び「モデル10」は、本件事故以前において、専門的知見に照らし、更なる堆積物調査が必要な、いまだ発展途上のものであって、相当程度の不確実性が存していたことが否定できないというべきであるから、一審被告東電において、これらを津波評価技術における基準断層モデルに選定してパラメータスタディを実施していなかったことをもって不合理とはいえないというべきであり、一審被告国（保安院）が、一審被告東電に対し、上記「モデル8」及び「モデル10」に基づくパラメータスタディによる津波推計をするよう指示すべき状況が存していたとする合理的理由も乏しいものといわざるを得ない。

以上によれば、一審原告らの上記主張は採用することができない。

イ 一審原告らは、一審被告国（保安院）においては、平成21年9月、一審被告東電から貞観津波に基づく試算結果についての報告を受け、貞観津波に関するK論文（平成20年）で示された波源モデルに基づいて試算された波高が9m近くに及ぶことを認識したのであるから、遅くとも同月の時点において、福島第一原発の敷地高を超える津波の到来について予見可能性があったといえる旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、貞観津波に関するK論文（平成20年）で示された波源モデルは、本件事故以前において、専門的知見に照らし、更なる堆積物調査が必要な、いまだ発展途上のものであって、相当程度の不確実性が存していたことが否定できないのであるから、一審被告国において、上記の報告により貞観津波に関する試算結果（推計波高が9m近く）を認識したとしても、同試算結果は、上記のような不確実性が存する未成熟な知見に基づくものであって、津波対策に反映させるほどの知見にはいまだ至っていないものと理解することが不合理であるとはいえない。したがって、一審被告国には、福島第一原発の敷地高を超える津波の到来について上記予見可能性があったということはできない。

以上によれば、一審原告らの上記主張は採用することができない。

（3）水密化の措置に関する主張について

ア 一審原告らは、本件事故については、建屋と非常用電源設備について水密化の措置を採ることにより結果を回避できた可能性があったといえるとし、その根拠として、主要建屋の外壁は本件津波で破壊されず、建屋内部の間仕切り壁、大物搬入口及び入退域ゲート等も、一定の防護機能を果たしていたこと、これらの箇所に実際に水密化等の措置を講じていれば、間仕切り壁以上の防水効果が発揮され、本件事故を回避できた蓋然性が高いといえることなどを指摘する。

しかし、本件事故について後に検証した結果として、本件津波のような規模の津波に対しすら、主要建屋の外壁、内部の間仕切り壁、大物搬入口及び入退域ゲート等が、一定の防護機能を果たしていたことがわかれたとしても、本件事故以前において、本件事故と同様の事故を回避できる措置として、水密化の措置を講ずべきとする確立した知見が既に存在していたことを認めるに足りる証拠はない。そうである以上、前記説示のとおり、経済産業大臣が規制権限を行使していたとしても、当該規制権限の行使の内容や、これを受けて一審被告東電が採る措置の内容は、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に係るものとなると認められるのであって、これに代えて、又は、これに加えて、水密化の措置が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかったということとはできない。

なお、一審原告らは、保安院が、本件事故直後（平成23年3月30日）の「福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について」と題する指示（甲C60）の中で、敷地を超える津波に対する具体的対策の例として、防潮堤の設置と並んで、水密扉の設置を挙げていたことを指摘するが、前記2（3）において説示したところに加え、同指示も、まずは防潮堤の設置を挙げていること、同指示は、上記各対策の詳細に言及するものではなく、その位置付けや具体的効用を示すものでもないこと等に照らすと、同指示をもって、本件事故と同様の事故を回避できる措置として、水密化の措置を講ずべきであったことを示す知見に当たるということとはできない。

以上によれば、一審原告らの上記主張は採用することができない。

イ 一審原告らは、本件試算津波では、本件敷地南側で浸水深5.707m、4号機原子炉建屋付近で2.604m、同タービン建屋付近で2.026m、共用プール建屋（運用補助共用施設）付近で約5mの浸水深となっていたから、これを前提とした場合、防潮堤等の設置に先立ち、又は、それと共に、少なくとも5mの浸水深に耐えられるだけの水密化の措置が講じられたはずであるといえ、本件事故の結果を回避することが可能であった旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、経済産業大臣が規制権限を行使していたとしても、そもそも防潮堤等を設置するという措置に代えて、又は、これに加えて、水密化の措置を含め他の対策が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかったということとはできず、この理は、本件試算津波において、浸水深が最大約5mとされていたことをもって左右されない。上記の浸水深の情報は、本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置の具体的詳細を検討する上で、材料の一つとされるにとどまるものというべきである。

以上によれば、一審原告らの上記主張は採用することができない。

ウ 一審原告らは、本件事故以前において、日本原電のO原子力発電所、中部電力のQ原子力発電所、フランスのR原子力発電所、米国のT原子力発電所、スイスのa a原子力発電所など、津波対策として建物等の水密化の措置が採られていた実例や基準が複数あることをもって、同措置を採ることにより本件事故の結果を回避することが可能であったことを裏付けるものである旨主張する。

しかし、我が国や海外の一部の原子力発電所において、水密化の措置が採られていた実例や基準等が存していたとしても、それらの水密化の措置の内容からみて、上記実例等が、本件事故以前に、既に、本件津波や本件地震のような規模の津波・地震をも防護できるような根本的な措置として導入されていたものであったことを認めるに足りる証拠はなく、また、本件各証拠をみても、我が国において原子炉施設に通暁する専門家の間で、本件事故以前に、建物等の水密化の措置が上記津波・地震に対する根本的な措置となることが確立された知見とされていたこともうかがわれない。これらに照らすと、本件事故以前において、原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合の我が国における原子炉施設の津波対策が、防潮堤等を設置する

ことにより原子炉施設の敷地への海水の浸入を防止するだけでは不十分であり、これに代えて、又は、これに加えて、水密化の措置を採ることが基本とされていたということとはできない。そうすると、前記説示のとおり、経済産業大臣が規制権限を行使した場合、当該規制権限の行使の内容や、これを受けて一審被告東電が採る措置の内容として、水密化の措置が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかったということとはできず、同措置が講じられることにより本件事故が回避できた蓋然性が高いということとはできない。

以上によれば、一審原告らの上記主張は採用することができない。

(4) 非常用電源設備の高所移設に関する主張について

ア 一審原告らは、原審が説示するとおり、非常用電源設備の高所移設は、本件事故に係る結果を回避するために採ることが可能な措置であったといえ、このことは、証人 a b の証言、同人らの意見書（甲 B 3 5、丙 B 1 4 9）等により明らかである旨主張する。

しかし、本件事故が発生した後に、本件事故の発生機序等を踏まえた知見の進展や他の原子力発電所等での導入例等があったとしても、本件事故以前において、本件地震や本件津波のような規模の地震・津波に対して、非常用電源設備を高所に設置するという措置が、原子炉施設の事故を防止するための根本的な措置として導入することが相当であるとする確立した知見が既に存在していたことを認めるに足りる証拠はない。そして、前記説示のとおり、経済産業大臣が規制権限を行使していたとしても、当該規制権限の行使の内容や、これを受けて一審被告東電が採る措置の内容は、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地への浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に係るものとなると認められるものであって、これに代えて、又は、これに加えて、非常用電源設備の高所移設の措置が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかったということとはできない。

以上によれば、上記証言や意見書等を基に、一審原告らの上記主張を採用することはできず、この点に関する原審の説示は失当であるといわざるを得ない。

イ 一審原告らは、非常用電源設備の高所移設の措置は、中部電力の「Q原子力発電所の安全対策強化の取り組み」（平成25年）（甲 B 3 7）中の「Q原子力発電所における津波への対応」で、ガスタービン発電機や緊急時電源盤の高台設置が挙げられていることや、1979年（昭和54年）に、台湾の a c 原子力発電所において、発電機の高所設置が、ポンプ室の水密化と共にされていたこと（甲 B 3 5）などからして、本件事故時の技術水準において現実的に採り得る措置であった旨主張する。

しかし、一審原告らが指摘する中部電力の上記「Q原子力発電所の安全対策強化の取り組み」（甲 B 3 7）は、本件事故を受けて、安全対策を強化すべく平成25年に作成されたものにすぎず、また、上記台湾の事例は、本件事故以前（昭和54年）のものであるものの、これが、本件事故と同様の事故を防ぐことができるような、局所的・部分的な対策とは質の異なる対策として採られていたものであることを認めるに足りる的確な証拠はないのであって、上記各事例をもって、本件事故の発生を回避するための措置として、非常用電源設備の高所移設が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかったとはいえない。

以上によれば、一審原告らの上記主張は採用することができない。

ウ 一審原告らは、原子炉建屋の地下1階に設置された原子炉への注水設備である H P C I が、本件津波により被水していたことは明らかでなく、実際、3号機の H P C I は起動していたことに照らせば、非常用電源設備の高所移設をすれば、本件事故の結果を回避することが可能であった旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、そもそも、経済産業大臣が規制権限を行使していたとしても、

非常用電源設備の高所移設の措置が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならないかつたということではできないのであって、本件各原子炉の施設におけるHPCIの起動の事実は、これを左右するものではない。

以上によれば、一審原告らの上記主張は採用することができない。

エ 一審原告らは、a dほか意見書(2)(甲B8の2・5頁)を挙げて、非常用電源設備の高所移設の措置につき、ケーブルの末端の防水処理及び補強をしておけば、本件地震や本件津波によるケーブルの損傷は防止することができ、これらが技術的に不可能であったともうかがわれないから、本件事故の結果を回避することが可能であった旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、そもそも、経済産業大臣が規制権限を行使していたとしても、非常用電源設備の高所移設の措置が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならないかつたということではできないのであって、非常用電源設備の高所移設に伴い敷設されるケーブル損傷の可能性は、これを左右するものではない。

なお、本件地震の規模が、本件試算津波に係る長期評価において今後発生する可能性があるとした地震の規模(津波マグニチュード8.2前後)をはるかに上回る、津波マグニチュード9.1であったことに照らせば、a dほか意見書(2)(甲B8の2・5頁)の記載をもってしても、本件地震や本件津波のような規模の地震・津波に対し、本件試算津波等を念頭に非常用電源設備の高所移設に伴い設置されるケーブルについて、その損傷を十分に防止することができた蓋然性があるということも困難である。

以上によれば、一審原告らの上記主張は採用することができない。

(5) 一審原告らは、そのほか種々の詳細な主張を展開しているが、それらの個々の主張内容について、関係各証拠に照らして慎重に検討しても、いずれも、その性質や内容に照らし、前記説示を左右するに足りるものではない。

第3節 一審原告らの損害について(総論)

以上に説示したとおり、一審原告らの一審被告国に対する請求は全て理由がないこととなるから、以下、一審原告らの損害については、一審被告東電に対する原賠法3条1項に基づく損害賠償請求の関係で、説示するものである。

第1 認定事実

1 本件事故による放射性物質の放出、本件事故後における避難指示等の状況、中間指針等の発表及び一審被告東電の賠償基準の公表(精神的損害・財物損害)、各地域の状況、福島県内の残留放射線量、放射線被ばくに関する規制・知見等については、次の2のとおり補正するほかは、原判決 第2分冊 第4章・第2節(認定事実(本件事故以降))の第3から第8まで、第5節(放射線被ばくに関する規制・知見等)に各記載のとおりであるから、これらを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決 2-139頁6行目の「(乙共9)を」の次に「、令和4年12月20日付けで「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補(集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて)」(中間指針第五次追補)(乙共497)をそれぞれ」と加える。

(2) 原判決 2-147頁22行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「カ 中間指針第五次追補

原賠審は、裁判例の集積等を踏まえ、令和4年12月20日に策定・公表した中間指針第五次追補(乙共497)において、次のとおり、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤の喪失・変容による精神的損害、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害、自主的避難等に係る損害に関し、第四次追補を改訂するなどした上、従前の指針に加えて損害の範囲等を示すとともに、精神的損害の増額事由について、指針を定め

た。

(ア) 過酷避難状況による精神的損害

本件事故発生時に 1 福島第一原発から半径20km圏内又は 2 福島第二原発から半径10km圏内の区域に居り、同区域外への避難のため立退き(避難)及びこれに引き続く同区域外への滞在を余儀なくされた者について、放射線に関する情報が不足する中で、被ばくの不安と、今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着の身着のまま取るものも取りあえずの過酷な状況の中で避難を強いられたこと(過酷避難状況)による精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。その具体的な損害額は、第1期(本件事故発生時(平成23年3月)から6箇月間。原判決 2-141頁11行目)において実際に避難指示が出されていた期間に応じて、上記 1 の全区域及び上記 2 のうち半径8km圏内の区域については1人30万円を、上記 2 のうち半径8kmから半径10kmまでの区域で上記 1 以外の区域については1人15万円を目安に、第1期において賠償すべき精神的損害の合計額に加算する。

(イ) 日常生活阻害及び生活基盤喪失・変容による精神的損害に対する慰謝料

前記オ(中間指針第四次追補)を改訂し、避難指示区域(帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域)及び緊急時避難準備区域において賠償すべき日常生活阻害及び生活基盤喪失・変容による精神的損害に対する慰謝料については、避難者の住居があった地域に応じて、次のとおりとする。

1 日常生活阻害慰謝料

a 帰還困難区域又はa1町若しくはbr町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域(帰還困難区域等)については、特段の事情がある場合を除き、平成30年3月末までを賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については、1人月額10万円を目安とする。

b 居住制限区域及び避難指示解除準備区域(いずれもaの区域を除く。)については、特段の事情がある場合を除き、平成30年3月末までを賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については、1人月額10万円を目安とする。

c 緊急時避難準備区域については、特段の事情がある場合を除き、平成24年8月末まで(bk町の区域については、平成30年3月末まで)を賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料については、1人月額10万円を目安とする。

2 生活基盤喪失・変容慰謝料

a 帰還困難区域等については、生活基盤喪失慰謝料として、1人700万円を目安とする。

b 居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、生活基盤変容慰謝料として、1人250万円を目安とする。

c 緊急時避難準備区域については、生活基盤変容慰謝料として、1人50万円を目安とする。

(ウ) 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害に対する慰謝料

本件事故発生時に計画的避難区域又は特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居があった者は、安心できる生活空間を享受する利益を一定期間にわたり侵害されたものと認められ、その侵害により生ずる健康不安を基礎とする精神的損害は、賠償すべき損害と認められる。

上記に係る精神的損害に対する慰謝料については、本件事故発生から平成23年12月末までの期間を賠償の対象となる期間として、賠償すべき精神的損害に対する慰謝料の合計額に加算するのが相当な算定方法と認められる。

上記に係る慰謝料の算定に当たっては、上記の者のうちの子供及び妊婦については60万円

(1人月額6万円)を目安とし、その他の対象者については30万円(1人月額3万円)を目安とする。

(エ) 慰謝料の増額事由

1 日常生活阻害慰謝料について、同慰謝料の賠償の対象となる期間において、避難等対象者に関し、次の事由があり、かつ、通常の変難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合には、目安とされた額よりも増額することとする。

- a 要介護状態にあること
- b 身体又は精神の障害があること
- c a又はbの者の介護を恒常的に行ったこと
- d 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
- e 妊娠中であること
- f 重度又は中等度の持病があること
- g fの者の介護を恒常的に行ったこと
- h 家族の別離、二重生活等が生じたこと
- i 避難所の移動回数が多かったこと
- j 避難生活に適応が困難な客観的事実であって、上記の事実と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと

2 1のうち、aからcまでの事由があると認められる場合には、1人月額3万円の増額を目安とする。

3 1のうち、dの事由があると認められる場合には、乳幼児(満3歳に満たない者)の世話を恒常的に行っていた者については、1人月額3万円の増額を目安とし、満3歳以上小学校就学前の幼児の世話を恒常的に行っていた者については、1人月額1万円の増額を目安とする。

4 1のうち、eの事由があると認められる場合には、本件事故発生時に妊娠していた者については、その妊娠月齢にかかわらず一時金として30万円の増額を目安とし、本件事故発生後に妊娠した者については、妊娠期間中月額3万円の増額を目安とする。

5 1のうち、fからjまでの事由があり、かつ、通常の変難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合における具体的な損害額の算定方法は、個別具体的な事実に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ、増額することとする。」

(3) 原判決 2-152頁15行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「エ 中間指針第五次追補における自主的避難等対象者に対する賠償指針

上記中間指針第五次追補は、自主的避難等対象者(bp市、an市、am市等に居住していた一審原告ら)に対する平成23年12月末までの損害として、子供及び妊婦の自主的避難等に係る損害額(生活費の増加費用、精神的損害及び移動費用を合算した額)の目安を、引き続き1人40万円とする一方、子供及び妊婦以外の者の自主的避難等に係る損害額(上記と同様)の目安を、1人20万円と改め、また、少なくとも子供及び妊婦については、場合により、平成24年1月以降の損害も賠償の対象となり得るものとした。

さらに、本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があつた者が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間の損害額の算定に当たっては、これらの者は、避難している期間について、既に中間指針に係る精神的損害(日常生活阻害)の賠償対象とされており、両者の損害に一部重複すると考えられる部分があることを勘案して、上記精神的損害(日常生活阻害)の賠償対象とされていない期間については、子供及び妊婦については1人40万円、その他の者については1人20万円を目安として勘案した額とし、自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として、子供及び妊婦については1人20万円、その他の者については1人10万円を目安として勘案した額とす

るものとした。」

(4) 原判決 2 - 158頁3行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「5 一審被告東電は、前記のとおり、原賠審が、令和4年12月20日に策定・公表した中間指針第五次追補(乙共497)において、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤の喪失・変容による精神的損害等に関し、第四次追補を改訂するなどしたことを受けて、令和5年1月31日付け「中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について」を策定・公表した(乙共505)。」

第2 原子力損害等について

一審原告らの原賠法による請求は、民法上の不法行為法の特別法たる原賠法の3条1項に基づき、「原子力損害」、すなわち、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用」により生じた損害(原賠法2条2項)の賠償を請求するものであるところ、一審原告らが本件事故による避難等により被った損害については、その性質・内容に照らし、上記「原子力損害」に当たるといえることができる。

そして、原賠審(原賠法18条1項)が公表した中間指針等や、経済産業省が公表した賠償基準の考え方は、前記認定の各内容等に照らし、民法上の不法行為法に係る一般的な理解や考え方に整合するものといえるから、個別の一審原告らの損害について検討するに際しても、参考にすることができると考えられる一方、個別の一審原告らに係る具体的損害額を算定するに当たっては、本件に現れた一切の事情に基づき、中間指針等が目安とする額から増減した額を定めることも、当然に許容されるというべきである。

第3 財物損害について

一審原告らは、不動産損害について、フラット35を参照した標準的な居住用土地建物の金額(土地1368万8000円、建物2238万円)が損害額である旨主張し、原審は、固定資産税評価額に区域ごとの一定の係数を乗ずるなどして損害額を算定している。

そこで検討すると、不法行為による物の滅失毀損に対する損害賠償の金額は、特段の事由のない限り、滅失毀損当時の交換価格により定められると解するのが相当であり(最高裁昭和32年1月31日第一小法廷判決・民集11巻1号170頁参照)、このことに照らせば、上記不動産の賠償額は、本件事故時における時価により定められるべきものである。そして、この見地に鑑みると、一審原告らの上記主張や、原審の上記算定方法は、いずれもその根拠が不十分であって、本件事故時における不動産の時価から乖離するものといわざるを得ない。他方、原判決 第2分冊 第4章・第2節(認定事実(本件事故以降))の第6を引用して認定した財物賠償に関する中間指針等の定め及び経済産業省が示した財物賠償の考え方は、その内容等に照らし、不動産の賠償額が本件事故時における時価により定められるべきであるとの上記の見地から乖離するものではなく、不合理な点は見当たらないものといえる。そうすると、不動産損害としては、これに沿った損害額を認定するのが相当である。そして、一審被告東電が一審原告らに対し不動産損害に関して弁済した額は、上記第6、本件各証拠及び弁論の全趣旨に照らし、上記の中間指針等の定め及び経済産業省が示した財物賠償の考え方に沿って算定されたものであると認められ、そうである以上、一審被告東電により不動産損害に対する賠償がされている一審原告らについては、その弁済額を超えて、同一審原告らに損害が発生していると認めることはできないというほかない。

また、一審原告らは、家財損害について不服を述べるが、家財の賠償額についても、本件事故時における時価により定められるべきであるところ、原審の損害額の認定は、民訴法248条により、弁論の全趣旨に基づき相当な損害額を算定するという観点からすると、不合理であるとまではいえない。

さらに、一審原告らは、住居確保損害、就労不能損害等についても主張するが、これらについても、後記において個別の一審原告について説示するとおりであり、その内容等に照らし、

原審の認定に、不合理な点は認められない。

第4 精神的損害に対する賠償について

1 避難生活により日常生活を阻害された精神的苦痛に対する慰謝料（日常生活阻害慰謝料。以下「避難慰謝料」ということもある。）について

（1）一審原告ら（前記のとおり、「一審原告ら」という場合、その中に被承継人が含まれる場合がある。）において、本件事故が発生した後、避難指示等（対象区域（避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、a f市による一時避難要請区域、特定避難勧奨地点。なお、一審原告らは、このうち計画的避難区域、特定避難勧奨地点を除く各区域に居住しているところ、そのうち避難区域については、その後、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に再編されている。）における政府等による避難等の指示、要請又は支援・促進をいう。）があったことやその他の事情により居住地を立ち退き、その後の避難生活を余儀なくされた場合には、放射線量等につき十分な情報のない中、被ばくへの不安を抱えたまま、慣れ親しんだ居住地を立ち退くことを余儀なくされ、同居住地以外の地で慣れない生活を強いられることとなり、安心できる生活空間を享受できる利益を侵害された上、その従前の居住地における平穏な日常生活が阻害され、これに伴う著しい不便や困難に直面するとともに、従前の居住地への帰還の可否や時期についての確たる見通しが持てないこと等による強い不安感や焦燥感を抱いたものと認められ、これらによる精神的苦痛に係る損害を被ったものというべきであるから、当該損害に係る慰謝料（避難慰謝料）の請求をすることができるというべきである。

（2）上記のような一審原告らの避難と、避難生活における精神的苦痛との間の相当因果関係について更に敷衍すると、次のとおりである。

ア 一審原告らのうち、避難指示等がされた区域に居住していた者について

政府等による避難指示等は、年間積算線量20mSvを上回るおそれがあることなどを基準とするものであると認められるところ（原判決2-126頁、第4 避難指示の状況）、避難指示等があった対象区域に居住し、当該避難指示等を受けて避難した一審原告らについては、本件事故発生という極限状況の下、避難指示等に従い居住地を立ち退く以外の選択肢がなかったといえ、次のとおり、上記の基準についても不合理はないことに照らし、上記相当因果関係が認められることは明らかというべきである。

すなわち、低線量被ばくWG報告書（原判決2-274頁～。乙共4）においては、

1 国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクの増加は、年間100mSv以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされ、

2 年間20mSvを被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低く、放射線防護措置に伴うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べられる程度であるとされている。また、ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告（原判決2-265頁～。丙共43）においては、3 平常時において、放射線を扱う職業人につき、5年間で100mSvという線量限度（管理の対象となるあらゆる放射線源からの被ばくの合計が、その値を超えないように管理するための基準値）を定めるとされ、4 緊急時被ばく状況において、一般公衆の場合、年間20～100mSvを参考レベル（緊急時被ばく状況下、1人1人が受ける線量がばらついている状態において、不当に高い被ばくを受ける人がいないようにするため、全体の防護のための方策を考える際に、一定の線量レベルを超えて被ばくするおそれのある人がいる場合には、それらの人々に重点的に対策を講じることとすべく設定される、その一定の線量レベル）と定めるとされ、5 100mSv近くまで年間線量が増加した場合には、防護対策を導入すべきであり、年間線量が約100mSvを下回る場合は、確率的影響の発生の増

加は低い確率であるものの、直線しきい値なしモデル（LNTモデル）が、低線量・低線量率での放射線防護の管理に実用的で、予防原則の観点からも相応しいとされている。

そうすると、年間積算線量20mSvという放射線量の数値は、同放射線による健康リスクが、他の発がん原因によるリスクと比べても低く、ICRPの勧告における緊急時被ばく状況下の一般公衆の場合の参考レベルのうち最も低い値であることを受けて、直接的な防護対策を導入すべき値としては低い値ではあるものの、公衆の安全という見地から、保守的にみて、避難指示等の対象区域の基準とされたものと評価することができる。したがって、政府等による避難指示等が、年間積算線量20mSvを上回るおそれがあることなどを基準としていたことについては、不合理な点はないというべきである。

イ 一審原告らのうち、上記ア以外の者について

これに対し、上記ア以外の者については、政府等による避難指示等がされているものではない。しかし、上記のとおり、ICRPの勧告においても、放射線の年間線量が約100mSvを下回る場合、確率的影響の発生の増加は低い確率であるものの、直線しきい値なしモデル（LNTモデル）が、低線量・低線量率での放射線防護の管理に実用的で、予防原則の観点からも相応しいとされている。そして、LSS第14報（甲共4）の記載（定型的な線量閾値解析ではしきい値は示されず、ゼロ線量が最良の閾値推定値であった旨の記載）もこれに沿うことその他本件に現れた一切の事情を考慮すれば、年間積算線量20mSvを下回っていても、放射線による健康不安を憂慮する合理性が全く否定されるものではないし、本件事故直後にはその影響の程度等が明らかでなく、原発による放射線被害という本件事故の特質に照らし、上記ア以外の者が、放射線による健康不安を懸念して避難生活に入ることは、通常人の行動として不合理とはいえない。

これらからすると、一審原告ら（上記ア以外の者）のうち、福島県のいわゆるd1、dm北部及び中部に居住していた者についても、福島第一原発からの距離、放射線量、避難の状況等に関する諸事情に鑑みて、健康不安を憂慮して避難することには客観的な合理性が認められ、上記相当因果関係を肯定することができると考えられる。もっとも、これらの者と、上記アの者とは、上記の諸事情の点において大きく異なっていることは否定することができず、その損害額については、公平性・合理性の見地に照らし、上記アの者と同水準のものを認定することはできないというほかに、後記のとおり認定するのが相当というべきである。

（3）上記（2）アの者（一審原告らのうち、避難指示等がされた区域に居住していた者）について

ア 損害額の算定方法

上記（1）の精神的苦痛による損害は、一審原告らが、各避難生活を送る中で、従前の居住地における日常生活を阻害されることにより、日々発生するものというべきであるから、具体的な損害額の算定方法としては、1箇月当たりの損害額を定め、これに避難生活を送った月数を乗じることにより、算定するのが相当である。

そして、その金額としては、本件事故による避難生活が、本件事故という未曾有の大惨事による被害の結果であることを念頭に、上記の精神的損害の性質（日常生活の阻害等）、個々の一審原告らの避難生活における著しい不便や困難、強い苦痛や不安感等の一切の事情を踏まえ、中間指針等と同様に、原則として、1箇月当たり10万円と算定するのが相当であり、また、このような著しい不便や困難、強い不安感は、避難指示等による区域に居住していたことから突然避難生活を余儀なくされている以上、居住地がいかなる区域にあったかによって異なるものではないと認められるから、避難指示等の区域を問わず、同額とするのが相当である。

イ 損害額の加算

次のような特段の事情がある場合には、精神的苦痛に係る損害額としては、上記アにかかわらず増額した金額を認定するのが相当である。

(ア) 避難所生活について

一審原告らが、避難指示等により、避難所等において避難生活をした場合については、生活の場として快適さを欠く中でプライバシーのない生活を余儀なくされたものであるから、当該避難生活が含まれる月の損害額としては、上記アにより算定される損害額に対し、相当額を加算したものとするのが相当である。

(イ) 特別に過酷な避難について

一審原告らのうち、政府が本件事故時に住民の避難を指示した区域（福島第一原発から半径20km圏内。平成23年4月22日には、原則立入り禁止となる警戒区域に設定された。）に居住していた者については、本件事故に続いて発出された避難指示により、何らの前触れもなく突然に、短時間のうちに着の身着のまま居住地から立ち退くことを余儀なくされたものであって、前記(1)の一審原告らの中でも、本件事故発生時（平成23年3月）から少なくとも6箇月間、その立ち退きや、その後の避難の状況が、特に過酷なものであったと認められる。そして、これらの避難自体の過酷さ等の性質、内容に鑑み、その精神的苦痛に係る損害額としては、上記アにより算定される損害額に対し、相当額を加算したものとするのが相当である。

(ウ) 避難等を特別に過酷にする一審原告らの属性等について

一審原告らのうち、本件事故時、要介護状態であった者、身体又は精神に障害があった者、妊娠中であった者、高齢者のうち一定年齢以上であった者など、避難生活に適応が困難な客観的事情があった者については、その属性等に照らし、本件事故の発生後、特に過酷な避難を余儀なくされたものと評価すべきであるから、それぞれの個別具体的事情に応じ、上記アにより算定される損害額に対し、相当額を加算したものとするのが相当である。

(エ) 上記(ア)～(ウ)に準ずる場合について

一審原告らにおいて、上記(ア)～(ウ)に直ちには当てはまらなくても、これに準ずるような個別の事情がある場合においては、当該事情の性質・内容に応じて、上記アにより算定される損害額に対し、相当額を加算したものとするのが相当である。

ウ 避難慰謝料の終期等について

(ア) 避難生活による精神的苦痛については、避難生活の継続に従い、徐々に新たな生活に順応することにより、避難開始当初と比較すれば低減するものと認められる。また、避難開始から一定期間経過後には、避難指示等の解除の有無や時期、元の居住地の状況、避難先での生活状況等に鑑みて、永住の場所としての新たな生活の本拠についての意思決定をし、客観的見地からみて、避難生活から脱し、日常生活の障害は消失するものとみるのが合理的かつ自然というべきである。そうすると、上記避難慰謝料については、一定の避難生活の継続期間に限って生ずるものであるといえ、終期があるものといわざるを得ず、避難慰謝料の終期については、原則として、次のとおりと認めるのが相当である。

(イ) 帰還困難区域に居住していた一審原告らについて

一審原告らが、本件事故時に、帰還困難区域（長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある、区域設定時において年間積算線量が50mSv超の地域。原判決 2-132頁）に居住していた場合においては、いまだその指定が解除されていない相当な範囲の区域が残っていることから看取されるように、避難生活を継続して一定期間経過後に元居住地に帰還すること自体、相当困難でありその見通しも立たないことが客観的に明らかとなり、避難先での生活状況等に鑑みて、避難先その他の場所に、永住の場所としての新たな生活の本拠を定めることとする意思決定をするのが自然であると解され、その時点において、避難生活が終了するものとみるべきであること等に照らすと、その避難慰謝料の終期は、平成30年3月末までとするのが相当である（避難慰謝料の額は、1箇月10万円の場合、850万円となる。）。

(ウ) 居住制限区域又は避難指示解除準備区域に居住していた一審原告らについて

一審原告らが、本件事故時に、上記帰還困難区域以外の避難指示区域（居住制限区域（年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域。原判決 2-132頁）又は避難指示解除準備区域（年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認されたとされる地域。原判決 2-132頁））若しくはb k町に居住していた場合においては、避難指示の解除時期はそれぞれの地域により異なるものの、復興支援等を通じた生活インフラの回復などは、上記区域全体の環境整備に関わるものであると考えられ、遅くとも上記区域の全域において避難指示が解除されている状態となった平成29年4月1日から一定期間が経過した平成30年3月末までは、上記一審原告らの日常生活が阻害されていたと評価できること等に照らすと、その避難慰謝料の終期は、同月末までとするのが相当である（b k町については、そのほぼ全域が上記避難指示解除準備区域と指定され、同町の緊急時避難準備区域に指定されていた区域に居住していた場合も含め、その生活インフラ等は、避難指示解除準備区域に集中していたものと認められるから、その全域について、上記と同様の終期を定めるのが相当である。）。そうすると、避難慰謝料の額は、1箇月10万円の場合、850万円となる。

(エ) 緊急時避難準備区域に居住していた一審原告らについて

一審原告らが、本件事故時に、緊急時避難準備区域（常に緊急時に避難のための立ち退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことが求められる区域。原判決 2-127～128頁。ただしb k町を除く。）に居住していた場合においては、同区域は、政府による避難指示がされていたものではないが、これに準じるものとして、政府によりこのような区域指定がされたこと、本件事故直後には放射線の影響の程度等が明らかでなかったことや、原発による放射線被害という本件事故の特質に照らして、同区域に居住していた者が上記放射線被害を懸念して避難生活に入ることは、通常人の行動として不合理とはいえないと考えられること等から、避難慰謝料の発生を肯定することができる。

そして、同区域の指定が解除されたのが平成23年9月30日であること、その後生活インフラ等の回復のため一定期間を要すること、放射線量の状況（原判決 2-171頁、第8福島県内の残留放射線量）、避難の状況（原判決 2-163頁、第7 本件事故後の各地域の状況）、その他本件に現れた一切の事情に照らすと、その避難慰謝料の終期は、本件事故から約1年6箇月が経過した、平成24年8月末までとするのが相当である（避難慰謝料の額は、1箇月10万円の場合、180万円となる。）。

(オ) 屋内退避区域又はa f市による一時避難要請区域に居住していた一審原告らについて

一審原告らが、本件事故時に、屋内退避区域（福島第一原発から半径20km以上30km圏内の区域のうち、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域のいずれにも指定されなかった区域。a m市の一部区域がこれに当たる。原判決 2-128頁）、又は、a f市による一時避難要請区域に居住していた場合においては、これらの区域は、政府による避難指示がされていたものではないが、政府や市によりこのような区域の指定や要請がされたこと、本件事故直後には放射線の影響の程度等が明らかでなかったことや、原発による放射線被害という本件事故の特質に照らして、これらの区域に居住していた者が上記放射線被害を懸念して避難生活に入ることは、通常人の行動として不合理とはいえないと考えられること等から、避難慰謝料の発生を肯定することができる。

そして、屋内退避区域の指定が解除されたのが平成23年4月22日であること、a f市が一時避難を要請した区域についても同日には帰宅を許容する旨の見解が同市によって示されていること、他方、その後生活インフラ等の回復のため一定期間を要すること、放射線量の状況（原判決 2-171頁、第8 福島県内の残留放射線量）、避難の状況（原判決 2-16

3頁、第7 本件事故後の各地域の状況)、その他本件に現れた一切の事情に鑑み、その避難慰謝料の終期は、本件事故から約10箇月が経過した、平成23年12月末までとするのが相当である(避難慰謝料の額は、1箇月10万円の場合、100万円となる。)。

(4) 一審原告らのうち、上記(2)ア以外の者について

一審原告らのうち、上記(2)ア以外の者については、原判決 3 - 172頁9行目「屋内退避指示や」から173頁9行目の「加えて、」まで、同10行目の「本件事故の前に」から同16行目の「招来しかねない」までの説示を引用する。

これによれば、上記一審原告ら(一審原告らのうち、上記(2)ア以外の者)のうち、福島県のいわゆるd1並びにいわゆるdmの北部及び中部に居住していた者については、避難慰謝料の発生を肯定することができ、その額は、原則として30万円とするのが相当である(なお、福島県のそれ以外の地域に居住していた者については、福島第一原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量、避難の状況等に鑑みて、避難慰謝料の発生は肯定できないというべきである。)。

また、子供及び妊婦並びに養育すべき子のいる親がその子と共に避難した場合の当該親については、原判決 3 - 173頁25行目から174頁14行目までの説示を引用する。ただし、上記のうち、「当裁判所が認める自己決定侵害慰謝料の額は」、「当裁判所が認める自己決定権侵害慰謝料(C)の額は」とあるのを、いずれも「当裁判所が認める避難慰謝料の額は」と改める。

これによれば、前記一審原告ら(一審原告らのうち、上記(2)ア以外の者)のうち、福島県のいわゆるd1並びにいわゆるdmの北部及び中部に居住していた者について、子供及び妊婦の場合においては、避難慰謝料の額は、100万円とするのが相当であり、養育すべき子のいる親がその子と共に避難した場合の当該親については、避難慰謝料の額は、60万円とするのが相当である。

(5) 原審の認定について

原審は、避難所等への滞在に係る慰謝料は別として、基本的に、避難生活に係る慰謝料を認定していない一方、ふるさと喪失慰謝料、自己決定権侵害慰謝料を認定する。

このような原審の説示は、当審の認定する避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)について、ふるさと喪失慰謝料を認定する場合は、比較的大きな額を認定することにより、これを併せて評価し、また、ふるさと喪失慰謝料を認定しない場合は、自己決定権侵害慰謝料を認定することにより、これを実質的に評価したものとみられ、当審の認定と、その法益の評価の実質は異なるものといえる。

もっとも、上記説示のとおり、精神的損害の判断の枠組みとしては、避難生活に伴う精神的苦痛と、それ以外のもの(後記2の生活基盤喪失・変容)に係る精神的苦痛とに分けて考えるのが相当であり、中間指針等もそのような枠組みを用いている。

2 生活基盤が喪失・変容したことに関する精神的苦痛に対する慰謝料(生活基盤喪失・変容慰謝料)について

(1) 一審原告らにおいて、避難指示等がありこれが長期間継続したことにより、居住地を立ち退き、その後の避難生活を余儀なくされた場合、本件事故により放出された放射性物質によって居住地が汚染され、その生活基盤が喪失又は変容させられたことによる精神的苦痛を被ったといえるときは、上記避難慰謝料に加え、かかる精神的損害に対する賠償を請求できるというべきである。

すなわち、避難指示等があった一審原告らの元居住地からは、同様に多くの住民が立ち退いて長期間にわたり避難し、生活インフラ等も十分に機能しなくなり、同一審原告らにおいては、従前の家族や友人・知人との関係、仕事の関係等が著しく損なわれることとなることから、地域に根差した助け合い、人との付き合いの温もり、社会的資源、様々な文化、自然環境

などを包摂した同一審原告ら各自の人生の基礎となる生活基盤が、根本から喪失させられ、又は変容させられることになる。また、そうしたことの結果として、前記のとおり、避難生活の継続後、一定期間経過後には、永住の場所としての新たな生活の本拠についての意思決定をせざるを得ない状況に至らされるのであって、これらのことから被る精神的苦痛については、前記の避難生活の継続による精神的苦痛とは別個の精神的苦痛として、避難慰謝料とともに生活基盤喪失・変容慰謝料として、損害賠償の対象となるというべきである。そして、その具体的損害額は、上記損害が、本件事故により放出された放射性物質によって居住地が汚染されたことが根本の原因であることに鑑みて、一審原告らが避難等を余儀なくされた元居住地の状況等によって異なることとなり、原則として、次のとおりとなるというべきである。

(2) 帰還困難区域に居住していた一審原告らについて

一審原告らのうち、帰還困難区域に居住していた者については、前記説示のとおり、いまだその指定が解除されていない相当な範囲の区域が残り、地域社会が全体として失われたままであって、避難生活を継続して一定期間経過後に元居住地に帰還すること自体、相当困難であり、その見通しも立たないことが客観的に明らかとなっており、新たな生活の本拠についての意思決定も極めて狭い範囲からの選択を迫られるものとなり、その生活基盤は、根本から喪失させられたと解されるから、その具体的損害額は、これらの事情を勘案した800万円が相当というべきである。

(3) 居住制限区域又は避難指示解除準備区域等に居住していた一審原告らについて

一審原告らのうち、居住制限区域、避難指示解除準備区域又はb k町に居住していた者については、避難指示が解除されたとはいえ、多数の住民が長期間避難した後に再形成されたその地域社会や文化、住民構成等は、相当程度変容したのとなっているといわざるを得ない。加えて、上記一審原告らについては、長期間にわたる避難生活の間に、避難先で新たな生活関係等が構築されて当該地域に定着することにより、避難指示が解除され元の居住地への帰還を望んだとしても、同一審原告らを取り巻く客観的な状況に照らし、帰還が困難となる場合もあり得るのであり、その意味において、生活基盤を変容させられることもある。そうすると、上記一審原告らの生活基盤は、必ずしも根本から喪失したとはいえないが、少なくとも相当程度変容したと解されるから、その具体的損害額は、これらの事情を勘案した400万円が相当というべきである。

(4) 緊急時避難準備区域に居住していた一審原告らについて

一審原告らのうち、緊急時避難準備区域に居住していた者については、避難指示区域(帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域)とは異なり、本件事故発生から約6箇月後に指定が全て解除されており、生活基盤がある程度変容したと認められる一方、一定の地域社会が残っていたと考えられ、その生活基盤変容の程度は、避難指示区域とは相当異なるというべきであるから、その具体的損害額は、これらの事情を勘案した100万円が相当というべきである。

(5) その余の一審原告らについて

上記(2)~(4)以外の一審原告らの元居住地については、上記(2)~(4)の区域とは大きく異なり、多数の住民が避難して地域社会等が再形成された事情があるとまではいえ、生活基盤の喪失・変容の程度は、(2)~(4)の区域と比較して質的な差異があり、法的な保護を肯定できる利益が侵害されたとまではいい難く、生活基盤喪失・変容慰謝料については、その発生を肯定することはできないというほかない。

(6) 原審のいう本件平穏生活4要素について

原審は、上記説示のような生活基盤喪失・変容に対応するものとして、本件平穏生活4要素について説示するところ、これらはいずれも、その内容に照らし、生活基盤喪失・変容と同一の被侵害利益を意味するものであると解される。もっとも、本件平穏生活4要素それ自体を規

範概念として用いるときは、そのうちのいずれかの要素について必ずしも当てはまらない場合、精神的損害の発生自体を否定することとなるおそれがあるため、当審は、本件平穩生活4要素の実質をみて、上記のとおり説示したものである。

3 一審原告らの主張について

(1) 一審原告らは、1 避難期間に比例する避難慰謝料として月額35万円、2 ふるさと喪失慰謝料(包括慰謝料)として2000万円を請求し、賠償されるべき損害額につき政府等が設定した区域の種類によって差を設ける合理性はない旨主張する。

しかし、避難慰謝料についての当審の立場は、前記1に説示したとおりである。また、ふるさと喪失慰謝料(包括慰謝料)については、その呼称はともかくとして、その実質については、前記2に説示したものと同様の内容であるものと認められるが、生活基盤喪失・変容慰謝料についての当審の立場は、同説示のとおりである。

前記1に説示のとおり、政府による避難指示等が、年間積算線量20mSvを上回るおそれがあることなどを基準としていたことについて、不合理な点はなく、一審原告らの元居住地の状況等によって、避難生活の終期や、生活基盤の喪失・変容の程度は、影響を受けるものであり、これについて何ら差を設けないことは、かえって公平性、合理性を欠くこととなるといわざるを得ない。したがって、避難慰謝料が認められる期間や、生活基盤喪失・変容慰謝料の有無及び額が、政府等が設定した区域の種類によって異なることは、やむを得ないというべきである。

この点、一審原告らは、放射線の健康への影響に関する科学的知見の到達点(LNTモデルを採用すべきこと)等に鑑みれば、避難指示等対象区域以外の区域に居住していた一審原告らであってもなお、生命に関わる健康への重大な影響は否定できず、区域の種類による差は認められない旨主張する。

そこで検討すると、前記説示のとおり、ICRPの勧告においても、年間線量が約100mSvを下回る場合、直線しきい値なしモデル(LNTモデル)が、低線量・低線量率での放射線防護の管理に実用的で、予防原則の観点からも相応しいとされており、年間線量が20mSvを下回る場合においても、放射線による健康不安を憂慮する合理性が全く否定されるものではないと考えられる。

しかし、他方、前記説示のとおり、低線量被ばくWG報告書において、国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクの増加は、100mSv以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされ、また、年間20mSvを被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因(喫煙、肥満、野菜不足等)によるリスクと比べても低く、放射線防護措置に伴うリスク(避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等)と比べられる程度であるとされているものであって、UNSCEARの知見(甲113の1・16~17頁、丙共47・189頁(536項以下))を踏まえて検討しても、これが左右されるものではない。

これらに照らせば、一審原告らが主張するように、避難指示等対象区域以外の区域に居住していた一審原告らにおいて、その生命に関わる健康への重大な影響があり区域の種類による差を設けることが不合理であることまでが、客観的見地から直ちに導かれるということとはできない。

以上によれば、政府等が設定した区域の種類によって慰謝料の額に差を設ける合理性はない旨の一審原告らの主張は採用することができない。

(2) 一審原告らは、一審被告東電の津波対策のけ怠の悪質性や、本件事故後の賠償手続における対応の不誠実性に鑑み、慰謝料額が増額されるべきである旨主張する。

しかし、前記説示に照らせば、一審被告東電の津波対策のいかんによって、本件事故又はこ

れと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないというべきであり、津波対策のけ怠の悪質性をいう上記の主張に根拠はなく、また、本件事故後の賠償手続における一審被告東電の行為が不誠実であり慰謝料が増額されるべき根拠となることを基礎付ける事情を認めるに足りる証拠はない。

第5 その他の損害に対する賠償について

一審原告らの一部は、上記第3及び第4の財物損害並びに精神的損害に加え、就労不能損害、避難先の賃料・駐車場代、避難中の受傷に係る精神的損害、事業再開に伴う営業損害などについて、損害賠償を請求しているが、これらの損害賠償についての判断は、後記のとおり、個別の一審原告らについて別段の判断を示すほかは、原審が示した判断のとおりである。

第6 弁済の抗弁について

1 当事者の総括的主張

一審被告東電は、本件における訴訟物（請求権）は1つであり、一審被告東電の弁済は、財産的損害か精神的損害か、如何なる項目かを問わず一審原告ら主張の損害の全項目に対する弁済に充てられるべきであるとし、これを前提に、一審原告ら各自に関して個別の費目を挙げて、一審被告東電においては、実損害額を超える賠償ないしはその可能性がある支払をしている旨主張する。

これに対し、一審原告らは、そもそも異なる費目間の充当は、法的に認められず、また、一審原告らと一審被告東電との間には、民法上の和解契約、片面的清算合意又は当該費目に限って弁済するものであり他の費目に充当したりすることはしないとの合意があったと解されるから、弁済の際に名目とされた損害項目への充当のみが認められ、他の損害項目に充てることは許されず、そのようにすることは信義則に反するものである旨主張する。

2 検討

(1) 弁済が認められるための要件は、1 債務の本旨に従った給付、2 その給付がその債権についてされたことである。そうすると、一審被告東電の弁済が、損害の全項目に対する弁済に充てられるべきとする一審被告東電の上記主張は、一審原告らの各請求権（債権）が一つであることを前提として、その支払の名目たる損害項目（精神的損害、不動産の損害（土地建物）、家財の損害、避難帰宅費用、一時立入費用、生命身体的損害、検査費用、就労不能損害、住居確保費用など）にかかわらず、一審被告東電の弁済が、慰謝料を含む一審原告らの損害賠償請求全体に対して、1 及び 2 の要件を満たす弁済とみるべきとするものと考えられる。

そこで検討すると、上記 2 の要件については、給付の対象となる債権をどのように解するかが問題となるところ、一審原告らの一審被告東電に対する原賠法3条1項に基づく損害賠償請求権は、これと法的性質を同じくする不法行為に基づく損害賠償請求権については被侵害利益ごとに発生するものと解されていること（最高裁昭和61年5月30日第二小法廷判決・民集40巻4号725頁、最高裁令和3年11月2日第三小法廷判決・民集75巻9号3643頁参照）に照らすと、被侵害利益が同一のものか否かによって、上記 2 の給付の対象となる債権を区別すべきものであって、被侵害利益が異なるものであれば、別個の損害賠償請求権（債権）が成立することになるというべきである。

これを本件についてみると、前記説示に係る慰謝料請求権（日常生活阻害慰謝料、生活基盤喪失・変容慰謝料に係る慰謝料請求権）の被侵害利益（精神的損害）は、精神的損害以外の損害に係る賠償請求権の被侵害利益と質的に異なるものであると解される。

そうすると、一審被告東電により、一審原告らの精神的損害以外の損害に係る過払があった場合、日常生活阻害慰謝料、生活基盤喪失・変容慰謝料に係る請求権との関係で、上記 2 の要件が満たされず、当該支払をもって、上記の慰謝料請求権に対する弁済とみることはできないというべきであり、また、一審原告らの上記慰謝料に係る過払があった場合も、同様に、

当該支払をもって、精神的損害以外の損害に係る賠償請求権に対する弁済とみることはできないというべきである。

(2) もっとも、一審原告らが財産的損害として請求している損害項目、又は、一審被告東電の支払に係る損害項目の中には、その被侵害利益が慰謝料請求権の被侵害利益と区別することが容易でない就労不能損害、避難帰宅費用、一時立入費用等があり(最高裁昭和48年4月5日第一小法廷判決・民集27巻3号419頁参照)、慰謝料請求権との関係で、上記就労不能損害等の支払は、上記2の要件を満たし、弁済が成立する余地があることとなる。

そこで検討すると、本件各証拠及び弁論の全趣旨によれば、一審原告らの一審被告東電への直接請求に係る請求及びこれに対する支払は、本件事故という未曾有の大惨事において、精神的苦痛や財産的被害を被った多数の被災者が生じる中で、これらの者に対する迅速・円滑な支払手続を進めるため、一審被告東電において、中間指針等の策定を受けて自主的な賠償基準を策定し、これに基づき、基本的に損害項目ごとに金額が示される書式を作成し、比較的損害の有無や額を確定しやすい項目から、順次、当該書式を用いた請求を受けることにより、支払を実行するという方法で行われていたものであり、ADRを経た支払も、一審被告東電において、上記の直接請求における自主的な賠償基準を念頭に置きつつADRに臨んだ上で合意を成立させ、明示された損害項目につき支払を行っていたものである。このことに照らせば、一審原告らと一審被告東電との間において、ある損害項目に係る支払については、損害賠償請求全体に対してではなく、飽くまで当該損害項目に対して支払う旨の黙示の合意(以下「本件黙示の合意」という。)がされたものと解するのが相当である。しかるところ、一審原告らと一審被告東電との間において、一審被告東電による特定の損害項目に対する弁済が後に過払と判断される場合、当該過払金を異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたことを認めるに足りる証拠はない。

(3) 以上によれば、一審被告東電の上記主張は採用することができず、一審原告ら各自に関して個別の費目を挙げて実損害額を超える賠償ないしはその可能性があるとしてされる一審被告東電の上記主張は、いずれも理由がないこととなる。

3 その余の当事者の主張に対する判断

(1) 一審被告東電の主張に対する判断

ア 一審被告東電は、本件事故という同一の不法行為により生じた財産上の損害と精神上の損害に関しては、その賠償の請求権は実体法上の請求権としては1個であり、損害の性質や支払の趣旨からして、一審原告らに生じた財産上の損害(就労不能損害等)は、その精神上の損害と截然と区別できない旨主張する。

しかし、上記説示のとおり、一審原告ら各自と一審被告東電との間においては、ある損害項目に係る支払については、損害賠償請求全体に対してではなく、飽くまで当該損害項目に対して支払うものである旨の黙示の合意(本件黙示の合意)があったものというべきであるから、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

イ 一審被告東電は、慰謝料には財産的損害の賠償を補完する機能があり、当該賠償の水準が十分であることにより、一審原告らの精神的苦痛も慰謝されている旨主張する。

しかし、財産的損害の賠償の水準が十分であることが、一審原告らの心情に寄り添う措置であること自体は肯定されるとしても、本件黙示の合意が認められる中で、財産的損害の賠償に係る支払をもって直ちに、一審原告らの精神的苦痛が慰謝されたとして、その認定されるべき損害の額に影響を与えるということとはできないというべきであるから、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

ウ 一審被告東電は、直接請求における請求書には、既払の賠償金額と実損害額が異なる場合には精算する旨が記載されており、当事者の合理的意思としても、特定の項目に対するものとして賠償されていても、その項目にかかわらず、損害全体に対する弁済として支払われる趣

旨であったといえる旨主張する。

しかし、直接請求における請求書に、既払の賠償金額と実損害額が異なる場合には精算する旨が記載されているとしても、当該記載をもって、一審被告東電の特定の項目に対する弁済が後に過払であったと判断された場合、当該過払金を他の損害項目に融通（充当）する旨まで読み取ることが困難であって、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

エ 一審被告東電は、就労不能損害は、賠償対象期間に応じた実体法上別個の請求権が成立するものではないから、原審が認定しない期間に係る賠償として支払われた既払金であっても、原審が認定した期間の就労不能損害に全て充当すべきものである旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、一審原告ら各自と一審被告東電の間においては、ある損害項目に係る支払については、損害賠償請求全体に対してではなく、飽くまで当該損害項目に対して支払うものである旨の黙示の合意（本件黙示の合意）があったものと認められるところ、この理は、就労不能損害において賠償対象期間が明示されて支払がされた場合についても異ならないというべきであるから、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

オ 一審被告東電は、一審原告らの世帯構成員間での弁済の融通がされるべきである旨を主張する。

しかし、損害賠償請求権は、一審原告らの属する世帯ごとに成立するものではなく、個々の一審原告ら（世帯構成員）ごとに成立するものであるから、前記説示の弁済の要件に照らせば、ある支払につき、対象となる世帯構成員を特定せず、世帯内で適宜分配するという前提で行われたというような特段の事情がない限り、世帯構成員間での弁済の融通は、認めることができない。

そして、一審原告らにおいては、個別の事情について精査しても、そのいずれについても、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、一審原告らの世帯構成員間での弁済の融通は、いずれも認められない。

カ 一審被告東電は、一審原告らが明らかに過大な賠償金を受領している場合には、弁済による充当が認められるべきである旨主張する。

しかし、一審原告らのいずれについても、本件黙示の合意の効力に影響を及ぼすような明らかに過大な賠償金の受領をしていたことを認めるに足りる客観的証拠はない。

（２）一審原告らの主張に対する判断

一審原告らは、直接請求等において慰謝料増額事由が認められて金員が支払われた一審原告については、当該慰謝料増額事由により増額された金員を、既払金として差し引くことは不当である旨主張する。

しかし、慰謝料増額事由により増額された金員であっても、被侵害利益は同一のものというべきであり、慰謝料請求権に対する弁済として支払われたものであることに変わりはないから、当該金員を、既払金として差し引くことが、当然に不当であるということとはできない。

以上によれば、一審原告らの上記主張は採用することができない。

第４節 一審原告らの損害について（各論）

一審原告らの個別の損害について、第３節（一審原告らの損害について（総論））についての上記説示を前提として、以下判断する。

なお、以下においては、一審原告ら及び一審被告東電の控訴に係る部分（当審における請求拡張分を含む。）について判断することとし（ただし、一審原告１６については、一審被告東電の控訴が取り下げられたため、一審原告１６の一審被告国に対する附帯控訴及び一審被告国の控訴に係る部分についての判断を記載した。）、原審が全額弁済済みであると判断し原審認容分に含まれない費目を含め、一審原告ら及び一審被告東電の控訴部分のいずれにも含まれない部分については、全て、原判決 ３ - 208 頁 18 行目～382 頁 2 行目中の説示を引用する（なお、一審被告東電は、原審が全額弁済済みであると判断し原審認容分に含まれない費目

についても、過払分があり他の費目に弁済充当すべきである旨主張するが、前記又は後記のとおり、そのいずれも、一審原告らと一審被告東電との間において、本件黙示の合意がされたものと認められ、過払分を異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。)。

第1 一審原告1ら(一審原告1-1~同1-5)について

1 控訴部分(一審原告ら、一審被告東電の控訴に係る部分(当審における請求拡張分を含む。)について、元金部分のみ記載する。以下同じ。)

一審原告1らの控訴部分は、いずれも、慰謝料等(以下、弁護士費用も含める意味で「等」という場合がある。)各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した慰謝料等各492万2000円(弁済分を控除した後の額である。以下同じ。)である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-209頁9行目から15行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-209頁9行目の「1の3」を「1の4」と改める。

(2) 原判決 3-209頁10行目冒頭に「(1) 」を加える。

(3) 原判決 3-209頁15行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告1らは、ag町の自宅で、一審原告1-1(夫)、同1-2(妻)が共に働き、子供(同1-3(長女)、同1-4(長男)、同1-5(二女))を育て、地域とのつながりを持ちながら、また、子供は地域の友人と交流しつつ、生活を送っていた。

しかし、一審原告1-1(夫)は、本件事故による避難のため、10年以上勤務したでの仕事を失い、福島での地域の仲間との繋がりも失い、また、同1-2(妻)は、避難生活の継続の中で、体調を崩し、 を発症するなどし、勤務先も、平成24年4月に退職するに至った。さらに、同1-3(長女)、同1-4(長男)及び同1-5(二女)は、狭い集合住宅で、プライバシーのない生活を送り、同1-3(長女)は、本件事故により、地域の友人と共に地元の高校でバレーボールをする夢が失われ、また、同1-4(長男)及び同1-5(二女)は、地域の友人と離れて神奈川県和学校に転校し、ともに、周りの環境に馴染むのに時間がかかり、寂しい思いをしながら生活した。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告1らは、上記2の事実経過で、ag町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告1ら各自の避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、車中泊をしたことなどの事情を勘案して32万円を加算し、882万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告1らは、本件事故の際、ag町内の自宅(居住制限区域)で、仕事に通い、友人と交流しつつ、平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、ag町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2-165頁9行目~166頁11行目、171頁24行目~172頁1行目)、突然の避難の後、ag町での暮らしへの想いを断ち切れないうまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告1らそれぞれについて、400万円が相当と認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告1らの主張

(ア) 一審原告1らは、本件事故により、仕事関係や学校関係などの生活が一変させられたことに照らせば、原審の認定した慰謝料額は低額にすぎ旨主張する。

しかし、本件事故により生活が一変させられたなどの一審原告1らの上記主張には十分な顧慮を払うべきであるが、その場合においてもなお、事柄の性質に照らし、上記の慰謝料額は、当該内容を織り込んでいるものというべく、慰謝料額は、上記のとおり認定するのが相当というべきである。

(イ) 一審原告1らは、同1-2が避難生活及び長時間の通勤等により円形脱毛症となり勤務先を退職し、同1-3～同1-5が狭い1室での生活を強いられるなど、大きな精神的苦痛を受けた旨主張する。

しかし、一審原告1らの上記主張には十分な顧慮を払うべきであるが、その場合においてもなお、上記に認定した慰謝料額は、本件事故による避難生活が、本件事故という未曾有の大惨事による被害の結果であることを念頭に、避難生活において通常生じる種々の苦痛等の事情を織り込んだ上で算定したものであるから、慰謝料額は、上記のとおり認定するのが相当というべきである。

(ウ) 一審原告1らは、避難指示の解除は一方的なものであり、a g町については未だ復興がされず、放射線の汚染の恐怖もあるから、平成30年4月以降も避難を継続することには相当の理由がある旨主張する。

しかし、a g町(居住制限区域)における避難指示の解除には、放射線量等の客観的な根拠があり、その後、社会的活動の再開もみられ、同月以降についても避難生活を継続するのが相当とみて慰謝料の発生を認めるのは適切とはいえない。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、反対尋問を経ていない陳述書に依拠して一審原告1らに有利な事情を認定することは、実情に即しない内容が入り込む類型的な危険が存し、許されない旨主張する。

しかし、たとえ一審原告1らの陳述書が反対尋問を経ていないとしても、前記認定のように、客観的に誤りが混入するおそれが少ないと考えられる事実又は当該事実から容易に推認できる事情について謙抑的に認定する限りにおいては、誤りが入り込む類型的な危険が存するとはいえない(他の反対尋問を経ていない一審原告らの陳述書についても同様である。)

(イ) 一審被告東電は、一審原告1-3ないし同1-5においては、居住地における社会人や学生としての生活に慣れ、平穏な生活を取り戻していた旨主張する。

しかし、一審原告1らにおいて、避難生活の継続にしたがい避難先の生活に一定程度順応していたことがうかがわれるとしても、他方で、前記認定事実には照らせば、避難生活における大きな苦痛や不便は消失していなかったというべきであり、前記説示のとおり、居住制限区域からの避難による避難慰謝料の終期は、避難先での生活状況を勘案しつつも、避難指示等の解除の時期や、その後の生活インフラ等の回復に要する一定期間の経過等に鑑み、平成30年3月末と認めるのが相当である。

(ウ) 一審被告東電は、一審原告1らに対する慰謝料としての費目以外の一連の支払には、実損害額を超える支払分があり、それらを一審原告1らに生じた上記慰謝料に充当すべきである旨主張する。

しかし、仮に、一審被告東電において、実損害額を超える支払分があったとしても、前記説示に係る本件黙示の合意が、一審原告1らと一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照ら

し、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は各1282万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、一審原告1らにつきいずれも852万円であると認められるから、その損害金の未払分は、これを控除した額である各430万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用は、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告1らにつきそれぞれ43万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告1らの各請求は、一審原告1-1~同1-5につき、それぞれ、473万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告1-1~同1-5につき、それぞれ

882万円+400万円-852万円+43万円=473万円)

第2 一審原告2ら(一審原告2-1、同2-2)について

1 控訴部分

一審原告2らの控訴部分は、一審原告2-1につき慰謝料及び(避難先)の賃料相当額等の合計500万円、同2-2につき慰謝料等500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告2-1につき慰謝料、自宅土地及び支払済み駐車場賃料に係る損害等の合計740万4842円、同2-2につき慰謝料等492万6000円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-210頁19行目から211頁20行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-210頁19行目の「2の1」の次に「、2の19、2の21~23、2の32、当審における一審原告2-1本人尋問の結果」を加える。

(2) 原判決 3-211頁15行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(3) 一審原告2らは、本件事故の際、a g町内の自宅(居住制限区域)で、同2-1(夫)は建設会社での仕事に生きがいを感じ、同2-2(妻)と共に地域での交流を大切にすなどの生活を送っていた。

しかし、同2-1は、避難生活の中で、ストレス等により体調が悪化し、平成25年1月の健康診断で要医療、同年12月の健康診断で要経過観察とされるなどし、また、生きがいであった福島での建設会社の仕事も、退職せざるを得ず、復帰の機会もあったものの、同2-2の体調等に鑑み断念せざるを得なかった。また、同2-2は、避難により、生け花やパッチワークのクラブ等での地域における交流の機会を失い、平成23年5月に失神・転倒して救急車で病院に搬送され、平成26年4月にも同様に失神し、その後、継続的な通院を余儀なくされるなど、体調が悪化した。」

(3) 原判決 3-211頁16行目の「(3)」を「(4)」と改める。

3 精神的損害について

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告2らは、上記2の事実経過で、a g町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告2ら各自の避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月10万円の85箇月分である850

万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、882万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告2らは、本件事故の際、ag町内の自宅(居住制限区域)で、仕事に生きがいを感じ、地域での交流を大切にするなど平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、ag町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2-165頁9行目~166頁11行目、171頁24行目~172頁1行目)、突然の避難の後、ag町での暮らしへの想いを断ち切れないうまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告2らそれぞれについて、400万円が相当と認められる。

4 その余の損害について

(1) の賃料について、損害として認められないことは、原判決 3-212頁17行目~213頁5行目に説示するとおりであるから、これを引用する。

(2) 原審は、一審原告2-1の自宅土地につき、固定資産税評価額の1.8倍の717万0046円である旨認定するところ、前記説示に照らし、自宅土地の損害について、一審被告東電の既払額(569万6204円。乙共494、520)を超える損害が発生しているとは認められないから、原審が認容した上記損害額との差額については、本件による損害とは認められない。

(3) 支払済み駐車場賃料77万5000円(月額1万2500円、平成23年5月から平成28年6月までの62箇月分)については、一審原告2-1において、本件事故により居住地から避難することにより必要となった支払であり、時期についても不合理な点はなく、証拠(甲個2の15~18)及び弁論の全趣旨により、本件事故と相当因果関係がある損害であると認められる。

5 当事者の主張について

(1) 一審原告2らの主張

ア 一審原告2らは、避難生活の中で、ともに仕事を失うに至り先行きの不安を感じさせられ、地域生活を喪失して心身の状態が悪化していることなどに照らし、原審の認定した慰謝料額は低額にすぎ旨主張する。

しかし、先行きの不安を感じ心身の状態が悪化しているなどの一審原告2らの上記主張には十分な顧慮を払うべきであるが、その場合においてもなお、事柄の性質に照らし、上記の慰謝料額は、当該内容を織り込んでいるものというべく、慰謝料額は、上記のとおり認定するのが相当というべきである。

イ 一審原告2らは、ag町については、避難指示の解除後も、空間放射線量の高い状態が続いており、地域住民全体及び近隣住民の帰還も進まず、インフラ等の整備も進まない状態であり、 の活動などを行っているものの、帰還の目途が全く立たない先行き不安の中、日々不便な生活を続けることを強いられ、多大な精神的苦痛を被っている旨主張する。

しかし、一審原告2らが平成29年4月の避難指示の解除後においても精神的苦痛を被っているとしても、原判決を引用して認定したとおり、旧ag町役場における空間線量率は、平成29年10月31日時点では毎時0.18 μ SVとなっており、避難指示解除後は、診療所、高齢者施設、総合商業施設、銀行が開業するなど、社会的活動の一定程度の再開もされていることに照らし、避難慰謝料の終期を平成30年3月末とした前記説示は左右されないというべきである。

ウ 一審原告2らは、一審原告2-1が長女に支払った マンションの賃料が本件事故による損害とは認められないとした原審の判断は、一審原告2らの避難期間が予想に反して長

期化したことによって、長女一家が マンションに転居できず元のマンションの賃料収入も得られず、子供も情緒不安定になっているなどの経緯があることに照らし、誤りである旨主張する。

しかし、一審原告2 - 1においては、 マンションにつき2分の1の持分を有していたところ、引用に係る原判決説示のとおり、一審原告2らの長女らが マンションに転居するという当初の予定において、一審原告2 - 1との間で賃貸借契約を締結することが想定されていたことは証拠上うかがわれず、一審原告2らの避難期間が予想に反して長期化したことを前提としても、一審原告2ら及びその長女らが、保有する財産を有効に活用すべく検討し、長女らが当初の予定どおり子の就学に合わせて マンションに転居するとの選択肢を採ることが客観的見地からみて不可能であったとまではいえない。そうすると、長女らが賃料収入を得られず子供が情緒不安定になったことは、上記検討の結果であるといわざるを得ず、本件事故と相当因果関係のある損害ということとはできない。

(2) 一審被告東電の主張

ア 一審被告東電は、一審原告2らにおいては、a h市内での生活を続け、仕事の復帰の打診を受け、また種々の活動をしながら時が経過する中で、その精神的苦痛も徐々に緩和され、軽減されたと考えられる旨主張する。

しかし、一審原告2らにおいて、仕事の復帰の打診を受け、また種々の活動をしていたとしても、それらは、避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させるものではなく、前記説示のとおり、居住制限区域からの避難による避難慰謝料の終期は、避難指示等の解除の時期や、その後の生活インフラ等の回復に要する一定期間の経過等に鑑み、平成30年3月末と認めるのが相当である。

イ 一審被告東電は、支払済み駐車場賃料77万5000円について、立証を欠いており、損害として認めるのは不当であるとするが、証拠(甲個2の15~18)及び弁論の全趣旨により、前記説示のとおり、損害として認められるというべきである。

ウ 一審被告東電は、一審原告2らに対する慰謝料としての費目以外の一連の支払には、実損害額を超える支払分があり、それらを一審原告2らに生じた上記慰謝料に充当すべきである旨主張する。

しかし、一審被告東電において、実損害額を超える支払分があったとしても、前記説示に係る本件黙示の合意が、一審原告2らと一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

(3) その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

6 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

(1) 一審原告2 - 1について

前記3(1)、(2)の合計額は1282万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、852万円であると認められる。

また、上記各証拠によれば、一審被告東電が支払った自宅土地名目の金員の額は569万6204円であると認められるが、前記4(2)の説示のとおり、自宅土地の損害については、その全額が弁済されたことになる。

さらに、前記4(3)の支払済み駐車場代(77万5000円。平成23年5月から平成28年6月までの62箇月分。月額1万2500円)については、一審被告東電は、平成24年6月から平成28年6月まで(49箇月分。月額1万2500円)の避難先の駐車場使用料の名目で、計61万2500円を支払っていることが認められる(乙個2の1の1及び2)。

そうすると、損害金の未払分の合計は、上記1282万円から上記852万円を控除した額である430万円に、上記77万5000円から上記61万2500円を控除した16万2500円を加算した446万2500円となる。

(2) 一審原告2-2について

前記3(1)、(2)の合計額は1282万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は852万円であると認められるから、損害金の未払分は、上記1282万円から852万円を控除した額である430万円となる。

7 弁護士費用

弁護士費用は、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告2-1につき44万円、同2-2につき43万円が相当であると認められる。

8 まとめ

以上によれば、一審原告2-1の請求は、490万2500円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同2-2の請求は、473万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告2-1につき

882万円 + 400万円 - 852万円 + 77万5000円 - 61万2500円 + 44万円 = 490万2500円

一審原告2-2につき

882万円 + 400万円 - 852万円 + 43万円 = 473万円)

第3 一審原告4ら(一審原告4-1~同4-5)について

1 控訴部分

一審原告4らの控訴部分は、いずれも、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告4-1、同4-3~同4-5につき慰謝料等495万円、同4-2につき慰謝料等962万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-216頁12行目から217頁23行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-216頁13行目の「4の1」の次に「、4の24、原審における一審原告4-1、4-2の各本人尋問の結果」を加える。

(2) 原判決 3-216頁15行目の「原告番号4らは、」を「一審原告4ら(同4-2を除く。)」と改める。

(3) 原判決 3-217頁18行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(3) 一審原告4ら(同4-2(夫)を除く。)は、本件事故の際、a g町内の自宅で、同4-1(妻)がb k町の工場に勤め、同4-3(長男)は無職であったが、同4-4(長女)は福島県内の就職先から内定を得、同4-5(二女)は小学6年生として、地域社会や豊かな自然の中で、生活を送っていた。

他方、一審原告4-2は、本件事故の際、勤務先のa j営業所に勤めていたが、勤務先が福島県内にも営業所を有していた関係から、相当程度の割合で、a g町の自宅に滞在し、光熱費等の契約名義も同人となっていた。

しかし、一審原告4ら(同4-2を除く。)は、本件事故により、同4-2のa i町の実家や、a i町の賃貸アパートで、避難生活を送ることとなり、スペースやプライバシー確保の点から、神経を擦り減らす不自由な生活を長期間強いられ、仕事関係や学校関係に大きな影響を被るなど、精神的負担を強いられた。」

(4) 原判決 3 - 2 1 7 頁 1 9 行目の「(3)」を「(4)」と改める。

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告4ら(同4 - 2を除く。)は、上記2の事実経過で、a g町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告4ら(一審原告4 - 2を除く。)各自の避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であることなどの事情を勘案して30万円を加算し、880万円をもって相当と認める。

一審原告4 - 2については、上記2の事実関係によれば、平成16年以降、神奈川県a j市内の職場に転勤となり、同県のa i町の実家で単身赴任生活を送っていたものであり、上記一審原告4らと異なり、実際にa g町の自宅から移動した事実はなく、また、本件事故の前後を通じて、勤務先のa j営業所で就業していたものである一方、同人がa g町の自宅にいた日数が相当程度の割合であり、光熱費等の契約名義も同人となっていたことなどに照らすと、同人においても、本件事故後、一定の限度で、それ以前の生活が阻害された側面があるというべきである。そして、その慰謝料額は、本件に現れた一切の事情に鑑み、425万円とするのが相当である。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告4ら(同4 - 2を除く。)は、本件事故の際、a g町内の自宅(居住制限区域)で、就業し、又は就業に向けて活動するなど、平穏な生活を送っており、神奈川県で単身赴任生活を送っていた同4 - 2も、妻子の居住する上記自宅に生活基盤を有していたというべきところ、本件事故により、a g町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2 - 1 6 5 頁 9 行目~1 6 6 頁 1 1 行目、1 7 1 頁 2 4 行目~1 7 2 頁 1 行目)、突然の避難の後、a g町での暮らしへの想いを断ち切れないうまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告4らそれぞれについて、400万円が相当と認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告4らの主張

(ア) 一審原告4らは、同4 - 1(妻)が思春期の子供3人(一審原告4 - 3~同4 - 5)を連れての避難を余儀なくされ、a i町の実家等でも神経をすり減らす不自由な生活を強いられ、退職(一審原告4 - 1)、転職(一審原告4 - 2)、内定取消し(一審原告4 - 4)など大きな影響を被っていることを避難慰謝料に反映させるべきである旨主張する。

しかし、避難時の労苦やその後の不自由な生活、キャリア形成における影響などの一審原告4らの上記主張には十分な顧慮を払うべきであるが、その場合においてもなお、事柄の性質に照らし、上記の慰謝料額は、当該内容を織り込んでいるものというべく、慰謝料額は、上記のとおり認定するのが相当というべきである。

(イ) 一審原告4らは、一審原告4 - 2においてはa g町に住民登録があり、a j営業所に勤務しながらも、頻繁に、福島県内のa k事業所を訪れており、同人がa g町の自宅にいた日数の割合(年間約6割)、光熱費等の契約名義からしても、その生活の本拠はa g町にあったものとみるべきである旨主張する。

この点、確かに、神奈川県で単身赴任生活を送っていた一審原告4 - 2も、前記説示のとおり、妻子の居住する上記自宅に生活基盤を有しており、生活基盤変容慰謝料が認められるべき

であるが、他方、避難生活については、前記説示のとおり、他の一審原告4らと異なり、実際にa g町の自宅から移動した事実はなく、また、本件事故の前後を通じて、勤務先のa j営業所で就業していたものであることなどに照らすと、慰謝料額は、上記のとおり認定するのが相当というべきである。

(ウ) 一審原告4らは、そのa g町内の自宅は、地理的にも、生活圏の観点からも、実質的には帰還困難区域に当たるといふべきである旨主張するが、これについては、原判決 3 - 2 1 8頁6行目～11行目に説示するとおりであるから、これを引用する。

(エ) 一審原告4らは、a g町の地域社会や豊かな自然など、長年にわたり生活の礎としてきたふるさとを本件事故によって喪失させられたものであり、このことによる慰謝料は、原審が認めた金額(各自1300万円)では低額にすぎると主張する。

しかし、地域社会や豊かな自然などのふるさとの喪失について一審原告4らの上記主張には十分な顧慮を払うべきであるが、その場合においてもなお、事柄の性質に照らし、上記の生活基盤変容に係る慰謝料額は、当該内容を織り込んで定めているものというべく、避難生活に係る慰謝料に加算して算定されることに照らしても、慰謝料額は、上記のとおり認定するのが相当というべきである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告4らについては、全く土地勘のない場所に避難したのではなく、同4 - 2についてはそもそも避難の事実がなく、本件事故後の避難状況によるその苦痛は、限定的であったといえ、このことは、慰謝料額の算定の上で考慮されるべきである旨主張する。

しかし、一審原告4らが全く土地勘のない場所に避難したのではないことを踏まえても、一審原告4ら(同4 - 2を除く。)が被った避難生活における労苦は、決して小さいものではなかったと評価することが相当であり、同4 - 2についても、その他の一審原告4らと同等ではないにせよ、相応の労苦を被ったといふべきであるから、慰謝料額は、上記のとおり認定するのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告4らは、平成27年、a i町の実家を建て替えて、家族がそろって新たな自宅での生活を開始しているから、この頃までには、避難生活を終了したとみることができる旨主張する。

しかし、一審原告4らにおいて、平成27年、a i町の実家を建て替えて新たな生活を開始していたとしても、a g町に何らかの形で帰還する蓋然性を直ちに消失させるものではなく、前記説示のとおり、居住制限区域からの避難による避難慰謝料の終期は、避難指示等の解除の時期や、その後の生活インフラ等の回復に要する一定期間の経過等に鑑み、平成30年3月末と認めるのが相当である。

(ウ) 一審被告東電は、一審原告4らに対し、慰謝料としての費目以外に、住居確保費用、就労不能損害等の実損害額を超える支払をしており、それらを一審原告4らに生じた上記慰謝料に充当すべきである旨主張する。

しかし、仮に、一審被告東電において、実損害額を超える支払分があったとしても、前記説示に係る本件黙示の合意が、一審原告4らと一審被告東電との間においても認められるといふべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

(1) 一審原告4 - 1、同4 - 3～同4 - 5について

前記3(1)、(2)の合計額は各1280万円であるところ、証拠(乙共494、52

0) 及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、上記の一審原告らにつきいずれも850万円であると認められるから、その損害金の未払分は、これを控除した額である各430万円となる。

(2) 一審原告4-2について

前記3(1)、(2)の合計額は825万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は425万円であると認められるから、その損害金の未払分は、これを控除した400万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用は、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告4-1、同4-3~同4-5につき各43万円が、同4-2につき40万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告4-1、同4-3~同4-5の請求は、それぞれ、473万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同4-2の請求は、440万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告4-1、同4-3~同4-5につき

880万円+400万円-850万円+43万円=473万円

一審原告4-2につき

425万円+400万円-425万円+40万円=440万円)

第4 一審原告5ら(承継前一審原告5-1、一審原告5-2~同5-5)について

1 控訴部分

一審原告5-2~同5-5は、承継前一審原告5-1を各4分の1の割合で承継したものである(原判決 3-222頁11行目から同頁13行目まで)。そして、一審原告5-2~同5-5の控訴部分は、それぞれ、慰謝料等150万円(承継前一審原告5-1に係る慰謝料等600万円の各4分の1)と解され、一審被告東電の控訴部分は、一審原告5-2~同5-5それぞれに関し、原審が認容した、56万0474円(承継前一審原告5-1に係る慰謝料、自宅土地に係る損害等の合計224万1896円の各4分の1)である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-221頁16行目から222頁21行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-221頁17行目の「5の1、」の次に「15~17、36、」を加え、「原告番号5-3本人」を「原審における一審原告5-4の本人尋問の結果」と改める。

(2) 原判決 3-222頁13行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(3) 承継前一審原告5-1は、a1町の自宅で、地域の人々に支えられながら単身生活を送っていたが、本件事故が発生し、90歳という高齢で、約2週間、劣悪な環境の下での避難所生活を余儀なくされて体力が低下し、一審原告5-4の献身的な介護を受けつつも、平成23年4月29日、転倒して腕を骨折した。同人の要介護状態区分は、平成23年7月から平成24年1月までが要介護3、同年2月から平成26年1月までが要介護4、同年2月からが要介護5であり、同人は、平成24年5月から平成27年7月の死亡時まで、特別養護老人ホームで、体調が悪いまま故郷に戻れず精神的に大きな負担を強いられる日々を送った。」

(3) 原判決 3-222頁14行目の「(3)」を「(4)」と改める。

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

承継前一審原告5-1は、90歳という高齢で、上記2の事実経過により、帰還困難区域(a1町)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、約2週間の避難所生活に引き続き神奈川県での避難生活を送っていたものであって、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成27年7月(死亡時の属する月)までの53箇月と認められるところ、一審原告5-4の献身的な介護を受けるなどの事情がありつつも、高齢の要介護者として体調が悪いまま故郷に戻れない精神的負担を強いられる日々を送ったことなどの事情を勘案し、承継前一審原告5-1の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月15万円の53箇月分である795万円とした上、警戒区域からの特に過酷な避難であることや、高齢(90歳)であるにもかかわらず長い避難所生活を経たことなどを考慮して47万円を加算し、842万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤喪失慰謝料

承継前一審原告5-1は、本件事故の際、a1町内の自宅(帰還困難区域)で、地域の人々に支えられながら平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a1町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を喪失させられ(原判決 2-163頁4行目~164頁16行目、171頁16行目~19行目)、突然の避難の後、a1町での暮らしへの想いを断ち切れぬまま先行きの見通しの立たない生活を送り、a1町に帰還することが叶わないという状況を受け入れざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を喪失させられたことによる慰謝料の額は、承継前一審原告5-1について、800万円とするのが相当である。

(3) 生命身体損害(慰謝料)

原判決 3-223頁8行目~22行目に記載のとおりであるから、これを引用する。当事者はこれを争うが、生命・身体に対する侵害についての慰謝料として20万円を認める一方、転倒事故による通院慰謝料・後遺障害慰謝料を認めなかった原審の判断は、転倒事故当時、承継前一審原告5-1には避難による身体的精神的負担が相当程度あったと考えられること、他方、同人の年齢等に照らし、本件事故が転倒事故の原因であるとまでは認められないことその他の事情に鑑み、生命身体損害(慰謝料)20万円を認めたものとして、相当である。

なお、原審は、一審被告東電が、生命身体損害の費目で1万5050円を支払ったとするが、証拠(乙共494、520、乙個5の5)及び弁論の全趣旨によれば、原審の説示する上記金員は、当該支払費目中にも明記されている交通費及び文書料として弁済されたものと認められ、生命身体損害(慰謝料)への弁済とは認められない。

(4) 自宅土地に係る損害

原審は、承継前一審原告5-1の自宅土地につき、同人が被った損害の額は固定資産税評価額の2倍の651万5600円である旨認定するところ、前記説示に照らし、自宅土地の損害について、一審被告東電の既払額(465万8654円)を超える損害が発生しているとは認められないから、原審が認容した上記損害額との差額については、本件事故による損害とは認められない。

(5) 当事者の主張について

ア 一審原告5らの主張

一審原告5らは、原審が認定する避難慰謝料の額(17万円)、ふるさと喪失慰謝料の額(1500万円)、生命身体損害(慰謝料)の額(20万円)は低額にすぎると主張するが、当審は、承継前一審原告5-1の避難状況、生活状況など個別の事情を踏まえ、上記(1)~(3)説示のとおりを額を認定するのが相当と判断するものである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、承継前一審原告5-1は、本件事故から2週間後である平成23

年3月26日には、避難所等での生活を脱し、以後は、a h市内の一審原告5 - 4宅で暮らすようになり、平穏な生活を回復している旨主張する。

しかし、一審被告東電の上記主張を前提としても、事柄の性質に照らし、それは、承継前一審原告5 - 1の避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させるものではないというべきであり、前記説示のとおり、帰還困難区域からの避難による避難慰謝料の終期が原則として平成30年3月末と認めるのが相当であることに照らし、承継前一審原告5 - 1に関する避難慰謝料の終期は、死亡時である平成27年7月と認めるのが相当である。

(イ) 一審被告東電は、承継前一審原告5 - 1は、転倒事故を経て、平成24年5月16日、特別養護老人ホームに入居し、必要な介護サービスや親族のサポートを受けながら生活していたのであるから、これを避難生活と評価することはできない旨主張する。

しかし、承継前一審原告5 - 1は、本件事故前は、福島県で単身生活を送っていたところ、本件事故による避難により、その生活が突然大きく変容させられたものであって、特別養護老人ホームでの介護サービスやサポート等のある生活であっても、体調が悪いまま故郷に戻れない精神的苦痛を感じる日々を送ったといわざるを得ない。これに照らせば、同人の上記老人ホームでの生活は、避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させるものとまではいえず、上記老人ホームでの生活をも含めて、避難生活と評価するのが相当である。

(ウ) 一審被告東電は、住居確保費用を含む財物賠償その他により、実損害額を超える支払をしているから、その分を認定損害額に充当すべきである旨主張する。

しかし、仮に、一審被告東電において、実損害額を超える支払をしたとしても、前記説示に係る本件黙示の合意が、承継前一審原告5 - 1を含む一審原告5らと一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

(1) 前記3(1)、(2)の合計額は1642万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、承継前一審原告5 - 1につき一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、1677万円であると認められるから、これに関しては、その全額が弁済されていることになることと認められる。

(2) 他方、前記説示及び証拠(乙共494、520)並びに弁論の全趣旨によれば、生命身体損害(慰謝料)20万円について、弁済がされているとは認められない。

5 弁護士費用

弁護士費用は、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、2万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、承継前一審原告5 - 1の請求は、22万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないこととなる。

そうすると、一審原告5 - 2~同5 - 5の各請求は、それぞれ5万5000円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(承継前一審原告5 - 1につき
20万円 + 2万円 = 22万円

一審原告5 - 2 ~ 同5 - 5につき

22万円×1 / 4 = 5万5000円)

第5 一審原告6ら(一審原告6 - 1 ~ 同6 - 5)について

1 控訴部分

一審原告6らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各100万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告6 - 1の慰謝料、避難実費等の計83万7000円、同6 - 2及び同6 - 5の慰謝料等各82万円、同6 - 3及び同6 - 4の慰謝料等各29万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3 - 225頁17行目から226頁13行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 - 225頁18行目の「6の1」の次に「、6の28」を加える。

(2) 原判決 3 - 226頁13行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(3) 一審原告6ら(一審原告6 - 1を除く。)は、本件事故時、芝生の庭のあるa m市の一戸建ての自宅に居住し、同6 - 3(長男)と同6 - 4(長女)も、地域の行事に参加するなどしながらの生活を送っていた。また、一審原告6 - 1は、前記のとおり、a h市の会社で稼働し、単身赴任をしていた。

しかし、一審原告6らは、本件事故による避難のため、a h市内の築約50年の狭い集合住宅で生活せざるを得なくなった。また、同6 - 1(夫)は、それが叶わなくなり、契約社員という不安定な状態が長く続き、同6 - 2(妻)は、不眠、うつ等の症状が続いて頻繁に体調を崩すようになり、同6 - 3(長男)は、避難先の学校でいじめに遭い、同6 - 4(長女)も引き籠もりの状態が長く続き、同6 - 5(妻の父)は、71歳という年齢で避難先が転々と変わり、いずれも精神的に大きな負担を強いられた。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告6ら(一審原告6 - 1を除く。)は、上記2の事実経過により、屋内退避区域(a m市)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、本件事故後に避難所生活を送ったこと、同6 - 2については同6 - 3、同6 - 4の世話をしながらの避難であったことなどの事情を勘案して、同一審原告らの避難生活に伴う慰謝料は、同6 - 2については平成23年3月分の17万円に、同年4月から12月までの9箇月分(1箇月分15万円)である135万円を加えた152万円と、同6 - 3、同6 - 4については平成23年3月分の15万円に、同年4月から12月までの9箇月分(1箇月分13万円)である117万円を加えた132万円と、同6 - 5については平成23年3月分の12万円に、同年4月から12月までの9箇月分(1箇月分10万円)である90万円を加えた102万円とするのが相当である。

また、一審原告6 - 1については、上記2の事実関係によれば、本件事故時、a h市の会社で稼働し、単身赴任生活をしてきたこと、月に2ないし4回帰省していたこと、本件事故後、a m市の自宅から家族が神奈川県に避難し、狭い住環境の下、a m市の自宅に帰ることができない生活となったことなどに照らし、一定程度、その日常生活を阻害されたと評価することができる。他方、同人は、他の一審原告6らと異なり、a m市の自宅に居住していたものではなく、同自宅から本件事故により移動した事実はない。そして、これらの点に、本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、その避難生活に伴う慰謝料は、50万円をもって相当と認める。

なお、一審原告6 - 1の被ったレンタカー代7000円の損害については、原判決 3 - 227頁18 ~ 22行目、228頁11 ~ 12行目の説示のとおりであるから、これを引用する。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告6らの主張

(ア) 一審原告6らは、同人らが避難生活の継続にしがたい心身の状態が悪化したことに照らし、原審の認定する自己決定権侵害慰謝料等の額(150万円ないし151万円)を超える慰謝料額が相当である旨主張する。

しかし、原審の認定する自己決定権侵害慰謝料等の実質は、当審において認定する避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)と同一のものであると解されるところ、一審原告6らとその避難生活の継続中に受けた精神的苦痛の大きさは、他の避難者と変わるものではないとしても、その避難慰謝料の終期については、公平性及び合理性の見地から、前記第3節の第4の1の説示に照らし、一審原告6らの自宅が屋内退避区域(am市)にあったことに基づいて定める必要がある。しかるところ、同区域は、緊急時避難準備区域等と同視することはできないものであって、その放射線量(原判決2-173頁8~14行目)や、避難状況及び社会的活動の状況(原判決2-169頁22行目~170頁11行目、同頁22行目~26行目)からすれば、上記終期は平成23年12月とすべきであり、同一審原告らの避難慰謝料は、上記説示のとりの額を認定するのが相当である。

(イ) 一審原告6らは、被ばくの状況等に照らし、自己決定権侵害慰謝料とは別に、ふるさと喪失損害が認められるべきである旨主張する。

しかし、一審原告6らが避難等を余儀なくされた元居住地は、屋内退避区域に所在しており、前記第3節の第4の1の説示のとおり、多数の住民が長期間避難して地域社会等が再形成された事情があるとまではいえず、一審原告6らの主張するふるさと喪失損害として、生活基盤喪失・変容慰謝料の発生を肯定することはできないというほかない。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告6-1については、本件事故の7年前からその大半を東京で過ごしてきたという経緯からすれば、本件事故がなくてもah市等での生活を継続したであろうと考えられ、同人が本件事故により日常生活を阻害されたと認めることはできない旨主張する。

しかし、一審原告6-1の家族(妻、長男、長女、義父)はam市に居住しており、前記のとおり、同一審原告は、月に2ないし4回帰省していたことなどに照らし、一定程度、その日常生活を阻害されたものと評価することができる。なお、一審被告東電は、一審原告6-1は、本件事故がなくてもah市等での生活を継続したであろう旨をいうが、同人においては、とみても不自然ではない。

(イ) 一審被告東電は、一審原告6-1について、実損害額を超える支払をしたと主張するが、仮に、一審被告東電において、実損害額を超える支払をしたとしても、前記説示に係る本件黙示の合意が、一審原告6-1と一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

(ウ) 一審被告東電は、一審原告6-2~同6-5は、本件事故の有無にかかわらず、am市の自宅周辺が本件津波によって甚大な被害を受けたために、ah市に居住していた一審原告6-1のところへ転居したものと考えられ、当該転居と本件事故との間に相当因果関係はない旨主張する。

しかし、一審原告6-2~同6-5のah市への転居の原因として、am市の自宅周辺に係る本件津波による被害が含まれていたとしても、本件津波により自宅が全壊し居住が不可能になったなど、本件事故と避難との間の相当因果関係を否定できるまでの客観的事情はうかがわれず、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

(エ) 一審被告東電は、一審原告6-1、同6-2及び同6-5については神奈川県での居住歴があるとみられ、本件事故後の避難状況によるその苦痛は徐々に軽減され、平穏な生活

を取り戻したものとイえる旨主張する。

しかし、一審被告東電の上記主張を前提としても、事柄の性質に照らし、それは、一審原告6-1、同6-2及び同6-5の避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、前記説示のとおり、慰謝料額としては、本件に現れた一切の事情を勘案した上記の額とするのが相当である。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の合計額は、同6-1につき50万7000円(うち避難慰謝料50万円)、同6-2につき152万円、同6-3及び同6-4につき各132万円及び同6-5につき102万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、一審原告6-1につき70万円、同6-2及び同6-5につき各72万円、同6-3及び同6-4につき各124万円であると認められる。そうすると、同6-1については、その避難慰謝料の全額が弁済された結果、レンタカー代7000円が未払ということとなり、同6-2については80万円が、同6-3及び同6-4については各8万円が、同6-5については30万円がそれぞれ未払ということとなる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、同6-1につき3000円、同6-2につき8万円、同6-3及び同6-4につき各1万円、同6-5につき3万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告6-1の請求は、1万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、また、同6-2の請求は、88万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、さらに、同6-3及び同6-4の各請求は、9万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同6-5の請求は、33万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告6-1につき

7000円 + 3000円 = 1万円

一審原告6-2につき

152万円 - 72万円 + 8万円 = 88万円

一審原告6-3及び同6-4につき

132万円 - 124万円 + 1万円 = 9万円

一審原告6-5につき

102万円 - 72万円 + 3万円 = 33万円)

第6 一審原告7ら(一審原告7-1及び同7-2)について

1 控訴部分

一審原告7らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告7-1の慰謝料等61万円、同7-2の慰謝料等79万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-229頁24行目から230頁6行目までに記載の

とおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 - 2 2 9 頁 2 5 行目の「7の1」の次に「、7の3、7の4、7の6」を加える。

(2) 原判決 3 - 2 2 9 頁 2 6 行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3 - 2 3 0 頁 6 行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告7 - 1 (母)は、小学生であった同7 - 2 (長女)と共に、a n市の自宅で、仕事をしながら生活を送っていた。しかし、同7 - 1は、本件事故を受けて、同7 - 2が放射線の被害に遭うことを避けるためやむなく避難することとし、 の木造アパートの劣悪な住環境の下で、体調を崩した。また、同7 - 2は、同じ中学校に行くことを楽しみにしていたa n市の友人らから離れることを余儀なくされ、避難先の生活にも馴染めず、精神的に大きな負担を負い、同7 - 1は、同7 - 2に寄り添うべく懸命な努力をするなど、多大な労苦を重ねながらの生活を送った。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告7らは、上記2の事実経過により、いわゆるd mの中部に位置するa n市から避難したものであり、その慰謝料は、同人らが避難生活により日常生活を阻害されたと認められることに鑑み、本件に現れた一切の事情を勘案し、同7 - 1につき6 0万円、同7 - 2につき1 0 0万円とするのが相当である。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告7らの主張

(ア) 一審原告7らは、とりわけ子供(一審原告7 - 2。本件事故当時1 2歳)に対する放射線被ばくによる健康への影響を避けるため避難せざるを得ず、地域での生活状況が避難により一変し、人生設計や目標等が根底から覆され、長期間苦しい避難生活を送らざるを得ず、大きな心の傷を負ったことに照らし、原審の認定する慰謝料額は、低額にすぎる旨主張する。

しかし、一審原告7らの避難につき、本件事故との相当因果関係は十分に肯定することができるものであって、子供の健康への影響について顧慮して避難したその判断に不合理はなく、避難生活においてその被った労苦は十分顧慮すべきであるが、慰謝料額については、元居住地の状況等による公平性・合理性の見地からの制約を受けざるを得ず、福島第一原発からの距離が近く避難指示等が出された区域からの避難の場合と同様の額とすることは困難である。そのような中で、中間指針等を踏まえた上で個別の事情を可能な限り斟酌したものととして、原審の認定する慰謝料額は相当なものというべく、これをもって低額なものとはいえない。

なお、前記説示のとおり、当審の認定する避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)は、原審の認定する自己決定権侵害慰謝料と、その実質が異なるものではないというべきであるから、原審が認めた自己決定権侵害慰謝料とは別途、避難慰謝料が認められるということにはならない。

(イ) 一審原告7らは、L N Tモデルからすれば低線量であってもリスクがあり、避難指示の基準となった年間2 0 m S Vという値も、I C R Pの年間被ばく許容量の2 0倍に相当するなどの高い値であって、避難指示がない区域であっても、放射線被ばくによる客観的な健康への影響のリスクがあった旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、一審被告国による避難指示の対象が、年間積算線量2 0 m S Vを超える区域とされたことは、技術的見地からみて不合理はないものである。また、低線量被ばくW G報告書において、国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクの増加は、年間1 0 0 m S V以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされ、また、年間2 0 m S V被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因(喫煙、肥満、野菜不足等)によるリスクと比べても低く、放射線防護措置に伴

うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べられる程度であるとされている。そして、これに照らせば、避難指示等対象区域以外の区域に居住していた一審原告7らにおいて、その生命に関わる健康への重大な影響があり区域の種類による差が不合理であることまでが、客観的な見地から直ちに導かれるということとはできない。

イ 一審被告東電の主張

（ア）一審被告東電は、放射線による子供の健康への影響に対する漠然とした主観的な不安を考慮して慰謝料の発生を肯定することはできず、また、一審原告7らの避難は、自主的避難等対象区域からの避難であり、その実情としては、一般にみられる通常の転居やそれに伴う生活の変化と大差がないものである旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、本件事故時においては、福島第一原発の所在地及び本件事故による放射性物質の飛散状況を前提に、社会通念に照らし、一般人を基準に考えれば、福島県のいわゆるd mの中部に位置するa n市において、健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性を否定できない状況であったところである。これに照らせば、一審原告7らの避難について、漠然とした主観的な不安に基づくものであるとか、一般にみられる通常の転居やそれに伴う生活の変化と大差がないということとはできない。

（イ）一審被告東電は、一審原告7らに対し、既に、ADRを通じ124万1700円を支払っており、これは、中間指針等の定める包括慰謝料の支払として、世帯内の不安や経済的負担を補填する趣旨で支払われているものである旨主張する。

しかし、上記の支払は、精神的損害等の費目とは同一でない費目に係るものを含んでいるところ（乙共494、520）、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告7らと一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通（充当）する旨の合意までされたとは認められないというほかなく、一審被告東電の支払の趣旨が、これを左右するものではない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3（1）の額は、一審原告7-1につき60万円、同7-2につき100万円であるところ、証拠（乙共494、520）及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同7-1につき8万円、同7-2につき32万円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、同7-1につき52万円、同7-2につき68万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、同7-1につき5万円、同7-2につき6万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告7-1の請求は、57万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、また、同7-2の請求は、74万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

（一審原告7-1につき

60万円 - 8万円 + 5万円 = 57万円

一審原告7-2につき

100万円 - 32万円 + 6万円 = 74万円）

第7 一審原告9ら(一審原告9-1~同9-4)について

1 控訴部分

一審原告9らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告9-1の慰謝料等28万円、同9-2の慰謝料等26万円、同9-3及び同9-4の慰謝料等各17万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-233頁3行目から16行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-233頁4行目の「9の1」の次に「、9の4」を加える。

(2) 原判決 3-233頁5行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-233頁16行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告9らは、a g町に所在する、20畳の大部屋に家族4人が就寝できるなど広い自宅で、近くに住む親族と交流するなどの生活を送っていた。しかし、一審原告9らは、本件事故により避難を余儀なくされ、同9-1は、a m市の職場での勤務を継続すべくa m市の親族宅に避難し、同9-2~同9-4は、避難所生活等を経てa h市の親族宅に避難した。その後、一審原告9らは、平成23年10月、a h市a q区内のアパートで一家4人の生活を開始したが、居住スペースが狭く、採光も悪く、多湿でカビが生えやすいアパートでの不便な生活を余儀なくされ、子供(同9-3、同9-4)は内向的になっていった。また、同9-1は、a h市の転職先が、中途採用になるため、役職や収入等が以前より悪化した。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告9らは、上記2の事実経過により、a g町の自宅(帰還困難区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告9ら各自の避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、同9-1については、警戒区域からの特に過酷な避難であったことなどの事情を勘案して30万円を加算し、880万円をもって相当と認め、また、同9-2~同9-4については、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、882万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤喪失慰謝料

一審原告9らは、本件事故の際、a g町内の自宅(帰還困難区域)で、快適な住環境の下、親族と交流し平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a g町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を喪失させられ(原判決 2-165頁9行目~166頁11行目、171頁24行目~172頁1行目)、突然の避難の後、a g町での暮らしへの想いを断ち切れぬまま先行きの見通しの立たない生活を送り、a g町に帰還することが叶わないという状況を受け入れざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を喪失させられたことによる慰謝料の額は、一審原告9らそれぞれについて、800万円が相当と認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告9らの主張

(ア) 一審原告9らは、本件事故によって、約4年前に完成したばかりのa g町の自宅(帰還困難区域)を後にして狭小な避難先での生活を余儀なくされたことなどを考慮した避難慰謝料が認められるべきである旨主張する。

しかし、上記(1)で避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)の額を認定するに当たっては、生活の大きな変化を余儀なくされたことなど、一審原告9らが指摘する事情についても十分考慮

しており、慰謝料の額は、上記認定の額のとおりとするのが相当である。

(イ) 一審原告9らは、原審は、一審原告9らについて、各自1500万円のふるさと喪失慰謝料を認めたが、一審原告9-1の転職による労苦や、一審原告9らが先行きの不安を絶えず感じていたことなどに照らし、不十分である旨主張する。

しかし、一審原告9らが指摘する上記事情は、避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)の額を算定する上で考慮されており、当審の認める生活基盤喪失慰謝料の額としては、上記(2)に説示した事情に鑑みて、上記のとおり認定するのが相当である。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告9らは、様々な経過を経つつも、家族4人での安定した生活が回復し、その避難生活上の苦痛が徐々に軽減され、平穏な生活を取り戻しているといえる旨主張する。

しかし、一審被告東電の上記主張を前提としても、事柄の性質に照らし、それは、一審原告9らの避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、前記説示のとおり、慰謝料額としては、本件に現れた一切の事情を勘案した上記の額とするのが相当である。

(イ) 一審被告東電は、一審原告9らに対し、実損害額を超える支払をしており、その分を慰謝料への弁済として充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告9らと一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告9-1につき1680万円、同9-2~同9-4につきそれぞれ1682万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同9-1につき1474万円、同9-2につき1476万円、同9-3及び同9-4につき各1484万円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、同9-1及び同9-2につき各206万円、同9-3及び同9-4につき各198万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告9-1及び同9-2につき各20万円、同9-3及び同9-4につき各19万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告9-1、同9-2の各請求は、いずれも、226万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める理由があり、その余は理由がなく、また、同9-3及び同9-4の各請求は、いずれも、217万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告9-1につき

880万円 + 800万円 - 1474万円 + 20万円 = 226万円

一審原告9-2につき

882万円 + 800万円 - 1476万円 + 20万円 = 226万円

一審原告9-3、同9-4につき

882万円 + 800万円 - 1484万円 + 19万円 = 217万円)

第8 一審原告10について

1 控訴部分

一審原告10の控訴部分は、慰謝料等500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、慰謝料、自宅土地及び一時立入費用に係る損害等の合計1049万5532円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3 - 235頁7行目から236頁13行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 - 235頁8行目の「10の9、」の次に「10の14、」を加える。

(2) 原判決 3 - 236頁3行目の「一次立入」を「一時立入」と改める(以下も同様)。

(3) 原判決 3 - 236頁13行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(5) 一審原告10は、有機栽培で各種の野菜を育て、
などの単身生活を送っていたところ、本件事故のため、避難指示を受けて着の身着のまま避難し、本件事故直後は、自宅と比べて放射線が低いとはいえない場所を含め、5箇所もの避難所に滞在し、嘔吐するなど体調を崩し、軟便や歯肉炎を患った。同人は、平成23年3月26日から、長女との共同生活を開始したが、長女に申し訳ない気持ちを持って生活せざるを得ず、また、避難生活の中で、ar町の自宅に戻ることも考えたが、一時立入りの際、自宅が動物に荒らされているのを見るなどして、帰還は難しいと考えるようになっていった。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告10は、上記2の事実経過で、ar町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告10の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、長い避難所生活を経たことなどの事情を勘案して37万円を加算し、887万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告10は、本件事故の際、ar町内の自宅(居住制限区域)で、有機野菜を育てつつ、
に従事するなど平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、ar町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2 - 166頁12行目~167頁8行目、172頁2行目~5行目)、突然の避難の後、ar町での暮らしへの想いを断ち切れないまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告10について、400万円が相当と認められる。

(3) 自宅土地の財産的損害、一時立入費用について

原審は、一審原告10の自宅土地(2筆)につき、固定資産税評価額の1.8倍の1275万0869円(2筆合計)である旨認定するところ、前記説示のとおり、自宅土地の損害について、一審被告東電の既払額(1012万9857円)を超える損害が発生しているとは認められないから、原審が認容した上記損害額との差額については、本件事故による損害とは認められない。

なお、一審原告10の被った一時立入費用1万4520円の損害については、原判決 3 - 237頁19行目冒頭から20行目の「損害として認める」までの説示を引用する。

(4) 当事者の主張について

ア 一審原告10の主張

(ア) 一審原告10は、着の身着のまま避難することを余儀なくされ体調不良に悩まされるなど、同人の本件事故直後の過酷な避難状況について主張する。

しかし、前記説示のとおり、一審原告10の過酷な避難状況について十分に考慮しても、前記慰謝料額は、これらを織り込んだ額のものとなっており、避難慰謝料の額としては、前記説示のとおり認定するのが相当である。

(イ) 一審原告10は、本件事故により、友人や親戚と離れ離れになり、仕事や家庭菜園も失い、自宅も解体したことなどに照らし、原審の認定するふるさと喪失慰謝料(1300万円)は低額にすぎ旨主張する。

しかし、一審原告10の上記主張につき十分に顧慮して検討したとしてもなお、同人が主張する友人や仕事、自宅等に関する上記事情は、事柄の性質に照らし、前記説示の慰謝料額を認定する上で既に織り込まれているというべきであり、上記の避難慰謝料に加えて、当審で認定する生活基盤変容慰謝料としては、上記のとおり額を認定するのが相当というべきである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告10は、本件事故後、長女と同居し、平成24年10月から5年間、仕事に就くなど、平穏な生活を送っていた旨主張する。

しかし、一審被告東電の主張する上記事情は、本件事故による避難生活という制約の中で、その苦難を緩和する方向に働いたにとどまり、避難生活に伴う大きな苦痛や不便を直ちに消失させた事情とまではいえず、前記説示のとおり、慰謝料額としては、本件に現れた一切の事情を勘案した上記の額とするのが相当である。

(イ) 一審被告東電は、就労不能損害など、実損害額を超える支払をしており、その分を慰謝料への弁済として充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告10と一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は1287万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は612万円であると認められるから、これを控除した慰謝料の未払分は、675万円となる。また、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一時立入費用1万4520円に対しては一審被告東電の弁済がされたものと認められる。

そうすると、一審原告10の損害金の未払分は、675万円となるものと認められる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、67万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告10の請求は、742万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告10につき

887万円 + 400万円 - 612万円 + 67万円 = 742万円)

第9 一審原告11ら(一審原告11-1~同11-4)について

1 控訴部分

一審原告11らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告11-1及び同11-2の慰謝料等各57万円、同11-3及び同11-4の慰謝料等各74万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-238頁22行目から239頁11行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-238頁23行目の「11の1」の次に「、11の4」を加える。

(2) 原判決 3-238頁24行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-239頁11行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告11らは、b a市の自宅で、同11-1(夫)と同11-2(妻)が共働きをし、同11-2の実家の近くで、小学生であった同11-3(長男)と同11-4(二男)を育てながら生活していた。一審原告11らは、本件事故を受けて、放射線の被害に遭うことを避けるためやむなく避難をすることとしたが、子供を先に県外に避難させたなどの事情により、平成23年12月にa h市の借上住宅での生活を始めるまで家族4人がそろうことはなかった。一審原告11らは、同借上住宅では、隣人との関係から子供の立てる騒音等に過度に気を配る生活を余儀なくされ、同11-2は体調を崩し、同11-3及び同11-4は、福島から来たという目に晒され、学校に馴染めず引き籠もりがちとなるなどした。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告11らは、上記2の事実経過で、いわゆるd mの中部に位置するb a市から避難したものであり、その慰謝料は、同人らが避難生活により日常生活を阻害されたと認められることに鑑み、本件に現れた一切の事情を勘案し、同11-1、同11-2につき各60万円、同11-3、同11-4につき各100万円とするのが相当である。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告11らの主張

(ア) 一審原告11らは、隣人からの苦情など、神奈川県借上住宅での精神的に疲弊する避難生活や、同11-3、同11-4が引き籠もりがちとなったことなどを挙げ、原審が認めた自己決定権侵害慰謝料は低額にすぎ、避難生活による慰謝料が別途認められるべきである旨主張する。

しかし、一審原告11らが、子供の健康への影響について顧慮して避難をし、その後の避難生活において上記の労苦を被ったことは十分考慮すべきであるが、慰謝料額としては、元居住地の状況等による公平性・合理性の見地からの制約を受けざるを得ず、福島第一原発からの距離が近く避難指示が出された区域からの避難の場合と同様の額とすることは困難である。そのような中で、中間指針等を踏まえた上で一審原告11らの個別の事情を可能な限り斟酌したものととして、原審の認定する慰謝料額は相当なものというべく、これをもって低額なものとはいえない。

なお、前記説示のとおり、当審の認定する避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)は、原審の認定する自己決定権侵害慰謝料と、評価の実質が異なるものではないというべきであるから、原審が認めた自己決定権侵害慰謝料とは別途、避難慰謝料が認められるということにはならない。

(イ) 一審原告11らは、一審原告11-1、同11-2において、一時は家族離散ともいえるような経緯で避難をし、避難先で学校に馴染めず引き籠もりがちになってしまった子供を見て、今後の先行きの不安に悩まざるを得なかったという事情を十分考慮すべきである旨主張する。

しかし、当審は、一審原告11らにおいて、平成23年12月にah市の借上住宅での生活を始めるまで家族4人がそろわなかったことや、避難生活における上記の労苦を踏まえた先行きの不安など、一審原告11らの個別事情について十分顧慮したとしても、避難慰謝料は上記説示の額のとおりとするのが相当と判断するものである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告11らに対し、直接請求等を通じ、合計378万8154円を支払っており、これを超える慰謝料が発生するとは認められず、一審原告11らが、自主的な避難に伴う苦痛や不便を被ったとしても、これらは上記既払金により十分補填されている旨主張する。

しかし、上記の支払は、精神的損害等の費目とは同一でない費目に係るものを含んでいるところ、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告11らと一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められず、一審原告11らの苦痛や不便が、費目外の既払金により十分補填されているということとはできない。

(イ) 一審被告東電は、一審原告11らによる神奈川県への転居については、本件地震により自宅(借家)が損傷したことや、一審原告11-1の退職により家族の生活基盤を整えるためにされたものであって、本件事故との間に相当因果関係があるとは認められない旨主張する。

しかし、本件地震による自宅(借家)の損傷等の事情があったとしても、一審原告11らは、住み慣れた福島県内ではなく、福島第一原発から距離が離れた神奈川県内に転居したものであって、これは、小学生であった同11-3、同11-4が放射線の被害に遭うことを避けるため避難すること等を決断した結果であることは否定することができない。そして、前記説示のとおり、本件事故時においては、福島第一原発の所在地及び本件事故による放射性物質の飛散状況を前提に、社会通念に照らし、一般人を基準に考えれば、福島県のいわゆるdmの中部に位置するba市において、健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質が飛来する可能性を否定できない状況であったのであり、一審原告11らにおいて、単に、家族の生活基盤を整えるべく転居したとはいえない。

これらによれば、一審原告11らの福島県(ba市)から神奈川県への転居については、本件事故との間の相当因果関係は否定されないというべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の額は、一審原告11-1、同11-2につき各60万円、同11-3、同11-4につき各100万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同11-1、同11-2につき各12万円、同11-3、同11-4につき各72万円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、同11-1、同11-2につき48万円、同11-3、同11-4につき各28万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告11-1、同11-2につき各4万円、同11-3、同11-4につき各2万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告11-1、同11-2の各請求は、52万円及びこれに対する平成

23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、また、同11-3、同11-4の各請求は、30万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告11-1、同11-2につき

60万円 - 12万円 + 4万円 = 52万円

一審原告11-3、同11-4につき

100万円 - 72万円 + 2万円 = 30万円)

第10 一審原告12ら(一審原告12-1~同12-4)について

1 控訴部分

一審原告12らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各100万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告12-1の慰謝料等57万円、同12-2の慰謝料等24万円、同12-3及び同12-4の慰謝料等各74万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-241頁7行目から24行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-241頁8行目の「12の1」の次に「、12の8」を加える。

(2) 原判決 3-241頁9行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-241頁24行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告12らは、同12-2(夫)が酒店等を経営する会社の社長を務め、同12-1(妻)が同酒店に勤務し、幼い子供(同12-3(当時3歳)、同12-4(当時1歳))と共に、bb市で、家族4人で生活していた。しかし、本件事故を受けて、幼い子供である同12-3及び同12-4が放射線の被害に遭うことを避けるため、同12-2は仕事の関係でbb市に残りつつ、平成23年12月頃、同12-1が子供(同12-3、同12-4)を連れて神奈川県に避難した。一審原告12-1は、平成26年3月にbb市に戻るまで、神奈川県狭い集合住宅で子供(同12-3、同12-4)と生活したが、子供は情緒不安定な状態が続き、同12-1も過呼吸となった。他方、同12-2は、本件事故の半年程度後から、
となっており、同月、同12-1が、子供(同12-3、同12-4)を連れてbb市に戻り、同12-2と共に家族4人の生活が再開したが、同12-2の
であった。そして、同12-1は、平成27年4月頃から、子供(同12-3、同12-4)を連れて家を出て、bb市の実家等で生活するに至った。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告12-1、同12-3、同12-4は、上記2の事実経過で、いわゆるdmの中部に位置するbb市から避難したものであり、その慰謝料は、同人らが避難生活により日常生活を阻害されたと認められることに鑑み、本件に現れた一切の事情を勘案し、同12-1につき60万円、同12-3、同12-4につき各100万円とするのが相当である。

また、一審原告12-2については、上記2の事実関係によれば、同12-1、同12-3、同12-4と共に神奈川県に移動しなかったものであるが、bb市での家族4人の生活が、一人仕事のため避難できず単身生活となって、日々の暮らしが大きく変わり、その
となっていることなどに照らすと、同人においても、本件事故後、bb市から避難した場合と同様に、それ以前の生活が阻害されたものというべきである。そして、その慰謝料額は、本件に現れた一切の事情に鑑み、30万円とするのが相当である。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告12らの主張

(ア) 一審原告12ら(同12-2を除く。)は、低線量放射線による被ばくという被害を受け、更なる被ばくによる健康被害への心配から、見知らぬ土地(神奈川県)へ避難し、狭い集合住宅で近隣に気兼ねしながらのストレスの多い生活を送ることを余儀なくされ、福島親戚や友人らとの関係にも多大な影響が生じたことからすると、原審の認定した慰謝料額は低額にすぎ、避難慰謝料が別途認められるべきである旨主張する。

しかし、一審原告12-1、同12-2が、被ばくによる子供の健康への影響について顧慮し、同12-1が子供と共に避難し、その後の避難生活において上記の労苦や影響があったことは十分顧慮すべきであるが、慰謝料額としては、本件事故時の居住地(bb市)の状況等による公平性・合理性の見地からの制約を受けざるを得ず、福島第一原発からの距離が近く避難指示等が出された区域からの避難の場合と同様の額とすることは困難である。そのような中で、中間指針等を踏まえた上で一審原告12らの個別の事情を可能な限り斟酌したものと、原審の認定する慰謝料額は相当なものというべく、これをもって低額なものとはいえない。

なお、原審が認めた自己決定権侵害慰謝料とは別途、避難慰謝料が認められるということにはならないことは、前記説示のとおりである。

(イ) 一審原告12らは、平成26年3月、一審原告12-1と子供がbb市に戻ったが、同12-2の 等により再び家族が別居し、生活基盤が破壊されるに至ったことから、原審の認定する慰謝料額は低額にすぎ旨主張する。

しかし、一審原告12らが主張する上記事情は、本件事故から3年が経過した後のものであり、必ずしも本件事故との間の相当因果関係を肯定することができず、本件事故以外の他の原因が寄与している可能性も否定できないところであって、本件に現れた一切の事情に照らし、慰謝料額としては、上記説示の額を超えるものではないというべきである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告12らに対し、合計313万9728円を支払っており、これを超える慰謝料が発生するとは認められず、一審原告12らが、自主的な避難に伴う苦痛や不便を被ったとしても、上記既払金により十分補填されているといえる旨主張する。

しかし、上記の支払は、精神的損害等の費目とは同一でない費目に係るものを含んでいるところ(乙共494、520)、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告12らと一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められず、一審原告12らの苦痛や不便が、費目外の既払金により十分補填されているということとはできない。

(イ) 一審被告東電は、一審原告12-2が主張する同人の については、同人が本件事故の前後を通じて自らが経営する会社の社長として仕事を続けており、また、その症状や原因については何ら客観的な証拠が提出されていないから、そもそも慰謝料の発生が基礎付けられているとはいえない旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、同12-2は、本件事故の半年程度後から、 となり、同12-1、同12-3、同12-4と別居生活となるに至っていることが認められる。この点、同12-2が と診断された客観的裏付けがないとしても、一審原告12-2が本件事故後に となったことは、一審原告12らの客観的な避難の経緯とも符合し、認められるというべきである。

(ウ) 一審被告東電は、一審原告12らの自宅は、本件地震により倒壊したものであって、一審原告12ら(同12-2を除く。)の神奈川県への転居については、本件事故との間に相当因果関係があるとは認められない旨主張する。

しかし、一審被告東電が指摘する、本件地震による自宅の倒壊という事情があったとしても、一審原告12ら(同12-2を除く。)は、住み慣れた福島県内ではなく、福島第一原発から距離が離れた神奈川県内に転居したものであって、これは、幼児であった同12-3、同12-4が放射線の被害に遭うことを避けるため避難することを決断した結果であることは否定することができない。しかるに、前記説示のとおり、本件事故時においては、福島第一原発の所在地及び本件事故による放射性物質の飛散状況を前提に、社会通念に照らし、一般人を基準に考えれば、福島県のいわゆるd mの中部に位置するb b市において、健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性を否定できない状況であったのであり、一審原告12らにおいて、単に、本件地震による自宅の倒壊のため転居したとはいえない。

これらによれば、一審原告12ら(同12-2を除く。)の福島県(b b市)から神奈川県への転居について、本件事故との間の相当因果関係は否定されないというべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の額は、一審原告12-1につき60万円、同12-2につき30万円、同12-3、同12-4につき各100万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同12-1、同12-2につき各12万円、同12-3、同12-4につき各72万円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、同12-1につき48万円、同12-2につき18万円、同12-3、同12-4につき各28万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告12-1につき4万円、同12-2につき1万円、同12-3、同12-4につき各2万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告12-1の請求は、52万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、また、同12-2の請求は、19万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同12-3、同12-4の各請求は、30万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告12-1につき

60万円 - 12万円 + 4万円 = 52万円

一審原告12-2につき

30万円 - 12万円 + 1万円 = 19万円

一審原告12-3、同12-4につき

100万円 - 72万円 + 2万円 = 30万円)

第11 一審原告13ら(一審原告13-1、同13-2)について

1 控訴部分

一審原告13らの控訴部分は、同13-1については、慰謝料等500万円、財物損害(一審原告13-1不動産に係る損害)等3300万円の合計3800万円、同13-2については、慰謝料等500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告13-1の慰謝料等380万円、同13-2の慰謝料、財物損害(甲土地、乙土地の2筆に係る損害)等の合計497万7794円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3 - 2 4 4 頁3行目から2 4 5 頁5行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 - 2 4 4 頁4行目の「13の1、」の次に「13の62、」を加える。

(2) 原判決 3 - 2 4 5 頁5行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(3) 一審原告13らは、同13 - 1(夫)が定年退職した平成15年5月から、af市の自宅で、同13 - 1が自宅の畑で有機農業をし、同13 - 2(妻)がコーラス活動に参加するなどの生活を過ごしていたが、本件事故により、福島での避難所生活を経て神奈川県に避難することを余儀なくされた。一審原告13らは、神奈川県では、二女と同居して生活していたが、高齢となるにつれて、先行きの見通しが全く立たない強い不安を感じ、また、体力も衰え、同13 - 1は脳梗塞を、同13 - 2は認知症を患うなどした。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告13らは、上記2の事実経過で、af市の自宅(避難指示解除準備区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告13らの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、882万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告13らは、本件事故の際、af市内の自宅(避難指示解除準備区域)で、同13 - 1の定年退職後、野菜栽培やコーラス活動など平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、af市の居住地での地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2 - 1 6 7 頁14行目~168頁15行目、172頁10行目~19行目)、突然の避難の後、af市での暮らしへの想いを断ち切れないまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告13らそれぞれについて、400万円が相当と認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告13らの主張

(ア) 一審原告13らは、本件事故により、長期間の終わりの見えない避難生活を過ごすことになり心身が疲弊し、高齢となる中、先の生活の見通しが全く立たない深刻な先行き不安に陥っているのであって、これらを考慮した避難慰謝料が別途認められるべきである旨主張する。

しかし、上記(1)で避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)の額を認定するに当たっては、深刻な先行きの不安を感じながらの生活であることなど、一審原告13らが指摘する事情についても十分考慮しており、慰謝料の額は、上記認定の額のとおりとするのが相当である。

(イ) 一審原告13らは、その自宅から居住制限区域までは1キロメートルと離れておらず、生活圈も同じであり、避難指示の解除日(平成28年7月12日)も同一であることなどに照らせば、af市における両者の区別は無意味であり、原審の認定した慰謝料額は低額にすぎ旨主張する。

この点、当審は、前記(2)において、生活基盤変容慰謝料の額につき、居住制限区域に居住していた場合と同一の額(400万円)を認定している。

(ウ) 一審原告13らは、その自宅では高い放射線量(玄関脇の雨樋下の地表で、年間26.604mSv)を検出しており、また、同人らにおいて、脳梗塞や認知症を患いその体力

も衰えた中で、帰還者も3割にとどまり商店も病院も元に戻っていないa f市b d区の自宅に帰って生活することは不可能であり、慰謝料額は低額にすぎ旨主張する。

しかし、一審原告13らが、自宅での放射線の計測結果、自らの体力、自宅周辺の状況等から、a f市への帰還ができないと考えることに相応の理由があることを踏まえたとしてもなお、一審原告13らの居住地を含むa f市（避難指示解除準備区域、居住制限区域）において、放射線の計測結果（原判決 2 - 172頁10行目～19行目）等を踏まえ、平成28年7月、避難指示が解除され、コンビニエンスストア、飲食店、医療施設、銀行、学校等の社会的活動の一部が再開している状況にあることに照らせば、その慰謝料額としては、一審原告13らの避難生活の過酷さをも踏まえて認定した前記（1）、（2）のとおり額とするのが相当である。

（エ）一審原告13 - 1は、一審原告13 - 1不動産について、3300万円の損害賠償が認められるべきであり、その所在地が、不動産損害の賠償が認められている避難指示解除準備区域から数百メートルしか離れていないことからしても、全く損害賠償が認められないのは不合理である旨主張する。

しかし、避難指示により立ち退くほかなかった区域とそうでなかった区域とで、不動産損害の賠償の可否が異なることはやむを得ないことであり、たとえ一審原告13 - 1不動産が、避難指示解除準備区域から数百メートルしか離れていないとしても、これにつき損害賠償を認めることは、公平性・合理性の観点に照らし相当ではないというべきである。

そうすると、一審原告13 - 1不動産に係る損害が発生したとは認められない。

イ 一審被告東電の主張

（ア）一審被告東電は、一審原告13らにおいては、子供との距離が本件事故以前よりも近いものとなり、親戚や友人との人的つながりもある中で、長年の居住歴を有するa h市b f区における生活を通じ、時の経過により生活も落ち着き、精神的苦痛も徐々に緩和され、平穏な生活を取り戻していったと考えられる旨主張する。

しかし、一審被告東電の上記主張を前提としても、事柄の性質に照らし、それは、一審原告13らの避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、前記説示のとおり、慰謝料額としては、本件に現れた一切の事情を勘案した前記の額とするのが相当である。

（イ）一審被告東電は、原審が認めた一審原告13 - 2の土地（甲土地、乙土地）に係る損害金の未払分（損害額621万0774円（2筆合計）のうち514万2980円が弁済され、その差額が未払分であるとした。）につき不服を述べている。

そこで検討すると、証拠（甲個13の8、9、乙個13の4）及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電は、一審原告13 - 2の土地（甲土地、乙土地）に係る損害について、合計1064万7170円を弁済していることが認められる。

そうすると、その余の点について検討するまでもなく、一審原告13 - 2の土地（甲土地、乙土地）に係る損害金の未払分があるとは認められないこととなる。この点に関する一審被告東電の上記不服には、理由がある。

（ウ）一審被告東電は、一審被告東電の一審原告13らに対する支払のうち、賃料相当分及び自宅不動産に係る損害、生命身体的損害、家財の損害等としての各支払については、実損害額を超える支払であるから、これらについては、一審原告13らの慰謝料に充当されるべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告13らと一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通（充当）する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告13らにつきそれぞれ1282万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、それぞれ855万円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、それぞれ427万円となる(なお、控訴部分ではないが、家財に係る損害につき、上記各証拠によれば、一審被告東電は、一審原告13-1に対し、445万円を支払っていることが認められるから、同損害に係る未払分はない。)。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告13らにつきそれぞれ42万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告13-1、同13-2の各請求は、いずれも、469万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告13-1、同13-2につき、それぞれ、
882万円+400万円-855万円+42万円=469万円)

第12 一審原告14ら(一審原告14-1、同14-2)について

1 控訴部分

一審原告14らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告14-1の慰謝料等17万円、同14-2の慰謝料等14万4000円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-247頁21行目から248頁7行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-247頁22行目の「14の1、」の次に「14の28、」を加える。

(2) 原判決 3-247頁23行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-248頁7行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告14らは、同14-1(夫)がその定年前に退職した後である平成19年、同人らの老後の定住先としてaf市 に自宅を建築し、同14-1は の仕事をし、同14-2(妻)は自宅の庭で野菜栽培をするなどして生活していた。しかし、本件事故により、一審原告14らは、神奈川県への避難を余儀なくされ、築40年以上の狭いアパートで、断熱が悪いため冬が寒いなど不便な暮らしを強いられることとなり、また、同14-1は、 の仕事ができなくなるなど、精神的な負担を感じる生活を送っていた。一審原告14らは、令和2年、af市 の自宅に戻っている。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告14らは、上記2の事実経過により、af市の自宅(緊急時避難準備区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成24年8月末まで、18箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告14ら各自の避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月10万円の18箇月分である180万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告14らは、本件事故の際、af市の自宅(緊急時避難準備区域)で、 の仕事をし、野菜栽培をするなど平穏な老後の生活を送っていたところ、本件事故により、af市の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を一定程度変容させられ(原判決 2-167頁14行目~168頁15行目、172頁10行目~19行目)、af市での暮らしへの想いを断ち切れないうまま先行きの見通しの立たない避難生活を送り、精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告14らそれぞれについて、100万円が相当と認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告14らの主張

(ア) 一審原告14らは、本件事故により、地縁もなく古く狭い神奈川県内の雇用促進住宅で、同14-1は の仕事もなくなり生きがいを失うなど、過酷で長期間の避難生活の継続を余儀なくされ、自宅付近はいまだ安全な環境ではないことなどに照らし、原審が認定した慰謝料額(各250万円)は低額にすぎ、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである旨主張する。

この点、当審は、一審原告14らの居住していたaf市(緊急時避難準備区域)の状況等を勘案し、中間指針等を踏まえた上で、同一審原告らの慰謝料額を前記(1)、(2)のとおり定めるのが相当であると判断した。

なお、一審原告14らは、自宅付近はいまだ安全な環境ではない旨主張するが、af市の状況や放射線量の状況(原判決 2-167頁14行目~168頁15行目、172頁10行目~19行目)に照らし、前記認定の慰謝料額を左右するということとはできない。

(イ) 一審原告14らは、同人らが、自然の中で無農薬の農業を行い、同14-1が の技術を活かしつつ、充実した老後の生活を送るという夢を実現すべく、af市に不動産を購入し、平成19年に同市に移住したという経緯を考慮すれば、原審が認定した慰謝料額は、低額にすぎると主張する。

しかし、一審原告14らがaf市に移住した上記経緯を踏まえたとしても、同一審原告らの慰謝料額は前記(1)、(2)のとおり定めるのが相当である。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告14らは、本件事故後である平成23年4月6日以降、長年住み慣れた神奈川県内の雇用促進住宅で平穏な生活を回復していた旨主張する。

しかし、一審原告14らにおいて、神奈川県が長年住み慣れた地であったことを前提としても、同人らが、平成19年から、老後の定住先としてaf市で平穏な生活を送っていたことに照らせば、本件事故により突如大きな影響を受けるに至った生活を回復するためには、一定の期間を要したものであるべきであり、少なくとも、前記認定の慰謝料額は左右されないというべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告14-1に対し の逸失利益の名目で449万円余りを支払っており、これは、実損害額を超えた支払となっているから、慰謝料に対して弁済として充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告14らと一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告14らにつきそれぞれ280万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同14-1につき234万円、同14-2につき236万6000円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、同14-1につき46万円、同14-2につき43万4000円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告14らにつきそれぞれ4万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告14-1の請求は、50万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同14-2の請求は、47万4000円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告14-1につき

180万円+100万円-234万円+4万円=50万円

一審原告14-2につき

180万円+100万円-236万6000円+4万円=47万4000円)

第13 一審原告15ら(一審原告15-1、同15-2)について

1 控訴部分

一審原告15らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告15らの慰謝料等各493万8000円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-249頁21行目から250頁12行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-249頁22行目の「15の1」の次に「、15の4」を加える。

(2) 原判決 3-249頁23行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-250頁12行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告15らは、a r町の自宅で、夫婦2人で暮らし、農作業や孫の世話等生きがいに、収穫した米を親戚等に配り、地域の活動に参加するなどして生活していた。しかし、本件事故により、着の身着のまま自宅を離れることを余儀なくされ、19日間にも及ぶ長期間の避難所生活を経て、長男家族とも離れて神奈川県に避難し、日当たりが悪い狭いアパートで、a r町の生活のような近所付き合いもない、一日中家にいてテレビを見るだけの生活となった。一審原告15らは、平成29年1月29日以降は、a f市の復興住宅で暮らしている。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告15らは、上記2の事実経過で、a r町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告15らの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、長い避難所生活を経たことなどの事情を勘案して40万円を加算し、890万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告15らは、本件事故の際、ar町内の自宅(居住制限区域)で、収穫した米を親戚等に配り、地域の活動に参加するなど平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、ar町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決2-166頁12行目~167頁8行目、172頁2行目~5行目)、突然の避難の後、ar町での暮らしへの想いを断ち切れないまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告15らそれぞれについて、400万円が相当と認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告15らの主張

(ア) 一審原告15らは、本件事故のため着の身着のまま避難し、寒い中、プライバシーのない辛い避難所生活を送り、神奈川県に避難した後も、農作業や孫の世話等の生きがいを失い、足腰が弱り体調が悪化していることなどに照らし、原審が認めた慰謝料額は不十分である旨主張する。

この点、前記説示のとおり、一審原告15らの、本件事故直後における特に過酷な避難状況等について顧慮するとともに、神奈川県に避難した後の体調の悪化等の状況について十分な考慮を払ったとしても、前記慰謝料額は、これらを織り込んだ額のものとなっており、避難慰謝料の額としては、前記(1)において説示のとおり認定するのが相当である。

(イ) 一審原告15らは、近所に居住していた長男家族とも離れ離れとなったほか、立入りを制限された自宅は盗難の被害に遭い、長男宅も雨水が屋内に浸水するなどの状況となったことなどに照らし、原審が認めた慰謝料額は不十分である旨主張する。

この点、一審原告15らの上記主張につき十分に顧慮して検討したとしてもなお、同人らが主張する長男家族との別離、自宅や長男宅の状況等に関する上記事情は、事柄の性質に照らし、前記説示の慰謝料額を認定する上で既に織り込まれているというべきであり、慰謝料の額としては、前記(1)、(2)において説示したとおり認定するのが相当である。

(ウ) 一審原告15らは、ar町で、部落の祭りや交流が盛んだった地域との繋がりを失い、自宅の放射線量も高く(1 μ SV)、自宅前の田の中ほどに大量の汚染物が野積みされているなど、自宅に戻って安心して生活することができる状況にないことに照らし、原審が認めた慰謝料額では不十分である旨主張する。

しかし、一審原告15らが、地域との繋がりを失ったことや、自宅での放射線量、汚染物の野積みの状態について指摘していることを前提としても、事柄の性質に照らし、これらの事情は、前記説示の慰謝料額を認定する上で既に織り込まれているというべきであり、生活基盤変容慰謝料の額としては、前記(2)において説示したとおり認定するのが相当である。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告15らにおいては、もともと二男も暮らしているat市内での生活を通じ、その後の時の経過によって、その精神的苦痛も徐々に緩和され、軽減したと考えられる旨主張する。

しかし、一審被告東電の上記主張を前提としても、事柄の性質に照らし、それは、一審原告15らの避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、前記説示のとおり、慰謝料額としては、本件に現れた一切の事情を勘案した前記の額とするのが相当である。

(イ) 一審被告東電は、一審原告15らは、平成29年1月29日からaf市の復興住宅(3LDK)へ転居して現在まで生活を送っており、元の自宅については取り壊しているから、同日以降の生活は、本件事故によって平穏な生活を害される状況にあったとはいえない旨主張する。

しかし、一審原告15らにおいて、平成29年1月からaf市の復興住宅に転居し、元の自宅については取り壊していたとしても、結び付きの強いar町に何らかの形で帰還する蓋然性を直ちに消失させるものではなく、前記説示のとおり、居住制限区域からの避難による避難慰謝料の終期は、避難指示等の解除の時期や、その後の生活インフラ等の回復に要する一定期間の経過等に鑑み、平成30年3月末と認めるのが相当である。

(ウ) 一審被告東電は、一審原告15らに対し、因果関係が不明な疾病、家財に係る財物損害など、十分かつ実損害額を超える支払をしているから、慰謝料に対して弁済として充当されるべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告15らと一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告15らにつきそれぞれ1290万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同人らにつきそれぞれ854万円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、同人らにつきそれぞれ436万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告15らにつきそれぞれ43万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告15らの請求は、各479万円及びこれに対する平成23年3月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告15-1、同15-2につき、それぞれ、
890万円+400万円-854万円+43万円=479万円)

第14 一審原告16について

一審原告16については、前記説示のとおり、一審被告東電及び一審被告国から各控訴がされ、一審原告16から各附帯控訴がされたところ、一審被告東電が控訴を取り下げたため、一審原告16の一審被告東電に対する請求につき、原審の判断が確定した。

また、前記説示に照らし、一審原告16の一審被告国に対する請求は理由がないから、一審被告国の控訴に基づき、一審被告国の敗訴部分を取り消して同部分に係る請求を棄却し、一審原告16の一審被告国への附帯控訴を棄却すべきこととなる。

第15 一審原告17について

1 控訴部分

一審原告17の控訴部分は、慰謝料、就労不能損害等の合計1144万0608円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告17の慰謝料、就労不能損害等の合計488万8068円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-254頁1行目から255頁4行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-254頁2行目の「17の1、」の次に「17の4、17の9」を加

える。

(2) 原判決 3 - 255 頁4行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(4) 一審原告17は、a g 町の自宅で、当時の妻と夫婦2人で共働きをしつつ、地域の人々と支え合いながら生活していた。しかし、本件事故直後、11日間の車中泊や作業場の床での寝起き等の過酷な避難生活を余儀なくされ、また、神奈川県に避難したが、平成23年12月に妻と離婚するに至り、その後も、避難先のa t 市に残るべきか、両親の居住する故郷の福島に戻るべきかを逡巡し、定職のない不安定な生活を送った。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告17は、上記2の事実経過で、a g 町の自宅(帰還困難区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告17の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月10万円の85箇月分である850万円に、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、作業場の床での寝起き等の生活を経たことなどの事情を勘案して35万円を加算し、885万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤喪失慰謝料

一審原告17は、本件事故の際、a g 町の自宅(帰還困難区域)で、当時の妻と夫婦2人で、地域の人々と支え合いながら平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a g 町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を喪失させられ(原判決 2 - 165 頁9行目~166 頁11行目、171 頁24行目~172 頁1行目)、突然の避難の後、a g 町での暮らしへの想いを断ち切れぬまま先行きの見通しの立たない生活を送り、a g 町に帰還することが叶わないという状況を受け入れざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を喪失させられたことによる慰謝料の額は、一審原告17について、800万円が相当と認められる。

(3) 就労不能損害について

一審原告17の就労不能損害については、原判決 3 - 255 頁16行目~256 頁5行目までに説示するとおりであるから、これを引用する。

(4) 当事者の主張について

ア 一審原告17の主張

(ア) 一審原告17は、本件事故直後の車中泊、b g での宿泊などの過酷な避難生活や、親戚宅、実家や元妻の避難先などを転々とするのを余儀なくされた精神的負担などに照らし、原審の認定した避難慰謝料(2万2000円、11日分)は不十分である旨主張する。

この点、当審は、前記説示のとおり、本件事故直後における一審原告17の特に過酷な避難状況について顧慮するとともに、各所を転々とするなどのその後の避難生活の状況について十分な考慮を払い、これらを織り込んだ前記避難慰謝料額を認定したものである。

(イ) 一審原告17は、本件事故により、当時の妻との生活や地域の人間関係を全て失い、現在も、福島での生活と神奈川県での生活とのいずれかを取捨選択しなければならないとの精神的負担を感じつつ生活していることなどに照らし、原審の認めたふるさと喪失慰謝料の額は不十分である旨主張する。

しかし、一審原告17の上記主張につき十分に顧慮して検討したとしてもなお、同人が主張する当時の妻との生活や地域の人間関係の喪失、今後の生活の地の取捨選択に係る精神的負担に関する上記事情は、事柄の性質に照らし、前記説示の慰謝料額を認定する上で既に織り込まれているというべきであり、生活基盤喪失慰謝料の額としては、前記(2)において説示したとおり認定するのが相当である。

(ウ) 一審原告17は、福島への帰還と避難先であるa t とで定住先を決めかねており、

本格的な就職活動を行わなかった点に責められるべき落ち度はなく、その請求する就労不能損害の全額が認められるべきである旨主張する。

しかし、補正引用に係る原判決説示のとおり、一審原告17の心情に理解できる箇所はあるとしても、種々の負担に耐えつつ就職活動を積極的に行って早期に就職した被災者も少なくないと考えられること等からすると、一審原告17が本格的な就職活動を行わずその就業が不安定だった期間について、本件事故前と全く同等の収入が得られたものとして損害を算定することは、公平性・合理性の観点に照らし相当とはいえない。なお、平成28年6月の再就職以降の期間においては、減収の事実を認めるに足りる客観的証拠はないし、仮に減収があったとしても、当該減収と本件事故との間に相当因果関係があると認めることもできない。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告17が本件事故時に居住していた借家は、本件地震による半壊状態のため既に取り壊されており、同人は、本件事故がなくとも自宅外での生活を余儀なくされ、他所へ移住した可能性も否定できないとして、本件事故と避難との間には相当因果関係がない旨主張する。

しかし、一審被告東電が指摘する、本件地震による借家の半壊という事情があったとしても、一審原告17は、その両親が居住する住み慣れた福島県内ではなく、福島第一原発から距離が離れた神奈川県内に転居したものであって、このことに照らせば、一審原告17につき、単に、本件地震による借家の半壊のため神奈川県に転居したとはいえず、本件事故と避難との間の相当因果関係は否定されないというべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告17は、両親の帰還の勧めにもかかわらずa t市内での生活を継続し、一審被告東電からの賠償金を原資にマッサージサロンの経営を開始するなどしており、その避難生活上の苦痛は徐々に軽減され、平成28年春頃には、避難生活と評価すべき状態を脱していたといえる旨主張する。

しかし、一審原告17において、a t市内での生活を継続し、マッサージサロンの経営を開始するなどしていたことを前提としても、その避難生活上の苦痛を直ちに消失させるものではなく、前記説示のとおり、帰還困難区域からの避難による避難慰謝料の終期は、平成30年3月末と認めるのが相当である。

(ウ) 一審被告東電は、一審原告17が、本件事故から3年が経過した平成26年3月以降も本格的な就職活動を行っていないことに照らすと、同月から、再就職をした平成28年6月までの間(28箇月)の就労不能損害を半額であれ認められた原審の判断は誤りである旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、一審原告17における再就職(平成28年6月)以降の期間の減収分について、本件事故との間の相当因果関係が否定されるとしても、前記2の事実経過のとおり、本件事故による避難生活により一審原告17が受けた労苦は大きく、一審原告17がその就職活動を全く放棄していたとまで認めるに足りる証拠はないことその他本件に現れた一切の事情を勘案すると、原審の上記説示に不合理はないというべきである。

(エ) 一審被告東電は、一審原告17において、平成24年夏前から平成25年春頃に受け取った給料20万円が実損害額を超える支払となっているから、他の費目に充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告17と一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められず、上記給料20万円が、費目として同一でない慰謝料や、対象時期が異なる就労不能損害に対して、弁済として充当されることにはならないというべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照ら

し、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、1685万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告17に対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、1452万円であることが認められるから、慰謝料に係る未払分は、233万円となる。また、補正引用に係る原判決が認定する就労不能損害(394万6068円)につき、一審被告東電から、その就労不能期間に対応する期間のものとして、就労不能損害に対する弁済があったことを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、上記233万円に、上記394万6068円を加えた、627万6068円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告17につき62万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告17の請求は、689万6068円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告17につき、

885万円 + 800万円 - 1452万円 + 394万6068円 + 62万円 = 689万6068円)

第16 一審原告18ら(一審原告18-1~同18-5)について

1 控訴部分

一審原告18らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告18-1については慰謝料、自宅土地に係る損害等の合計635万3259円、同18-2及び同18-5については慰謝料等492万6000円、同18-3及び同18-4については慰謝料等484万6000円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-256頁25行目から257頁18行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-256頁26行目の「18の1」の次に「、18の9」を加える。

(2) 原判決 3-257頁18行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(4) 一審原告18らは、a g町の自宅に居住し、同18-1(父)、同18-2(母)が 仕事で共働きをし、同18-3(長女)が高校に、同18-4(長男)が中学校にそれぞれ通い、同18-5(同18-1の父)はバイク等の販売業を営み、同18-1(父)が同18-5と共に野菜の栽培をするなどしながら、生活していた。しかし、本件事故により、一審原告18らは、十分な食料等が確保できないなど、避難所での様々な労苦のある生活を経て、神奈川県内の親戚宅に避難した。当初は家族が分かれて生活し、家族が合流した後も、手狭なアパートで生活する中、同18-1、同18-2は失業し、同18-3と同18-4は姉弟の仲が険悪化し、同18-2と同18-5は言い争うことが増えるなど、ストレスや、避難直後の被ばくの不安感を感じながらの生活を送った。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告18らは、上記2の事実経過により、a g町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、

一審原告18らの避難生活に伴う慰謝料は、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、882万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告18らは、本件事故の際、ag町内の自宅(居住制限区域)で、仕事や学校に通い、平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、ag町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2-165頁9行目~166頁11行目、171頁24行目~172頁1行目)、突然の避難の後、ag町での暮らしへの想いを断ち切れぬまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告18らそれぞれについて、400万円が相当と認められる。

(3) 自宅土地の財産的損害について

原審は、一審原告18-1の所有する自宅土地につき、固定資産税評価額の1.8倍の631万0994円である旨認定するところ、前記説示のとおり、自宅土地の損害について、一審被告東電の既払額(501万3735円。原判決 3-258頁17行目~258頁25行目の説示を引用する。)を超える損害が発生しているとは認められないから、原審が認容した上記損害額との差額については、本件事故による損害とは認められない。

(4) 当事者の主張について

ア 一審原告18らの主張

(ア) 一審原告18らは、本件事故直後、家族が離れ離れとなる生活を余儀なくされ、また、神奈川県aj市に避難した後も、平成25年12月までの間、手狭な共同住宅での生活を強いられ、ストレスや被ばくの不安感を抱えて、心身の状態や家族間の関係が悪化したことに照らせば、原審が認定した避難慰謝料は不十分である旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、本件事故直後における一審原告18らの特に過酷な避難状況について顧慮するとともに、家族間の関係の悪化など、その後の避難生活の状況について十分な考慮を払い、これらを織り込んだ前記慰謝料額を認定したものである。

(イ) 一審原告18らは、一審原告18-1、同18-2が仕事や仲間との繋がりを失い、同18-3、同18-4が転校により友人との繋がりを失い、同18-5がバイク店舗の廃業を余儀なくされるなど、ag町における生活基盤を喪失し、精神的苦痛を受け続けたことなどに照らせば、原審が認定したふるさと喪失慰謝料額は不十分である旨主張する。

しかし、一審原告18らの上記主張につき十分に顧慮して検討したとしてもなお、同人らが主張する仕事や学校、仲間や友人との繋がり、バイク店舗の廃業等に係る精神的負担に関する上記事情は、事柄の性質に照らし、前記説示の慰謝料額を認定する上で既に織り込まれているというべきであり、生活基盤変容慰謝料の額としては、前記(2)において説示したとおり認定するのが相当である。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告18らは、その避難生活上の苦痛が徐々に軽減され、平穏な生活を取り戻しており、平成28年3月から、bj市に住宅を購入して生活を開始することにより、その平穏な生活に係る利益が侵害されない状態に至り、同月頃までに、その避難生活を終了したとみることができ旨主張する。

しかし、一審被告東電が指摘する、平成28年3月から、一審原告18らがbj市に住宅を購入して生活を始めたなどの事情を前提としても、その避難生活上の苦痛を直ちに消失させるものではなく、前記説示のとおり、居住制限区域からの避難による避難慰謝料の終期は、平成30年3月末と認めるのが相当である。

(イ) 一審被告東電は、一審原告18らに対し、家財損害、住居確保費用、就労不能損害などの点において、実損害額を超える支払をしているから、これを、他の損害費目に充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告18らと一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、1282万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告18らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同18-1、同18-2、同18-5に対して各852万円、同18-3、同18-4に対して各860万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、一審原告18-1、同18-2、同18-5につき各430万円、同18-3、同18-4につき各422万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告18-1、同18-2、同18-5につき各43万円、同18-3、同18-4につき各42万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告18-1、同18-2、同18-5の各請求は、473万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同18-3、同18-4の各請求は、464万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告18-1、同18-2、同18-5につき、それぞれ、

$882万円 + 400万円 - 852万円 + 43万円 = 473万円$

一審原告18-3、同18-4につき、それぞれ、

$882万円 + 400万円 - 860万円 + 42万円 = 464万円$)

第17 一審原告19ら(一審原告19-1、同19-2)について

1 控訴部分

一審原告19らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告19-1については慰謝料等52万円、同19-2については慰謝料等30万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-260頁16行目から22行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-260頁17行目の「19の1」の次に「、19の4、当審における一審原告19-1本人尋問の結果」を加える。

(2) 原判決 3-260頁18行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-260頁22行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告19らは、am市の自宅に居住し、同19-1(母)が同市内の市立病院に看護師として勤務し、同19-2(長男)が幼稚園に通い、義理の実家の近くで子育てがし

やすい環境の下で生活していた。しかし、本件事故により、同19-1は、同19-2を連れて、実家での和菓子店の仕事がある夫と離れて、自らの実家のある神奈川県に避難することを余儀なくされた。同19-1は、元勤務先を退職する際、避難をしたことについて謝罪させられるなどし、体調を崩した。また、同19-2は小学校に通ったが、発達障害の診断を受け、いじめ等から不登校となった。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告19らは、上記2の事実経過で、いわゆるd1に位置するam市から避難したものであり、その日常生活を阻害されたものと認められ、その慰謝料は、同19-2の属性(発達障害)や、同19-1の同19-2の関係での様々な対応等を含め、本件に現れた一切の事情を勘案し、同19-1につき70万円、同19-2につき120万円とするのが相当である。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告19らの主張

(ア) 一審原告19らは、同19-2の被ばくによる健康被害を心配して神奈川県に避難したものであるところ、同19-1の体調や仕事の状況、元同僚との軋轢、同19-2のいじめや不登校など苦しい避難生活の実情に照らし、避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである旨主張する。

しかし、原審の認定する自己決定権侵害慰謝料の実質は、当審において認定する避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)と同一のものであると解されるところ、一審原告19らの主張する苦しい避難生活の実情を考慮したとしても、その避難慰謝料については、前記第3節の第4の1の説示に照らし、一審原告19らの自宅がam市にあり、政府による避難指示等が出された区域ではないことを勘案せざるを得ず、その放射線量(原判決 2-173頁8~14行目)、避難状況や社会的活動の状況(原判決 2-169頁22行目~170頁11行目、同頁22行目~26行目)に照らしても、上記(1)において説示のとおり額を認定するのが相当である。

(イ) 一審原告19らは、その避難生活の実情に照らし、自己決定権侵害にとどまらない生活基盤の破壊・変容が生じているということができ、原審の認定した慰謝料額は、低額にすぎ旨主張する。

しかし、一審原告19らが避難を余儀なくされた居住地は、避難指示等はされておらず、多数の住民が長期間避難して地域社会等が再形成された事情があるとまではいえず、当審が、一審原告らの主張するふるさと喪失慰謝料に対応するものとして検討対象としている生活基盤喪失・変容慰謝料について、その発生を肯定することはできないというほかない。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告19らが被ったと主張する自主的な避難に伴う苦痛や不便は、その既払金により十分補填されている旨主張するが、その苦痛や不便の程度に鑑みれば、一審原告19らが被った精神的苦痛は、一審被告東電による後記既払金では十分補填されているとはいえないものであって、一審被告東電の上記主張は採用することができない。

(イ) 一審被告東電は、一審原告19らは、同19-2の環境を変えることには不安があり、am市の支援体制も不明であることや、同19-1の実家が近くにあることなどを踏まえ、神奈川県での生活の継続を自ら判断しており、これをもって本件事故により通常生ずべき損害に当たるとはいえない旨主張する。

しかし、一審原告19らにおいて、上記のような、神奈川県での生活を継続することを要する事情があったことを前提としても、前記説示のとおり、同19-1が市立病院の看護師として、同19-2を育てながら、am市において平穏な生活を送っていたことに照らせば、本件事故により突然大きな影響を受けるに至ったその生活の回復のために、一定の期間を要したも

のというべきであり、少なくとも、本件事故により、前記認定の慰謝料額に相当する損害が発生したというべきである。

(ウ) 一審被告東電は、一審原告19らが主張する、同19-1の市立病院の退職時のいきさつや、同19-2の病状等については、法律上保護される利益の侵害に当たらず、本件事故との間の因果関係も否定される旨主張する。

しかし、一審原告19らが主張する上記事象については、その一つ一つの事象から個別に法的な請求権が発生するものではないとしても、少なくとも、同人らとその避難生活において受けた精神的負担の大きさについて示す一事情とはなり得るというべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の額は、同19-1につき70万円、同19-2につき120万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告19らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同19-1に対して12万円、同19-2に対して72万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、同19-1につき58万円、同19-2につき48万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告19-1につき5万円、同19-2につき4万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告19-1の請求は、63万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同19-2の請求は、52万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告19-1につき

70万円 - 12万円 + 5万円 = 63万円

一審原告19-2につき

120万円 - 72万円 + 4万円 = 52万円)

第18 一審原告20ら(一審原告20-1~同20-5)について

1 控訴部分

一審原告20らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告20-1の慰謝料等55万円、同20-2の慰謝料等11万円、同20-3の慰謝料等3万円である。なお、原審は、同20-4、同20-5の請求を棄却しているため、同人らに対する一審被告東電からの控訴はされていない。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-262頁6行目から25行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-262頁7行目の「20の1」の次に「、20の6、当審における一審原告20-1本人尋問の結果」を加える。

(2) 原判決 3-262頁8行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-262頁25行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告20ら(同20-4、同20-5を除く。)は、b k町の自宅で、同20-1(夫)の両親と同居し、地域の人々と交流しながら、幼い同20-3(長女、本件事故時2歳)と共に生活しており、本件事故時、同20-2(妻)は妊娠7箇月であって、同20-

4(二女)を懐胎していた。一審原告20ら(同20-4、同20-5を除く。)は、本件事故により、神奈川県に避難し、同20-1は転職を繰り返し、また、同20-2は、平成23年(以下略)、同20-4を、平成25年(以下略)、同20-5(三女)をそれぞれ出産した。その後、一審原告20らは、平成27年3月下旬、a市に移り、平成28年3月下旬から、同市内の新居に居住している。同人らの本件事故後の転居の回数は、多数回に及んだ。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告20ら(同20-4、同20-5を除く。)は、上記2の事実経過で、b町kの自宅(避難指示解除準備区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。

このことに照らすと、一審原告20-1、同20-3の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことなどの事情を勘案して30万円を加算し、880万円をもって相当と認める。

また、一審原告20-2の避難生活に伴う慰謝料は、本件事故時、妊娠中であったことや、幼い同20-3の世話をしながらの避難であったことなどの事情を勘案して、平成23年3月11日から平成24年2月末まで(12箇月分)を1箇月15万円(180万円)、その後の73箇月分を1箇月10万円(730万円)とした上、警戒区域からの特に過酷な避難であったことなどの事情を勘案して30万円を加算し、940万円をもって相当と認める。

さらに、一審原告20-4は、本件事故時、胎児であったが、同20-5とは異なり、多数回にわたる転居を含む避難生活による精神的苦痛を観念することができ(民法721条参照)、その避難生活に伴う慰謝料は、上記1箇月10万円の85箇月分である850万円をもって相当と認める。

一審原告20-5については、原判決 3-263頁24行目~26行目の説示を引用する。これによれば、同人については、後記(2)も含め、本件事故による損害が生じたということとはできない。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告20ら(同20-4、同20-5を除く。)は、本件事故の際、b町kの自宅(避難指示解除準備区域)に、同20-1の両親を含む家族で居住し、地域の人々と交流しながら平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、b町kの地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2-168頁16行目~169頁10行目、172頁20行目~26行目)、突然の避難の後、b町kでの暮らしへの想いを断ち切れぬまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告20ら(同20-4、同20-5を除く。)それぞれについて、400万円が相当と認められる。

なお、一審原告20-4、同20-5は、本件事故当時、いずれも出生しておらず、その生活基盤がb町kの自宅にあったとはいえないから、上記説示が当てはまるとはいえない。一審原告20らは、一審原告20-4、同20-5についても、家族全体としてふるさとしてあるb町kから切り離された旨主張するが、上記説示のとおり、同一審原告らについては生活基盤が変容したものとは評価し得ず、一審原告20らの上記主張は採用することができない。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告20らの主張

(ア) 一審原告20らは、7回にわたる転居、胎児や子への被ばくによる健康不安、生活上の多大な労苦、同20-1の複数回の転職などに照らし、本件事故による避難生活に係る慰

謝料が別途認められるべきである旨主張する。

この点、前記説示のとおり、本件事故直後における一審原告20らの特に過酷な避難状況について顧慮するとともに、その後の生活等における多大な労苦について十分な考慮を払い、これらを織り込んだ避難慰謝料を認定したものである。

(イ) 一審原告20らは、本件事故当時における同20-2~同20-5の妊婦、幼児といった属性、福島第一原発と自宅との距離や、bk町の状況などを考慮すれば、原審が認めたる喪失慰謝料の額は低額にすぎると主張する。

この点、当審は、一審原告20らの上記主張につき十分に顧慮し、これらの事情についても織り込んだ上で上記(1)、(2)において説示したとおりの慰謝料を認定したものである。

(ウ) 一審原告20らは、その自宅の放射線量や子供の健康被害のおそれからすれば、bk町の自宅に帰還するという選択肢は考え難いことに照らし、平成30年3月末に避難が終了しているとはいえない旨主張する。

しかし、一審原告20らの上記主張につき十分に顧慮して検討したとしてもなお、同人らの居住する避難指示解除準備区域の避難指示解除の時期(平成27年9月)や、bk町の客観的な状況等を踏まえると、日常生活障害に係る避難慰謝料を肯定できる避難期間の終期としては、平成30年3月末とするのが相当である。

イ 一審被告東電の主張

一審被告東電は、一審原告20らにおいては、本件事故直後を通じ、家族が離散した時期はほとんどなく、また、平成27年3月下旬から、福島県am市で生活し、同市内に自宅を新築して転居しており、時の経過に応じ、避難先で生活することに伴う精神的苦痛は徐々に緩和され、軽減されたものと考えられる旨主張する。

しかし、一審被告東電の上記主張を前提としても、事柄の性質に照らし、それは、一審原告20らの避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、前記説示のとおり、慰謝料額としては、本件に現れた一切の事情を勘案した前記の額とするのが相当である。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告20-1、同20-3につき1280万円、同20-2につき1340万円、同20-4につき850万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告20らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同20-1に対して850万円、同20-2に対して890万円、同20-3に対して898万円、同20-4に対して868万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、同20-1に対して430万円、同20-2に対して450万円、同20-3に対して382万円となる(なお、同20-4については、その全額が弁済済みであることとなる。)

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告20-1につき43万円、同20-2につき45万円、同20-3につき38万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告20-1の請求は、473万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、また、同20-2の請求は、495万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、

その余は理由がなく、また、同20-3の請求は、420万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなり、さらに、同20-4、同20-5の各請求は、いずれも理由がないから、これと同旨の原判決は相当であり、同人らの控訴はいずれも棄却すべきこととなる。

(一審原告20-1につき、

880万円+400万円-850万円+43万円=473万円

一審原告20-2につき、

940万円+400万円-890万円+45万円=495万円

一審原告20-3につき、

880万円+400万円-898万円+38万円=420万円)

第19 一審原告21ら(一審原告21-1~同21-3)について

1 控訴部分

一審原告21らは、控訴しておらず、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告21-1、同21-3の慰謝料等各492万6000円、同21-2の慰謝料、自宅土地に係る損害等の計779万5829円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-265頁8行目から266頁7行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-265頁9行目の「21の1」の次に「、21の7」を加える。

(2) 原判決 3-266頁7行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(4) 一審原告21らは、ag町の自宅で、同21-1が、その両親(同21-2(父)、同21-3(母))と同居して、地域社会の中で、友人との付き合いを第一に考えながら暮らし、同21-2は庭の手入れをするなど隠居生活をし、同21-3は仕事をしながら近所の友人と交流するなどの生活を送っていた。しかし、本件事故により、一審原告21らは、神奈川県に避難し、同21-1は、大切にしていた福島での友人と会えなくなり、同21-2は庭の手入れをする楽しみがなくなり、同21-3は仕事や友人との交流がなくなった。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告21らは、上記2の事実経過で、ag町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告21らの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であり、車中泊を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、各882万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告21らは、本件事故の際、ag町内の自宅(居住制限区域)で、友人関係を大切に、庭の手入れをするなど平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、ag町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2-165頁9行目~166頁11行目、171頁24行目~172頁1行目)、突然の避難の後、ag町での暮らしへの想いを断ち切れないまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告21らそれぞれについて、400万円が相当であると認められる。

(3) 自宅土地の財産的損害について

原審は、一審原告21-2の所有する自宅土地につき、固定資産税評価額の1.8倍の1269万6469円である旨認定するところ、前記説示のとおり、自宅土地の損害について、一審被告東電の既払額(1010万8670円。乙共494、520及び弁論の全趣旨)を超える損害が発生しているとは認められないから、原審が認容した上記損害額との差額については、本件事故による損害とは認められない。

(4) 当事者の主張について

ア 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告21らは、その出生地や実家があり親族も居住するb1市に避難し、平成27年2月頃には同市内に一戸建ての住宅を購入して家族3人で生活していることからすれば、その避難生活上の苦痛は徐々に軽減され、同月頃をもって、避難生活を終了したとみることができる旨主張する。

しかし、一審被告東電が指摘する、一審原告21らと避難先であるb1市との関係や、平成27年2月頃から、同市内に住宅を購入して家族3人で生活を開始したなどの事情を前提としても、生活の基盤の存した福島県内に何らかの形で帰還する蓋然性を直ちに消失させるものではなく、前記説示のとおり、居住制限区域からの避難による避難慰謝料の終期は、平成30年3月末と認めるのが相当である。

(イ) 一審被告東電は、住居確保損害、就労不能損害、家財損害などの点において、実損害額を超える支払をしているから、これを、他の損害費目に充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告21らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

イ 一審原告21らの主張

一審原告21らは、平成27年の新居購入は、福島に帰ることができる見通しが立たず、同21-2及び同21-3が高齢であり、借上住宅での生活が苦痛を更に増大させることに鑑みてやむを得ず行った選択である旨主張する。

しかし、一審原告21らが指摘する上記事情を十分顧慮し、避難生活の終了は、平成27年ではなく平成30年3月末とするのが相当であるが、慰謝料額としては、原審が認容した額(1300万6000円)ではなく、前記(1)、(2)の合計額である1282万円とするのが相当である。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、1282万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告21らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、各852万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、一審原告21らにつき、各430万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告21らにつき各43万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告21らの各請求は、それぞれ、473万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告21らにつき、それぞれ、

882万円 + 400万円 - 852万円 + 43万円 = 473万円)

第20 一審原告22ら(一審原告22-1、承継前一審原告22-2、一審原告22-3、同22-4)について

1 控訴部分等

一審原告22ら(同22-3を除く。同22-3は、控訴・附帯控訴をしていない。)の控訴部分は、一審原告22-1(承継前一審原告22-2の子供)の慰謝料等500万円、承継前一審原告22-2(一審原告22-1の母)の慰謝料等500万円であり(後記の補正引用に係る原判決説示のとおり、一審原告22-1、同22-3(承継前一審原告22-2の子供)、同22-4(承継前一審原告22-2の子供)は、承継前一審原告22-2を各相続分3分の1により相続し、承継前一審原告22-2を訴訟承継したと認められ、これを受けて、各控訴部分は、一審原告22-1につき慰謝料等660万円、同22-4につき慰謝料等160万円とされた。)、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告22-1については、その慰謝料(承継前一審原告22-2を承継した分を含む)、家財損害等の計81万9333円であり、一審原告22-3、同22-4については、慰謝料(承継前一審原告22-2を承継した分)等各17万7333円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-268頁24行目から270頁17行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-268頁25行目の「22の1」の次に「、22の2、22の14」を加える。

(2) 原判決 3-270頁17行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(4) 一審原告22-1は、 と共にag町の自宅に居住し、福島第二原発で仕事をしつつ、山登りや畑仕事をし、高齢(本件事故時85歳)の承継前一審原告22-2(一審原告22-1の母)は、ag町の別の自宅に単身で居住し、一審原告22-1と共に山登りや畑仕事をし、地域の友人と交流するなどして生活していた。しかし、本件事故により、一審原告22-1、 及び承継前一審原告22-2は、避難所生活を経て、神奈川県に避難することとなり、一審原告22-1は、承継前一審原告22-2と と別居を経て離婚し、平成23年5月に得たフォークリフトの仕事も、福島第二原発で仕事をしていた際とは扱う品物が違ったことなどから期待されたように仕事ができず、平成24年2月に辞めるに至り、山登り等の趣味がなくなり、持病である糖尿病も悪化した。また、承継前一審原告22-2も、山登りや近所との交流もなく、体力も落ち、押し車や車椅子で移動する生活となり、平成29年5月29日、死亡するに至った。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告22-1及び承継前一審原告22-2は、上記2の事実経過で、ag町の自宅(帰還困難区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、一審原告22-1については、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であり、承継前一審原告22-2については、平成23年3月11日から平成29年5月29日まで、75箇月であると認められる。

このことに照らすと、一審原告22-1の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、882万円をもって相当と認める。また、承継前一審原告22-2の避難生活に伴う慰謝料は、高齢(85歳)であったことを考慮し、1箇月13万円の75箇月分である975万円とした上、これに、警戒区域からの特に過

酷な避難であり避難所生活を経たことなどの事情を勘案して35万円を加算し、1010万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤喪失慰謝料

一審原告22-1及び承継前一審原告22-2は、本件事故の際、ag町内の自宅(帰還困難区域)で、快適な住環境の下、親族と交流し平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、ag町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を喪失させられ(原判決2-165頁9行目~166頁11行目、171頁24行目~172頁1行目)、突然の避難の後、ag町での暮らしへの想いを断ち切れないうまま先行きの見通しの立たない生活を送り、ag町に帰還することが叶わないという状況を受け入れざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を喪失させられたことによる慰謝料の額は、一審原告22-1、承継前一審原告22-2それぞれについて、各800万円とするのが相当であると認められる。

(3) 一審原告22-1の家財損害について

一審原告22-1の被った家財損害(10万円)については、原判決3-271頁25行目冒頭から272頁4行目「10万円を認める」までの説示を引用する。

(4) 当事者の主張について

ア 一審原告22らの主張

(ア) 一審原告22らは、同22-1及び承継前一審原告22-2が、その避難生活の中で、その仕事や、畑仕事等の楽しみがなくなり、体調が悪化したことなどに照らし、避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである旨主張する。

この点、前記説示のとおり、一審原告22-1及び承継前一審原告22-2の、本件事故直後における特に過酷な避難状況等について顧慮するとともに、その後の生活等における多大な労苦について十分な考慮を払い、これらを織り込んだ前記(1)の避難慰謝料額を認定したものである。

(イ) 一審原告22らは、同22-1において、自宅が荒れた状態で屋根も抜けてしまい居住不可能な状態となり、福島での山菜取りや野菜作り等の楽しみを失い、糖尿病も悪化し、

承継前一審原告22-2において、本件事故のため生活が一変してしまい、山菜取り等の楽しみを奪われたまま亡くなったことなどに照らせば、原審が認めたふるさと喪失慰謝料(1500万円)は、低額にすぎると主張する。

この点、当審は、一審原告22らの上記主張につき十分に顧慮して検討し、これらの事情についても織り込んだ上で上記(1)、(2)において説示したとおりの慰謝料を認定したものである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告22-1及び承継前一審原告22-2は、平成23年3月16日、身内である妹(娘)宅に移転し、畑を用意してもらうなどの支援も受けており、本件事故後程なく過酷な避難状況から脱しているものである旨主張する。

しかし、一審被告東電の上記主張を前提としても、事柄の性質に照らし、それは、一審原告22-1及び承継前一審原告22-2の避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、前記説示のとおり、慰謝料としては、本件に現れた一切の事情を勘案した前記の額とするのが相当である。

(イ) 一審被告東電は、一審原告22-1につき、生命・身体的損害の入通院慰謝料、通院実費・証明書類取得費、就労不能損害として、承継前一審原告22-2につき、生命・身体的損害の入通院慰謝料、通院実費・証明書類取得費として、実損害額を超える支払をしており、その超過分を他の費目への弁済として充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告22-1及び承継前一審原告22-2

と一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通（充当）する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告22-1につき1682万円、承継前一審原告22-2につき1810万円であるところ、証拠（乙共494、520）及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、一審原告22-1、承継前一審原告22-2につき各1452万円であると認められる。また、本件全証拠によっても、一審原告22-1の家財損害（10万円）に向けられた一審被告東電の弁済があったとは認められない。

そうすると、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分の合計は、一審原告22-1につき240万円、承継前一審原告22-2につき358万円となるものと認められる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告22-1につき24万円、承継前一審原告22-2につき35万円が相当であると認められる。

6 一審原告22-1、承継前一審原告22-2の損害額等のまとめ

以上によれば、一審原告22-1は、264万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができ、また、承継前一審原告22-2は、393万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるといえることとなる。

（一審原告22-1につき

$882万円 + 800万円 - 1452万円 + 10万円 + 24万円 = 264万円$

承継前一審原告22-2につき

$1010万円 + 800万円 - 1452万円 + 35万円 = 393万円$ ）

7 一審原告22-1、同22-3、同22-4の請求の認容額等

前記説示のとおり訴訟承継の結果、一審原告22-1、同22-3、同22-4は、それぞれ、承継前一審原告22-2の損害賠償請求権のうち131万円（ $393万円 \div 3 = 131万円$ ）及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求権を取得した。

したがって、一審原告22-1の請求は、前記264万円と上記131万円の合計額である395万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同22-4の請求は、131万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

また、同22-3の請求は、131万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないところ、同22-3から控訴・附帯控訴がされていないことから、一審被告東電の控訴を棄却するととどめるべきこととなる（なお、同22-3については、一審被告東電及び一審被告国から各控訴がされ、同22-3から控訴・附帯控訴はされていないところ、前記説示に照らし、同22-3の一審被告国に対する請求は理由がないから、一審被告国の控訴に基づき、一審被告国の敗訴部分を取り消し、同部分に係る請求を棄却すべきこととなる。）。

第21 一審原告23ら(一審原告23-1~同23-5)について

1 控訴部分

一審原告23らの控訴部分は、同23-1については、慰謝料、土地、建物、家財等に係る各損害の計4261万8817円であり、同23-2については、慰謝料、
等の計1153万7639円であり、同23-3については、慰謝料等1800万円であり、同23-4、同23-5については、それぞれ、慰謝料等各500万円である。

また、一審被告東電の控訴部分(ただし、一審被告東電は、原審がその請求を棄却した一審原告23-3に対しては控訴していない。)は、原審が認容した、一審原告23-1の慰謝料、土地等に係る損害の計1395万8975円、同23-2の慰謝料等492万4000円、同23-4、同23-5の慰謝料等各440万4000円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-274頁8行目から275頁26行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-274頁9行目の「23の14、」の次に「23の25、」を加える。

(2) 原判決 3-274頁12行目冒頭から13行目の「23-2、」までを、「一審原告23-2(妻)は、
」と改め、同14行目の「4人で」を削除する。

(3) 原判決 3-274頁16行目の「23-1」の次に「(夫)」を加える。

(4) 原判決 3-274頁23行目の「(当時18歳)、」を「(当時18歳)」と改める。

(5) 原判決 3-275頁26行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(5) 一審原告23-1(夫)は、前記のとおり、ah市の社宅に居住し、月2回程度、仕事が休みのときにar町の上記自宅に帰る生活であり、同23-3(長女)も、同23-1と上記社宅で同居して、東京の専門学校に通いつつ、休みが長いときに帰省するなどしていた。また、同23-2(妻)は、その自宅等で経営する
で
を送り、同23-4(二女)は高校生、同23-5(三女)は小学生として地域の友人らと交遊するなどの生活を送っていた。

しかし、本件事故により、同23-2、同23-4、同23-5は、同23-1の上記ah市の社宅に避難し、同23-1及び同23-3と共に、単身用の狭い社宅で窮屈な生活を強いられた。その後、同23-1は、勤務先の規程により社宅から出なければならなくなり、平成24年11月、ah市にマンションを購入し、同23-4と共に転居した。他方、同23-2、同23-5は、平成24年5月頃、am市に購入した新居に転居し、同23-2は
になり、また、同23-5は、am市の学校に通学した。さらに、同23-3は、就職して上記社宅を出た後、結婚して東京に居住するようになった。

なお、同23-4は、ah市の専門学校に進学したため、上記のとおり、同23-1とah市で同居を続けたが、平成29年6月の結婚を機に、同23-1とは別所帯で暮らしている。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告23-2、同23-4及び同23-5は、上記2の事実経過で、ar町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告23-2、同23-4及び同23-5各自の避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を

加算し、882万円をもって相当と認める。

また、一審原告23-1については、上記2の各事実によれば、本件事故時、東京都内の会社で稼働し、ah市の社宅で単身赴任生活をしてきたこと、月2回程度帰省していたこと、本件事故後、家族が同社宅に避難し、上記のとおり単身用の狭い社宅で窮屈な生活を強いられたことなどに照らし、一定程度、その日常生活を阻害されたと評価することができる。他方、同人は、上記の一審原告23-2らと異なり、ar町の自宅に居住していたものではなく、同自宅から本件事故により移動した事実はなく、これらの点に、本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、その避難生活に伴う慰謝料は、425万円をもって相当と認める。

他方、一審原告23-3については、上記2の各事実によれば、ar町の親元から独立し、ah市内に居住して東京の専門学校に通学していたものであって、単身赴任生活(同23-1)と同様の評価をすることはできず、また、同23-3において、本件事故時、ar町の実家から移動した事実も認められない。もっとも、同23-3は、ah市の同23-1の社宅で同人と同居していたところ、本件事故後、家族が同社宅に避難し、単身用の狭い社宅で窮屈な生活を強いられたものであり、この点に鑑みると、その日常生活の阻害が全く否定されるものとはいえず、本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、その避難生活に伴う慰謝料は、200万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告23-2、同23-4及び同23-5は、本件事故の際、ar町内の自宅(居住制限区域)において、又は、地域の友人らと学校生活を送るなど、平穏な生活を送っており、神奈川県で単身赴任生活を送っていた同23-1も、妻子の居住する上記自宅に生活基盤を有していたというべきところ、本件事故により、ar町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2-166頁12行目~167頁8行目、172頁2行目~5行目)、ar町での暮らしへの想いを断ち切れないうまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告23-1、同23-2、同23-4及び同23-5それぞれについて、400万円が相当と認められる。

他方、一審原告23-3については、前記説示に照らし、親元から独立して東京の専門学校に通うことにより、ar町の上記自宅(実家)からは独立した生活基盤をah市に構築し、同市において平穏な生活を送っていたものというべきであり、本件事故により、その生活基盤が変容させられたものとはいえず、同人について、生活基盤変容慰謝料が発生するものとは認められない。

(3) その他の損害について

ア 一審原告23-1の土地、建物、家財に係る各損害について

一審原告23-1は、その土地、建物、家財に係る各損害に係る原審の判断に不服を述べ、一審被告東電は、一審原告23-1の土地に係る損害につき、不服を述べている。そこで検討すると、前記説示のとおり、これらの各損害について、一審被告東電の各既払額(証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、土地につき348万3390円、建物につき2136万9475円、家財につき525万円であると認められる。)を超える損害が発生しているとは認められない。同23-1の土地、建物、家財に係る各損害については、いずれもその全額について弁済されているというべきであり、未払分があるとは認められない。したがって、上記土地に係る損害につき89万8975円の未払を認めた原審の判断は、この限度において不当である。同23-1の不服には理由がなく、一審被告東電の不服には理由がある。

イ に係る損害について

に係る損害については、本件事故による未払分の損害があるとは認められない。その

理由は、原判決 3 - 2 7 7 頁 2 5 行目冒頭から 2 7 8 頁 2 5 行目の「認められる」までの説示のとおりであるから、これを引用する。

(4) 当事者の主張について

ア 一審原告 2 3 らの主張

(ア) 一審原告 2 3 らは、本件事故後、の閉鎖、避難所生活等を余儀なくされ、一人暮らし用の同 2 3 - 1 の社宅では 5 人で住むこととなり、年頃の女性(同 2 3 - 3、同 2 3 - 4)が互いにプライバシーを確保できないなど多大な労苦があったことに照らし、避難生活に係る慰謝料が認められるべきである旨主張する。

この点、前記説示のとおり、本件事故直後における一審原告 2 3 ら(同 2 3 - 1、同 2 3 - 3 を除く。)の特に過酷な避難状況等について顧慮するとともに、その後の生活等における多大な労苦について十分な考慮を払い、これらを織り込んだものとして、前記(1)において説示のとおり避難慰謝料を認定したものである。

(イ) 一審原告 2 3 らは、同人らにおいては、長期にわたり a r 町の自宅に帰還できないことが分かり、同自宅に戻ることをあきらめ、平成 2 3 年 1 1 月、a m 市に自宅を購入するに至ったものであって、本件事故により、大切な思い出のある場所や地域のコミュニティ、学校での友人関係等を喪失したことに照らし、原審が認めたる喪失慰謝料(各 1 3 0 0 万円)は、低額にすぎ旨主張する。

しかし、一審原告 2 3 ら(同 2 3 - 3 を除く。)について、上記の点を十分に顧慮して検討したとしてもなお、上記の避難慰謝料に加えて、当審で認定する生活基盤変容慰謝料としては、前記(2)において説示のとおり額を認定するのが相当というべきである。

(ウ) 一審原告 2 3 - 3 は、同 2 3 - 1 の社宅と a r 町の自宅(実家)との間を頻繁に行き来し、卒業後は同町で就職する予定であったなど、その生活の本拠は a r 町にあり、自宅(実家)を失ったことにより精神的苦痛を受けた旨主張する。

しかし、一審原告 2 3 - 3 が、同 2 3 - 1 の社宅と a r 町の自宅との間を頻繁に行き来し、卒業後は同町で就職する予定であったことを前提としても、前記説示のとおり、同 2 3 - 3 においては、親元から独立して東京の専門学校に通うという生活を送ることによって、a r 町の上記自宅(実家)からは独立した生活基盤を a h 市に構築していたものというべきであり、現に、同 2 3 - 2、同 2 3 - 5 が a m 市の自宅に転居した後も、福島には戻らず首都圏で就職、結婚し生活を続けているものである。これに照らせば、同 2 3 - 3 について、生活基盤変容慰謝料に係る損害が発生したとは認められない。

(エ) 一審原告 2 3 - 2 は、一審被告東電が支払った逸失利益及び営業損害(将来分)の 2 2 2 3 万 2 2 1 3 円及び財産損害(償却・棚卸資産)6 0 万円は 1 教室分のものであり、賠償額として不足している旨主張する。

しかし、一審原告 2 3 - 2 の に係る損害が、客観的に、一審被告東電の上記支払分を更に上回っていることを具体的に認めるに足りる証拠はなく、前記説示のとおり、に係る損害については、本件事故による未払分の損害があるとは認められない。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告 2 3 - 1、同 2 3 - 3 には避難の事実がなく、同人らに対する慰謝料の支払分は、他の費目等に充当されるべきである旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、一審原告 2 3 - 1、同 2 3 - 3 に係る避難慰謝料については、両名の日常生活が一定程度阻害されたと認められることに照らし、前記説示のとおり認めるのが相当であり、また、同 2 3 - 1 に係る生活基盤変容慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当である。さらに、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告 2 3 - 1、同 2 3 - 3 を含む一審原告 2 3 らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の

合意までされたとは認められない。

(イ) 一審被告東電は、一審原告23-2、同23-5のa m市の新居での生活開始(平成24年5月)を含め、一審原告23-2、同23-4、同23-5の生活状況、通学状況等に照らし、同月頃までには、同人らは避難生活を終了したとみることができる旨主張する。

しかし、一審被告東電が指摘する、一審原告23-2、同23-4、同23-5の生活状況、通学状況等を前提としても、事柄の性質に照らし、それは、一審原告23らの避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、前記説示のとおり、居住制限区域からの避難による避難慰謝料の終期は、平成30年3月末と認めるのが相当である。

(ウ) 一審被告東電は、住居確保費用、の逸失利益、就労不能損害、生命・身体的損害、家財損害等について、実損害額を超える支払をしているから、その分を、他の費目(慰謝料等)に充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、本件黙示の合意は、一審原告23らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告23-1につき825万円、同23-2、同23-4、同23-5につき各1282万円、同23-3につき200万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告23らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同23-1につき120万円、同23-2につき852万円、同23-3につき892万円、同23-4、同23-5につき各900万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、同23-1につき705万円、同23-2につき430万円、同23-4、同23-5につき各382万円となる(同23-3については、上記損害金は全て弁済済みということとなる。)

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告23-1につき70万円、同23-2につき43万円、同23-4、同23-5につき各38万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告23-1の請求は、775万円及びこれに対する平成23年3月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同23-2の請求は、473万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同23-4、同23-5の各請求は、それぞれ420万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同23-3の請求は、理由がない。

そうすると、一審原告23-1、同23-2、同23-4、同23-5については、上記と異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなり、同23-3については、上記と同旨の原判決は相当であり、一審原告23-3の控訴はこれを棄却すべきこととなる。

(一審原告23-1につき、

$425万円 + 400万円 - 120万円 + 70万円 = 775万円$

一審原告23-2につき、

$882万円 + 400万円 - 852万円 + 43万円 = 473万円$

一審原告23-4、同23-5につき、いずれも、

882万円 + 400万円 - 900万円 + 38万円 = 420万円)

第22 一審原告24ら(一審原告24-1~同24-3)について

1 控訴部分

一審原告24らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告24らの慰謝料等各493万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-280頁25行目から281頁13行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-280頁26行目の「24の1」の次に「、24の5、24の6、当審における一審原告24-1本人尋問の結果」を加える。

(2) 原判決 3-281頁1行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-281頁13行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告24らは、同24-1の定年退職の後、平成20年11月、ag町の自宅に転居し、約2年をかけて土質等の改良工事をし、同24-1(夫)と同24-2(妻)が年金を得ながら自家用農業やガーデニングをし、同24-3(長男)がフォークリフトの資格をとって就職活動をするなどして生活していた。しかし、本件事故により、一審原告24らは、神奈川県に避難することとなり、狭い居住空間でストレスを感じながら暮らすことを余儀なくされ、ag町での自家用農業やガーデニングを営む日常の生活はできなくなり、同24-1、同24-2の体調が悪化するなど、大きな精神的な負担を受けた。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告24らは、上記2の事実経過で、ag町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告24ら各自の避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、882万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告24らは、本件事故の際、ag町内の自宅(居住制限区域)で、約2年の土質等の改良工事を経て、自家用農業等を開始するなど、平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、ag町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2-165頁9行目~166頁11行目、171頁24行目~172頁1行目)、突然の避難の後、ag町での暮らしへの想いを断ち切れないうまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告24らについて、それぞれ400万円が相当であると認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告24らの主張

(ア) 一審原告24らは、着の身着のまま避難し、dn町の空き家を居住可能な状態にするための労苦や、 の狭い居住空間での生活などで、ストレスが溜り、 の自宅も、ag町の土地面積の4分の1もない狭いものであったことなどに照らし、原審の認める避難生活に伴う慰謝料は不十分である旨主張する。

この点、前記説示のとおり、本件事故直後における一審原告24らの特に過酷な避難状況等について顧慮するとともに、その後の生活等における多大な労苦について十分な考慮を払い、これらを織り込んだものとして、前記(1)において説示のと通りの避難慰謝料を認定したも

のである。

(イ) 一審原告24らは、同人らの生活状況、福島第一原発との距離等に照らし、その自宅は、居住制限区域ではなく、帰還困難区域に存することを前提として、慰謝料が算定されるべきである旨主張する。

しかし、一審原告24らの指摘する上記事情があったとしても、同人らの自宅が居住制限区域にあったことに変わりはなく、公平性・合理性の見地に照らし、その慰謝料額は、前記説示のとおり額とするのが相当というべきである。

(ウ) 一審原告24らは、自然環境の喪失、先行きの見えない不安、健康状態の悪化、老後の貴重な時間の喪失等に照らし、原審の認めるふるさと喪失慰謝料の額は不十分である旨主張する。

しかし、一審原告24らにおける、自然環境の喪失等の上記事情について十分に顧慮して検討したとしてもなお、上記の避難慰謝料に加えて、当審で認定する生活基盤変容慰謝料としては、前記(2)において説示のとおり額を認定するのが相当というべきである。

イ 一審被告東電の主張

一審被告東電は、一審原告24らにおいては、同24-2の実家がd n町にあり同24-1の故郷がd o市であるなど首都圏での生活に親和性があるところ、一審原告24らが、平成28年11月から 〃の自宅での生活を開始していることなどに照らし、その避難生活上の苦痛は徐々に緩和されており、一審被告東電の既払金を超える慰謝料の未払分はない旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情を踏まえて検討しても、それは、一審原告24らの避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、一審原告24らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

なお、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告24らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告24らにつき各1282万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告24らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は各852万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、一審原告24らにつき各430万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告24らにつき各43万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告24らの各請求は、それぞれ、473万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告24らにつき、それぞれ、

882万円 + 400万円 - 852万円 + 43万円 = 473万円)

第23 一審原告25ら(一審原告25-1、同25-2、承継前一審原告25-3)について

1 控訴部分

一審原告25らの控訴部分は、同25-1、同25-2の慰謝料等各300万円、承継前一審原告25-3の慰謝料等300万円であり（後記の補正引用に係る原判決説示のとおり、一審原告25-1は、承継前一審原告25-3を単独で相続し、同人を訴訟承継したと認められ、その結果、各控訴部分は、一審原告25-1につき慰謝料等600万円、同25-2につき慰謝料等300万円となる。）、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告25-1、同25-2の慰謝料等各492万6000円、承継前一審原告25-3の慰謝料等393万5000円（上記の訴訟承継の結果、各控訴部分は、一審原告25-1につき慰謝料等886万1000円、同25-2につき慰謝料等492万6000円となる。）である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-282頁16行目から283頁12行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決 3-282頁17行目の「25の1、」の次に「25の7、」を加える。
- (2) 原判決 3-282頁18行目冒頭に「(1)」を加える。
- (3) 原判決 3-282頁18～19行目の「24-2」を「25-2」と改める。
- (4) 原判決 3-283頁12行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告25らは、同25-1(夫)が 力を尽くし、同25-2(妻)が主婦として料理や来客の接待をし、承継前一審原告25-3(一審原告25-1の父。本件事故時、93歳)が来客と茶飲み話をし野菜作りをするなどの生活を送っていた。しかし、本件事故により、同25-1、同25-2は避難所生活等を経て、承継前一審原告25-3は親族宅等を経て、神奈川県の狭いアパートに避難することを余儀なくされ、同25-1は、 仕事を失い避難先で就職もできず無職の生活となり、同25-2は、訪れる客もない孤独な生活となった。また、承継前一審原告25-3は、アパートの階段の昇降が困難で歩けなくなり、野菜作りもできず部屋に閉じ籠もる生活となり、平成28年3月28日、a g町に帰ることなく死亡した。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告25-1、同25-2及び承継前一審原告25-3は、上記2の事実経過で、a g町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、一審原告25-1、同25-2については、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であり、承継前一審原告25-3については、平成23年3月11日から平成28年3月まで、61箇月であると認められる。

このことに照らすと、一審原告25-1、同25-2の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、882万円をもって相当と認める。また、承継前一審原告25-3の避難生活に伴う慰謝料は、高齢(93歳)であったことを考慮し、1箇月分13万円の61箇月分である793万円とした上、これに、警戒区域からの特に過酷な避難であったことなどの事情を勘案して30万円を加算し、823万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告25-1、同25-2及び承継前一審原告25-3は、本件事故の際、a g町内の自宅(居住制限区域)で、 、来客の接待、野菜作りなど、地域社会の中で平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a g町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を変容させられ(原判決 2-165頁9行目～166頁11行目、171頁24行目～172頁1行目)、突然の避難の後、a g町での暮らしへの想いを断ち切れないうまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。

これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告25-1、同25-2及び承継前一審原告25-3それぞれについて、各400万円であると認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告25らの主張

(ア) 一審原告25らは、同25-1、同25-2については長男との同居ができなくなり老後の先行きの不安を感じつつ狭小な住居でストレスを感じる生活となり、承継前一審原告25-3については本件事故当時93歳と高齢であったことなどに照らし、原審が認めた避難生活に係る慰謝料の額は不十分である旨主張する。

この点、前記説示のとおり、本件事故直後における同25-1、同25-2及び承継前一審原告25-3の特に過酷な避難状況等について顧慮するとともに、その後の生活等における多大な労苦について十分な考慮を払い、これらを織り込んだものとして、前記(1)において説示のとおり避難慰謝料を認定したものである。

(イ) 一審原告25らは、同25-1、同25-2及び承継前一審原告25-3が、人生設計の変更を余儀なくされ、a g町で享受していた豊かな自然を失い、お彼岸や区の運動会等の地域の人々との付き合いもなくなり、大きな孤独感を感じたことなどに照らし、原審が認めたる喪失慰謝料の額は、不十分である旨主張する。

しかし、一審原告25らが指摘する、人生設計の変更、豊かな自然や人々との交流の喪失等の上記事情について十分に顧慮して検討したとしてもなお、上記の避難慰謝料に加えて、当審で認定する生活基盤変容慰謝料としては、前記(2)において説示のとおり額を認定するのが相当というべきである。

(ウ) 一審原告25らは、a g町の自宅土地の放射線量等を受け、a g町に戻らないことを苦渋の選択として決断し、平成31年4月にb m市に転居したことによる精神的苦痛も、慰謝料額を考慮する上で斟酌されるべきである旨主張する。

しかし、一審原告25らが指摘する上記の事情について考慮したとしても、当審で認定する生活基盤変容慰謝料としては、前記(2)において説示のとおり額を認定するのが相当である。

イ 一審被告東電の主張

一審被告東電は、一審原告25-1、同25-2及び承継前一審原告25-3においては、本件事故の前後を通じて共に生活し、親族とより近接した環境となったことなどに照らし、時の経過によって、その精神的苦痛も徐々に緩和されており、一審被告東電の既払金を超える慰謝料の未払分はない旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情を踏まえて検討しても、それは、一審原告25らの避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、一審原告25らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

なお、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告25らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告25-1、同25-2につき各1282万円、承継前一審原告25-3につき1223万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、一審原告25-1、同25-2につき各852万円、承継前一審原告25-3につき941万5000円で

あると認められる。そうすると、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分の合計は、一審原告25-1、同25-2につき各430万円、承継前一審原告25-3につき281万5000円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告25-1、同25-2につき各43万円、承継前一審原告25-3につき28万円が相当であると認められる。

6 一審原告25-1、同25-2、承継前一審原告25-3の損害額のまとめ

以上によれば、一審原告25-1、同25-2は、それぞれ、473万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めことができ、また、承継前一審原告25-3は309万5000円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるといふこととなる。

(一審原告25-1、同25-2につき、それぞれ、

882万円 + 400万円 - 852万円 + 43万円 = 473万円

承継前一審原告25-3につき

823万円 + 400万円 - 941万5000円 + 28万円 = 309万5000円)

7 一審原告25-1、同25-2の請求の認容額等

前記説示のとりの訴訟承継の結果、一審原告25-1は、承継前一審原告25-3の損害賠償請求権(309万5000円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求権)を取得した。

したがって、一審原告25-1の請求は、前記473万円と上記309万5000円の合計額である782万5000円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同25-2の請求は、473万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

第24 一審原告26ら(承継前一審原告26-1、一審原告26-2~同26-5)について

1 控訴部分

一審原告26らの控訴部分は、承継前一審原告26-1の慰謝料等400万円、一審原告26-2、同26-3の慰謝料等各400万円であり(後記の補正引用に係る原判決説示のとおり、一審原告26-2~同26-5は、承継前一審原告26-1を相続し訴訟承継したと認められ、これを踏まえ、各控訴部分は、同26-2、同26-3につき慰謝料等各500万円、同26-4、同26-5につき慰謝料等各100万円とされている。)、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告26-2の慰謝料等2万5000円、同26-3の慰謝料等52万円である(原審は、一審原告26-4、同26-5に係る各請求をいずれも棄却しており、同人らについては、一審被告東電から控訴はされていない。)

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-285頁15行目から286頁22行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-285頁16行目の「26の1、」の次に「26の3、26の14」を加える。

(2) 原判決 3-286頁22行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(3) 承継前一審原告26-1(夫)は週3回のペースで血液透析を受け、通院以外には

知人と趣味の囲碁の対局をするなどし、一審原告26-2(妻)はパートの仕事に従事し、近所の人との間で庭や畑でとれた作物を交換するなどし、同26-3(長男)はa1町商工会で仕事をするなどし、a1町の自宅で、家族3人で生活していた。しかし、本件事故により、承継前一審原告26-1は、一審原告26-2の献身的なサポートの下、両名で血液透析の可能な病院を必死に探しながら、長期の避難所生活を経て、b1市に避難することを余儀なくされた。

(4) 承継前一審原告26-1は、b1市の狭いアパートで、囲碁を打つ知り合いもなく、階段の昇降にも苦労し、がんになり患って闘病生活となり、平成27年7月28日に死亡するに至った。また、一審原告26-2は、承継前一審原告26-1の看病や付添い、日々の家事で精一杯となり、同人の死亡後は、同人を亡くした虚しさを感じる生活となり、令和2年に、am市に転居した。

(5) 一審原告26-3は、本件事故時、a1町商工会の職場にあり、そのまま住民の避難誘導に従事し、車中泊を経て、翌日から消防団の活動に参加し住民の避難生活のサポートに従事し、承継前一審原告26-1、一審原告26-2とは別行動となった。同26-3は、b1市の親族宅に避難した後、職場である商工会の指示を受け、bn、bo、の商工会での仕事を続け、a1町の自宅に帰還できないまま、福島での生活を送った。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

承継前一審原告26-1、一審原告26-2は、上記2の事実経過で、a1町の自宅(帰還困難区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、同26-3も、本件事故時にはその職場にいたが、上記自宅から避難したものと評価することができる。そして、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、承継前一審原告26-1については、平成23年3月11日から平成27年7月まで、53箇月であり、一審原告26-2、同26-3については、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。

このことに照らすと、承継前一審原告26-1の避難生活に伴う慰謝料は、血液透析を受けつつの厳しい移動や生活であったことを考慮し、1箇月17万円の53箇月分(平成23年3月から平成27年7月まで)である901万円とした上、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、長い避難所生活を経たことなどの事情を勘案して45万円を加算し、946万円をもって相当と認める。また、一審原告26-2の避難生活に伴う慰謝料は、承継前一審原告26-1の看護をしながらの移動や生活であったことを考慮し、1箇月13万円の53箇月分(689万円)に、1箇月10万円の32箇月分(320万円)を加えた額である1009万円とした上、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、長い避難所生活を経たことなどの事情を勘案して45万円を加算し、1054万円をもって相当と認める。さらに、同26-3の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、車中泊を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、882万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤喪失慰謝料

承継前一審原告26-1、一審原告26-2及び同26-3は、本件事故の際、a1町内の自宅(帰還困難区域)で、地域の人々との交流や、地域に根差した仕事などをしながら平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a1町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を喪失させられ(原判決 2-163頁4行目~164頁16行目、171頁16~19行目)、突然の避難の後、a1町での暮らしへの想いを断ち切れぬまま先行きの見通しの立たない生活を送り、a1町に帰還することが叶わないという状況を受け入れざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を喪失させられたことによる慰謝料の額は、承継前一審原告

26-1、一審原告26-2及び同26-3それぞれについて、800万円とするのが相当であると認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告26らの主張

(ア) 一審原告26らは、承継前一審原告26-1においては、透析治療を受ける医療機関が見つからず生命の危険に晒され続け、b1市への避難後も、入退院を繰り返す中で衰弱が進行したこと、a1町での生活基盤そのものが失われたことなどを考慮した慰謝料額を算定すべきである旨主張する。

この点、当審は、承継前一審原告26-1における上記事情について十分顧慮し、前記(1)、(2)において説示のとおり、避難慰謝料及び生活基盤喪失慰謝料の額を認定したものである。

(イ) 一審原告26らは、同26-2においては、生命の危険に晒され続ける承継前一審原告26-1の傍らに寄り添うことで著しい恐怖心を感じ、b1市では同人の介護や付添いに追われたこと、a1町での生活基盤そのものが失われたことなどを考慮した慰謝料額を算定すべきである旨主張する。

この点、当審は、一審原告26-2における上記事情について十分顧慮し、前記(1)、(2)において説示のとおり、避難慰謝料及び生活基盤喪失慰謝料の額を認定したものである。

(ウ) 一審原告26らは、同26-3においては、地域の消防団に所属し、地縁のあるa1町で生活し続けることができなくなり、a1町での生活基盤そのものが失われ、不安定な就労状況となっていることなどを考慮すべきである旨主張する。

この点、当審は、一審原告26-3における上記事情について十分顧慮し、前記(1)、(2)において説示のとおり、避難慰謝料及び生活基盤喪失慰謝料の額を認定したものである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、承継前一審原告26-1、一審原告26-2及び同26-3においては、親族の近辺等の避難先において生活を続け、その避難生活上の苦痛は徐々に軽減され、平穏な生活を取り戻していることに鑑み、一審被告東電の既払額を超える損害は発生していない旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情を踏まえて検討しても、それは、一審原告26らの避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、一審原告26らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、承継前一審原告26-1、一審原告26-2及び同26-3に対しては、生命・身体的損害、就労不能損害など、実損害額を超える支払となっているから、慰謝料の未払分に弁済として充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、承継前一審原告26-1、一審原告26-2及び同26-3と一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、承継前一審原告26-1につき1746万円、一審原告26-2につき1854万円、同26-3につき1682万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額

は、承継前一審原告26-1につき1554万円、同26-2につき1522万5000円、同26-3につき1452万円であると認められる。

そうすると、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、承継前一審原告26-1について192万円、同26-2については331万5000円、同26-3については230万円となるものと認められる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、承継前一審原告26-1につき19万円、一審原告26-2につき33万円、同26-3につき23万円が相当であると認められる。

6 承継前一審原告26-1、一審原告26-2、同26-3の損害額のまとめ

以上によれば、承継前一審原告26-1は、211万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めことができ、一審原告26-2は、364万5000円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めことができ、さらに、同26-3は、253万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができるということとなる。

(承継前一審原告26-1につき、
946万円 + 800万円 - 1554万円 + 19万円 = 211万円

一審原告26-2につき、
1054万円 + 800万円 - 1522万5000円 + 33万円 = 364万5000円

一審原告26-3につき
882万円 + 800万円 - 1452万円 + 23万円 = 253万円)

7 一審原告26-2～同26-5の請求の認容額等

前記説示のとおり訴訟承継の結果、一審原告26-2は、承継前一審原告26-1の損害賠償請求権(211万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求権)の2分の1(105万5000円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求権)を取得し、同26-3～同26-5は、それぞれ、承継前一審原告26-1の上記損害賠償請求権の6分の1(35万1666円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求権)を取得したこととなる。

したがって、一審原告26-2の請求は、前記364万5000円と上記105万5000円の合計額である470万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同26-3の請求は、前記253万円と上記35万1666円の合計額である288万1666円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同26-4、同26-5の各請求は、上記35万1666円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

第25 一審原告27ら(一審原告27-1、同27-2)について

1 控訴部分

一審原告27らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告27-1の慰謝料等57万円、同27-2の慰謝料等74万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3 - 2 8 8 頁 1 3 行目から 2 6 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 - 2 8 8 頁 1 4 行目の「甲個 2 7 の 1、」の次に「2 7 の 1 9」を加える。

(2) 原判決 3 - 2 8 8 頁 1 5 行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3 - 2 8 8 頁 2 2 行目の「同人」を「一審原告 2 7 - 1」と改める。

(4) 原判決 3 - 2 8 8 頁 2 6 行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告 2 7 - 1 (母)は、同人の b p 市の実家で、元夫と離婚して新生活を開始すべく、 の幼い娘(同 2 7 - 2)と共に生活していた。しかし、本件事故により、同 2 7 - 1 は、同 2 7 - 2 の健康を考えて福島から離れることを決断し、とりあえず、 の元夫宅に転居し、その後の複数回の転居を経て、平成 2 4 年 2 月、b q 市のアパートでの生活を開始した。一審原告 2 7 らは、神奈川県に、親戚や頼れる友人、知人が全くなき、同 2 7 - 2 は、祖父母に会えない精神的な負担を受け、同 2 7 - 1 は、幼い娘(同 2 7 - 2)の健康を考え b p 市の実家に戻ることを躊躇せざるを得ず、平成 2 6 年 1 0 月に実父が亡くなった際に看取ることもできなかった。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告 2 7 らは、上記 2 の事実経過で、いわゆる d m の北部に位置する b p 市から避難したものであり、その日常生活を阻害されたものと認められ、その慰謝料額は、本件に現れた一切の事情を勘案し、同 2 7 - 1 につき 6 0 万円、同 2 7 - 2 につき 1 0 0 万円とするのが相当である。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告 2 7 らの主張

(ア) 一審原告 2 7 らは、同 2 7 - 1 において、本件事故のために元夫と離婚した後の生活設計を変えなければならなくなり、福島の実家付近の放射線量が高いことから帰りたくても帰れない苦痛が続いていることなどに鑑み、原審が認めた自己決定権侵害慰謝料に加え、避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである旨主張する。

そこで検討すると、一審原告 2 7 らにつき、原審が認めた自己決定権侵害による損害と同様の性質を有する日常生活阻害慰謝料に関し、本件事故との相当因果関係は十分肯定することができ、同 2 7 - 1 が、子供(一審原告 2 7 - 2)の健康への影響について顧慮し、現在も帰れない状況にあると考え、避難生活において苦痛を被っていることは十分顧慮すべきである。しかし、他方、慰謝料額としては、元居住地の状況等による公平性・合理性の見地からの制約を受けざるを得ず、一審原告 2 7 らの指摘する福島の実家付近の放射線量について顧慮したとしても、福島第一原発からの距離が近く避難指示が出された区域からの避難の場合とは、損害算定の基礎とする合理的な避難期間が異なり、発生した損害を客観的見地から金銭的に評価する上で程度の差が存することは否定できず、中間指針等を踏まえた上で個別の事情を可能な限り斟酌したものであるとして、前記説示の慰謝料額は相当なものというべきである。

(イ) 一審原告 2 7 らは、同 2 7 - 2 において、祖父母との暮らしから引き離され精神的に不安定となったことや、同人が のとき甲状腺検査において嚢胞が発見されたことを指摘して、原審が認めた自己決定権侵害慰謝料に加え、避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである旨主張する。

しかし、一審原告 2 7 - 2 が祖父母との暮らしから引き離され精神的苦痛を受けたことは十分顧慮すべきであるが、これを前提としても、前記(ア)に係る説示が同様に当てはまり、前記説示の慰謝料額は相当なものというべきである。なお、証拠(甲個 2 7 の 1 7)によれば、一審原告 2 7 - 2 に認められた嚢胞については治療の必要はなく、症状が出ることや、悪性に

変化することは考えにくいとされていることに照らし、上記指摘をもって前記説示の慰謝料額を左右する事情となつてはいえない。

(ウ) 一審原告27らは、同27-1が元夫と離婚して新生活を開始しようとした矢先に、本件事故によりb p市での生活基盤を喪失させられ、避難の事実を告げた福島の人との関係は悪化し、身近に頼れる人もおらず先行きについての不安を抱えた生活となっていることに鑑み、原審の認定した慰謝料額は不十分である旨主張する。

しかし、一審原告27らが指摘する上記の個別の事情について顧慮したとしても、前記(ア)に係る説示が同様に当てはまり、避難指示が出されていない区域からの避難の場合には、合理的な避難期間等の点で、客観的見地からみた程度の差が存することは否定できず、中間指針等を踏まえた上で個別の事情を可能な限り斟酌したものとして、前記説示の慰謝料額は相当なものというべきである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告27らが被ったとする自主的な避難に伴う苦痛や不便は、一審被告東電の既払金により十分補填されており、また、同人らが神奈川県での生活を続けているのは、一審原告27らの自主的判断の結果であつて、上記の苦痛や不便は、本件事故により通常生ずべき損害に当たらない旨主張する。

しかし、上記の既払金は、精神的損害等の費目とは同一でない費目に係るものを含んでいるところ、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告27らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであつて、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。そうすると、精神的損害等の費目とは同一でない費目に係る既払金が、慰謝料に対して弁済として充当されることにはならず、これによって一審原告27らの被った苦痛や不便が十分補填されているということもできない。また、福島第一原発の所在地及び本件事故による放射性物質の飛散状況を前提にすれば、本件事故当時においては、社会通念に照らし、福島県のいわゆるd mの北部に位置するb p市において、健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性があることを否定できない状況であつたといえる。このことに照らせば、一審原告27らが、その避難により被った苦痛や不便について、本件事故により通常生ずべき損害に当たらないということとはできない。

(イ) 一審被告東電は、一審原告27-2に発見された嚢胞は、本件事故と事実的因果関係があるとは認められず、避難の事実を告げた友人との関係が悪化したことも、通常生ずべき損害に当たるとはいえない旨主張する。

この点、上記嚢胞については、前記説示のとおりである。また、その余の事情は、慰謝料を算定する上で一切の事情として考慮することは許されるものというべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の額は、一審原告27-1につき60万円、同27-2につき100万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同27-1につき8万円、同27-2につき32万円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、同27-1につき52万円、同27-2につき68万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、同27-1につき5万円、同27-2につき6万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告27-1の請求は、57万円及びこれに対する平成23年3月11

日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、また、同27-2の請求は、74万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと同旨の原判決は相当であり、一審原告27ら及び一審被告東電の各控訴はいずれも棄却すべきこととなる。

(一審原告27-1につき

60万円 - 8万円 + 5万円 = 57万円

一審原告27-2につき

100万円 - 32万円 + 6万円 = 74万円)

第26 一審原告28について

1 控訴部分

一審原告28(一審原告31-1の子供)の控訴部分は、慰謝料等500万円である。なお、原審は、同人の請求を棄却しているため、一審被告東電からの控訴はされていない。

2 事実関係

原判決 3-290頁8行目から13行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

3 判断

(1) 上記認定事実によれば、一審原告28は、東京都内に妻子と共に居住して会社員として稼働していたものであって、同人において、本件事故時、ar町の実家から移動した事実も認められないから、同人に係る平穏な生活の基盤は、東京都内の居住地及びその周辺にあったものであり、その生活基盤が本件事故により喪失ないし変容したとは評価できず、その日常生活が阻害されたということもできない。そうすると、同人において、本件事故により精神的損害を被ったとして慰謝料の発生を肯定することはできない。

(2) 一審原告28は、母(一審原告31-1)が行っていたar町の実家の家業である不動産賃貸業を本格的に手伝い、平成26年1月には福島に移住してこれを本格的に引き継ぐ予定であり、人間関係等の生活基盤も、ふるさとであるar町に相当程度残されていたから、同人につき、本件事故による慰謝料の発生が認められるべきである旨主張する。

しかし、一審原告28が、ar町の実家の家業である不動産賃貸業を引き継ぐ予定であったとしても、同人は飽くまで東京都内に居住して稼働していたものであって、その生活基盤が東京都内の居住地及びその周辺にあったというべきことに変わりはない。同人が、実家のあるar町において、友人や知人らとの関係を有していたとしても、その生活基盤がar町にあることにはならず、上記説示が左右されるものではない。そして、一審原告28の陳述書(甲個28の12)の記載を含め、本件各証拠を検討しても、上記説示を左右するに足りるものはない。

(3) 以上によれば、一審原告28の請求は、全部理由がないから、これと同旨の原判決は相当であり、同人の控訴は棄却すべきこととなる。

第27 一審原告29について

1 控訴部分

一審原告29の控訴部分は、慰謝料等500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、慰謝料、自宅土地等に係る損害の計787万3235円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-290頁26行目から291頁22行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-291頁1行目の「甲個29の1、」の次に「29の22」を加える。

(2) 原判決 3 - 291頁22行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(3) 一審原告29は、子育てを終えた後、平成18年、父の介護をするためa g町の実家に戻り、平成19年6月、父の死亡により実家の土地建物を相続し、同実家を終の棲家とすべく、福島の方に就業し、野菜作りをするなどの生活を送っていた。しかし、本件事故により、以前の住居であり子供が居住を続けていたa h市の県営住宅に避難することを余儀なくされ、a g町の自宅にいつ戻れるのか先行きの不安を感じながら、福島からの避難者という視線で見られるのを避けるため知人との交流もできず、自宅に籠もることが多い生活を送ることになった。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告29は、上記2の事実経過で、a g町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告29の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であり、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、882万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告29は、本件事故の際、自ら相続したa g町の実家(居住制限区域)で、同実家を終の棲家とすべく、福島の方に就業し野菜作りをするなど、平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a g町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2 - 165頁9行目~166頁11行目、171頁24行目~172頁1行目)、突然の避難の後、a g町での暮らしへの想いを断ち切れなまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告29について、400万円が相当であると認められる。

(3) 自宅土地に係る損害について

原審は、一審原告29の自宅土地の財産的損害につき、固定資産税評価額の1.8倍の816万9250円である旨認定するところ、前記説示のとおり、自宅土地の損害について、一審被告東電の既払額(649万0015円)を超える損害が発生しているとは認められないから、原審が認容した上記損害額との差額については、本件事故による損害とは認められない。

(4) 当事者の主張について

ア 一審原告29の主張

(ア) 一審原告29は、被ばくや先行きの不安等を抱えながら苦勞して避難し、a h市に避難した後も、身近に同様な避難者がおらず精神的に辛い日々を過ごし、帰還の見込みが分からず多大なストレスを受けつつ過ごしたことなどに照らし、原審の認める避難生活に伴う慰謝料は不十分である旨主張する。

この点、前記説示のとおり、本件事故直後における一審原告29の特に過酷な避難状況等について顧慮するとともに、その後の生活等における多大なストレス等について十分な考慮を払い、これらを織り込んだものとして、避難生活に係る慰謝料額としては、前記(1)において説示のとおり額とするのが相当というべきである。

(イ) 一審原告29は、同人の自宅が、帰還困難区域とは数十メートルしか離れておらず、極めて近接していたものであったことに照らせば、同人には、帰還困難区域の居住者と同額の慰謝料が認められるべきである旨主張する。

しかし、一審原告29の指摘する上記事情を十分考慮しても、同人の自宅は居住制限区域にあり、公平性・合理性の見地に照らせば、生活基盤変容慰謝料額は、前記(2)において説示

のとりの額とするのが相当というべきである。

(ウ) 一審原告29は、自宅近辺では高い放射線量が計測され、近辺の住民もほとんど帰還せず、自宅は取壊しとなったこと、ag町での終の棲家としての生活を奪われ、予期せぬah市での生活で、一人自宅に籠もることが多い生活となったことなどに照らし、原審の認める慰謝料の額は不十分である旨主張する。

しかし、一審原告29における、ag町での終の棲家としての生活が失われたことなどの上記事情について十分に顧慮して検討したとしてもなお、上記の避難慰謝料に加えて、当審で認定する生活基盤変容慰謝料としては、前記(1)、(2)において説示のとりの額とするのが相当というべきである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告29においては、本件事故の5年前まで暮らしていた従前の県営住宅に戻ったにすぎず、かかる従前の県営住宅における生活を通じて、同人の精神的苦痛は、ごく短期間のうちに軽減・解消されたものであって、一審被告東電の既払金を超える慰謝料の未払分はない旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、一審原告29は、自らの生家である実家の土地建物を相続し、同実家を終の棲家とすべく、平成18年に父の介護を始めてから約5年間同実家における生活を継続していたものである。このことに照らせば、一審被告東電の指摘する上記事情は、本件事故後の生活における一審原告29の大きな苦痛や不便を直ちに否定する事情とまではいえないというべきであり、同人の慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、就労不能損害の名目での支払分につき、実損害額を超える支払となっているから、慰謝料に対して弁済として充当されるべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告29と一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告29につき1282万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告29に対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は852万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、一審原告29につき430万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告29につき43万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告29の請求は、473万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告29につき、

882万円 + 400万円 - 852万円 + 43万円 = 473万円)

第28 一審原告31ら(一審原告31-1、同31-2)について

1 控訴部分

一審原告31らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告31-1の慰謝料等481万2000円である。なお、

原審は、同31-2の請求を棄却しているため、同人に対する一審被告東電からの控訴はされていない。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-293頁17行目から25行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-293頁18行目の「甲個31の1」の次に「、31の5」を加える。

(2) 原判決 3-293頁19行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-293頁25行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告31-1(同31-2の母)は、ar町の自宅で、不動産賃貸業を営みながら、平成22年に死亡したその母親の介護をしつつ、趣味やボランティアの活動をし、地域の人々と米や野菜を分け合うなど助け合いながら生活していた。しかし、本件事故により、一審原告31-1は、着の身着のまま自宅を離れ、避難所生活を経て神奈川県に避難することとなり、2頭の飼犬のうち1頭は見つからないままとなった。また、避難先も、自宅より狭い環境となり、ストレスを感じながらの生活となった。」

3 損害額の認定

(1) 一審原告31-1について

ア 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告31-1は、上記2の事実経過で、ar町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、同31-1の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、882万円をもって相当と認める。

イ 生活基盤変容慰謝料

一審原告31-1は、本件事故の際、ar町内の自宅(居住制限区域)で、不動産賃貸業を営みながら、趣味やボランティアの活動をし、地域の人々と交流するなど平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、ar町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2-166頁12行目~167頁8行目、172頁2行目~5行目)、突然の避難の後、ar町での暮らしへの想いを断ち切れぬまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告31-1について、400万円が相当であると認められる。

(2) 一審原告31-2について

上記2の各事実によれば、一審原告31-2は、ah市内に居住して大学に通学していたものであって、同人において、本件事故時、ar町の実家から移動した事実も認められないから、同人に係る平穏な生活の基盤は、ah市内の居住地及びその周辺にあったものであり、その生活基盤が本件事故により喪失ないし変容したとは評価できず、その日常生活が阻害されたということもできない。そうすると、同人において、本件事故により精神的損害を被ったとして慰謝料の発生を肯定することはできない。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告31らの主張

(ア) 一審原告31-1は、着の身着のまま、放射線の高い避難所に避難させられ、飼犬が放置され、ah市の避難先の生活でも自動車へのいたずら、狭小な住環境下での家族関係の悪化、子供の などがあって、精神的苦痛を被っており、これらを考慮した慰謝料が認

められるべきである旨主張する。

この点、前記説示のとおり、本件事故直後における一審原告31-1の特に過酷な避難状況等について顧慮するとともに、その後の生活等における多大なストレス等について十分な考慮を払い、これらを織り込んだものとして、避難生活に係る慰謝料額としては、前記(1)アにおいて説示のとおり額が相当というべきである。

(イ) 一審原告31-1は、その生活歴や生活圏等は、居住地のa r町にとどまらず、出身地であり賃貸不動産の一部も所在するa l町などを含めたより広範な地域であったとみるべきであるから、帰還困難区域からの避難者の場合と同額の慰謝料額が認められるべきである旨主張する。

しかし、前記認定のとおり、一審原告31-1は、本件事故の際、a r町内の自宅(居住制限区域)で、趣味やボランティアの活動をし、地域の人々と交流するなど平穏な生活を送っていたものであり、同人に係る平穏な生活の基盤は、賃貸不動産の所在地等にかかわらず、a r町の自宅及びその周辺において営まれていたものとみるのが相当であるから、公平性・合理性の見地に照らし、帰還困難区域からの避難者の場合と同額の慰謝料額が認められるべきとはいえない。

(ウ) 一審原告31-2は、a r町の実家に同人の部屋もあり、a r町の土地も相続しており、将来的にa r町に戻って不動産賃貸業を引き継ぐ考えであったことなどに照らし、a r町内にも同人の生活基盤が存在していたというべきであるから、同人につき慰謝料が認められるべきである旨主張する。

しかし、a r町の実家に一審原告31-2の部屋があり、同人が、a r町の土地を相続しており、不動産賃貸業を引き継ぐ考えであったとしても、同人は、親元から離れ、a h市内に居住して大学に通学していたものであり、同人の生活基盤がa h市内の居住地及びその周辺にあったというべきことに変わりはなく、上記事実をもって、同人につきその生活基盤がa r町の実家に存したことにはならず、慰謝料が認められるべきとはいえない。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告31-1については、a h市内で複数の居住用物件を購入して繰り返し転居し、平成29年10月、同市の戸建て住宅を購入して転居し現在に至っているから、同人は、同月には避難生活を終了したとみる旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情は、事柄の性質に照らし、一審原告31-1の本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえないというべきであり、同人の慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告31-1においては、複数の物件に係る住居確保費用の支払を受け、その支払分は、実損害額を超えるものとなっているから、他の損害項目に弁済として充当されるべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告31-1と一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)ア、イの合計額は、一審原告31-1につき1282万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告31-1に対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は862万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、一審原告31-1につき420万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告31-1につき42万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告31-1の請求は、462万円及びこれに対する平成23年3月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなり、また、同31-2の請求は、全部理由がないから、これと同旨の原判決は相当であり、同人の控訴は棄却すべきこととなる。

(一審原告31-1につき、

882万円+400万円-862万円+42万円=462万円)

第29 一審原告33ら(一審原告33-1、同33-2)について

1 控訴部分

一審原告33らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告33-1については慰謝料等52万円、同33-2については慰謝料等30万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-297頁10行目から21行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-297頁11行目の「甲個33の1、」の次に「33の5」を加える。

(2) 原判決 3-297頁12行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-297頁21行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告33-1は、その夫と離婚し、本件事故時、b p市の自宅で、同33-2(長男)と共に居住しており、同33-1が小学校のPTAの役員をし、バザーの手伝い、学校の清掃など様々な地域の活動をし、同33-2が、b p市の子供施設でイベント等に参加し、d pで活動し、囲碁教室に通うなどして生活していた。しかし、本件事故により、一審原告33らは、神奈川県へ避難し、親族の居宅のほか、複数回の転居をすることを余儀なくされた。そして、同33-1は、狭い居住空間でストレスが溜り、知人から避難者であることを揶揄されて精神的に傷付いて体調を崩し、また、同33-2は、福島での上記の様々な活動ができなくなり、通学先の中学校で福島からの避難者であることを理由にいじめに遭うなどした。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告33らは、上記2の事実経過で、いわゆるd mの北部に位置するb p市から避難したものであり、その慰謝料は、同人らが避難生活により日常生活を阻害されたと認められることに鑑み、本件に現れた一切の事情を勘案し、同33-1につき60万円、同33-2につき100万円とするのが相当である。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告33らの主張

(ア) 一審原告33らは、狭小な環境下での避難生活を強いられ、同33-1は、知人から心無い発言をされるなど心労が積み重なって体調を崩し、同33-2も避難者であることを理由にいじめを受けるなど数々の悔しい思いをしたものであり、避難生活が過酷であったことを踏まえた慰謝料が認められるべきである旨主張する。

そこで検討すると、前記説示のとおり、原審が認めた自己決定権侵害による損害の実質は、一審原告33らの平穏な日常生活の阻害による、避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料であ

ると考えられ、一審原告33らの上記主張は、慰謝料額が不十分である旨をいうものと解される。この点、母子家庭での避難であり体調の悪化やいじめがあったことなど一審原告33らが避難生活において被った精神的苦痛は十分顧慮すべきであると考えられるが、他方、慰謝料額としては、元居住地の状況等による公平性・合理性の見地からの制約を受けざるを得ず、福島第一原発からの距離が近く避難指示等が出された区域からの避難の場合とは、損害算定の基礎とする合理的な避難期間が異なり、客観的見地から損害の事実を金銭的に評価する上で程度の差が存することは否定できず、中間指針等を踏まえた上で個別の事情を可能な限り斟酌したものととして、前記説示の慰謝料額は相当なものというべきである。

(イ) 一審原告33らは、b p市内で測定した際の放射線量の高さや、ADRの提示に係る和解案の額の低さなどから感じた孤独感、被差別感等の精神的苦痛に照らせば、原審の認めた慰謝料額は不十分である旨主張する。

しかし、一審原告33らが指摘する上記の事情を踏まえて検討したとしても、慰謝料額としては、上記説示のとおり、元居住地の状況等による公平性・合理性の見地からの制約を受けざるを得ず、福島第一原発からの距離が近く避難指示等が出された区域からの避難の場合とは、損害算定の基礎とする合理的な避難期間が異なるといわざるを得ないことに照らし、前記説示の慰謝料額が左右されることにはならない。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告33らが神奈川県での生活を続けているのは、福島の自宅の売却など、同人らの置かれた状況等を踏まえた自主的な判断の結果であり、その被ったと主張する自主的な避難に伴う苦痛や不便は、一審被告東電の既払金により十分補填されている旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、同人らが、本件事故時、PTAの役員として様々な地域の活動をし、子供施設でイベント等に参加するなど、平穏な生活を送っていたことに照らせば、本件事故により突然大きな影響を受けるに至ったその生活の回復のためには、一定の期間を要したものであるべきであり、少なくとも、本件事故により、前記認定の慰謝料額に相当する損害が発生したというべきである。

なお、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告33らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

(イ) 一審被告東電は、一審原告33-1が他の保護者から「避難者ばかりずるい。」との心無い発言をされ、同33-2がいじめに遭っていたと述べるが、これらは当該言動を行った第三者が責任を負うべきものであり、本件事故との相当因果関係が認められるものではない旨主張する。

しかし、一審原告33らが主張する上記事象については、福島からの避難者であることを契機としており、本件事故による避難との間の事実的因果関係が直ちに否定されるとはいえず、また、その一つ一つの事象から個別に法的な請求権が発生するものではないとしても、少なくとも、同人らがその避難生活において受けた精神的負担の大きさについて示す一事情となり得るといえるべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の額は、同33-1につき60万円、同33-2につき100万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告33らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同33-1に対して12万円、同33-2に対して72万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

は、一審原告33-1につき48万円、同33-2につき28万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告33-1につき4万円、同33-2につき2万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告33-1の請求は、52万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同33-2の請求は、30万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと同旨の原判決は相当であり、一審原告33ら及び一審被告東電の各控訴はいずれも棄却すべきこととなる。

(一審原告33-1につき

60万円 - 12万円 + 4万円 = 52万円

一審原告33-2につき

100万円 - 72万円 + 2万円 = 30万円)

第30 一審原告34について

1 控訴部分

一審原告34の控訴部分は、慰謝料等500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告34の慰謝料等382万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-299頁3行目から14行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-299頁4行目の「甲個34の1」を「甲個34の1～14」と改める。

(2) 原判決 3-299頁5行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-299頁14行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 本件事故以前の生活状況等

ア 一審原告34は、、夫と結婚し、平成年～同年に宮城県に転居していた時期を除き、a f市 b d区の自宅(夫の実家)で、夫やその両親と共に暮らし、近所の住民同士で助け合いながら生活していた。

イ 一審原告34は、本件事故時、a f市 b e区 所在の建物を借りて学習塾を経営し、高校生等を対象に英語や数学を教えており、受験期や学期末の繁忙期には、夜遅くまで授業や個別指導を続ける必要があった。そのため、一審原告34は、繁忙期には、授業等の終了後、そのまま学習塾で寝泊まりすることが少なくなかった。

(3) 本件事故以後の生活状況等

一審原告34は、本件事故時、上記学習塾で被災し、福島の実家や友人宅、東京の長男宅等を経て、平成23年7月から、神奈川県共同住宅に転居した。一審原告34は、実家に残った夫やその両親と離れて暮らすこととなり、学習塾での生徒らとの関係も失い、就職活動もうまくいかず、うつ病に罹患するなどした。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告34は、上記2の事実経過で、a f市 b d区の自宅(避難指示解除準備区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告34の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月10万円の85箇月分である850

万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことなどの事情を勘案して30万円を加算し、880万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告34は、本件事故の際、af市bd区の自宅(避難指示解除準備区域)で、夫やその両親と共に暮らし、近所の住民同士で助け合いながら、be区の学習塾を経営しつつ、平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、af市の居住地での地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決2-167頁14行目~168頁15行目、172頁10行目~19行目)、突然の避難の後、af市bd区での暮らしへの想いを断ち切れなまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告34について、400万円が相当であると認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告34の主張

(ア) 一審原告34は、慰謝料額を定めるに当たっては、避難生活の中で、平成28年4月にはうつ病との診断を受け、af市の自宅付近でも半分以下しか帰還しておらず、自宅も取り壊さざるを得なかったことなどを考慮すべきである旨主張する。

しかし、上記(1)、(2)の慰謝料の額を認定するに当たっては、避難生活の状況や元居住地の状況など、一審原告34が指摘する事情についても十分考慮しており、慰謝料の額は、上記認定の額のとおりとするのが相当である。

(イ) 一審原告34は、af市bd区に居住していたものの、その生活圏は、帰還困難区域や居住制限区域と重なっていたことに照らせば、これらの区域の避難者と同程度の慰謝料の額が認められるべきである旨主張する。

この点、上記(2)において、生活基盤変容慰謝料の額については、居住制限区域に居住していた場合と同一の額(400万円)を認定したものであるが、他方において、公平性・合理性の見地に照らし、生活基盤が喪失したと評価せざるを得ない帰還困難区域と同視して、同区域に居住していた場合と同一の額を認定することはできない。

イ 一審被告東電の主張

一審被告東電は、一審原告34は、本件事故の際、夫の実家であるaf市bd区(避難指示解除準備区域)ではなく、学習塾の所在するaf市be区(緊急時避難準備区域)に居住していたものであるから、飽くまで緊急時避難準備区域からの避難であることを前提とした慰謝料額とされるべきであり、このことは、被害概況申出書(乙個34の1)、塾の建物の利用目的(乙個34の12)、クレジットカードの返済口座の金融機関(乙個34の13)、仮払補償金請求書(乙個34の2)などから裏付けられる旨主張する。

しかし、一審原告34の住民票において、その住所は夫の実家であるaf市bd区(避難指示解除準備区域)にあり、前記認定のとおり、一審原告34は、受験期や学期末の繁忙期には、夜遅くまで授業や個別指導を続ける必要があったため、授業等の終了後、そのまま学習塾で寝泊まりすることが少なくなかったと認められる。そうすると、このことについては、同人が、繁忙期において、一時的に就業先で起居していたにすぎないものと評価されるべきであり、このような状態が、繁忙期以外の時期をも通じた通常の状態であったとまでは認められず、生活の本拠自体が上記学習塾にあったとまではいえない。

この点、一審被告東電は、上記の各証拠について指摘するが、そのいずれをみても、一審原告34が、繁忙期において、一時的に就業先で起居していたと評価されるべきであるとの上記説示と矛盾するものではなく、生活の本拠自体が上記学習塾にあったものとまでは認められないとの上記説示は左右されない。

以上によれば、一審被告東電の上記主張は採用することができず、一審原告34については、前記(1)、(2)に説示したとおりの慰謝料額が認定されるべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告34につき1280万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、852万円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、428万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告34につき42万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告34の請求は、470万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告34につき、

$880万円 + 400万円 - 852万円 + 42万円 = 470万円$)

第31 一審原告35ら(一審原告35-1~同35-5)について

1 控訴部分

一審原告35らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告35-1については慰謝料、就労不能損害等の計960万4133円、同35-2については慰謝料、就労不能損害等の計821万0753円、同35-3については慰謝料、就労不能損害等の計796万4115円、同35-4については慰謝料等495万円、同35-5については慰謝料等495万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-300頁12行目から302頁10行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-300頁13行目の「甲個35の1」を「甲個35の1~20」と、「35-1本人」を「35-2本人」とそれぞれ改める。

(2) 原判決 3-301頁25行目末尾に「なお、同人が飼育していたペット3匹は、b s市の担当者の手配により、里親に引き取られた。」を加え、302頁2行目の「なお、」から3行目末尾までを削る。

(3) 原判決 3-302頁10行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(5) 一審原告35らは、本件事故時、同35-1(夫)、同35-2(妻)、同35-3(長女)がいずれも会社等で稼働し、同35-4(長男)が高校3年生で4月から就職する予定であり、同35-5(二女)が中学3年生で4月からa r高校に進学する予定であって、広い自宅で生活していた。しかし、本件事故により、b s市の狭い市営住宅で避難生活を送ることとなり、同35-3は、大切にしていたペットを手放すことを余儀なくされ、同35-1は、平成23年10月の福島の勤務先の退職後、転職を繰り返す中、軽うつ状態となり不眠に悩まされ、同35-2は、家族の世話を忙殺され就職する余裕を失い、同35-4は、就職先を福島にするか神奈川にするかについて葛藤し、同35-5は、地域の友人関係を失いストレスを受けた。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告35らは、上記2の事実経過で、ar町の自宅（居住制限区域）から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告35らの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であることなどの事情を勘案して30万円を加算し、880万円をもって相当と認める。

（2）生活基盤変容慰謝料

一審原告35らは、本件事故の際、ar町内の自宅（居住制限区域）において、会社等で稼働したり、学生生活を送ったりするなど、地域の中で平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、ar町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ（原判決 2 - 166頁12行目～167頁8行目、172頁2行目～5行目）、突然の避難の後、ar町での暮らしへの想いを断ち切れなまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告35らについて、それぞれ、400万円が相当であると認められる。

（3）就労不能損害

就労不能損害については、原判決 3 - 303頁10行目～304頁10行目の説示を引用する。

（4）当事者の主張について

ア 一審原告35らの主張

（ア）一審原告35らは、bs市の市営住宅で、物理的・空間的に極めて窮屈かつ不自由な生活を余儀なくされ、また、ar町での仕事を退職し、又は就業先、進学先の選択を狭められるなどキャリア形成に大きなマイナスの影響を受けたことに照らし、避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである旨主張する。

この点、前記（1）において認定した額は、bs市での狭小な住環境での不自由な避難生活や、同人らがそのような生活の中で被った多大な苦痛や不便、キャリア形成への影響等について、十分な考慮を払い、これらを織り込んだものというべきであり、避難生活に係る慰謝料額としては、前記認定の額が相当というべきである。

（イ）一審原告35らは、その自宅から最寄りの帰還困難区域までは1キロメートル（徒歩20分未満）の距離にあり、豊かな自然の中、地域社会で充実した生活を送ってきたことに照らし、帰還困難区域からの避難と同様に評価すべきである旨主張する。

しかし、一審原告35らの指摘する上記事情があったとしても、同人らの自宅が居住制限区域にあったことに変わりはなく、公平性・合理性の見地に照らし、その慰謝料額は、前記説示のとおり額とするのが相当というべきである。

イ 一審被告東電の主張

（ア）一審被告東電は、一審原告35らにおいては、同35 - 1の出身地であり地縁もあるbs市で生活し、時の経過によってその精神的苦痛は徐々に緩和され、新居の取得や就職に伴う独立によって、その避難生活を終了している旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情は、事柄の性質に照らし、一審原告35らの本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、同人らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

（イ）一審被告東電は、一審原告35らに対し、住居確保費用、賃料、家財損害等の名目で十分な支払をしており、実損害額を超える支払となっているから、他の損害項目に弁済として充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告35らと一審被告東電との間において

も認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通（充当）する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3（1）、（2）の合計額は、一審原告35らそれぞれにつき、1280万円であるところ、証拠（乙共494、520）及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告35らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、それぞれ、850万円であることが認められる。

また、就労不能損害への弁済については、原判決 3 - 305頁21行目～306頁1行目の説示を引用する（ただし、原判決 3 - 305頁24行目に「（乙共336・131～132頁）」とあるのを「（乙共494、520）」と改める。）。

そうすると、これらの弁済を控除した損害金の未払分は、同35 - 1につき853万4133円（慰謝料430万円、就労不能損害423万4133円）、同35 - 2につき727万0753円（慰謝料430万円、就労不能損害297万0753円）、同35 - 3につき704万4115円（慰謝料430万円、就労不能損害274万4115円）、同35 - 4、同35 - 5につき各430万円（慰謝料）となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告35 - 1につき85万円、同35 - 2につき72万円、同35 - 3につき70万円、同35 - 4、同35 - 5につき各43万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告35 - 1の請求は、938万4133円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同35 - 2の請求は、799万0753円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同35 - 3の請求は、774万4115円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同35 - 4、同35 - 5の各請求は、それぞれ、473万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

（一審原告35 - 1につき、
880万円 + 400万円 - 850万円 + 423万4133円 + 85万円 = 938万4133円

一審原告35 - 2につき、
880万円 + 400万円 - 850万円 + 412万5573円 - 115万4820円 + 72万円 = 799万0753円

一審原告35 - 3につき、
880万円 + 400万円 - 850万円 + 493万9407円 - 219万5292円 + 70万円 = 774万4115円

一審原告35 - 4、同35 - 5につき、いずれも、
880万円 + 400万円 - 850万円 + 43万円 = 473万円）

第32 一審原告36ら（一審原告36 - 1～同36 - 3）について

1 控訴部分

一審原告36らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各100万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告36 - 1については慰謝料等19万円、同36 - 2、同36 - 3については、それぞれ、慰謝料等各30万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3 - 307頁22行目から308頁8行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 - 307頁23行目の「甲個36の1」を「甲個36の1～4」と改める。

(2) 原判決 3 - 307頁24行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3 - 308頁8行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告36らは、本件事故時、b a市の自宅において、同36 - 1(妻)とその夫、高校生の同36 - 2(長女)、中学生の同36 - 3(二女)の家族4人で生活していた。しかるに、本件事故を受けて、平成24年3月から、一審原告36らは、家族3人で、神奈川県のレストランでの避難生活を始めることとなり、経済面等における先行きの不安、夫(父)との別居から生じた様々なストレスから、いずれも体調を崩すことがあった。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告36らは、上記2の事実経過で、いわゆるd mの中部に位置するb a市から避難したものであり、その慰謝料は、同人らが避難生活により日常生活を阻害されたと認められることに鑑み、本件に現れた一切の事情を勘案し、同36 - 1につき30万円、同36 - 2、同36 - 3につき各100万円とするのが相当である。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告36らの主張

(ア) 一審原告36らは、同36 - 1においては、本件事故後、夫の失業等の事情があったためすぐ転居できなかったが、同36 - 2、同36 - 3の進学のと同時に合わせて転居したものであり、これをもっては避難の事実が認められないとして自己決定権侵害慰謝料30万円のみを認めた原審の判断は、誤りである旨主張する。

しかし、一審原告36 - 1について、同人が指摘するような事情があり、上記2の事実経過であったとしても、避難指示等が出されていないb a市からの神奈川県への同人の転居が、本件事故の約1年後という時期となったことに変わりはなく、避難指示等が出されている地域から、本件事故後、ほどなく避難した場合と同視することはできない。そのような中で、同人の個別の事情を可能な限り斟酌し、その日常生活阻害慰謝料の額としては、30万円をもって相当と認める。

なお、前記説示のとおり、当審の認定する避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)は、原審の認定する自己決定権侵害慰謝料と、その実質が異なるものではないというべきであるから、原審が認めた自己決定権侵害慰謝料とは別途、避難慰謝料が認められるということにはならない。

(イ) 一審原告36らは、同36 - 2、同36 - 3の甲状腺検査において嚢胞の存在が認められ、放射線に晒された影響が出ていること、自宅付近は現在も放射線量が高いことを指摘し、b a市の自宅に戻りたくても戻れない状況にあるため、原審の認めた慰謝料額は不十分である旨主張する。

しかし、一審原告36らの指摘する甲状腺の嚢胞は、一般的に多くの人に認められるものとされており(甲個36の1・別紙2、4)、当該嚢胞が本件事故によるものであることを認めるに足りる客観的証拠はなく、上記指摘をもって慰謝料額を左右する事情とみることが困難である。また、一審原告36らが指摘する自宅付近の放射線量に関しても、慰謝料額としては、元居住地の状況等による公平性・合理性の見地からの制約を受けざるを得ず、福島第一原発からの距離が近く避難指示が出された区域からの避難の場合と同様の額とすることはできない。そのような中で、中間指針等を踏まえた上で一審原告36らの個別の事情を可能な限り斟酌したものととして、原審の認定する慰謝料額は相当なものというべきである。

(ウ) 一審原告36らは、避難生活の中で、同36-1においては、
が生じ、経済面も含めて先行きの強い不安を感じて体調を崩し、同36-2、同36-3においても精神的ストレスを受けていることなどに照らし、原審の認めた慰謝料額は不十分である旨主張する。

しかし、当審は、一審原告36-1における
や先行きの不安、同36-2、同36-3が受けた精神的ストレスなどの、一審原告36らの個別事情について十分顧慮した上で、上記説示のような公平性・合理性の見地をも踏まえて慰謝料額について検討した結果、前記説示の額を認定するのが相当と判断するものである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告36-1が、子供である同36-2、同36-3の健康を不安視して避難を継続している旨の同36-1の主張に沿う陳述書(甲個36の1、36の4)の記載内容は、反対尋問を経たものでなく、同36-2のブログの記載(乙個36の1~20)に照らしても信用性がない旨主張する。

しかし、同36-1の上記陳述書の記載内容は、本件事故を受けての同人の主観的認識を表したものであり、一審被告東電の上記指摘を考慮しても、それ自体信用性がないと断定することは困難である。そして、同人の慰謝料額としては、上記2の事実経過に照らし、本件における一切の事情を踏まえ、前記説示の額を認定するのが相当である。

(イ) 一審被告東電は、子供の健康への影響に対する漠然とした不安を考慮して親固有の慰謝料を肯定し得るものではなく、また、貯金を切り崩しているという一審原告36-1の陳述も、客観的裏付けを欠いている旨主張する。

しかし、当審で認定した慰謝料は、一審原告36らにおいて、その各自の日常生活が阻害され、様々な苦痛や不便を被ったことを考慮して算定したものであり、上記の漠然とした不安を親固有の慰謝料として認定したのではない。また、一審原告36-1の経済的な不安については、その貯金の個々の生活費への充当という個別の事実に係る立証の有無についてはともかくとして、夫との別居に伴う経済面等における先行きの不安という側面があることは否定できず、慰謝料を算定する上での一事情となり得るものである。

(ウ) 一審被告東電は、一審原告36らの転居等は、その家庭内の事情や生活状況をも踏まえた判断の結果であり、その実情としては一般にみられる通常の転居やそれに伴う生活の変化と大差がなく、その苦痛や不便は、本件事故により通常生ずべき損害には当たらない旨主張する。

しかし、一審原告36らの転居等について、一審被告東電が指摘する、家庭内の事情や生活状況を踏まえた判断という側面があるとしても、一審原告36らは、住み慣れた福島県内ではなく、福島第一原発から距離が離れた神奈川県内に転居したものであって、これは、高校生であった同36-2、中学生であった同36-3が放射線の被害に遭うことを避けるため避難をすることを決断した結果であることは否定することができない。そして、前記説示のとおり、本件事故時においては、福島第一原発の所在地及び本件事故による放射性物質の飛散状況を前提に、社会通念に照らし、一般人を基準として、福島県のいわゆるd mの中部に位置するb a市において、健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性を否定できない状況であったのであり、一審原告36らにおいて、単に、一般にみられる通常の転居を行ったものとみることはできない。

これらによれば、一審原告36らの福島県(b a市)から神奈川県への転居に関して同人らが被った苦痛や不便が、本件事故により通常生ずべき損害に当たらないとはいえない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の額は、一審原告36-1につき30万円、同36-2、同36-3につき各

100万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同36-1につき12万円、同36-2、同36-3につき各72万円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、同36-1につき18万円、同36-2、同36-3につき各28万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告36-1につき1万円、同36-2、同36-3につき各2万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告36-1の請求は、19万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、また、同36-2、同36-3の各請求は、30万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと同旨の原判決は相当であり、一審原告36ら及び一審被告東電の各控訴はいずれも棄却すべきこととなる。

(一審原告36-1につき

30万円 - 12万円 + 1万円 = 19万円

一審原告36-2、同36-3につき

100万円 - 72万円 + 2万円 = 30万円)

第33 一審原告37ら(一審原告37-1~同37-3)について

1 控訴部分

一審原告37らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告37-1については慰謝料、土地等に係る損害の計847万0869円、同37-2については慰謝料等467万4000円、同37-3については慰謝料等490万4000円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-310頁15行目から311頁18行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-310頁16行目の「甲個37の1」の次に「、2、54、55」を加える。

(2) 原判決 3-311頁18行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(4) 一審原告37-1(父)、同37-2(同37-1の長女)、同37-3(長女の子供(長男)。本件事発時、3歳)らは、本件事発時、ar町の自宅で、地域の行事に参加し、また、親族や近所の人々と野菜を分け合うなどしながら生活していた。しかし、本件事発により、一審原告37らは、上記自宅を離れることを余儀なくされ、車中泊を経て、平成23年9月から、神奈川県 市の借上住宅で暮らすようになった。同37-1は、 の診断を受け、近所付き合いもほとんどない状態となり、同37-2は、地縁のない で、同37-3の学校での状況を気にしながらの生活を送ることを余儀なくされた。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告37らは、上記2の事実経過で、ar町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告37らの避難生活に伴う慰謝料は、同37-1については、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、長い施設生活、

車中泊を経たことなどの事情を勘案して35万円を加算し、885万円をもって相当と認め、また、同37-2については、同37-3(3歳)の世話をしながらの避難であったことなどの事情を勘案して、平成23年3月11日から平成24年2月末まで(12箇月分)を1箇月13万円(156万円)、その後の73箇月分を1箇月12万円(876万円)とした上、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、長い施設生活、車中泊を経たことなどの事情を勘案して35万円を加算し、1067万円をもって相当と認め、さらに、同37-3については、平成23年3月11日から平成30年3月末まで(85箇月分)を1箇月12万円(1020万円)とした上、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、長い施設生活、車中泊を経たことなどの事情を勘案して35万円を加算し、1055万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告37らは、本件事故の際、ar町内の自宅(居住制限区域)で、地域の行事に参加し、野菜を分け合うなど、地域の中で平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、ar町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決2-166頁12行目~167頁8行目、172頁2行目~5行目)、突然の避難の後、ar町での暮らしへの想いを断ち切れないまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告37らについて、それぞれ、400万円が相当であると認められる。

(3) 自宅土地の財産的損害について

原審は、一審原告37-1の所有する自宅土地につき、固定資産税評価額の1.8倍の387万6660円である旨認定するところ、前記説示のとおり、自宅土地の損害について、一審被告東電の既払額(307万9791円)を超える損害が発生しているとは認められないから、原審が認容した上記損害額との差額については、本件事故による損害とは認められない。

(4) 当事者の主張について

ア 一審原告37らの主張

(ア) 一審原告37らは、同37-1及び同37-2において、本件事故発生後、発達障害のある同37-3と共に、約4箇月間、各所を転々とする過酷な避難生活を強いられてが悪化し、神奈川県への借上住宅に転居した後も多大な精神的ストレスが継続したことに照らし、原審が認めた避難生活に係る慰謝料は不十分である旨主張する。

この点、前記(1)において認定した額は、一審原告37らが指摘する、同37-3の面倒を見ながらの過酷な避難や、神奈川県への借上住宅での生活の中で被った多大な苦痛や不便等について、十分な考慮を払い、これらを織り込んだものというべきであり、避難生活に係る慰謝料額としては、前記認定の額が相当というべきである。

(イ) 一審原告37らは、ar町というふるさと及びそこでの平穏な生活や人的コミュニティ等を失い、避難先での環境の変化や先行きの不安等からくる精神的ストレスにより、健康・面に多大な影響を受けたものであって、これに照らせば、原審の認めたふるさと喪失慰謝料は、不十分である旨主張する。

しかし、一審原告37らにおける、ar町での平穏な生活等を失い精神的ストレスにより健康・面に多大な影響を受けたことなどの上記事情について十分に顧慮して検討したとしてもなお、上記の避難慰謝料に加えて、当審で認定する生活基盤変容慰謝料としては、前記のとおり額を認定するのが相当というべきである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告37らにおいて、その避難生活上の苦痛は徐々に軽減され、平成28年3月からは福島県で生活していることに照らし、同月から平穏な生活を取り戻

していたといえる旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情は、一審原告37らの本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、同人らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当である。

(イ) 一審被告東電は、一審原告37らに対する、生命・身体的損害、就労不能損害等の名目での支払が、実損害額を超える支払となっている可能性があるから、他の損害項目に弁済として充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告37らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告37-1につき1285万円、同37-2につき1467万円、同37-3につき1455万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告37らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、一審原告37-1に対し610万円、同37-2に対し875万円、同37-3に対し854万円であることが認められるから、これを控除した損害金の未払分は、同37-1につき675万円、同37-2につき592万円、同37-3につき601万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告37-1につき67万円、同37-2につき59万円、同37-3につき60万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告37-1の請求は、742万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同37-2の請求は、651万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同37-3の請求は、661万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告37-1につき、

$885万円 + 400万円 - 610万円 + 67万円 = 742万円$

一審原告37-2につき、

$1067万円 + 400万円 - 875万円 + 59万円 = 651万円$

一審原告37-3につき、

$1055万円 + 400万円 - 854万円 + 60万円 = 661万円$)

第34 一審原告38について

1 控訴部分

一審原告38の控訴部分は、慰謝料等500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、同人についての慰謝料等19万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-314頁16行目から315頁3行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-314頁17行目の「甲個38の1」を「甲個38の1~5」と改め

る。

(2) 原判決 3 - 3 1 4 頁 1 8 行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3 - 3 1 5 頁 3 行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告38は、本件事故時、住み慣れたa n市の市営住宅で、生活を送っていた。しかし、本件事故を受けて、一審原告38は、自宅付近の放射線量の高さによる不安を感じたことを契機として、平成24年1月、b s市の雇用促進住宅に転居した。同人は、同市において就業したが、その後、仕事先が変わる中で、ストレスから体調を崩すことがあった。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告38は、上記2の事実経過で、いわゆるd mの中部に位置するa n市から避難したものであり、その慰謝料は、同人が避難生活により日常生活を阻害されたと認められることに鑑み、本件に現れた一切の事情を勘案し、同人につき30万円とするのが相当である。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告38の主張

一審原告38は、自宅付近の放射線量の高さから、b s市への転居を余儀なくされたものであり、避難指示がされた区域からの避難と違いはなく、将来の生活や健康への不安を抱え、自然と共生する生活や交友関係等を失ったことなどに照らし、自己決定権侵害慰謝料30万円のみを認めた原審の判断は、誤りである旨主張する。

しかし、一審原告38について、同人が指摘するような事情があり、上記2の事実経過であったとしても、避難指示等が出されていないa n市からの同人の転居を、避難指示等が出されている区域から、本件事故後、ほどなく避難した場合と同視することはできない。そのような中で、同人の個別の事情を可能な限り斟酌した上、日常生活阻害慰謝料の額としては、30万円と認めるのが相当である。

また、一審原告38が指摘する自宅付近の放射線量に関しても、慰謝料額としては、元居住地の状況等による公平性・合理性の見地からの制約を受けざるを得ず、福島第一原発からの距離が近く避難指示等が出された区域からの避難の場合と同様の額とすることはできないのであり、中間指針等を踏まえた上で一審原告38の個別の事情を可能な限り斟酌したものととして、原審の認定する慰謝料額は相当なものというべきである。

なお、前記説示のとおり、当審の認定する避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)は、原審の認定する自己決定権侵害慰謝料と、その実質が異なるものではないというべきであるから、原審が認めた自己決定権侵害慰謝料とは別途、避難慰謝料が認められるということにはならない。

イ 一審被告東電の主張

一審被告東電は、一審原告38は、本件事故後、勤務先の解雇後の就職活動に時間がかかったため、平成24年1月にb s市に転居するに至ったものであり、首都圏での生活の継続は、家庭内の事情や生活状況等を踏まえた結果にすぎず、同人につき本件事故により通常生ずべき損害は生じていない旨主張する。

しかし、証拠(甲個38の4)及び弁論の全趣旨によれば、一審原告38の解雇は、本件事故に起因するものであることが認められ、その後の就職活動に時間がかかっていることを考慮しても、一審原告38が、自宅付近の放射線量の高さによる不安を感じたことを契機として、b s市に転居するに至ったことが否定されるものではない。

なお、当審は、一審被告東電の上記指摘の点も含め、本件に現れた一切の事情を考慮して、前記(1)の説示に係る慰謝料額を認定したところである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の額は、一審原告38につき30万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告38に対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、12万円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、18万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、1万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告38の請求は、19万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと同旨の原判決は相当であり、一審原告38及び一審被告東電の控訴はいずれも棄却すべきこととなる。

(一審原告38につき

30万円 - 12万円 + 1万円 = 19万円)

第35 一審原告39ら(承継前一審原告39-1、一審原告39-2、承継前一審原告39-3)について

1 控訴部分

一審原告39らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり(後記のとおり、一審原告39-2が、承継前一審原告39-1、同39-3を訴訟承継した結果、一審原告39-2の控訴部分は、慰謝料等1500万円とされている。)、一審被告東電の控訴部分は、原告が認容した、承継前一審原告39-1については慰謝料等297万1000円、一審原告39-2については慰謝料等317万6000円、承継前一審原告39-3については慰謝料等245万円である(上記の訴訟承継の結果、一審被告東電の控訴部分は、一審原告39-2について、859万7000円とされている。)

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-316頁18行目から317頁11行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-316頁19行目の「甲個39の1」の次に「、39の3、39の4」を加える。

(2) 原判決 3-316頁20行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-317頁1行目、2行目及び4行目の「長男」をいずれも「二男」と、同行目の「9月」を「11月」とそれぞれ改める。

(4) 原判決 3-317頁11行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 承継前一審原告39-1(夫。本件事故時77歳)は、一審原告39-2(妻。本件事故時70歳)と共に、平成22年頃まで、af市bd区の自宅で、長く織物業を営み、また、承継前一審原告39-3(長女)も、上記自宅に同居して、新聞配達をするなどしていた。承継前一審原告39-1は、平成20年12月頃に遭った交通事故のため足が不自由な状態となっていたが、一審原告39-2と共に、平成22年頃に織物業を廃業した後も、近所の人と交流するなどし、また、承継前一審原告39-3も、新聞配達をし、自然の中を散歩するなどして生活していた。

しかし、一審原告39らは、本件事故により、福島での避難所生活を経て、神奈川県に避難することを余儀なくされた。避難生活においては、承継前一審原告39-1は、介護保険を利用してデイケアサービスの施設に行くほかは、家で寝ていることが多くなり、一審原告39-2は、承継前一審原告39-1の介護や、忙殺され、承継前一審原告39-3は、就職

もできず友人もできない状況で、自然の中を散歩するなどの気晴らしもできないまま、

(3) 承継前一審原告39-1は、平成30年12月3日死亡し、また、承継前一審原告39-3は、令和5年6月22日死亡した。一審原告39-2は、承継前一審原告39-1、同39-3を相続したため、同人らの本件訴訟上の地位は、いずれも一審原告39-2が承継した。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告39らは、上記2の事実経過で、a f市b d区の自宅(避難指示解除準備区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。そして、承継前一審原告39-1は、本件事故時77歳であって、足が不自由であり、承継前一審原告39-3は、一審原告39-2は、これらの者の介護や世話等のため、精神的な負担が大きかったことが認められる。これらに照らすと、避難生活に伴う慰謝料は、承継前一審原告39-1、一審原告39-2については、それぞれ、1箇月13万円の85箇月分である1105万円、承継前一審原告39-3については、1箇月11万円の85箇月分である935万円とした上、警戒区域からの特に過酷な避難であり、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して、承継前一審原告39-1、一審原告39-2については、それぞれ、40万円を加算した1145万円をもって、承継前一審原告39-3については、32万円を加算した967万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告39らは、本件事故の際、a f市内の自宅(避難指示解除準備区域)で、織物業等を辞めた後、近所の人々と交流し、自然の中を散歩するなど平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a f市の居住地での地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2-167頁14行目~168頁15行目、172頁10行目~19行目)、突然の避難の後、a f市での暮らしへの想いを断ち切れないうまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告39らについて、それぞれ、400万円が相当であると認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告39らの主張

(ア) 一審原告39らは、承継前一審原告39-1及び一審原告39-2において、長期間にわたり過酷な避難生活を強いられ、心身の状態が悪化し、承継前一審原告39-3において、精神的に不安定な状態での避難生活を強いられたことなどに照らせば、原審が認めた避難生活に係る慰謝料の額は不十分である旨主張する。

この点、当審が前記(1)において認定した額は、一審原告39らが指摘する、長期間にわたる過酷な避難生活や、心身の状態の悪化、精神状態の不安定なままの避難生活などの事情について、十分な考慮を払い、これらを織り込んだものというべきであり、避難生活に係る慰謝料額としては、前記認定の額が相当というべきである。

(イ) 一審原告39らは、それぞれ人生のほぼ全ての期間をa f市で過ごす中で築いてきた生活や人的つながりの一切を失い、深い絶望感を味わい、精神状態を悪化させ、帰郷できないまま死亡するなどその被った精神的苦痛は筆舌に尽くしがたいことに照らし、原審が認めたる喪失慰謝料の額は不十分である旨主張する。

しかし、一審原告39らそれぞれにおいて、a f市で築いてきた生活や人的つながりが失われ、その精神的苦痛が甚大であったことなどの上記事情について十分に顧慮して検討したとし

てもなお、上記の避難慰謝料に加えて、当審で認定する生活基盤変容慰謝料としては、前記のとおりの額を認定するのが相当というべきである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告39らは、早期に生活基盤を回復し、承継前一審原告39-1及び一審原告39-2において、平成29年11月、ah市aq区に自宅を新築して入居することなどにより、避難を終了している旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情は、一審原告39らの本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえないというべきであり、同人らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告39らに対し、住居確保費用等の実損害額を超える支払をしているから、その支払分は他の費目に弁済として充当されるべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告39らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、承継前一審原告39-1、一審原告39-2につき、それぞれ、各1545万円、承継前一審原告39-3につき1367万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告39らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、承継前一審原告39-1に対し932万5000円、一審原告39-2につき913万円、承継前一審原告39-3につき978万円であることが認められる。

そうすると、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、承継前一審原告39-1につき612万5000円、一審原告39-2につき632万円、承継前一審原告39-3につき389万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、承継前一審原告39-1につき61万円、一審原告39-2につき63万円、承継前一審原告39-3につき38万円が相当であると認められる。

6 承継前一審原告39-1、一審原告39-2及び承継前一審原告39-3の損害額のまとめ

以上によれば、承継前一審原告39-1は、673万5000円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができ、一審原告39-2は、695万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めることができ、さらに、承継前一審原告39-3は、427万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるといえることとなる。

(承継前一審原告39-1につき、

$1145万円 + 400万円 - 932万5000円 + 61万円 = 673万5000円$

一審原告39-2につき、

$1145万円 + 400万円 - 913万円 + 63万円 = 695万円$

承継前一審原告39-3につき、

$967万円 + 400万円 - 978万円 + 38万円 = 427万円$

7 一審原告39-2の請求に対する認容額等

前記説示のとおり、一審原告39-2は、承継前一審原告39-1及び同39-3の損害賠償請求権を相続により取得した。

したがって、一審原告39-2の請求は、上記673万5000円、695万円及び427万円の合計額である1795万5000円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

第36 一審原告40ら(一審原告40-1、承継前一審原告40-2、一審原告40-3~同40-7)について

1 控訴部分

一審原告40らの控訴部分は、一審原告40-1が慰謝料等300万円(承継前一審原告40-2の慰謝料等の相続承継分100万円を含む。)、一審原告40-3~同40-6が、それぞれ、慰謝料等各200万円、同40-7が100万円(承継前一審原告40-2の慰謝料等の相続承継分である。)であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告40-1については慰謝料等323万9000円(承継前一審原告40-2の慰謝料等の相続承継分である。)、同40-5については慰謝料等77万円、同40-7については323万9000円(承継前一審原告40-2の慰謝料等の相続承継分である。)である(原審は、同40-3、同40-4、同40-6の各請求を棄却したため、同一審原告らに対する一審被告東電の控訴はされていない。)

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-319頁14行目から321頁3行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-319頁15行目の「甲個40の1」を「甲個40の1~17」と改める。

(2) 原判決 3-321頁3行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(3) 承継前一審原告40-2(祖母)は、本件事故時、82歳であり、心臓弁膜症を患い1級の障害認定を受けていたものの、a r町のバリアフリーの自宅(居住制限区域)で一人暮らしをし、親戚や友人と交流しながら生活していた。しかし、本件事故により、避難所生活等を経て、c a区の賃貸住宅に転居することを余儀なくされ、自力で階段を昇降できず、福島に比べ手狭な住居で不便な生活を送り、平成27年5月18日、病状が急激に悪化して死亡するに至った。

(4) 一審原告40-1(母)は、a f市b e区の 住宅(緊急時避難準備区域)で、同40-3(長男・浪人生)、同40-5(長女・大学生)と共に居住し、e a教室でパートの仕事をし、子供の世話をしながら生活しており、また、高齢で上記疾患を有する承継前一審原告40-2の世話をするため、週に2、3回、同人の家との間を行き来するなどしていた。

(5) 一審原告40-3は、従前から、上記のとおり、a f市b e区の 住宅に居住していたものの、本件事故時は、大学受験のため、一時的に、a t市の同40-6(二女)方に滞在していた。

また、一審原告40-5も、従前から、上記のとおり、a f市b e区の 住宅に居住していたものの、平成22年9月から、c cに所在する薬剤師国家試験の予備校に通うため、c c市に居住していた。そして、同人は、平成23年の薬剤師国家試験の受験を経て、平成23年4月1日から 病院に勤務することが決まり、本件事故時には、a f市b e区の住宅にあった荷物を、同日以降居住する予定であったa r町の家へ移動させ、 病院への提出書類を準備するなどしていた。

(6) しかるところ、一審原告40-1は、本件事故により、承継前一審原告40-2と

共に避難所生活等をし、その後、東京都c a区の賃貸住宅で、1級の障害認定を受けている承継前一審原告40-2の病状に気を配りつつ、通院に付き添い、その日常の面倒を見ながら生活することを余儀なくされ、先行き不安の中、うつ状態となって外に出られなくなったこともあった。また、一審原告40-5も、本件事故により、上記の 病院での仕事を断念せざるを得なくなり、上記賃貸住宅で生活した後、結婚に関連して平成24年3月大分県に転居し、その後結婚して同地で生活を送っている。さらに、同40-3も、本件事故により、上記賃貸住宅に転居し、狭小な住環境での共同生活によるストレスを受けた。

(7) 一審原告40-1、同40-7(同40-1の弟)は、承継前一審原告40-2を各相続分2分の1の割合により相続し、本件に係る同人の訴訟関係を承継した。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

ア 承継前一審原告40-2は、上記2の事実経過で、a r町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成27年5月まで、51箇月であると認められる。また、同人は本件事故当時82歳であり、心臓弁膜症を患い1級の障害認定を受けていたものである。これらに照らすと、同人の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月15万円の51箇月分である765万円とした上、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、797万円をもって相当と認める。

イ 一審原告40-1は、上記2の事実経過で、a f市の自宅(緊急時避難準備区域)から避難し、日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成24年8月末まで、18箇月であると認められる。このことに照らすと、同人の避難生活に伴う慰謝料は、承継前一審原告40-2の病状に気を配りながら、通院への付き添いや日常の世話などの介護をしていたと認められることを考慮し、1箇月13万円の18箇月分である234万円とした上、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して2万円を加算し、236万円をもって相当と認める。

ウ 一審原告40-3については、上記2の事実経過に照らすと、本件事故時、a t市の同40-6方に滞在していたものであり、同人が、本件事故時に、a f市から移動した事実はないが、同人のa t市への滞在は、大学受験のための一時的なものであり、その居住地は飽くまでa f市b e区であったとの評価もできることに鑑みれば、一定の限度で、その日常生活が阻害された側面があるというべきである。そして、その慰謝料額は、本件に現れた一切の事情に鑑み、80万円をもって相当と認める(なお、たとえ同人が、大学受験の結果等により、その後a f市を離れる可能性があったとしても、本件事故時における居住地の認定に影響があるものとはいえず、上記認定が左右されるものではないというべきである。)

エ 一審原告40-5については、上記2の事実経過(平成23年4月1日から 病院に勤務することが決まり、本件事故時には、a f市b e区の 住宅にあった荷物を移動させ、 病院への提出書類を準備するなどしていた。)に照らし、同40-1と同様に、a f市から避難し、日常生活を阻害されたものと評価することができ、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成24年3月結婚に関連して大分県に転居し、その後結婚して同地で生活を送っていると認められることを考慮し、平成23年3月11日から平成24年3月末まで、13箇月であると認められる。このことに照らすと、同人の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月10万円の13箇月分である130万円をもって相当と認める。

オ 一審原告40-4については、本件事故時、c b町の自宅に居住していたものであり、本件事故時に、a f市から移動した事実はないが、同人は、妻子(同40-1ら)の居住するa f市と同じ福島県内で、単身赴任生活を送っていたものであることに鑑みれば、一定の限度で、その日常生活が阻害された側面があるというべきである。そして、その慰謝料額は、本件

に現れた一切の事情に鑑み、80万円をもって相当と認める。

カ 一審原告40-6については、本件事故時、親元から独立して、a t市の自宅に居住し、大学に通学していたものであり、本件事故の前後を通じて、その生活関係が変化したとはいえ、本件事故により避難生活を送りその日常生活が阻害されたものとは評価できないから、慰謝料の発生を肯定することはできない。

(2) 生活基盤変容慰謝料

ア 承継前一審原告40-2は、本件事故の際、a r町内のバリアフリーの自宅(居住制限区域)で一人暮らしをし、親戚や友人と交流しながら平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a r町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2-166頁12行目~167頁8行目、172頁2行目~5行目)、突然の避難の後、a r町での暮らしへの想いを断ち切れなまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、承継前一審原告40-2について、400万円が相当であると認められる。

イ 一審原告40-1、同40-3、同40-5は、上記2の事実経過に照らし、本件事故の際、a f市(緊急時避難準備区域)において、その平穏な生活の基礎を有していたというべきであり、また、同40-4も、c b町の自宅で単身赴任生活を送っていたものであるが、その帰省先は、妻子(同40-1ら)の居住するa f市b e区の住宅とみることができ、a f市(緊急時避難準備区域)において、その平穏な生活の基礎を有していたものといえる。そうであるところ、同人らは、本件事故により、a f市の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を一定程度変容させられ(原判決 2-167頁14行目~168頁15行目、172頁10行目~19行目)、a f市での暮らしへの想いを断ち切れなまま先行きの見通しの立たない生活を送り、精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告40-1、同40-3、同40-4、同40-5それぞれについて、100万円が相当であると認められる。

ウ 以上に対し、一審原告40-6については、前記説示に照らし、親元から独立してa t市の自宅に居住し、大学に通学することにより、その実家からは独立した生活基盤をa t市に構築し、同市において平穏な生活を送っていたものというべきであり、本件事故により、その生活基盤が変容させられたものとはいえ、同人について、生活基盤変容慰謝料が発生するものとは認められない。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告40らの主張

(ア) 一審原告40らは、承継前一審原告40-2については、過酷な避難や、その後の避難生活の状況等に照らし、慰謝料額が増額されるべきであり、また、ADRを通じて支払われた慰謝料増額分99万円については既払金として控除すべきではない旨主張する。

この点、当審は、一審原告40らが指摘する上記の事情について、上記(1)アにおいて説示のとおり、承継前一審原告40-2の日常生活阻害の程度が高いことを踏まえて1箇月当たりの慰謝料額を認定している。他方、ADRにおける慰謝料増額分であっても、慰謝料としての支払であることに変わりはなく、既払金として控除することを否定する合理的理由はない。

(イ) 一審原告40らは、同40-4は、平成24年3月に単身赴任が終了した後は、a r町の家で一緒に暮らす予定であったから、同月以降については、a r町から避難していたと評価すべきである旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、一審原告40-4は、c b町の自宅に居住していたものであり、本件事故時においても、a r町の家への転居は飽くまで将来の予定にすぎず、一審原告4

0らの指摘する上記事情をもって、同40-4が、同月以降、ar町から避難していたなどと評価することはできない。

(ウ) 一審原告40らは、同40-5は、ar町の家を荷物も移動させており、平成23年8月からar町の家へ転居することになっていたから、同月以降は、同人は、ar町から避難していたと評価すべきである旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、一審原告40-5については、af市から避難したものと評価することはできるとしても、本件事故時において、ar町の家への転居は、飽くまで将来の予定であることに変わりはなく、一審原告40らの指摘する上記事情をもって、同40-5が、同月以降、ar町から避難していたなどと評価することはできない。

(エ) 一審原告40らは、同40-6については、学業のために一時的に福島を離れたが、生活の基盤はar町又はaf市be区にあり、平成24年4月からは高校の教師として勤務し、ar町の家から通勤する予定であったから、同月以降については、ar町から避難していたと評価すべきである旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、一審原告40-6は、本件事故時、at市の自宅に居住していたものであり、その生活の基礎は、飽くまでat市にあったというべきである上、本件事故時において、ar町の家への転居は、飽くまで将来の予定であるにすぎず、一審原告40らの指摘する上記事情をもって、同40-6が、同月以降、ar町から避難していたなどと評価することはできない。

(オ) 一審原告40らは、同40-1、同40-3が本件事故時に居住していた公務員住宅は一時的な住まいであり、同人らは、遅くとも平成23年8月には、ar町の家に住むことになっていたから、同月以降については、ar町から避難していたと評価すべきである旨主張する。

しかし、前記2の事実経過に照らせば、一審原告40-1、同40-3は、af市の上記住宅にその生活の本拠があったと認められ、これを一時的な居住であったとみることはできない。そして、同人らが指摘するar町の家への転居は、本件事故時において、飽くまで将来の予定であることに変わりはなく、一審原告40らの指摘する上記事情をもって、同40-1、同40-3が、同月以降、ar町から避難していたなどと評価することはできない。

(カ) 一審原告40らは、同40-3は、平成26年4月、にり患していると診断され、浪人後に合格して通学していた大学も退学を余儀なくされるなど、過酷な避難生活を強いられており、その慰謝料は増額されるべきである旨主張する。

しかし、一審原告40らが主張する同40-3のり患は、本件事故から約3年が経過した後の事情である上、前記(1)イにおいて認定した避難慰謝料の額は、同40-3の精神状態や大学の退学など、同人が避難生活の中で被った多大な苦痛や不便等について、十分な考慮を払い、これらを織り込んだものというべきであり、慰謝料額としては、前記認定の額が相当というべきである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告40らに対し、住居確保費用、通院実費等の実損害額を超える支払をしているから、その支払分を他の費目に弁済として充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告40らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

(イ) 一審被告東電は、一審原告40-3は、本件事故時、県外の大学に進学する予定であったから、本件事故に係る避難による日常生活阻害の程度は小さい旨主張する。

しかし、大学受験の結果は、本件事故時からみて将来の事実に属するという意味で流動的な

ものであるというべきであるから、上記指摘に係る事情をもって、同40-3の日常生活阻害の程度が小さいなどと評価することはできない。

(ウ) 一審被告東電は、一審原告40-5は、住民票上の住所地がaf市be区であったにすぎず、実際には、東京都cc市において居住していたものであるから(乙個40の5、甲個40の17・15頁)、本件事故に係る避難により日常生活を阻害されたとみることはできない旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、一審原告40-5は、従前から、af市be区の住宅に居住していたものの、平成22年9月から、ccに所在する薬剤師国家試験の予備校に通うため、cc市に居住していたが、平成23年の薬剤師国家試験の受験を経て、平成23年4月1日から病院に勤務することになり、本件事故時、af市be区の住宅から荷物を移動させ、病院への提出書類を準備するなどしていたというのである。

このことに照らせば、本件事故時には、一審原告40-5の日常生活の基礎は、cc市ではなく、従前から居住していたaf市に移っていたものと評価すべきである。

この点、一審被告東電は、仮払補償金請求書(乙個40の5、甲個40の17・15頁)において、af市be区の住宅に一審原告40-5が「非居住」である旨が記載されていることを指摘する。しかし、このことは、本件事故時において同人がcc市の居所を完全に引き払ってはいなかったことをうかがわせるものではあるが、それにとどまり、同人の日常生活の基礎が、従前から居住していたaf市に移っていたと評価することと矛盾するものとまではいえない。

(エ) 一審被告東電は、一審原告40らにおいては、時の経過によりその避難生活上の苦痛が徐々に軽減され、結婚して大分県に転居し(同40-5)、ca区に自宅を購入して転居するなど(一審原告40-1、同40-3、同40-4)、平穏な生活を取り戻している旨主張する。

しかし、一審被告東電の上記指摘については十分考慮すべきであるものの、福島の地において平穏な生活を送っていた一審原告40-1、同40-3、同40-4、同40-5が、本件事故により影響を受けるに至ったその生活の回復のためには、一定の期間を要したものであるべきであり、少なくとも、前記認定の慰謝料額は左右されないというべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)に照らせば、一審原告40らにおいて認められる慰謝料額は、承継前一審原告40-2につき1197万円、一審原告40-1につき336万円、同40-3、同40-4につき各180万円、同40-5につき230万円であるところ(前記説示のとおり、同40-6については慰謝料の発生が認められない。)、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、承継前一審原告40-2につき711万円、一審原告40-1につき431万円、同40-3につき180万円、同40-5につき180万円であることが認められる(そのため、一審原告40-1、同40-3の上記各慰謝料については、その全額が弁済されたこととなる。)

そうすると、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、承継前一審原告40-2につき486万円、同40-4につき180万円、同40-5につき50万円であることが認められる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、承継前一審原告40-2につき48万円、同40-4につき18万円、同40-5につき5万円が相当であると認められる。

になるなど、いずれも、ストレスのある生活を送ることとなった。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告41らは、上記2の事実経過で、いわゆるd1に位置するcd市から避難したものであり、その慰謝料は、同人らが避難生活により日常生活を阻害されたと認められることに鑑み、本件に現れた一切の事情を勘案し、同41-1、同41-2につき各60万円、同41-3~同41-5につき各100万円とするのが相当である。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告41らの主張

(ア) 一審原告41らは、劣悪な生活環境のch市の居宅で、先行きの不安を感じながら生活せざるを得ず、また、車を駐車する際に嫌がらせを受け、同41-3もいじめを受け不登校が増えたことなどの実情に照らし、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである旨主張する。

そこで検討すると、前記説示のとおり、原審が認めた自己決定権侵害による損害の実質は、一審原告41らの平穏な日常生活の阻害による、避難生活に伴う精神的損害であると考えられる。そして、一審原告41らの上記主張は、慰謝料額が不十分である旨をいうものと解される。ところ、一審原告41らにつき、同人らが避難生活において被った上記の労苦は、十分顧慮すべきであると考えられるが、他方、その慰謝料額としては、元居住地の状況等による公平性・合理性の見地からの制約を受けざるを得ず、福島第一原発からの距離が近く避難指示等が出された区域からの避難の場合とは、損害算定の基礎とする合理的な避難期間が異なり、損害を客観的見地から金銭的に評価する上で程度の差が存することは否定できず、中間指針等を踏まえた上で個別の事情を可能な限り斟酌したものとして、前記説示の慰謝料額は相当なものというべきである。

(イ) 一審原告41らは、本件事故のため、仕事を失い、親族との関係も悪化し、豊かな自然や地域のコミュニティを失い、被ばくによる健康不安を余儀なくされていることに照らし、原審の認定した慰謝料額は、不十分である旨主張する。

しかし、一審原告41らが被った上記の事情について十分考慮したとしても、上記(ア)に説示したとおり、元居住地の状況等による公平性・合理性の見地からの制約に鑑み、前記説示の慰謝料額が相当であることは左右されないというべきである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告41らの自主的な避難に伴う苦痛や不便は、一審被告東電の既払金により十分補填されており、同人らの神奈川県での生活の継続は、生活状況等を踏まえた同人らの判断の結果であり、同人らにおいて、本件事故により通常生ずべき損害は発生していない旨主張する。

しかし、上記の既払金は、精神的損害等の費目とは同一でない費目に係るものを含んでいるところ、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告41らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。そうすると、精神的損害等の費目とは同一でない費目に係る既払金が、慰謝料に対して弁済として充当されることにはならず、これによって一審原告41らの苦痛や不便が十分補填されているということもできない。また、一審原告41らが被った苦痛や不便についてみても、前記説示のとおり、本件事故時においては、福島第一原発の所在地及び本件事故による放射性物質の飛散状況を前提に、社会通念に照らせば、一般人を基準として、福島県のいわゆるd1に位置するcd市において、健康に悪影響を及ぼし得る放射性物質の飛来の可能性を否定できない状況であったところである。このことからすれば、一審原告41らが、その避難により被った苦痛や不便について、本

件事故により通常生ずべき損害に当たらないということとはできない。

(イ) 一審被告東電は、一審原告41らが主張する同41-3~同41-5の健康不安の懸念は、漠然とした抽象的な危惧感にとどまり、法律上保護される利益の侵害と評価されるものではない旨主張する。

しかし、これらの事情も、本件に現れた一切の事情に含まれるものであり、一審原告41らについては、前記説示のとおり慰謝料額を認定することが相当というべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の額は、一審原告41-1、同41-2につき各60万円、同41-3~同41-5につき各100万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同41-1、同41-2につき各12万円、同41-3~同41-5につき各72万円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、同41-1、同41-2につき各48万円、同41-3~同41-5につき各28万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、同41-1、同41-2につき各4万円、同41-3~同41-5につき各2万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告41-1、同41-2の各請求は、それぞれ、52万円及びこれに対する平成23年3月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、また、同41-3~同41-5の各請求は、それぞれ、30万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、上記と異なる原判決を、いずれも上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告41-1、同41-2につき、それぞれ、

60万円 - 12万円 + 4万円 = 52万円

一審原告41-3~同41-5につき、それぞれ、

100万円 - 72万円 + 2万円 = 30万円)

第38 一審原告42について

1 控訴部分

一審原告42の控訴部分は、慰謝料等100万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、同人についての慰謝料等19万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3 - 3 2 8 頁6行目から14行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 - 3 2 8 頁8行目冒頭に「(1)」を加える。

(2) 原判決 3 - 3 2 8 頁14行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告42は、本件事故時、a n市において、その実家近くに建てた2階建てのアパート兼自宅で、賃料収入やヘルパーとしての収入を得ながら生活していた。しかし、本件事故を受けて、一審原告42は、上記(1)のとおり、米国在住の妹からの連絡を契機として、放射線の影響について強い不安を感じるようになり、神奈川県に居住していた長女からも勧められ、c i市に転居するに至った。一審原告42は、本件事故後、上記アパートから賃借人が全て退去したため、賃料収入等が得られなくなり、上記アパート兼自宅の解体を余儀なく

され、先行きの不安等を感じながら、精神的に不安定な生活を送った。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告42は、上記2の事実経過で、いわゆるd mの中部に位置するa n市から避難したものであり、その慰謝料は、同人が避難生活により日常生活を阻害されたと認められることに鑑み、本件に現れた一切の事情を勘案し、同人につき30万円とするのが相当である。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告42の主張

(ア) 一審原告42は、c i市のアパートが狭く劣悪な環境であったため、心身の健康を害し、嫌がらせ等の被害に遭い、経済的にも苦しく、a n市への帰還がほぼ絶望的な、先行きの不安を抱えながらの生活を余儀なくされていることに照らし、避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである旨主張する。

しかし、一審原告42について、同人が指摘するような事情があり、上記2の事実経過であったことは、十分顧慮すべきであると考えられるが、このことを踏まえたとしても、避難指示等が出されていないa n市からの神奈川県への同人の転居を、避難指示等が出されている区域から、本件事故後、ほどなく避難した場合と同視することはできない。そのような中で、同人の個別の事情を可能な限り斟酌し、その日常生活阻害慰謝料の額としては、30万円と認めるのが相当である。

なお、前記説示のとおり、当審の認定する避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)は、原審の認定する自己決定権侵害慰謝料と、その実質が異なるものではないというべきであるから、原審が認めた自己決定権侵害慰謝料とは別途、避難慰謝料が認められるということにはならない。

(イ) 一審原告42は、生まれ育った故郷であるa n市で、賃料収入やヘルパーとしての収入を得ながら暮らしていたのに、本件事故によりこのような生きがいや生活の糧を失い、故郷における生活基盤が破壊・変容されていることに照らし、原審の認定した慰謝料額は不十分である旨主張する。

しかし、一審原告42の上記指摘を考慮したとしても、避難指示等が出されていない区域であるa n市においては、衣食住の基である生活基盤が地域全体として喪失され又は大きく変容したとまではいまだ認められず、原審の認定した慰謝料額が不十分であるということとはできない。

イ 一審被告東電の主張

一審被告東電は、一審原告42は、アパートからの賃借人の退去、体調の悪化、長女の勧めなどの経緯で、平成24年1月にc i市に転居したものであり、このような経緯や避難時期を踏まえると、本件事故を原因として転居したものとはいえない旨主張する。

しかし、一審原告42における上記の事情が、本件事故による放射線の影響への不安に起因する側面があることは否定できず、同人における上記の経緯や避難時期について考慮しても、同人が、放射線の影響に強い不安を感じたことから、c i市に転居するに至ったことは否定されない。

なお、一審被告東電は、一審原告42の福島県外での生活の継続が、家庭内の事情や生活状況等を踏まえた結果にすぎない旨も指摘する。しかし、一審原告42の福島県(a n市)からc i市への転居やその後の生活等に関して同人が被った苦痛や不便が、本件事故により通常生ずべき損害に当たらないとはいえない一方、前記説示に係る避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)は、一審被告東電の上記指摘の点も含め、本件に現れた一切の事情を考慮して認定したものである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の額は、30万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告42に支払った避難慰謝料名目の金員の額は12万円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は18万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、1万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告42の請求は、19万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと同旨の原判決は相当であり、一審原告42及び一審被告東電の控訴はいずれも棄却すべきこととなる。

(一審原告42につき

30万円 - 12万円 + 1万円 = 19万円)

第39 一審原告43ら(一審原告43-1~同43-4)について

1 控訴部分

一審原告43らの控訴部分は、それぞれ、一審原告43-1が慰謝料等200万円、同43-2が慰謝料等100万円、同43-3、同43-4が慰謝料等各50万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告43-1については慰謝料等66万円、同43-2については慰謝料等48万2000円、同43-3、同43-4については、それぞれ、慰謝料等9万2000円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-329頁12行目から330頁1行目までに記載の
とおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-329頁13行目の「甲個43の1」の次に「、43の4」を加える。

(2) 原判決 3-329頁14行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-330頁1行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告43らは、同43-1(父)が 仕事をし、同43-2(母)が専業主婦をし、 の自宅で、同43-3(長女、本件事故時4歳)、同43-4(二女、本件事故時2歳)を育てつつ、近所付き合いや地域のコミュニティで清掃活動や祭りに参加し、地域の人々と助け合いながら生活していた。しかし、本件事故により、上記(1)の経緯で、一審原告43-1は、新聞記者の仕事を辞めることを決断し、他の一審原告43らと共に、a市へ転居することを余儀なくされた。そして、同43-1は、その転職先につき、給料が下がった上、全国転勤の職場となり、同43-2は、病気の検査や手術等の時期と重なり心身の負担となり、避難者であるとの周囲からの偏見の目にも苦しみ精神的に不安定となり、同43-3、同43-4は、福島の前父母に会えない寂しさや、曾祖父の葬儀に参列できない悲しさを表すことがあった。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告43らは、上記2の事実経過で、いわゆる から避難したものであり、その慰謝料は、同人らが避難生活により日常生活を阻害されたと認められることに鑑み、本件に現れた一切の事情を勘案し、同43-1、同43-2につき各60万円、同43-3、同43-4につき各100万円となるが、同43-2~同43-4については付近のスポーツ施設での避難生活を経たことなどを勘案して2万円を加算し、同43-1につき60万円、同43-2に

つき62万円、同43-3、同43-4につき各102万円をもって相当と認める。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告43らの主張

(ア) 一審原告43らは、同43-1において生きがいであった の仕事を辞め、同43-2において子供への放射線の影響を考慮して強い不安やストレスに晒され続け、同43-3、同43-4についても精神的に不安定になるなどの実情に照らし、避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである旨主張する。

そこで検討すると、前記説示のとおり、原審が認めた自己決定権侵害による損害の実質は、一審原告43らの平穏な日常生活の阻害による、避難生活に伴う精神的損害であると考えられる。そして、一審原告43らの上記主張は、慰謝料額が不十分である旨をいうものと解される。ところ、一審原告43らにつき、精神的な負担を含め、同人らが避難生活において被った上記の苦痛は、慰謝料額を算定する上で十分顧慮すべきであると考えられるが、他方、その慰謝料額としては、元居住地の状況等による公平性・合理性の見地からの制約を受けざるを得ず、福島第一原発からの距離が近く避難指示等が出された区域からの避難の場合とは、損害算定の基礎とする合理的な避難期間が異なり、損害を客観的見地から金銭的に評価する上で程度の差が存することは否定できず、中間指針等を踏まえた上で個別の事情を可能な限り斟酌したものととして、前記説示の慰謝料額は相当なものというべきである。

(イ) 一審原告43らは、同43-1の福島でのライフプランの喪失、同43-2の祖父との別離、子供の被ばくへの不安から故郷である福島県に戻れずにいることなどに照らし、原審が認めた慰謝料額は、低額にすぎることである旨主張する。

しかし、一審原告43らが指摘する上記の事情について十分考慮したとしても、上記(ア)に説示したとおり、元居住地の状況等による公平性・合理性の見地からの制約に鑑み、前記説示の慰謝料額が相当であることは左右されないというべきである。

イ 一審被告東電の主張

一審被告東電は、一審原告43らの自主的な避難による苦痛や不便に伴い通常生ずべき損害については、その既払金により十分補填されており、これを超える慰謝料は発生していない旨主張する。

しかし、上記2の事実経過のとおり、一審原告43らが被った苦痛や不便については、本件事故と相当因果関係のある精神的損害として、その性質や内容に照らし、一審被告東電の既払額を超える、前記(1)に認定する慰謝料額が認められるものというべきである。なお、上記の既払金は、精神的損害等の費目とは同一でない費目に係るものを含んでいるところ(乙共494、520)、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告43らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。そうすると、精神的損害等の費目とは同一でない費目に係る既払金が、慰謝料に対して弁済として充当されることにはならず、これによって一審原告43らの苦痛や不便が十分補填されているということもできない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の額は、一審原告43-1につき60万円、同43-2につき62万円、同43-3、同43-4につき各102万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同43-1、同43-2につき各12万円、同43-3、同43-4につき各72万円であると認められる。そうすると、上記各弁済金を控除した損害金の未払分は、同43-1につき48万円、同43-

2につき50万円、同43-3、同43-4につき各30万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、同43-1につき4万円、同43-2につき5万円、同43-3、同43-4につき各3万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告43-1の請求は、52万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同43-2の請求は、55万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同43-3、同43-4の各請求は、それぞれ、33万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告43-1につき

60万円 - 12万円 + 4万円 = 52万円

一審原告43-2につき

62万円 - 12万円 + 5万円 = 55万円

一審原告43-3、同43-4につき、

102万円 - 72万円 + 3万円 = 33万円)

第40 一審原告44ら(一審原告44-1、同44-2)について

1 控訴部分

一審原告44らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告44-1については慰謝料等493万8000円(自宅土地(借地権)の損害等(85万6289円及び弁護士費用8万円)の請求に係る訴えは取り下げられた。)、同44-2については慰謝料等492万8000円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-332頁3行目から21行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-332頁4行目の「甲個44の1」の次に「、44の8~10」を加える。

(2) 原判決 3-332頁21行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(4) 一審原告44らは、同44-1(夫)が、勤務先を退職して、を起業すべく準備をし、同44-2(妻)が庭で野菜を作り、近くの親戚と行き来するなどして、a g町の一戸建ての自宅で生活していた。しかし、本件事故により、一審原告44らは、a h市に避難することを余儀なくされ、同44-1は、準備していた上記の起業が全てできなくなり、福島で築いてきた人間関係を喪失し、同44-2も、狭い集合住宅となり家庭菜園もできず、友人・親戚等との人間関係も失うなど、精神的な負担を感じる生活となった。一審原告44らは、平成30年2月、千葉県に自宅を購入して転居した。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告44らは、上記2の事実経過で、a g町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告44らの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であり避難所生活を経たことなどの事情を勘案

して32万円を加算し、各882万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告44らは、本件事故の際、a g町内の自宅(居住制限区域)で、等を起業する準備をし、近くの親戚と行き来するなど平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a g町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2-165頁9行目~166頁11行目、171頁24行目~172頁1行目)、突然の避難の後、このようなa g町での暮らしへの想いを断ち切れないまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告44らについて、各400万円が相当であると認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告44らの主張

(ア) 一審原告44らは、避難所や手狭なa h市の借上住宅で不便で辛い生活を余儀なくされ、通院先の病院で無料診療を非難するような対応をされ、また、等の起業の夢を喪失し、先行きが見えず心労が重なっていることに照らし、避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである旨主張する。

この点、前記(1)に認定した額は、一審原告44らが指摘する、本件事故後に余儀なくされた不便で辛い生活、通院先の病院で受けた対応、起業の夢の喪失などの事情について、十分な考慮を払い、これらを織り込んだものというべきであり、避難生活に係る慰謝料額としては、前記認定の額が相当というべきである。

(イ) 一審原告44らは、福島での人間関係や自然に囲まれた自宅での生活を失い、福島での起業も不可能となり、a g町の復興や再生は現在も全く実現されておらず、現実的に帰還することはできない状況であることなどに照らし、原審が認めた慰謝料の額は不十分である旨主張する。

しかし、一審原告44らにおいて、福島での人間関係や自然に囲まれた生活を失い、起業が不可能になり、a g町への帰還も現実的にできない状況であることなどの上記事情について十分に顧慮して検討したとしてもなお、上記の避難慰謝料に加えて、当審で認定する生活基盤変容慰謝料としては、前記(2)のとおりを認定するのが相当というべきである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告44らは、平成30年2月、千葉県 に自宅を購入して転居しており、同月に避難生活を終了している旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情は、事柄の性質に照らし、一審原告44らの本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえないというべきであり、同人らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告44らに対し、住居確保費用等の実損害額を超える支払をしているから、その支払分は他の費目に弁済として充当されるべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告44らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告44らにつき、それぞれ、1282万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告44らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、それぞれ、852万円であることが認め

られる。

そうすると、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、一審原告44らにつき、それぞれ、各430万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告44らにつき、それぞれ、43万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告44らの各請求は、それぞれ、473万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告44らにつき、それぞれ、
882万円 + 400万円 - 852万円 + 43万円 = 473万円)

第41 一審原告45ら(一審原告45-1~同45-5)について

1 控訴部分

一審原告45らの控訴部分は、同45-3が慰謝料等200万円、その余の一審原告45らが、それぞれ、慰謝料等500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告45-1、同45-4については慰謝料等52万4000円、同45-5については慰謝料等35万4000円である(一審原告45-2、同45-3については、原審は同人らの各請求をいずれも棄却したため、一審被告東電から控訴はされていない。)。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-335頁18行目から336頁8行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-335頁19行目の「甲個45の1」の次に「、45の4」を加える。

(2) 原判決 3-335頁20行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-336頁8行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告45ら(同45-3を除く。)は、a1町の自宅に居住して、同45-1(夫)が、地域の人々との繋がりの中で、その兄が経営している洋服販売店のa r店店長の仕事をし、同45-2(妻)は、部品製造業の会社に勤め、同45-4(二男)は、一審被告東電の下請け企業に勤務し、同45-5(三男)は、中学校を卒業し地元の高校への進学間近である生活を送っていた。しかし、本件事故により、一審原告45ら(同45-3を除く。)は、a h市の狭い借上住宅に避難することを余儀なくされ、同45-1は、地縁で成り立っていた洋服販売業を再開できず、同45-2と共にストレスで体調を崩し、同45-4、同45-5は、地元福島に戻って家業の洋服販売業を手伝うとの希望が叶わないまま、それぞれ一人暮らしの生活を送った。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告45ら(同45-3を除く。)は、上記2の事実経過で、a1町の自宅(帰還困難区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告45ら(同45-3を除く。)の避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であり避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、882万円をもって相当と認める。

他方、一審原告45-3は、東京都内に居住して会社員として稼働していたものであり、他の一審原告45らのように、避難をしたものとはいえず、同慰謝料は認められない。

(2) 生活基盤喪失慰謝料

一審原告45ら(同45-3を除く。)は、本件事故の際、a1町内の自宅(帰還困難区域)に居住して、洋服販売業などの仕事や学業に励み、平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a1町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を喪失させられ(原判決2-163頁4行目~164頁16行目、171頁16~19行目)、突然の避難の後、a1町での暮らしへの想いを断ち切れないうまま先行きの見通しの立たない生活を送り、a1町に帰還することが叶わないという状況を受け入れざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を喪失させられたことによる慰謝料の額は、一審原告45ら(同45-3を除く。)について、それぞれ、800万円が相当であると認められる。

他方、一審原告45-3は、東京都内に居住して会社員として稼働していたものであり、他の一審原告45らと異なり、a1町内の上記自宅に居住して平穏な生活を送っていたものとは評価できず、上記慰謝料は認められない。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告45らの主張

(ア) 一審原告45らは、本件事故により、同45-1と子供(同45-3~同45-5)が共に洋服販売業に携わるという将来設計の変更を余儀なくされ、以前のように家族が盆暮れで集まることもなくなってしまったことなどに照らし、原審の認定する慰謝料額では不十分である旨主張する。

この点、当審は、一審原告45らが指摘する、本件事故により余儀なくされた将来設計の変更や家族関係の変容などの事情について、十分な考慮を払い、これらを織り込んだものとして、前記(1)、(2)において説示のとおり額の慰謝料を認定したものである。

(イ) 一審原告45らは、同45-2については、不眠や自律神経機能不全を理由として継続的な通院が必須とされているから、その慰謝料額は通常より増額されるべきであり、ADRにおいて増額された慰謝料60万円について既払金として控除されるべきでない旨主張する。

しかし、一審原告45-2に係る上記事情は十分顧慮すべきではあるが、この点も、前記(1)、(2)の慰謝料の認定において既に織り込まれているというべきであるし、たとえADRに係る増額分があったとしても、それによる弁済が、慰謝料としての弁済と質的に異なるものではなく、既払金として控除されないこととなるものとはいえない。

(ウ) 一審原告45らは、同45-3は、同45-1の長男として洋服販売店を継ぐ予定であり、都内に居住していたのは社会人経験を積むためにすぎないから、同45-3について、本件事故によりふるさとで生活する利益を奪われたことによる慰謝料が認められるべきである旨主張する。

しかし、一審原告45らの上記指摘を考慮しても、前記(2)の説示に照らし、生活基盤喪失慰謝料(原審が認定したふるさと喪失慰謝料に相当)は、飽くまで当地において居住し平穏な生活を営んでいたと評価できる場合に認められるものであるところ、同45-3は東京都内に居住して会社員として稼働していたものであり、他の一審原告45らのように、a1町の自宅に居住して平穏な生活を営んでいたものとは評価できない以上、同人につき、上記慰謝料は認められないというべきである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告45らにおいては、時の経過によりその精神的苦痛は徐々に軽減し、平成29年4月のマンション購入・転居や、単身生活の開始により、その避難

生活を終了している旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情は、事柄の性質に照らし、一審原告45ら(同45-3を除く。)の本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえないというべきであり、同人らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告45らにつき、就労不能損害、住居確保費用など実損害額を超える支払をしているから、その支払分は、他の費目に弁済として充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告45らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

(ウ) 一審被告東電は、その経営状況に照らし、一審原告45-4、同45-5が将来洋服店の支店開店の予定があったとはいえず、反対尋問を経ていない一審原告45-1の陳述は信用性がなく、また、子供の家族からの独立は一般に見受けられることであり、本件事故のため家族がバラバラになったものではない旨主張する。

しかし、一審原告45-4、同45-5が、地元福島に戻って家業の洋服販売業を手伝うとの希望を抱いていたということ自体は、反対尋問を経ていない陳述であるからといって、その信用性が直ちに否定されるものとはいえない。また、一審被告東電の指摘する上記事情を考慮したとしても、同人らの本件事故後の生活における苦痛や不便の程度に照らし、同人らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告45ら(同45-3を除く。)につき、それぞれ、各1682万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告45ら(同45-3を除く。)に対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、一審原告45-1、同45-4につき、それぞれ、1452万円、同45-2につき1512万円、同45-5につき1468万円であることが認められる。

そうすると、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、一審原告45-1、同45-4につき、それぞれ、230万円、同45-2につき170万円、同45-5につき214万円であることが認められる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告45-1、同45-4につき、それぞれ、23万円、同45-2につき17万円、同45-5につき21万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告45-1、同45-4の各請求は、それぞれ、253万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同45-2の請求は、187万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同45-5の請求は、235万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これらと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなり、さらに、一審原告45-3の請求は理由がないから、これと同旨の原判決は相当であり、同人の控訴は棄却すべきこととなる。

(一審原告45-1、同45-4につき、それぞれ、
882万円+800万円-1452万円+23万円=253万円

一審原告45-2につき、
882万円+800万円-1512万円+17万円=187万円

一審原告45-5につき、
882万円+800万円-1468万円+21万円=235万円)

第42 一審原告46ら(一審原告46-1、同46-2)について

1 控訴部分

一審原告46らの控訴部分は、同46-1が慰謝料、建物に係る損害、就労不能損害等の計500万円、同46-2が慰謝料等500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告46-1については慰謝料、就労不能損害等の計56万8656円、同46-2については慰謝料等30万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-338頁10行目から26行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-338頁11行目の「46の13、」の次に「46の20」を加える。

(2) 原判決 3-338頁12行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-338頁23行目の「年7月」を「同年7月」と改める。

(4) 原判決 3-338頁26行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告46らは、大工をしていた同46-1の父が建築したb p市の自宅で、同46-1(母)が、ケアハウス等を経営する法人に勤務し、同46-2(長女)が、地元の高校の体操部で活躍するなどして、暮らしていた。しかし、一審原告46らは、本件事故により、同46-2が放射線や余震に対する不安から体調を崩したことを受けて、神奈川県に転居した。同46-2は、神奈川県の高校に通うなど一時的な体調の改善があったものの、精神的・身体的な不調が続き、同46-1は、同46-2の面倒を見るため転職を繰り返すことなどを余儀なくされた。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告46らは、上記2の事実経過で、いわゆるd mの北部に位置するb p市から避難したものであり、その日常生活を阻害されたものと認められ、その慰謝料額は、本件に現れた一切の事情を勘案し、同46-1につき60万円、同46-2につき100万円とするのが相当である。

(2) 建物に係る損害について

一審原告46らは、一審原告46建物の固定資産税評価額が、本件事故により、308万5068円から167万9667円に下落したとして、その差額である140万5401円の損害が認められるべきである旨主張する。

しかし、一審原告46らが居住していた自宅の所在地であるb p市については、避難指示等が出されておらず、その生活基盤が変容したとは認められないものであり、固定資産税評価額が下落したとしても、そのことをもって当然に、本件事故により一審原告46建物に係る損害が発生したものであるといえることはできない。

(3) 就労不能損害について

一審原告46らは、原審が、本件事故後1年間に限って、同46-1の減収分を就労不能損害として認めたのは不合理である旨主張し、他方、一審被告東電は、そもそも上記減収と本件事故との間に相当因果関係はなく、また、原審が、その弁済の充当について、期間に応じて細

分化したのは誤りである旨主張する。

そこで検討すると、上記2の事実経過に照らし、上記減収と本件事故との間に相当因果関係がないとはいえないと考えられるが、他方、上記(2)のとおり、一審原告46らについて、その生活基盤が変容したとは認められない以上、同46-1の就労不能損害についても、本件事故後1年間に限って、減収分を就労不能侵害として認めることができるとの原審の判断に不合理な点はなく、平成23年度分の減収分41万2276円をもって損害と認めるのが相当である。

また、弁済の充当については、原判決 3-340頁3行目～15行目を引用する(ただし、同6行目の「181頁」の次に「、乙共494、520」を加え、同8行目に「3月」とあるのを「12月」と、同9行目に「31」とあるのを「31日」とそれぞれ改める。)。一審被告東電は、弁済の充当について、期間に応じて細分化したのは誤りである旨主張するが、就労不能損害は、期間に応じて発生するものであり、その対象期間ごとに認定することに不合理な点はない。

そうすると、一審原告46-1の就労不能損害の額は、上記41万2276円から、弁済額と認められる37万3620円を控除した3万8656円であると認められる。

(4) 当事者の主張について

ア 一審原告46らの主張

(ア) 一審原告46らは、同46-2が体調を崩し避難を余儀なくされたことや、地域の人々との繋がりや助けを失い、先行きの健康不安や経済的不安を抱えたまま生活していることなどの避難生活の実情に照らし、本件事故による避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきである旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、当審の認定する避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)は、原審の認定する自己決定権侵害慰謝料と、その実質が異なるものではないというべきであるから、原審が認めた自己決定権侵害慰謝料とは別途、避難慰謝料が認められるということにはならない。そして、一審原告46らの避難につき、前記2の事実経過に照らし、本件事故との相当因果関係は十分に首肯でき、同46-2の体調を改善させるため避難したその判断に不合理な点はなく、避難生活において一審原告46らが被った苦痛は十分顧慮すべきであるが、慰謝料額としては、元居住地の状況等による公平性・合理性の見地からの制約を受けざるを得ず、福島第一原発からの距離が近く避難指示が出された区域からの避難の場合と同様の額とすることは困難である。そのような中で、中間指針等を踏まえた上で個別の事情を可能な限り斟酌したものととして、原審の認定する慰謝料額は相当なものというべく、これをもって低額なものとはいえない。

(イ) 一審原告46らは、その自宅周辺の状況からみて、その生活基盤は破壊・変容されたものであり、また、親族との間にできた溝や、本件事故への理解のない職場からの転職、同46-2が体調不良により就職先の幼稚園を退職するに至っていることなどに照らせば、原審の認めた慰謝料額は、不十分である旨主張する。

しかし、避難指示等がされた区域外の市町村の状況、残留放射線量等(原判決 2-169頁22行目～170頁26行目、173頁15行目～174頁4行目)に照らせば、一審原告46らが居住していた自宅の所在地であるb p市について、その生活基盤が破壊・変容されたものとまでは認められない。また、一審原告46らが指摘するその余の事情についても十分顧慮しつつ、中間指針等を踏まえた上で個別の事情を可能な限り斟酌したものととして、原審の認定する慰謝料額は相当なものというべきである。

(ウ) 一審原告46らは、ADRにおいて慰謝料24万円の増額が認められているのに、通常の額の慰謝料額しか認定しない原審の判断は、不当である旨主張する。

しかし、一審原告46らの個別の事情を考慮したとしてもなお、原審の慰謝料額についての

判断が不当であるとはいえない。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告46らが指摘する、同46-2(長女)の健康への影響に対する不安や、避難に伴う苦痛や不便については、既払金において十分考慮されており、これを超える損害は発生していない旨主張する。

しかし、一審原告46らについては、同46-2の健康への影響に対する不安等を考慮した上、前記(1)説示のとおり慰謝料額を認定するのが相当であり、既払金を超える損害が発生していないということとはできない。

(イ) 一審被告東電は、一審原告46らが、福島県外への転居後、その転居生活を続けたのは、その家庭内の事情や生活状況等を踏まえた判断の結果であるといえ、ah市での生活の継続が、本件事故により通常生ずべき損害に当たるとはいえない旨主張する。

しかし、一審原告46らにおいて、ah市での生活を続ける上での諸事情があったことを前提としても、同人らが、前記説示のとおり、bp市の自宅で、仕事や学業を行いながら平穏な生活を送っていたことに照らせば、本件事故により突然大きな影響を受けるに至ったその生活の回復のためには、一定の期間を要したものであるべきであり、少なくとも、本件事故により、前記認定の慰謝料額に相当する損害が発生したというべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の額は、一審原告46-1につき60万円、同46-2につき100万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告46らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、一審原告46-1につき12万円、同46-2につき72万円であることが認められる。

そうすると、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、一審原告46-1につき、48万円に前記3(3)の3万8656円を加えた51万8656円、同46-2につき28万円であることが認められる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告46-1につき5万円、同46-2につき2万円が相当であると認められる。

6 一審原告46らの損害額のまとめ

以上によれば、一審原告46-1の請求は、56万8656円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同46-2の請求は、30万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと同旨の原判決は相当であり、一審原告46ら及び一審被告東電の控訴はいずれも棄却すべきこととなる。

(一審原告46-1につき、

60万円 - 12万円 + 3万8656円 + 5万円 = 56万8656円

一審原告46-2につき、

100万円 - 72万円 + 2万円 = 30万円)

第43 一審原告47ら(一審原告47-2、同47-3)について

1 控訴部分

一審原告47らの控訴部分は、一審原告47-2、同47-3のいずれも、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、一審原告47-2、同47-3のいずれも、原審が認容した、慰謝料等各492万4000円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3 - 3 4 1 頁 1 0 行目から 2 6 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 - 3 4 1 頁 1 1 行目の「甲個 4 7 の 1」の次に「、4 7 の 1 0 の 1 ~ 3、4 7 の 1 4」を加える。

(2) 原判決 3 - 3 4 1 頁 1 2 行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3 - 3 4 1 頁 2 6 行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告 4 7 らは、a g 町の自宅で、豊かな自然や地域コミュニティの中で、同 4 7 - 2 (母) が華道を習い、庭で草花を育て、動物好きな同 4 7 - 3 (高校生) が 2 頭の飼犬の世話をするなど、平穏な暮らしを送っていた。しかし、一審原告 4 7 らは、本件事故により、避難所生活を経て、神奈川県に避難することを余儀なくされ、慣れない土地で、パートの仕事(同 4 7 - 2) や高校への通学(同 4 7 - 3) をすることとなり、狭小な住環境のためプライバシーもなく、飼犬の鳴き声や散歩等が近所迷惑とならないよう気疲れの連続となり、また、周りの目を気にして自らの出身地等を明らかにしないなどの窮屈な生活となった。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告 4 7 らは、上記 2 の事実経過で、a g 町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 3 0 年 3 月末まで、8 5 箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告 4 7 ら各自の避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1 箇月 1 0 万円の 8 5 箇月分である 8 5 0 万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であり、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して 3 2 万円を加算し、8 8 2 万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告 4 7 らは、本件事故の際、a g 町内の自宅(居住制限区域)で、庭で草花を育て、2 頭の犬を飼うなど、平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a g 町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2 - 1 6 5 頁 9 行目 ~ 1 6 6 頁 1 1 行目、1 7 1 頁 2 4 行目 ~ 1 7 2 頁 1 行目)、突然の避難の後、このような a g 町での暮らしへの想いを断ち切れないうまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記 2 の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告 4 7 らについて、それぞれ、4 0 0 万円が相当であると認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告 4 7 らの主張

(ア) 一審原告 4 7 らは、避難所への滞在の後、b s 市のアパートで狭小な住環境の下、飼犬が近所迷惑にならないよう気を遣い、パート勤務や高校生活を送る中、避難者の立場からの気苦労が絶えず、先行きの不安を抱えながらの生活であったことなどに照らし、原審の認める避難生活に伴う慰謝料は不十分である旨主張する。

この点、当審は、前記説示のとおり、本件事故直後における一審原告 4 7 らの特に過酷な避難状況等について顧慮するとともに、その後の生活等における多大な労苦について十分な考慮を払い、これらを織り込んだものとして、前記(1)において説示のとおり避難慰謝料を認定したものである。

(イ) 一審原告 4 7 らは、同人らの自宅が帰還困難区域と至近の位置にあり、付近の区域は帰還困難区域と生活圏として一体であることなどに照らし、同人らの被った精神的苦痛に関しては、帰還困難区域からの避難と同様の慰謝料額が認められるべきである旨主張する。

しかし、一審原告 4 7 らの指摘する上記事情を十分考慮しても、同人らの自宅は居住制限区

域にあり、公平性・合理性の見地に照らせば、その慰謝料額は、前記説示のとおり額とするのが相当というべきである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告47らにおいては、居住歴のあるb s市での家族生活を通じ、避難生活上の苦痛は徐々に軽減されており、平成27年5月、同市内に自宅を購入して転居し、平穏な生活を取り戻していることに照らし、一審被告東電の既払金を超える慰謝料の未払分はない旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情を踏まえて検討しても、事柄の性質上、それは、一審原告47らの避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、一審原告47らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告47-2の夫に対する分を含め、一審原告47らに対し、住居確保費用、就労不能損害、生命・身体的損害に係る支払をしており、これらは実損害額を超える支払となっているから、他の費目や、同一世帯の他の者への弁済として充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告47らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。また、前記説示のとおり、同一世帯の他の者に対する支払が弁済として充当されることにもならないというべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告47らにつき各1282万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告47らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は各852万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、一審原告47らにつき各430万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告47らにつき各43万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告47らの各請求は、それぞれ、473万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告47らにつき、それぞれ、

882万円+400万円-852万円+43万円=473万円)

第44 一審原告48ら(一審原告48-1~同48-4)について

1 控訴部分

一審原告48らの控訴部分は、それぞれ、同48-1~同48-3につき慰謝料等各385万円、同48-4につき慰謝料等500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告48-4の慰謝料等165万円である(原審は、一審原告48-1~同48-3の各請求をいずれも棄却したため、同人らに対する一審被告東電の各控訴はされていない。)。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3 - 3 4 3 頁 9 行目から 3 4 4 頁 4 行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 - 3 4 3 頁 1 0 行目の「甲個 4 8 の 2 」の次に「、4 8 の 4、4 8 の 5 」を加える。

(2) 原判決 3 - 3 4 4 頁 4 行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(3) 一審原告 4 8 - 1 (母)は、パートの仕事をしつつ、同 4 8 - 2 (長女、中学 3 年)、同 4 8 - 3 (二女、中学 1 年)を育てながら、a f 市 の自宅で暮らしていた。また、同 4 8 - 4 (父)は、 に勤務し、 の同人の実家に居住し、休日等に、a f 市の上記自宅に戻るといふ単身赴任の生活をしていた。

(4) しかし、本件事故により、同 4 8 - 1 ~ 同 4 8 - 3 は、神奈川県への避難を余儀なくされ、同 4 8 - 2 (長女)は、内定していた福島の高校が再開せず同校に通学することができなくなり、新しい環境で一から友人関係を構築するなど多大な努力をし、同 4 8 - 3 (二女)は、優秀な成績を修めており学業に集中できていた福島の中学校から、避難先の学級崩壊状態の中学校に転校することとなり、いじめを受けて精神的に辛い毎日を送ることを余儀なくされ、同 4 8 - 1 (母)は、避難先で仕事をしながら、上記のような状況の子供のサポートに奔走する生活となった。

(5) 一審原告 4 8 - 4 (父)は、仕事への責任感から、 の仕事を継続することとし、平成 2 3 年 6 月以降、a f 市 の自宅に居住して上記の仕事が続けた。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

ア 一審原告 4 8 - 1 ~ 同 4 8 - 3 は、上記 2 の事実経過のとおり、a f 市 b e 区 の自宅(緊急時避難準備区域)から避難することにより、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 2 4 年 8 月末まで、1 8 箇月であると認められる。このことに照らすと、同人らの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1 箇月 1 0 万円の 1 8 箇月分である各 1 8 0 万円をもって相当と認める。

イ また、一審原告 4 8 - 4 については、上記 2 の事実経過のとおり、 の実家(居住制限区域)に居住していたものの、平成 2 3 年 6 月以降、同 4 8 - 1 ~ 同 4 8 - 3 が既に退去していた a f 市 の自宅に居住して での仕事を継続しているものであるが、これは、 の実家(居住制限区域)から避難することにより、その日常生活を阻害されたものと評価するのが相当であり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成 2 3 年 3 月 1 1 日から平成 3 0 年 3 月末まで、8 5 箇月であると認められる。そして、一審原告 4 8 - 4 については、a f 市 の自宅に居住しつつも、 の仕事を、居住制限区域となった で続けざるを得なかったという事情があることに照らすと、その避難生活に伴う慰謝料は、1 箇月 1 0 万円の 8 5 箇月分である 8 5 0 万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

ア 一審原告 4 8 - 1 ~ 同 4 8 - 3 は、本件事故の際、a f 市 の自宅(緊急時避難準備区域)に居住し、パートの仕事や学校生活を送りながら、平穏な生活を過ごしていたところ、本件事故により、a f 市の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を一定程度変容させられ(原判決 2 - 1 6 7 頁 1 4 行目~1 6 8 頁 1 5 行目、1 7 2 頁 1 0 行目~1 9 行目)、a f 市での暮らしへの想いを断ち切れなまま先行きの見通しの立たない生活を送り、精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記 2 の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告 4 8 - 1 ~ 同 4 8 - 3 それぞれについて、各 1 0 0 万円が相当であると認められる。

イ また、一審原告 4 8 - 4 については、本件事故の際、単身赴任のため、 の実家(居住制限区域)に居住していたものであるが、その生活基盤は、 の実家(居住制限区

域)ではなく、飽くまで妻子(一審原告48-1~同48-3)が居住するaf市の自宅(緊急時避難準備区域)にあったと評価すべきであるから、上記アの説示が当てはまり、同人についても、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、100万円が相当であると認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告48らの主張

(ア) 一審原告48らは、同48-1~同48-3(母子)が同48-4(父)と離れて避難生活を送り、同48-3が避難先の中学校でいじめを受けるなど、家族で精神的苦痛を被ったという実情に照らせば、同48-1~同48-3について、原審が認めた自己決定権侵害慰謝料とは別途、避難慰謝料が認められるべきである旨主張する。

しかし、一審原告48らが主張する上記事情について十分顧慮したとしても、その居住していたaf市(緊急時避難準備区域)の状況等(原判決 2-167頁14行目~168頁15行目、172頁10行目~19行目)に照らし、中間指針等を踏まえた上で一審原告48-1~同48-3の個別の事情を可能な限り斟酌したものととして、避難慰謝料の額としては、前記のとおり認定するのが相当というべきである。

なお、原審が認めた自己決定権侵害慰謝料とは別途、避難慰謝料が認められるということにはならないことは、前記説示のとおりである。

(イ) 一審原告48らは、同48-4は、仕事への責任感からでの勤務を続け、週に5日、への通勤を続けるという生活を送っており、放射線の影響に対する生活上の不安は決して小さくはなく、これらの事情について評価した避難慰謝料が認められるべきである旨主張する。

この点、当審は、一審原告48-4における個別事情を十分顧慮し、前記(1)イにおいて説示したとおりの避難慰謝料を認定したものである。

(ウ) 一審原告48らは、同48-2(中学3年)、同48-3(中学1年)は、自己形成にとって重要な時期に本件事故による避難を強いられ、福島での友人関係等を失っており、原審が認めた慰謝料の額は相当でない旨主張する。

この点、当審は、前記(1)及び(2)の各アにおいて説示したとおりの避難慰謝料(各180万円)、生活基盤変容慰謝料(各100万円)を認定しているところ、当該慰謝料の額は、一審原告48らが主張する上記事情の重要性についても十分考慮した上で算定しており、相当なものというべきである。

(エ) 一審原告48らは、同48-4の出身地はであり、同人が、高校・大学の時期を除いて40年以上にわたりに生活の本拠があり、近辺に住む年配者のためにで稼働してきたものであることに照らせば、他の居住者と差をつけて慰謝料額を認定するのは相当でない旨主張する。

しかし、一審原告48-4において、たとえ上記の事情があったとしても、前記説示のとおり、本件事故当時、の実家は単身赴任の居住先にすぎず、飽くまでその生活基盤は、妻子の居住するaf市の自宅に存していたというべきであることに変わりはないのであるから、そのことを前提として生活基盤変容慰謝料の額を定めることはやむを得ないものといわざるを得ない。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告48らにおいては、避難先で、同48-1が就労し、同48-2、同48-3が落ち着いた学生生活を送るなど、徐々に平穏な生活を回復したものと考えられる旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情を踏まえて検討しても、事柄の性質上、それは、一審原告48らの避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえ

ず、一審原告48らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告48-4が、その程度はともかく、本件事故前後を通じ、af市の自宅で過ごしていることに照らすと、同人が避難生活をしているものと評価することはできず、一般的な避難者のような自宅以外の場所での滞在を余儀なくされた避難生活と同等に評価することはできない旨主張する。

しかし、前記説示のとおり、一審原告48-4は、の実家から避難することにより、その日常生活を阻害されたものと評価するのが相当というべきであり、前記の慰謝料額(850万円)の認定に、不合理な点はないというべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告48-1~同48-3につき各280万円、同48-4につき950万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告48らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、一審原告48-1~同48-3につき各341万円、同48-4につき850万円であることが認められるから、一審原告48-1~同48-3については、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分があると認められず、同48-4については、同未払分は100万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告48-4につき10万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告48-1~同48-3の各請求は、いずれも理由がなく、これと同旨の原判決は相当であるから、同人らの各控訴はいずれも棄却すべきであり、また、同48-4の請求は、110万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告48-4につき、

850万円+100万円-850万円+10万円=110万円)

第45 一審原告49ら(一審原告49-1~同49-5)について

1 控訴部分

一審原告49らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告49-1、同49-2については慰謝料等各52万7000円、同49-3~同49-5については慰謝料等各30万7000円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-345頁15行目から346頁3行目まで、及び、同346頁14行目冒頭から17行目の「強いられたということが出来る。」までに記載のとおりであるから、これらを引用する。

(1) 原判決 3-345頁16行目の「甲個49の1」の次に「、49の4」を加える。

(2) 原判決 3-345頁17行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-346頁3行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告49らは、am市の自宅に居住して、同49-1(父)、同49-2(母)が、同49-2の両親が経営する会社で稼働し、同49-3(長女)が小学校に、同49-4(二女)、同49-5(長男)が保育園にそれぞれ通い、夫婦の実家や親戚の多くがa

m市内におり子育てがしやすい環境の下で生活していた。しかし、本件事故を受けて、一審原告49らは、自宅を出て避難することを決め、暖房等が十分でないd q町(d r地方)の旅館等への滞在を経て、同49-1が、上記会社の経営維持のためam市の自宅に戻り、同49-2~同49-5が、神奈川県に転居した。その後、同49-1も、上記会社の業務が、取引先を失うなどして縮小されたため、平成25年2月から、am市の上記自宅を出て、神奈川県で同49-2~同49-5と同居するに至った。そして、同49-1、同49-2は神奈川県で新しい仕事を探すことを余儀なくされ、また、同49-3~同49-5は、同49-3が同級生からの言葉に傷付き登校を嫌がり、また、同49-4が薬を口にすることができなくなるなど、精神的に不安定な状態となることがあった。なお、同49-1、同49-2は、避難生活を始めるに当たり、子供(同49-3、同49-4)に対し、避難生活を送る必要性(放射線による将来の健康への不安)について説明していたことから、am市への帰還はできないと考え、神奈川県での生活を続けた。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告49らは、上記2の事実経過で、いわゆるd lに位置するam市から避難所への滞りに準じる態様を経て避難し、その後の避難生活を余儀なくされたものであり、その日常生活を阻害されたものと認められ、その慰謝料は、本件に現れた一切の事情を勘案し、同49-1、同49-2につき各61万円、同49-3~同49-5につき各101万円とするのが相当である。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告49らの主張

(ア) 一審原告49らは、本件事故により、am市での安定した経済的基盤や会社を引き継ぐという将来設計を失ったものであることに照らし、避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきであり、慰謝料額も不十分である旨主張する。

しかし、原審の認定する自己決定権侵害慰謝料の実質は、当審において認定する避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)と同一のものであると解されるところ、前記認定の避難慰謝料は、一審原告49らの主張する上記の個別の事情をも十分顧慮し、一審原告49らの自宅がam市にあり、政府による避難指示等がされた区域ではなく、その放射線量(原判決 2-173頁 8~14行目)や、避難状況及び社会的活動の状況(原判決 2-169頁 22行目~170頁 11行目、同頁 22行目~26行目)などを踏まえたものであって、相当なものというべきである。

(イ) 一審原告49らは、同49-3~同49-5において、避難生活の中で登校拒否や夜尿症の症状等が出るなど、精神的な負担が大きく、放射線の健康への影響に対する不安からam市への帰還も不可能であることなどに照らし、避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきであり、慰謝料額も不十分である旨主張する。

しかし、前記認定のとおり、一審原告49-3~同49-5の受けた精神的負担の大きさやその健康への影響に対する不安など、一審原告49らの主張する上記の個別の事情は十分顧慮すべきであるが、前記認定の避難慰謝料は、これらの事情を踏まえてもなお、前記(ア)の説示に照らし、前記説示のとおり額を認定するのが相当であって、慰謝料額が不十分であるとはいえない。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告49-3~同49-5の健康への影響に対する不安や一審原告49らの経済的基盤の喪失等については、少なくとも、一審被告東電の既払金によって十分補填されている旨主張する。

しかし、上記2の事実経過に照らし、一審原告49らが避難生活により被った上記の点を含

めた苦痛や不便の程度に鑑み、これらが上記既払金により既に補填されているということではできない。

(イ) 一審被告東電は、一審原告49らは、避難後、いつでもa m市の自宅に帰ることができたのに、同人らの家庭内の事情や生活状況等を踏まえ、神奈川県での生活の継続を自ら判断しており、これをもって本件事故により通常生ずべき損害に当たるとはいえない旨主張する。

しかし、一審原告49らにおいて、神奈川県での生活を継続する事情があったことを前提としても、前記説示のとおり、同人らが、a m市の自宅で、同49-2の両親の経営する会社で稼働し、小学校や保育園に通うなどして、家族で平穏な生活を送っていたことに照らせば、本件事故により突然大きな影響を受けるに至った生活の回復のためには、一定の期間を要したものであるべきであり、少なくとも、本件事故により、前記認定の慰謝料額に相当する損害が発生したというべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の額は、同49-1、同49-2につき各61万円、同49-3~同49-5につき各101万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告49らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同49-1、同49-2に対して各12万円、同49-3~同49-5に対して各72万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、一審原告49-1、同49-2につき各49万円、同49-3~同49-5につき各29万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告49-1、同49-2につき各4万円、同49-3~同49-5につき各2万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告49-1、同49-2の各請求は、それぞれ、53万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同49-3~同49-5の各請求は、それぞれ、31万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告49-1、同49-2につき

61万円 - 12万円 + 4万円 = 53万円

一審原告49-3~同49-5につき

101万円 - 72万円 + 2万円 = 31万円)

第46 一審原告50ら(一審原告50-1~同50-3)について

1 控訴部分

一審原告50らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各100万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告50-1については慰謝料等52万円、同50-2、同50-3については慰謝料等30万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-348頁12行目から349頁4行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-348頁13行目の「甲個50の1」の次に「、50の4」を加え

る。

(2) 原判決 3 - 348頁14行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3 - 349頁4行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告50らは、の自宅で、同50 - 1(妻)が夫の家業であるを手伝いながら、同50 - 2(二男)、同50 - 3(三男)の子育てをし、同50 - 2は中学校生活の中、シニアリーグ(硬式野球)に取り組み、同50 - 3は小学校に通学し交友しながら、生活していた。しかし、本件事故により、同50 - 1は、平日はで夫の家業を手伝い、休日は子供の世話のため神奈川県で暮らす二重生活となり、また、子供(同50 - 2、同50 - 3)を避難させたことでPTAの会合の場などで誹謗中傷を受けるなど、心身に大きな負担を受けた。さらに、同50 - 2は、福島で続けていたシニアリーグ(硬式野球)を辞めざるを得ず、同50 - 3は転校を繰り返し、福島から避難したことで同級生から心無い言葉を浴びせられるなど、精神的な負担を受けた。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告50らは、上記2の事実経過で、いわゆるdmの北部に位置するから避難し、その日常生活を阻害されたものと認められ、その慰謝料は、本件に現れた一切の事情を勘案し、同50 - 1につき60万円、同50 - 2、同50 - 3につき各100万円とするのが相当である。

なお、原判決 3 - 349頁14行目から18行目までの説示のとおり、一審原告50 - 1は、養育すべき子供(同50 - 2、同50 - 3)と共に避難したものと同視できるというべきである。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告50らの主張

一審原告50らは、同50 - 1は、子供の健康を考えやむを得ず避難したが、その後の二重生活に疲弊し、先行きの不安や誹謗中傷に苦しみ、同50 - 3も級友からいじめを受けているなどの事情に照らし、避難生活に係る慰謝料が別途認められるべきであり、原審の認めた慰謝料額も不十分である旨主張する。

そこで検討すると、前記説示のとおり、原審が認めた自己決定権侵害による損害に係る慰謝料の実質は、一審原告50らの平穏な日常生活の阻害による、避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料であると考えられる。そして、一審原告50らの上記主張は、慰謝料額が不十分である旨をいうものと解されるところ、前記2に認定した、同人らが避難生活において被った労苦は、十分顧慮すべきであると考えられるが、他方、慰謝料額としては、元居住地の状況等による公平性・合理性の見地からの制約を受けざるを得ず、一審原告50らの自宅の所在する

からの避難の場合と、福島第一原発からの距離が近く避難指示等が出された区域からの避難の場合とでは、損害算定の基礎となる合理的な避難期間が異なり、損害を客観の見地から金銭的に評価する上で程度の差が存することは否定できない。そして、そのような中で、中間指針等を踏まえた上で個別の事情を可能な限り斟酌したものととして、前記説示の慰謝料額は相当なものというべきである。

イ 一審被告東電の主張

一審被告東電は、一審原告50らは、神奈川県での居住先やへの帰還について柔軟に決定しており、同人らが神奈川県での生活を続けたのは、その家庭内の事情や生活状況をも踏まえた判断の結果と考えられるから、一審被告東電の既払金を超えて、通常生ずべき損害は発生していない旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘に係る上記側面があることを考慮しても、前記説示のとおり、一審原告50 - 1が夫の家業であるを手伝い、同50 - 2が硬式野球に励み、同50 -

3が小学校に通学し交友するなどして、家族で平穏な生活を送っていたことに照らせば、本件事故により突然大きな影響を受けるに至った生活の回復のためには、一定の期間を要したものであるべきであり、少なくとも、本件事故により、前記認定の慰謝料額に相当する損害が発生したというべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の額は、同50-1につき60万円、同50-2、同50-3につき各100万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告50らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同50-1に対して12万円、同50-2、同50-3に対して各72万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、一審原告50-1につき48万円、同50-2、同50-3につき各28万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告50-1につき4万円、同50-2、同50-3につき各2万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告50-1の請求は、52万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同50-2、同50-3の各請求は、それぞれ、30万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと同旨の原判決は相当であり、一審原告50らの各控訴と一審被告東電の各控訴は、いずれも棄却すべきこととなる。

(一審原告50-1につき

60万円 - 12万円 + 4万円 = 52万円

一審原告50-2、同50-3につき

100万円 - 72万円 + 2万円 = 30万円)

第47 一審原告51ら(一審原告51-1~同51-4)について

1 控訴部分

一審原告51らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告51-1、同51-2については慰謝料等各88万円、同51-3、同51-4については慰謝料等各44万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-350頁24行目から351頁9行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-350頁25行目の「甲個51の1、」の次に「51の14、」を加える。

(2) 原判決 3-350頁26行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-351頁2行目に「と4人で」とあるのを「に、同51-2の母を合わせた5人で」と改める。

(4) 原判決 3-351頁9行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告51-1(父)は、同51-2(母)と結婚して婿養子に入り、平成18年に広告業の会社を起業し、同51-2も同会社で働き、夫婦で同51-3(長男、中学生)、同51-4(二男、小学生)を育てながら、飼犬と共に、af市の自宅で生活してい

た。しかし、本件事故により、神奈川県の狭小な賃貸住宅での避難生活を送ることとなり、上記会社の再開の目途はつかなくなり、高校受験を控えていた同51-3は、福島での進学という進路の変更を余儀なくされ、同51-4は、避難先で同級生から「福島へ帰れ。」などと言われ、の診断を受けるなど、いずれも精神的に負担を負いながらの生活となった。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告51らは、上記2の事実経過で、af市による一時避難要請区域から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から同年12月末まで、10箇月であると認められる。このことに照らすと、同人らの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ1箇月10万円の10箇月分である100万円となる。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告51らの主張

(ア) 一審原告51らは、原審が形式的に避難指示等の区域割により賠償額の区別をしたことは不合理であり、その地域コミュニティの範囲は、その生活圈等からして、居住地であるaf市cq区に限られないことに照らし、原審の認定するほか、避難慰謝料が別途認められるべきであり、慰謝料額も不十分である旨主張する。

この点、当審は、一審原告51らがその避難生活の継続中に受けた精神的負担の大きさは、他の避難者と変わるものではないものの、その避難慰謝料の終期については、一審原告51らの自宅がaf市による一時避難要請区域にあり、政府による避難指示が出された区域ではないことを勘案せざるを得ず、その放射線量(原判決 2-172頁10~19行目)、その避難状況や社会的活動の状況(原判決 2-167頁14行目~25行目)に照らし、上記(1)において説示したとおりの避難慰謝料の額を認定したものである。

(イ) 一審原告51らは、本件事故のため、同51-2の母や飼犬と別離し、夫婦の会社の営業再開も不可能となり、子供についても健康への不安を払拭できず、進路変更を余儀なくされるなど、その家族の関係や仕事・学校の関係等に影響を被っていることに照らし、原審の認定する慰謝料額は不十分である旨主張する。

この点、前記2に認定した、同人らが避難生活において被った労苦は、十分顧慮すべきであると考えられるが、他方、同人らの自宅の所在するaf市は、政府による避難指示が出された区域のように、当該区域全体として、多数の住民が長期間避難して、その後、地域社会等の再形成が目指されるという経過を辿っているとまでは認め難く、避難指示が出された区域からの避難の場合とは、損害算定の基礎とする合理的な避難期間が異なるから、損害を客観的見地から金銭的に評価する上で程度の差が存することは否定できない。そして、そのような中で、中間指針等を踏まえた上で個別の事情を可能な限り斟酌したものであるとして、前記説示の慰謝料額は相当なものというべきである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告51らの居住地であったaf市による一時避難要請区域は、政府による避難指示の対象外の区域であり、ふるさと喪失慰謝料は認められない旨主張するが、前記(1)において説示したとおりの避難慰謝料については、これを認めることができるものというべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告51らは、af市cq区の客観的状況にかかわらず、ah市での生活状況や学業を理由として、神奈川県での生活の継続を選択したものであるといえ、少なくとも平成23年4月2日(避難要請解除日)には平穏な生活を取り戻していたものというべきである旨主張する。

しかし、一審原告51らの自宅は、af市による一時避難要請区域に存しており、一審被告東電の上記主張に係る側面があったことを前提としても、事柄の性質に照らし、それは、一審

原告51らの避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、慰謝料額としては、本件に現れた一切の事情を勘案した、前記説示のとおり額とするのが相当である。

(ウ) 一審被告東電は、一審原告51らにつき、実損害額を超える支払があると主張するが、仮に、一審被告東電において、実損害額を超える支払分があったとしても、前記説示に係る本件黙示の合意が、一審原告51らと一審被告東電との間においても認められるというべきであるから、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)の額は、一審原告51らにつき、いずれも100万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、一審原告51-1、同51-2につき、各70万円、同51-3、同51-4につき、各110万円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、同51-1、同51-2につき30万円となり、同51-3、同51-4については、全額が弁済されていることとなる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告51-1、同51-2につき、各3万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告51-1、同51-2の各請求は、それぞれ、33万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める理由があり、その余は理由がなく、また、同51-3及び同51-4の各請求は、いずれも理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり、変更すべきこととなる。

(一審原告51-1、同51-2につき
100万円 - 70万円 + 3万円 = 33万円)

第48 一審原告52について

1 控訴部分

一審原告52の控訴部分(請求拡張分を含む。)は、慰謝料等600万円、就労不能損害等100万円(就労不能損害として、原審では、63万2742円を請求していたが、当審で、163万2742円(弁護士費用分を含む。)にその請求を拡張した。この請求拡張分が、100万円(90万9091円に弁護士費用9万0909円を加えた額)である。)の計700万円、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、慰謝料、就労不能損害等の合計412万8742円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-352頁26行目から354頁8行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-354頁6行目~7行目の「平成26年5月まで」を「平成27年9月まで」と、同行目の「通院した。」を「通院し、下記のc r市への転居後も、隣の市の心療内科に通院していた。」と、同行目の「甲個52の6~52の11」を「甲個52の7~52の11、52の24~33」とそれぞれ改める。

(2) 原判決 3-354頁8行目の「岩手県」を「宮城県」と改める。

(3) 原判決 3-354頁8行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(3) 一審原告52は、妻や長男と共に、a r町の自宅に居住し、夫婦の親戚も多く居住する地域のコミュニティの中で、野菜作りなどをしながら、生活していた。しかし、本件事故により、避難所生活を経て、神奈川県の高女宅に避難することとなり、上記の暮らしができなくなった一方、生活のため、原発での仕事を続けざるを得ず、不安感、焦燥感を感じるようになった。同人は、a m営業所、新潟県のd s事業所に転勤したが、上記のとおり、避難生活により不安障害を発症した旨の診断を受け、勤務先を退職してc s市やc r市で生活する中でも、上記症状は改善しなかった。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告52は、上記2の事実経過で、a r町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに、同人の精神疾患の状況等を併せると、一審原告52の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月11万円の85箇月分である935万円とした上、警戒区域からの特に過酷な避難であり、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、967万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告52は、本件事故の際、a r町内の自宅(居住制限区域)で、親戚も多く居住する地域のコミュニティの中で平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a r町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2-166頁12行目~167頁8行目、172頁2行目~5行目)、突然の避難の後、このようなa r町での生活への想いを断ち切れないまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告52について、400万円が相当であると認められる。

(3) 就労不能損害について

次のとおり補正するほか、原判決 3-355頁15行目から356頁4行目までの説示を引用する。

ア 原判決 3-355頁19行目の「これを認めるに足りる的確な証拠がないところ、」を削る。

イ 原判決 3-355頁21行目の「いることに照らすと、」を「いるところ、一審原告52のそれまでの就労状況やその職務の性質、同人の年齢(平成24年6月時点(退職時点)で61歳)に鑑みると、本件事故がなければ、実際の退職時点の約3年後である平成27年9月30日までは勤務を継続した蓋然性があるとみるのが合理的というべきであり、他方、その翌月以降については、引き続き就業継続の蓋然性があったことを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、」と改める。

よって、上記就労不能損害に関する拡張(当審)に係る請求は、後記153万1636円から63万2742円(原審認容分)を控除した89万8894円に弁護士費用相当額を加えた額の限度で認容すべきであり、その余は棄却を免れない。

(4) 当事者の主張について

ア 一審原告52の主張

(ア) 一審原告52は、その避難による心理的抑圧により不安障害を発症し、c s市、c r市の生活でも改善せず、同人の避難生活が影響して長女夫婦が離婚し長女が海外に移住するに至っていることなどに照らし、原審の認めた慰謝料の額は不十分である旨主張する。

この点、当審は、一審原告52の不安障害の症状が改善しないなど、同人の上記の個別の事情を十分顧慮し、前記(1)において説示したとおりの避難慰謝料を認定したものである。

(イ) 一審原告52は、一審被告東電によるADRを通じた支払(988万円)のうち136万円分については増額慰謝料であるところ、原審が、その認定した慰謝料額から上記136万円を既払金として控除しているのは不当である旨主張する。

しかし、ADRにおける慰謝料増額分であっても、慰謝料としての支払であることに変わりはなく、既払金として控除することを否定する合理的理由はないものというべきである。

(ウ) 一審原告52は、同人が月額30万円の嘱託勤務を平成24年6月30日に辞めていることに照らし、その就労不能損害の額は、月額30万円(合計660万円)と算定されるべきである旨主張する。

しかし、補正引用する原判決説示のとおり、上記の月額30万円は、嘱託勤務終了直前のものであって、その後も同額の収入を継続して得られたと認めるに足りる的確な証拠がないことに照らし、就労不能期間中の基礎収入は、月額15万円と認めるのが相当である。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告52においては、時の経過により避難生活に伴う精神的苦痛は徐々に緩和され、平成27年9月、c r市に転居して夫婦での生活を開始したことにより避難生活を終了させており、その後のc r市での生活の継続は同人の意思に基づくものであり、避難の継続とはいえない旨主張する。

しかし、一審被告東電の上記主張を前提としても、事柄の性質に照らし、それは、一審原告52の避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、避難慰謝料としては、前記(1)において説示したとおりの額とするのが相当である。

(イ) 一審被告東電は、一審原告52の就労不能損害につき、平成27年9月までの分が損害として認められるとの認定は誤りであり、また、生命身体障害についても、同人の不安障害と本件事故との間で相当因果関係が認められない旨主張する。

しかし、一審原告52の就労不能損害については、補正引用に係る原判決説示のとおり、同人のそれまでの就労状況やその職務の性質、同人の年齢に鑑みて、平成27年9月30日までの勤務の継続の蓋然性があるとみることができる。また、その生命身体障害(不安障害)については、診断書(甲個52の7~52の11、52の24~32)の「避難生活により発症・受傷」の欄にチェックが入っているし、前記2の事実経過に照らしても、本件事故との間の相当因果関係を認めるのが合理的かつ自然というべきである。

(ウ) 一審被告東電は、一審原告52に対し、c s市の賃貸住宅の賃料、住居確保費用の支払をしており、また、その長男に対し、就労不能損害の支払をしているところ、これらの支払分は全て実損害額を超える支払となっているから、一審原告52の他の費目の未払分に弁済として充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告52と一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。また、前記説示のとおり、同一世帯の他の者に対する支払が弁済として充当されることにもならないというべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

慰謝料については、前記3(1)、(2)の合計額は1367万円であり、就労不能損害については、前記3(3)のとおり330万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は1018万円、就労不能損害名目の金員の額は176万8364円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、慰謝料につき349万円、就労不能損害につき153万1636円とな

り、その合計額は、502万1636円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、50万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告52の請求は、552万1636円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告52につき、

967万円 + 400万円 - 1018万円 + 330万円 - 176万8364円 + 50万円 = 552万1636円)

第49 一審原告53ら(一審原告53-1~同53-5)について

1 控訴部分

一審原告53らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各40万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告53-1、同53-2については慰謝料等各61万円、同53-3~同53-5については慰謝料等各74万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-358頁3行目から11行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-358頁4行目の「甲個53の1、」の次に「、53の3、53の19、」を加える。

(2) 原判決 3-358頁5行目冒頭に「(1) 」を加える。

(3) 原判決 3-358頁11行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告53らは、同53-1(父)が、
、同53-2(母)も
を手伝い、豊かな自然の中で、小学生の同53-3(長女)、同53-4(長男)、保育園児の同53-5(二男)と共に、
との関係を大切にしながら、am市の自宅で、生活を送っていた。しかし、一審原告53らは、本件事故により、神奈川県に避難することを余儀なくされ、狭い集合住宅で、子供(同53-3~同53-5)の生活音に苦情を言われ物音を控えるなど、いずれも精神的負担の大きい生活となった。また、同53-1は、
との関係から、
のあるam市と神奈川県とを往復する生活となったほか、放射線の影響についての不安から様々な文献等を調べるなどし、同53-3(長女)は、そうした不安感から、緊張して人と話せなくなる症状(場面緘黙症)を発症するなどし、同53-2は、同53-3の関係で、医療機関やカウンセラーを求めて奔走し就業を断念せざるを得なかった。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告53らは、上記2の事実経過で、いわゆるd1に位置するam市から避難したものであり、その日常生活を阻害されたものと認められ、その慰謝料は、同53-3の場面緘黙症の発症や、同53-2の同53-3の関係での様々な対応等を含め、本件に現れた一切の事情を勘案し、同53-1につき60万円、同53-2につき70万円、同53-3につき120万円、同53-4、同53-5につき、それぞれ100万円とするのが相当である。

(2) 当事者の主張について

ア 一審原告53らの主張

(ア) 一審原告53らは、放射線の影響により、同53-1が
福島山、大地、自然が汚染され、同人らのふるさとが失われたことなどに鑑み、避難慰謝料が別途認められるべきであり、原審の認めた慰謝料額も不十分である旨主張する。

しかし、原審の認定する自己決定権侵害慰謝料の実質は、当審において認定する避難慰謝料（日常生活阻害慰謝料）と同一のものであると解されるところ、その避難慰謝料の終期については、一審原告53らの自宅がa m市にあり、政府による避難指示等が出された区域ではないことを勘案せざるを得ない。そして、その放射線量（原判決 2 - 173頁8～14行目）、その避難状況や社会的活動の状況（原判決 2 - 169頁22行目～170頁11行目、同頁22行目～26行目）を踏まえつつ、当審は、一審原告53らの個別の事情を十分考慮した上で、前記（1）において説示したとおりの避難慰謝料を認定したものである。

なお、一審原告53らの自宅所在地は、避難指示等がされていない地域であり、政府による避難指示等が出された区域のように、当該区域全体として、多数の住民が長期間避難して、その後、地域社会等の再形成を目指すこととされるという経過を辿っているとまでは認め難く、当審が、一審原告らの主張するふるさと喪失慰謝料に対応するものとして認めている生活基盤喪失・変容慰謝料について、その発生を肯定することはできないというほかない。

（イ）一審原告53らは、一審原告53 - 1が、a h市に避難した後もa m市に通うという二重生活を余儀なくされ、同53 - 3は場面緘黙症を発症し、同53 - 2は医療機関等を奔走し就業を断念せざるを得ないなど、様々な精神的苦痛を被っていることに照らし、原審の認めた慰謝料額は不十分である旨主張する。

この点、当審は、一審原告53らの個別の事情を十分考慮し、前記（1）において説示したとおりの避難慰謝料を認定したものである。

イ 一審被告東電の主張

（ア）一審被告東電は、一審原告53らにおいては、同53 - 2の実家に避難しており、避難後も、その放射線量に鑑み、いつでもa m市の自宅に帰ることができ、実際にも頻繁に帰宅していることなどに照らし、一審原告53らにおいて、既払金を超える慰謝料が発生するとは認められない旨主張する。

しかし、一審被告東電の上記主張を前提としても、事柄の性質に照らし、それは、一審原告53らの避難生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえず、前記説示のとおり、慰謝料額としては、本件に現れた一切の事情を勘案した前記説示の額とするのが相当である。

（イ）一審被告東電は、一審原告53らにおいては、同53 - 3の場面緘黙症の治療や、同53 - 3～同53 - 5が神奈川県での通学に馴染んできたことなど、家庭内の事情や生活状況を踏まえて神奈川県での生活を継続しており、同生活の継続が本件事故により通常生ずべき損害に当たるとはいえない旨主張する。

しかし、一審原告53らにおいて上記のような事情があったことを前提としても、同人らが、前記説示のとおり、 の手伝いなどをし、a m市の小学校、保育園に通い、平穏な生活を送っていたことに照らせば、本件事故により突然大きな影響を受けるに至った生活の回復のためには、一定の期間を要したものであるべきであり、少なくとも、本件事故により、前記認定の慰謝料額に相当する損害が発生したというべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3（1）の額は、同53 - 1につき60万円、同53 - 2につき70万円、同53 - 3につき120万円、同53 - 4、同53 - 5につき各100万円であるところ、証拠（乙共494、520）及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告53らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同53 - 1、同53 - 2に対して各12万円、同53 - 3～同53 - 5に対して各72万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、一審原告53 - 1、同53 - 3につき各48万円、同53 - 2につき58万

円、同53-4、同53-5につき各28万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告53-1、同53-3につき各4万円、同53-2につき5万円、同53-4、同53-5につき各2万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告53-1、同53-3の各請求は、それぞれ、52万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同53-2の請求は、63万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同53-4、同53-5の各請求は、それぞれ、30万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、いずれも、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告53-1につき

60万円 - 12万円 + 4万円 = 52万円

一審原告53-2につき

70万円 - 12万円 + 5万円 = 63万円

一審原告53-3につき

120万円 - 72万円 + 4万円 = 52万円

一審原告53-4、同53-5につき

100万円 - 72万円 + 2万円 = 30万円)

第50 一審原告54について

1 控訴部分

一審原告54の控訴部分は、慰謝料等500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、慰謝料、借地権等に係る損害の計189万0663円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-360頁23行目から361頁12行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-360頁24行目の「54の14」を「54の7、54の10」と改める。

(2) 原判決 3-361頁9行目の「人」を「同人」と改める。

(3) 原判決 3-361頁12行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(3) 一審原告54(本件事故時64歳)は、a1町の自宅(帰還困難区域)で、a1町内での清掃活動や、視覚障害者支援グループ等に参加し、フラダンスの講師をするなどして生活しており、本件事故時には、a t市の長女宅を日帰りで訪問していた。しかし、本件事故により、一審原告54は、a t市内の手狭な賃貸住宅での避難生活を余儀なくされ、家族ぐるみで付き合いのあった友人とも遠く離れ、福島にいた頃のような活動はできなくなり、a1町に墓地のある亡夫の供養もできず、精神的な負担を被った。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告54は、上記2の事実経過で、a1町の自宅(帰還困難区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり(同人は、本件事故時、a t市の長女宅を一時的に訪問していたにすぎず、生活の本拠はa1町の自宅であり、上記避難をしたものと評価することができる。)、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月

末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、同人の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月10万円の85箇月分である850万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤喪失慰謝料

一審原告54は、本件事故の際、a1町内の自宅(帰還困難区域)に居住し、地域の活動に参加するなどして、平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a1町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を喪失させられ(原判決 2-163頁4行目~164頁16行目、171頁16~19行目)、a1町での暮らしへの想いを断ち切れないまま先行きの見通しの立たない生活を送り、a1町に帰還することが叶わないという状況を受け入れざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を喪失させられたことによる慰謝料の額は、一審原告54について、800万円とするのが相当であると認められる。

(3) 自宅土地(借地権)に係る損害について

原審は、一審原告54の自宅土地(借地権)につき、固定資産税評価額の3割の2倍に当たる233万2478円である旨認定するところ、前記説示及び弁論の全趣旨に照らし、自宅土地(借地権)の損害について、一審被告東電の既払額(111万1815円。原判決 3-362頁17行目~21行目の説示を引用する。なお、借地権価格は、固定資産税評価額の2割の1.43倍とみるのが相当である。)は不合理とはいえず、これを超える損害が発生しているとは認められないから、原審が認容した上記損害額との差額については、本件事故による損害とは認められない。

(4) 当事者の主張について

ア 一審原告54の主張

(ア) 一審原告54は、見知らぬ土地での不自由な避難生活を余儀なくされ、飼猫とも約3年間共に暮らせず、帰還の見通しが立たないことからa t市のマンションを購入して転居するなど精神的苦痛を受けており、避難慰謝料が別途認められるべきであり、原審の認定する慰謝料額では不十分である旨主張する。

この点、当審は、一審原告54が指摘する、本件事故により余儀なくされた避難生活における労苦について、十分な考慮を払い、これらを織り込んだものとして、前記(1)、(2)において説示したとおりの慰謝料を認定したものである。

(イ) 一審原告54は、本件事故による避難生活の継続により、フラダンスの講師、地域の活動や亡夫の供養など、a1町での生活や生きがいとなっていた活動の基盤が失われ、精神的苦痛を受けており、原審の認定する慰謝料額では不十分である旨主張する。

この点、当審は、一審原告54に係る上記事情も十分顧慮し、これらの事情を織り込んだものとして、前記(1)、(2)において説示したとおりの慰謝料を認定したものである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告54においては、本件事故時はa t市の長女宅にいて避難行動をしておらず、本件事故後も長女と同居するなどした後、一定の広さのあるマンションに転居して、フラダンスに関連する取組みも続けていることに照らし、既払金を超える損害は発生していない旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情のうち、一審原告54が避難のための物理的移動をしていない点は、着の身着のままでの過酷な避難に関する加算の対象としていないことにより反映済みであり、その他の事情は、一審原告54の本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえないというべきであるから、同人の慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告54につき、住居確保費用、家財に係る損害など実損害額を超える支払をしているから、その支払分は、他の費目に弁済として充当すべきである旨主

張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告54と一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、1650万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告54に対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、1450万円であることが認められる。

そうすると、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、200万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、20万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告54の請求は、220万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告54につき、

850万円 + 800万円 - 1450万円 + 20万円 = 220万円)

第51 一審原告55について

1 控訴部分

一審原告55の控訴部分は、慰謝料等500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、慰謝料、自宅土地、家財等に係る損害の計524万2130円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3 - 363頁14行目から364頁9行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 - 363頁15行目の「甲個55の1」の次に「、55の6」を加える。

(2) 原判決 3 - 364頁9行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(4) 一審原告55(本件事故時68歳)は、a g町の自宅に居住し、豊かな自然環境の下、無農薬の野菜を作るなど、平穏な暮らしを送っていた。しかし、本件事故により、避難所生活を経て、神奈川県に転居することを余儀なくされ、高齢となる中、経済的な不安を抱える生活を送った。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告55は、上記2の事実経過で、a g町の自宅(帰還困難区域)から避難したものであり、日常生活を阻害されたものと認められ、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告55の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、882万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤喪失慰謝料

一審原告55は、本件事故の際、a g町内の自宅(帰還困難区域)で、豊かな自然環境の下、無農薬の野菜を作るなど、平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a g町の地

域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を喪失させられ(原判決 2-165頁9行目~166頁11行目、171頁24行目~172頁1行目)、突然の避難の後、a g町での暮らしへの想いを断ち切れぬまま先行きの見通しの立たない生活を送り、a g町に帰還することが叶わないという状況を受け入れざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を喪失させられたことによる慰謝料の額は、一審原告55について、800万円とするのが相当であると認められる。

(3) 自宅土地に係る損害について

原審は、一審原告55の自宅土地につき、固定資産税評価額(209万0065円)の2倍の418万0130円である旨認定するところ、前記説示及び本件に現れた一切の事情に照らし、自宅土地の損害額については、固定資産税評価額の1.43倍である298万8792円であると認めるのが相当であり、これを超える損害が発生しているとは認められない。

(4) 家財に係る損害について

一審原告55の被った家財損害(10万円)については、原判決 3-364頁26行目から365頁6行目の「10万円を認める」までの説示を引用する。

(5) 当事者の主張について

ア 一審原告55の主張

一審原告55は、避難生活において数々の苦難があり、先行きの不安は大きく、a g町での豊かな自然環境や食生活に囲まれた暮らしを失ったことに照らし、原審の認めた慰謝料額は不十分である旨主張する。

この点、当審は、一審原告55が指摘する、避難生活における苦難や、a g町での暮らしの喪失などの事情について、十分な考慮を払い、これらを織り込んだものとして、前記(1)、(2)において説示したとおりの慰謝料を認定したものである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告55においては、また、時の経過によりその精神的苦痛は徐々に軽減している旨主張する。

しかし、また、時の経過等をもって、一審原告55の本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を消失させる事情とみることもできず、同人の慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、不動産損害については、原審の算定に根拠はなく、家財損害については、立証を欠いている旨主張する。

この点、不動産損害については、前記説示のとおり、経済産業省の公表した賠償基準の考え方等に沿う、固定資産税評価額の1.43倍と認めるのが相当である。また、家財損害については、民訴法248条により、弁論の全趣旨に基づき相当な損害額を算定するという観点からすると、原審の認定が不合理であるとまではいえない。

(ウ) 一審被告東電は、一審原告55に仮払金として100万円を支払っているのに、原審は、一審原告55の未払分の損害との充当処理をしておらず、不当である旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告55と一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められないというべきであり、この理は、仮払金と慰謝料、自宅土地・家財に係る損害との間であっても、妥当するものといえる。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

慰謝料については、前記3(1)、(2)の合計額は1682万円であり、自宅土地に係る

損害金は298万8792円、家財に係る損害金は10万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は1452万円であり、その他、自宅土地・家財に係る損害に対する支払があったとは認められない。そうすると、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、慰謝料につき230万円、自宅土地に係る損害金につき298万8792円、家財に係る損害につき10万円となり、その合計額は、538万8792円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、53万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告55の請求は、591万8792円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告55につき、

882万円+800万円-1452万円+298万8792円+10万円+53万円=591万8792円)

第52 一審原告56ら(一審原告56-1、同56-2)について

1 控訴部分

一審原告56らの控訴部分は、同56-1が慰謝料等500万円、同56-2が慰謝料500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告56-2に係る慰謝料等52万6000円である(原審は、一審原告56-1の請求を棄却したため、同人に係る一審被告東電からの控訴はされていない。)。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-365頁25行目から366頁11行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-365頁26行目の「甲個56の1」の次に「、56の7」を加える。

(2) 原判決 3-366頁1行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-366頁11行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告56-1(夫、本件事故時80歳)と同56-2(妻、本件事故時77歳)は、br町の自宅(帰還困難区域)に居住し、自然に囲まれた中、バイクに乗って親戚宅を訪問し、野菜や魚を交換するなどしながら、生活していた。しかし、本件事故により、一審原告56らは、両名ともに、避難所生活を経て、神奈川県に避難することを余儀なくされ、狭小な住環境となり体調が悪化し、平成25年3月に要介護1の認定を、その後要介護3の認定をそれぞれ受けるに至り、心身の状態が衰えた。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告56らは、上記2の事実経過で、br町の自宅(帰還困難区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。そして、一審原告56らが、高齢であり、避難生活を続ける中で要介護状態となったことなどに照らすと、同人らの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月13万円の85箇月分である各1105万円とした上、警戒区域からの特に過酷な避難であり避難所生活を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、各1137万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤喪失慰謝料

一審原告56らは、本件事故の際、br町内の自宅(帰還困難区域)に居住し、バイクに乗って親戚宅を訪問するなどして、平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、br町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を喪失させられ(原判決 2-164頁17行目~165頁8行目、171頁20~23行目)、突然の避難の後、br町での暮らしへの想いを断ち切れないうまま先行きの見通しの立たない生活を送り、br町に帰還することが叶わないという状況を受け入れざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を喪失させられたことによる慰謝料の額は、一審原告56らについて、それぞれ800万円とするのが相当であると認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告56らの主張

一審原告56らは、避難生活を通じ、劣悪かつ慣れない環境の中で体力や気力が低下し、ともに要介護状態となり、その自宅も解体され帰還が不可能になり混乱する気持ちであることなどに照らし、原審の認めた慰謝料額は不十分であり、また、増額分として支払われた分は、既払金として控除されるべきでない旨主張する。

この点、当審は、一審原告56らが指摘する、体力・気力の低下や要介護状態への移行、自宅の解体と気持ちの混乱などの事情についても、十分な考慮を払い、これらを織り込んだものとして、前記(1)、(2)において説示したとおりの慰謝料を認定したものである。なお、増額分として支払われた分であっても、慰謝料として支払われたものであることに変わりはない以上、既払金として控除できないとする合理的な理由はないというほかない。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告56らが居住していたbr町は本件津波による甚大な被害を受けており、本件事故がなくても、同人らは一定の避難を余儀なくされ、地域一体のコミュニティの変容も相当程度あったと考えられる旨主張する。

しかし、一審被告東電の上記指摘を考慮しても、本件事故が一審原告56らの避難及び避難生活の継続や、地域一体のコミュニティの喪失に大きく寄与していることを否定することはできず、同人らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告56らにおいては、本件事故後、ほどなく長女家族との同居生活となり、その後、長女家族と共に、家庭菜園ができる庭付きの新居に転居して、落ち着いた生活を送っていることに照らし、既払金を超える慰謝料が発生するとは認められない旨主張する。

しかし、一審被告東電が指摘する上記事情を考慮したとしても、事柄の性質に照らし、それらが、一審原告56らの本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とみることとはできず、同人らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

なお、一審被告東電は、一審原告56らが放射線に係る健康への不安を抱いていた事実はその陳述書(甲個56の1、56の7)に記載がない旨主張するが、同人らが、本件事故により、その日常生活を阻害され、生活基盤を喪失したことにより精神的苦痛を被った事実は、上記陳述書からも優に認定することができる。

(ウ) 一審被告東電は、一審原告56らにおいては、住居確保費用など実損害額を超える賠償がされ、また、自宅不動産の財物賠償、慰謝料増額分など、十分な支払を受けている旨主張する。

しかし、一審被告東電が指摘する上記の各支払の事実は、一審原告56らの本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情となるものではない。なお、たとえ住居確保費用など実損害額を超える賠償がされていたとしても、前記説示に係る本件黙示の合意

は、一審原告56らと一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告56-1、同56-2につき、それぞれ、各1937万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、一審原告56-1につき1677万6000円、同56-2につき1452万円であると認められる。そうすると、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、一審原告56-1につき259万4000円、同56-2につき485万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告56-1につき25万円、同56-2につき48万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告56-1の請求は、284万4000円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同56-2の請求は、533万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告56-1につき、

$1137万円 + 800万円 - 1677万6000円 + 25万円 = 284万4000円$

一審原告56-2につき、

$1137万円 + 800万円 - 1452万円 + 48万円 = 533万円$)

第53 一審原告57ら(一審原告57-1~同57-5)について

1 控訴部分

一審原告57らの控訴部分・請求拡張分は、同57-1につき、控訴部分が慰謝料、土地等に係る損害の合計1279万0603円、請求拡張分が平成30年8月以降の賃料等556万4431円であり、同57-2につき、控訴部分が慰謝料等550万円、請求拡張分が土地等に係る損害1450万円であり、同57-3~同57-5については、控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円である。

他方、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告57-1に係る慰謝料、土地等に係る損害の計257万6525円、同57-2に係る慰謝料、土地等に係る損害の計1485万6000円、同57-3に係る慰謝料等385万6000円、同57-4に係る慰謝料等281万円、同57-5に係る慰謝料等343万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-367頁17行目から368頁26行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-367頁18行目の「甲個57の1」の次に「、57の18、当審における一審原告57-1本人尋問の結果」を加える。

(2) 原判決 3-368頁26行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(3) 一審原告57らは、同57-2(妻)の実家のすぐ近くにあるa f市b d区の自宅(避難指示解除準備区域)で、豊かな自然の中、地域の人々と助け合いながら、飼犬と共に、生活を送っていた。なお、本件事故時、同57-1(夫)は海外出張中であり、同57-3

(長男)は中学校の卒業式の直後であった。また、同57-4(長女)は、平成23年4月から の病院に看護師として勤務することになっており、上記自宅から通勤する予定であり、同57-5(二女)は、埼玉県の人に就職する予定であった。

しかし、本件事故により、同57-2(妻)と子供(同57-3~同57-5)は、実家の両親と共に、避難所を転々とする生活を余儀なくされ、海外出張を早期に切り上げて帰国した同57-1とは、d t市の避難所で合流した。そして、同避難所から、同57-4(長女)は、上記病院に通勤するために見つけた の住居へ、同57-5(二女)は、埼玉県の会社の寮へ移ることとなり、同57-1~同57-3は、飼犬をd t市の知人に預け、同57-1の勤務先の営業所のある神奈川県に避難することとした。同57-1~同57-3の避難先は、集合住宅であり、湿気など住環境が悪く、同57-3は見知らぬ土地でバスと電車を使い継いで工業高校に通学することとなり、いずれも、精神的負担を負いながらの生活を続けた。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告57らは、上記2の事実経過で、a f市b d区の自宅(避難指示解除準備区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものと認められ、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる(なお、同57-1は、本件事故時、海外出張中であったが、上記2の事実経過に照らし、その生活の本拠は上記自宅にあり、海外出張を早期に切り上げ、d t市の避難所で家族と合流していることに鑑み、同人についても、同様に、物理的移動という意味も含め、避難をしたものと評価するのが相当である。)。

このことに照らすと、一審原告57らの避難生活に伴う慰謝料は、それぞれ、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、長い避難所生活を送ったことなどの事情を勘案して同57-1については35万円を、同57-2~同57-5については各40万円を加算し、同57-1については885万円、同57-2~同57-5については各890万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告57らは、本件事故の際、a f市内の自宅(避難指示解除準備区域)で、同57-2の実家のすぐ近くで、地域の人々と助け合いながら、平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、a f市の居住地での地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2-167頁14行目~168頁15行目、172頁10行目~19行目)、突然の避難の後、このようなa f市での生活への想いを断ち切れなまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、避難生活に伴う精神的損害以外の慰謝料(生活基盤変容慰謝料)の額は、一審原告57らについて、各400万円が相当であると認められる。

(3) その他について

ア 一審原告57-1について

(ア) 土地等に係る損害について

原審は、一審原告57-1の自宅土地につき、固定資産税評価額(301万0917円。甲個57の5)の1.5倍の451万6376円である旨認定するところ、前記説示及び本件に現れた一切の事情に照らし、上記土地については、一審被告東電が同土地に係る損害として支払った額(430万5611円)を超える損害が発生しているとは認められないから、原審が認容した上記損害額との差額については、本件事故による損害とは認められない。

(イ) 新規の自宅取得に関する損害について

一審原告57-1は、令和3年9月に 内に不動産を購入し、合計3148万9613円を支出したところ、これから既払金等を差し引いた額(658万0603円)は、本件事故により生じた損害といえる旨主張する。

しかし、本件事故後、新たに不動産を購入したとしても、社会通念に照らし、当然に、本件事故との間に相当因果関係があるとは認められず、所有不動産の価値下落分とは別個に、上記購入費用をもって、本件事故により生じた損害ということはできない。

(ウ) 平成30年8月以降の賃料等556万4431円について(一審原告57-1の請求拡張分)

一審原告57-1は、平成31年3月に借上住宅の無償提供が打ち切られることを受けて、平成30年8月以降、a h市内の賃貸住宅に転居して避難生活を続けたものであり、これにより支出した賃料等の合計556万4431円は、本件事故により生じた損害というべきであるとする。

しかし、前記説示のとおり、本件事故によりその日常生活が阻害されたといえる避難期間は、平成23年3月1日から平成30年3月末までの85箇月と認められるものであり、一審原告57-1が主張する、同年8月以降の賃料等の支出につき、本件事故との間で相当因果関係を認めることはできず、これをもって、本件事故により生じた損害ということはできない。

よって、上記賃料等に関する同57-1の拡張に係る請求は、棄却を免れない。

イ 一審原告57-2の所有土地に係る損害1450万円について(同57-2の請求拡張分)

原審は、一審原告57-2の所有土地につき、固定資産税評価額(1849万9663円、甲個57の7、57の8)の1.5倍の2774万9495円である旨認定するところ、前記説示及び本件に現れた一切の事情に照らし、上記土地の損害額については、固定資産税評価額の1.43倍である2645万4518円に、弁論の全趣旨に照らし、補正係数として60/72を乗じた額である2204万5431円であると認めるのが相当であり、これを超える損害が発生しているとは認められない。

よって、上記土地に関する同57-2の拡張に係る請求は、上記2204万5431円から後記863万4578円(弁済額)を控除した額(1341万0853円)から、更に、原審が認容した1000万円を控除した額である、341万0853円に、弁護士費用相当額を加えた額の限度で認容すべきであり、その余は棄却を免れない。

(4) 当事者の主張について

ア 一審原告57らの主張

(ア) 一審原告57らは、劣悪な環境下の避難所を転々とすることを余儀なくされ、同57-4、同57-5は避難直後の平成23年4月から新生活を始めざるを得ず、同57-3は見知らぬ土地で高校に通い、同57-1は家族との合流まで不安な時間を過ごしたなどの事情に照らし、原審の認めた避難慰謝料は不十分である旨主張する。

この点、当審は、一審原告57らが指摘する、長期間にわたる苦しい避難所生活や、同57-1の家族との合流までの不安感、その後の事情についても、十分な考慮を払い、これらを織り込んだものとして、前記(1)において説示したとおりの慰謝料を認定したものである。

(イ) 一審原告57らは、地域の人々との繋がりのあるb dにおける人生そのものを失い、一家がバラバラになってしまい、山に囲まれた自宅付近の除染の効果への不安、インフラ整備の不十分さなどから、現実的に帰還することもできない状況であることに照らし、原審の認めたふるさと喪失慰謝料は不十分である旨主張する。

この点、一審原告57らにおいて、a f市b d区の自宅における平穏な生活の基盤が動揺させられ、家族が別々に暮らすこととなり、帰還についても消極に考えざるを得なかったことな

どの上記事情について十分に顧慮して検討したとしてもなお、上記の避難慰謝料（日常生活障害慰謝料）に加えて、当審で認定する生活基盤変容慰謝料としては、前記（２）のとおり額を認定するのが相当というべきである。

（ウ） 一審原告５７－１は、その所有に係る自宅土地については、原審の認定した損害額（４５１万６３７６円）は低額にすぎ、フラット３５全国平均を基準として、１３６８万８０００円の賠償がされるべきである旨主張する。

しかし、本件事故により生じた土地に係る損害については、仮に本件事故が発生しなかったとした場合の当該土地の価値と、本件事故後の当該土地の価値との差額分であると評価するのが合理的であり、フラット３５全国平均を基準として損害額を算定することは、独自の見解というべきであって、採用することができない。

（エ） 一審原告５７－２は、その所有に係る土地については、原審の認定した損害額（２７７４万９４９５円）は低額にすぎ、フラット３５全国平均を基準として、１億４４９２万９６１２円の賠償がされるべきである旨主張する。

しかし、上記（ウ）の説示と同様に、フラット３５全国平均を基準として損害額を算定することは、独自の見解というべきであって、採用することができない。

イ 一審被告東電の主張

（ア） 一審被告東電は、一審原告５７－４及び同５７－５については、平成２３年４月以降、従前からの予定どおり、就職に伴って及び埼玉県で社会人生活を開始したことにより、その避難生活は終了している旨主張する。

しかし、一審原告５７－４及び同５７－５が、従前からの予定どおり、平成２３年４月から就職し社会人生活を開始したものであるとしても、同人らの損害は、本件事故により家族での平穏な生活が阻害され生活基盤が変容されたことにより発生したものであり、一審被告東電が指摘する上記の就職による社会人生活の開始の事実が、一審原告５７－４及び同５７－５の本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情となるものではないというべきである。

（イ） 一審被告東電は、一審原告５７－１～同５７－３も、a h市の借上住宅での生活をする中で、その後の時の経過によってその精神的苦痛は徐々に緩和されており、とりわけ同５７－３は、平成２８年４月以降、就職に伴って社会人生活を開始したことにより、その避難生活は終了している旨主張する。

しかし、一審被告東電が指摘する上記事情を考慮したとしても、それらが、一審原告５７－１～同５７－３の本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とみることとはできず、同人らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

（ウ） 一審被告東電は、原審は、一審原告５７らが主張する不動産損害の額を算定するに当たり、特段の立証もないのに不動産を全損と扱っており、誤っている旨主張する。

この点、本件事故と相当因果関係のある不動産の損害額としては、本件事故の規模や性質・内容に照らし、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

４ 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

慰謝料については、前記３（１）、（２）の合計額は、一審原告５７－１につき１２８５万円、同５７－２～同５７－５につき各１２９０万円であり、同５７－２の所有土地に係る損害は２２０４万５４３１円であるところ、証拠（乙共４９４、５２０）及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同５７－１につき９８６万６０００円、同５７－２、同５７－３につき、それぞれ８５４万円、同５７－４につき９４８万円、

同57-5につき892万円であり、一審被告東電が支払った同57-2の土地に係る金員の額は863万4578円であると認められる。

そうすると、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、慰謝料につき、一審原告57-1が298万4000円、同57-2、同57-3につき、各436万円、同57-4につき342万円、同57-5が398万円となり、また、同57-2の所有土地に係る損害につき1341万0853円(同人につき、慰謝料との合計額は、1777万0853円)となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告57-1につき29万円、同57-2につき177万円、同57-3につき43万円、同57-4につき34万円、同57-5につき39万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告57らの請求は、同57-1につき、327万4000円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同57-2につき、1954万0853円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同57-3につき、479万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同57-4につき、376万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同57-5につき、437万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告57-1につき、

$885万円 + 400万円 - 986万6000円 + 29万円 = 327万4000円$

一審原告57-2につき、

$890万円 + 400万円 - 854万円 + 2204万5431円 - 863万4578円 + 177万円 = 1954万0853円$

一審原告57-3につき、

$890万円 + 400万円 - 854万円 + 43万円 = 479万円$

一審原告57-4につき、

$890万円 + 400万円 - 948万円 + 34万円 = 376万円$

一審原告57-5につき、

$890万円 + 400万円 - 892万円 + 39万円 = 437万円$)

第54 一審原告58ら(一審原告58-1~同58-5)について

1 控訴部分

一審原告58らの控訴部分は、同58-1~同58-5につき、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、他方、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告58-1に係る慰謝料等154万4000円、同58-2~同58-5に係る慰謝料等各715万4000円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-373頁3行目から23行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-373頁4行目の「甲個58の1」の次に「、58の5、当審における一審原告58-1本人尋問の結果」を加える。

(2) 原判決 3-373頁5行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3 - 373頁23行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告58らにおいては、ar町の自宅に居住して、同58 - 2(夫)がag町に本社がある建設業等を営む会社の取締役として稼働し、同58 - 1(妻)がPTA活動に取り組み学習塾を開いて子供に勉強を教え、音楽大学を卒業した同58 - 3(長女)が自宅で音楽教室を開いて子供にピアノを教え、大学卒業を間近に控えた同58 - 4(二女)が平成23年4月から自宅でグラフィックデザインの仕事をすべく準備をし、高校生であった同58 - 5(三女)が音楽大学への進学を目指してピアノの練習に熱心に取り組むなど、それぞれ、地域の人々との繋がりを大切にしつつ、自分のやりたいことに打ち込みながら生活していた。

しかるに、本件事故により、一審原告58らは、飼犬と共に、ar町の自宅から車中泊を経るなどの避難をすることを余儀なくされ、平成23年5月から、ah市内のマンションで暮らすようになった。しかし、同58 - 2が失職し、同58 - 1、同58 - 4も上記の仕事ができなくなり、同58 - 3、同58 - 5はピアノの練習が十分にできない環境が続き、いずれも、ストレスから心身の状態が悪化するなどした。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告58らは、上記2の事実経過で、ar町の自宅(居住制限区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものと認められ、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告58らについての避難生活に伴う慰謝料額は、1箇月10万円の85箇月分である850万円となるが、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、車中泊を経たことなどの事情を勘案して32万円を加算し、それぞれ、882万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告58らは、本件事故の際、ar町内の自宅(居住制限区域)で、それぞれ、地域の人々との繋がりを大切にしつつ、仕事やピアノなどに打ち込みながら、平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、ar町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2 - 166頁12行目~167頁8行目、172頁2行目~5行目)、突然の避難の後、このようなar町での暮らしへの想いを断ち切れないうまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告58らについて、各400万円が相当であると認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告58らの主張

(ア) 一審原告58らは、苦しい避難生活を送る中で、義父母との軋轢、取締役からの解任や失職、ピアノの練習が十分にできないことによる苦痛、健康状態の悪化や精神状態の不安定が生じたことなどに照らし、原審の認めた慰謝料額は、不十分である旨主張する。

この点、当審は、一審原告58らの、本件事故直後における特に過酷な避難状況等について顧慮するとともに、その後の生活等における様々な苦難について十分な考慮を払い、これらを織り込んだものとして、前記(1)において説示のとおり避難慰謝料を認定したものである。

(イ) 一審原告58らは、その生活歴や生活圏を考慮すると、同人らの生活は、帰還困難区域(br町、al町)を含むより広範な地域をふるさととするものとなっており、また、ふるさと喪失の実態は、帰還困難区域と変わらない以上、区域割による賠償額の区別は不合理である旨主張する。

しかし、一審原告58らの指摘する上記事情があったとしても、同人らの自宅が居住制限区

域にあったことに変わりはなく、公平性・合理性の見地に照らし、その慰謝料額は、前記説示のとおり額とするのが相当というべきである。また、前記説示に照らし、居住制限区域は、生活基盤の変容にとどまり、生活基盤の喪失を来たした帰還困難区域とは、質的な違いがあるものといわざるを得ない。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告58らは、ピアノ教室の再開や、自分に合った職場への就職、音楽大学への進学の実現など、ah市内での生活を通じて徐々に生活の平穩を取り戻し、平成27年4月、同58-2の実家もあるah市内の自宅を取得しており、同自宅に転居した時点で、避難を終了している旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情は、事柄の性質に照らし、一審原告58らの本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえないというべきであり、同人らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告58-4(大学4年生)については、本件事故時、ar町の自宅に一時的に滞在していたものの、実際は、埼玉県ct市の賃貸マンションに居住し、生活の本拠を有していたものであり、本件事故直後の避難やその後の生活において本件事故により精神的苦痛を被ったとは認められない旨主張する。

しかし、前記2の事実経過によれば、一審原告58-4は、ct市のマンションに居住していたものの、そこから通学していた大学については、卒業を間近に控えており、平成23年4月からは、自宅でグラフィックデザインの仕事をすべく、同自宅に戻って準備をしている。また、同人は、本件事故を受けて、他の一審原告58らと共に避難し、その後も、避難生活の苦難を共にしており、家族らと別に、ct市のマンションで単身居住を継続した事情は認められない。これらに照らせば、一審原告58-4の生活の本拠は、本件事故時、ar町の自宅に存していたものと評価するのが相当であり、その後の避難生活等によって、同人においても、精神的苦痛を被ったものと認められる。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、各1282万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告58らに対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同58-1~同58-5につき、各752万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分は、一審原告58-1~同58-5につき、各530万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告58らにつき、各53万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告58-1~同58-5の各請求は、それぞれ、583万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、いずれも、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告58-1~同58-5につき、それぞれ、

882万円+400万円-752万円+53万円=583万円)

第55 一審原告59について

1 控訴部分

一審原告59の控訴部分は、慰謝料等500万円であり、他方、一審被告東電の控訴部分

は、原審が認容した、慰謝料等2万5000円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3 - 375頁26行目から376頁17行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 - 376頁1行目の「甲個59の1」の次に「、59の4」を加える。

(2) 原判決 3 - 376頁2行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3 - 376頁17行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告59(本件事務時70歳)は、a r町の自宅に居住して、米や野菜を栽培しながら、地域の人々との繋がりの中で、夫(本件事務時76歳)や実母(本件事務時91歳)と共に、平穏な生活を送っていた。しかし、一審原告59は、本件事務により、夫や実母と共に、避難することを余儀なくされ、寒くプライバシーのない避難所での生活や、慣れないa h市での二男宅での生活等を経て、平成23年8月からb p市の仮設住宅で、平成29年1月から で生活するようになった。一審原告59は、そのような生活の中でも、 への入居の前頃から認知症の症状が出てきた (平成28年11月死亡)の徘徊への注意や介護、徐々に歩けなくなってきた夫の世話などをしなければならず、その心身に大きな負担がかかり、 の進行など、自身の健康状態も悪化した。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告59は、上記2の事実経過で、その平穏な生活が継続できなくなり、a r町の自宅(帰還困難区域)から避難したものであり、本件事務によりその日常生活を阻害されたものと認められ、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成30年3月末まで、85箇月であると認められる。このことに、一審原告59が、認知症を発症した高齢の (平成28年11月死亡)の介護を余儀なくされたことなどの事情を併せると、一審原告59についての避難生活に伴う慰謝料額は、1箇月13万円の69箇月分(平成23年3月から平成28年11月まで)である897万円に、1箇月10万円の16箇月分(平成28年12月から平成30年3月まで)である160万円を加えた1057万円とした上、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、避難所生活を経たことなどの事情を勘案して40万円を加算し、1097万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤喪失慰謝料

一審原告59は、本件事務の際、a r町内の自宅(帰還困難限区域)で、地域の人々との繋がりの中で、夫や実母と共に、平穏な生活を送っていたところ、本件事務により、a r町の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を喪失させられ(原判決 2 - 166頁12行目~167頁8行目、172頁2行目~5行目)、突然の避難の後、このようなa r町での暮らしへの想いを断ち切れないまま先行きの見通しの立たない生活を送り、a r町に帰還することが叶わないという状況を受け入れざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を喪失させられたことによる慰謝料の額は、一審原告59について、800万円が相当であると認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告59の主張

(ア) 一審原告59は、辛い避難所での生活や、認知症の実母の介護等による心労がかさみ、 も悪化し、高齢での転居も精神的、身体的に負担になるなど、避難生活においてその心身に大きな負担がかかっていたことなどに照らし、原審の認めた慰謝料額は、不十分である旨主張する。

この点、当審は、一審原告59(本件事務時70歳)の苦しい避難生活において、認知症の

実母の介護等のため、同人に多大な負担がかかっていたことなどを含めて、その避難生活における様々な苦難について十分な考慮を払い、これらを織り込んだものとして、前記(1)において説示したとおりの避難慰謝料を認定したものである。

(イ) 一審原告59は、生まれ育ったar町の豊かな自然の中で、農業を基盤とした生活を送ってきたのに、本件事故により、地元の農家、親戚、農協等との密接な交流や、豊作祈願の祭りなどが行われていた地域のコミュニティが存在しなくなったことなどに照らし、原審の認めた慰謝料額は、不十分である旨主張する。

この点、当審は、一審原告59のar町での生活の基盤となっていた地域のコミュニティが喪失するに至ったことなどの上記事情について十分に顧慮し、これらを織り込んだものとして、前記(2)において説示したとおりの生活基盤喪失慰謝料を認定したものである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告59は、平成23年8月から夫や実母と共にbp市の仮設住宅で生活を続ける中で、時の経過によりその精神的苦痛が徐々に軽減したと考えられる旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情は、事柄の性質に照らし、一審原告59の本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえないというべきであり、同人の慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告59に対し、その所有する不動産(公民館敷地)の賃料収入に係る逸失利益の支払や、生命・身体的損害に係る支払をしているところ、これらの支払分はいずれも実損害額を超える支払となっているから、慰謝料等に弁済として充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告59と一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、1897万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が一審原告59に対して支払った避難慰謝料名目の金員の額は、1503万円であることが認められるから、一審被告東電の弁済額を控除した損害金の未払分は、394万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告59につき39万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告59の請求は、433万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告59につき、

1097万円 + 800万円 - 1503万円 + 39万円 = 433万円)

第56 一審原告60ら(承継前一審原告60、一審原告60-2)について

1 控訴部分

一審原告60-2は、承継前一審原告60を単独で相続し訴訟承継したものであるところ、かかる一審原告60-2の控訴部分は、承継前一審原告60に係る慰謝料等500万円であり、他方、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、承継前一審原告60に係る慰謝料等

339万円である。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3 - 378頁3行目から15行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3 - 378頁4行目の「甲個60の1」の次に「、60の6」を加える。

(2) 原判決 3 - 378頁5行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3 - 378頁15行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 承継前一審原告60(本件事故時81歳)は、足が悪く杖をついていたものの、af市bd区の自宅(避難指示解除準備区域)に単身で居住して、友人や近所の人との会話を楽しむなどしながら生活を送っていた。しかし、本件事故により、承継前一審原告60は、隣家の人に車椅子に乗せてもらって高校の体育館に避難し、その後、寒さの中、新潟県内の体育館に至るまで、11日間にわたり避難所での生活を余儀なくされた。その後、承継前一審原告60は、連絡がついた長女(一審原告60-2)に引き取られ、神奈川県で避難生活を続けたが、周りに友人もおらず次第に元気がなくなり、移動は専ら車椅子となり、ほとんど寝たきりの状態となって、入退院を繰り返した。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

承継前一審原告60は、上記2の事実経過で、af市bd区の自宅(避難指示解除準備区域)から避難し、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成29年6月(承継前一審原告60の死亡した月)まで76箇月であると認められる。このことに、同人が高齢(81歳)で足が悪かったこと等の事情を併せると、同人の避難生活に伴う慰謝料は、1箇月13万円の76箇月分である988万円とした上、警戒区域からの特に過酷な避難であったことや、高齢で足が悪い同人が新潟県の体育館に至るまでの11日間にわたる避難所生活を経たことなどの事情を勘案して42万円を加算し、1030万円をもって相当と認める。

(2) 生活基盤変容慰謝料

承継前一審原告60は、本件事故の際、af市bd区の自宅(避難指示解除準備区域)に単身で居住して、友人や近所の人との会話を楽しむなどしながら、平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、af市の居住地での地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を大きく変容させられ(原判決 2 - 167頁14行目~168頁15行目、172頁10行目~19行目)、突然の避難の後、このようなaf市での暮らしへの想いを断ち切れないまま先行きの見通しの立たない生活を送ることとならざるを得ず、多大な精神的苦痛を被ったものといえる。このことに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、承継前一審原告60について、400万円が相当であると認められる。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告60-2の主張

(ア) 一審原告60-2は、高齢の承継前一審原告60が、避難所で過酷な生活を送り、福島での友人との交流も途絶えて寝たきりの状態になり、福島での生活が回復されないまま死亡するに至っていることなどに照らし、原審が認容した慰謝料の額は、不十分である旨主張する。

この点、当審は、一審原告60-2が指摘する、承継前一審原告60に関する上記事情についても十分考慮し、これらを織り込んだものとして、前記(1)、(2)において説示したとおりの慰謝料を認定したものである。

(イ) 一審原告60-2は、原審が、居住地域に基づく一律の慰謝料額しか認めていない

のは失当であり、承継前一審原告60の生活状況等に鑑みて、増額した慰謝料が認められるべきである旨主張する。

この点、当審は、前記(1)において説示したとおり、承継前一審原告60の生活状況を含めた一切の事情を考慮して、同人の日常生活障害に係る慰謝料の額については、1箇月13万円と認定し、これに所定の月数を乗じて算定したところである。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、承継前一審原告60においては、本件事故後、遠く離れて暮らしていた一審原告60-2(長女)と同居し、単身生活より安心感のある生活環境となっていることなどに照らし、時の経過によってその精神的苦痛は軽減されたと考えられる旨主張する。

しかし、一審被告東電が指摘する上記事情を踏まえたとしても、前記2の各事実に照らすと、承継前一審原告60は、af市の自宅で、友人や近所の人との会話を楽しむなどしながら、平穏な生活を送っていたところ、本件事故により、その継続ができなくなったものであり、その後の同人の生活状況等に照らし、その精神的苦痛の程度は大きかったものといわざるを得ず、同人の慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(イ) 一審被告東電は、承継前一審原告60が高齢であり、平成24年4月に乳がんの手術を受けていることなどに照らせば、同人は、本件事故がなくても長女と共にci市内で同居することになった蓋然性が高い旨主張する。

しかし、前記2の各事実に照らすと、承継前一審原告60は、高齢での単身生活ではあっても、af市の自宅で、友人と交流するなど平穏な生活を送っていたにもかかわらず、突然の避難を余儀なくされたものであるといえ、一審被告東電が指摘する長女との同居についての蓋然性が一定程度あったとしても、前記説示のとおり認定した慰謝料の額が、左右されるものではない。

この点、一審被告東電は、承継前一審原告60の生活状況や精神的苦痛について、同人の本人尋問も行われていないのに同60-2の陳述書(甲個60の1、60の6)の記載のとおり認定するのは相当でない旨主張するが、上記陳述書に記載される承継前一審原告60の生活状況等については、その記載内容に照らし、基本的に誤りがあるとはにはわかには考え難く、前記2の限度で、合理的に認定することができるというべきである。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、1430万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、902万円であると認められる(一審被告東電は、承継前一審原告60の死亡後である平成29年7月から平成30年3月までの慰謝料の名目で90万円を支払っていることが認められるところ、上記90万円についても、上記名目上の期間にかかわらず、承継前一審原告60に対する慰謝料の支払とみるのが相当である。)から、これを控除した損害金の未払分は、528万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、承継前一審原告60につき52万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、承継前一審原告60の請求は、580万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がない。

そして、一審原告60-2は、これを承継したものであるから、同人の請求についても、上

記のとおりであると判断することができ、これと異なる原判決を、上記のとおり変更すべきこととなる。

(一審原告60-2(承継前一審原告60を承継)につき、
1030万円+400万円-902万円+52万円=580万円)

第57 一審原告61ら(一審原告61-1~同61-5)について

1 控訴部分

一審原告61らの控訴部分は、それぞれ、慰謝料等各500万円であり、一審被告東電の控訴部分は、原審が認容した、一審原告61-1、同61-2の慰謝料等各77万円である。なお、原審は、同61-3~同61-5の各請求をいずれも棄却したため、一審被告東電から同61-3~同61-5に対する各控訴はされていない。

2 事実関係

次のとおり補正するほか、原判決 3-379頁24行目から380頁13行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決 3-379頁25行目の「甲個61の1」の次に「、61の4」を加える。

(2) 原判決 3-379頁26行目冒頭に「(1)」を加える。

(3) 原判決 3-380頁13行目末尾に、改行の上、次のとおり加える。

「(2) 一審原告61-1~同61-4は、平成23年2月まで暮らしていた同61-2(妻)の実家近くのaf市の自宅(緊急時避難準備区域)に居住して、同61-1(夫)が市内の会社に勤め、同61-2(妻)と共に、同61-3(長男、幼稚園児)、同61-4(二男、3歳)を育て、家族4人で平穏な生活を過ごしていた。しかし、一審原告61-1~同61-4は、本件事故により、上記自宅からの避難を余儀なくされ、親類宅を転々とし、bs市でも転居を重ね、af市の自宅と比べ、狭い部屋での暮らしとなり、また、af市での仕事や交友関係などが失われ、避難者であることにより周囲の視線を感じるなど、ストレスを感じながらの生活となった(なお、一審原告61らは、平成29年12月から、af市に転居して同市で生活している。また、同61-5は、本件事故後である平成26年(以下略)に出生している。)。」

3 損害額の認定

(1) 避難生活に伴う精神的損害に係る慰謝料(日常生活阻害慰謝料)

一審原告61-1~同61-4は、上記2の事実経過で、af市の自宅(緊急時避難準備区域)から避難することにより、その日常生活を阻害されたものであり、その慰謝料算定の対象となる避難期間は、平成23年3月11日から平成24年8月末まで、18箇月であると認められる。このことに照らすと、一審原告61らの避難生活に伴う慰謝料は、同61-1、同61-3及び同61-4については、それぞれ、1箇月10万円の18箇月分である各180万円をもって相当と認め、また、同61-2については、同61-3、同61-4の世話をしながらの避難であったことなどの事情を勘案して、平成23年3月11日から平成24年2月末まで(12箇月分)の1箇月12万円(144万円)に、その後の6箇月分の1箇月10万円(60万円)を加算した204万円をもって相当と認める。なお、同61-5(三男)については、平成26年(以下略)に出生したものであり、本件事故によりその日常生活を阻害されたものということとはできず、慰謝料の発生は認められない。

(2) 生活基盤変容慰謝料

一審原告61-1~同61-4は、本件事故の際、af市の自宅(緊急時避難準備区域)に居住し、仕事や育児をするなどしながら、平穏な生活を過ごしていたところ、本件事故により、af市の地域社会、生活インフラ、自然環境等の生活基盤を一定程度変容させられ(原判決 2-167頁14行目~168頁15行目、172頁10行目~19行目)、af市での

暮らしへの想いを断ち切れないうまま先行きの見通しの立たない生活を送り、精神的苦痛を被ったものといえる。これに、上記2の各事実その他本件に現れた一切の事情を併せ考慮すると、生活基盤を変容させられたことによる慰謝料の額は、一審原告61-1~同61-4それぞれについて、各100万円が相当であると認められる。なお、同61-5(三男)については、平成26年(以下略)に神奈川県で出生したものであり、本件事故によりその生活基盤を変容させられたものということとはできず、慰謝料の発生は認められない。

(3) 当事者の主張について

ア 一審原告61らの主張

(ア) 一審原告61らは、af市の自宅は、避難指示等対象区域まで1.5kmという近接した距離にあるのに、避難指示の有無により機械的に線引きがされ、低額な慰謝料しか認められないのは不合理である旨主張する。

しかし、一審原告61らの自宅の所在するaf市は、前記第3節の第4の1の説示に照らし、政府による避難指示が出された区域のように、当該区域全体として、多数の住民が長期間避難して、その後、地域社会等の再形成を目指すこととされるという経過を辿っているとまでは認め難く、避難指示が出された区域からの避難の場合とは、損害算定の基礎とする合理的な避難期間が異なるから、損害を客観的見地から金銭的に評価する上で程度の差が存することは否定できない。そして、そのような中で、中間指針等を踏まえた上で個別の事情を可能な限り斟酌したものであるとして、前記説示の慰謝料額は相当なものというべきである。

(イ) 一審原告61らは、本件事故による避難のため、各親類宅を転々とし、bs市でも転居を重ね、経済的な出費もかさみ、先行きの不安から強いストレスを感じながらの生活となり、身体的な不調も生じていたことなどに照らし、原審の慰謝料額の認定は誤っている旨主張する。

この点、当審は、一審原告61-1~同61-4が避難生活において被った労苦を十分顧慮し、これらを織り込んだものとして、前記(1)において説示したとおりの避難慰謝料を認定したものであるが、避難慰謝料の終期については、前記第3節の第4の1の説示に照らし、同人らの自宅がaf市の緊急時避難準備区域にあり、政府による避難指示が出された区域ではないことを勘案せざるを得ず、その放射線量(原判決 2-172頁10~19行目)、af市の住民の避難状況や社会的活動の状況(原判決 2-167頁14行目~168頁15行目)に照らし、その慰謝料額を認定せざるを得ない。

(ウ) 一審原告61らは、平成29年12月、af市の従前の居住地の近くで生活を再開したが、近隣住民の多くは帰還しておらず、除染も十分でなく、地域のコミュニティは奪われたままであることなどに照らし、原審の慰謝料額の認定は誤っている旨主張する。

この点、一審原告61-1~同61-4が、平成29年12月からaf市で生活を再開した自らの実体験に基づき、上記のような認識を抱いていることを前提としたとしても、前記説示のとおり、同人らの自宅がaf市の緊急時避難準備区域にあることなどに照らせば、同人らの生活基盤変容慰謝料は前記(2)において説示したとおりの額を認定するのが相当である。

(エ) 一審原告61らは、同61-5(三男)については、本件事故後の平成26年に出生しているが、他の一審原告61ら家族と同様に、ふるさとにおける包括的生活基盤を失っていると同時に、避難生活の継続に伴う精神的苦痛を受けていることに変わりはなく、同人に対しても慰謝料が認められるべきである旨主張する。

しかし、同61-5は、前記説示のとおり、本件事故後である平成26年(以下略)に出生している以上、本件事故によりその日常生活を阻害されたものということとはできず、また、本件事故によりその生活基盤が変容されたものということもできないのであって、慰謝料の発生は認められない。

イ 一審被告東電の主張

(ア) 一審被告東電は、一審原告61らの自宅所在地は、強制的な避難指示はされておらず、社会活動や市民活動は継続され、放射線量も避難指示の対象となった年間積算20mSVを大きく下回っていたことに照らし、同人らにつき既払金を超える慰謝料は発生していない旨主張する。

しかし、一審被告東電の上記指摘を前提としたとしても、一審原告61ら(同61-5を除く。)が、同61-2の実家近くの自宅において、前記2のとおり平穏な生活を送っていたことに照らせば、本件事故により突然大きな影響を受けるに至ったその生活の回復のためには、一定の期間を要したものであるというべきであり、少なくとも、前記認定の慰謝料額は左右されないというべきである。

(イ) 一審被告東電は、一審原告61-1においてはb s市の移転先で就職して安定した生活をし、同61-2についてはSNS上の複数の投稿から友人に恵まれた充実した平穏な生活を送っている旨がうかがえることなどに照らし、同人らにつき既払金を超える慰謝料は発生していない旨主張する。

しかし、一審被告東電の指摘する上記事情は、事柄の性質に照らし、上記一審原告らの本件事故後の生活における大きな苦痛や不便を直ちに消失させる事情とまではいえないというべきであり、同人らの慰謝料については、前記説示のとおり認めるのが相当というべきである。

(ウ) 一審被告東電は、一審原告61-1に対して支払った就労不能損害、家財・物品道具購入費用は、実損害額を上回っているから、当該支払分は、慰謝料に弁済として充当すべきである旨主張する。

しかし、前記説示に係る本件黙示の合意は、一審原告61-1と一審被告東電との間においても認められ、上記支払は当該合意に基づいて当該損害項目に対してされたものであって、異なる損害項目に融通(充当)する旨の合意までされたとは認められない。

ウ その他、当事者は種々主張するが、その主張内容を慎重に検討しても、前記説示に照らし、いずれも採用することができない。

4 一審被告東電の弁済を控除した損害金の未払分

前記3(1)、(2)の合計額は、一審原告61-1、同61-3及び同61-4につきそれぞれ280万円、同61-2につき304万円であるところ、証拠(乙共494、520)及び弁論の全趣旨によれば、一審被告東電が支払った避難慰謝料名目の金員の額は、同61-1、同61-2につき各180万円、同61-3、同61-4につき各263万円であると認められるから、これを控除した損害金の未払分は、同61-1につき100万円、同61-2につき124万円、同61-3、同61-4につき各17万円となる。

5 弁護士費用

弁護士費用については、上記認容額及び本件訴訟の難易、主張立証の状況等に照らし、一審原告61-1につき10万円、同61-2につき12万円、同61-3、同61-4につき各1万円が相当であると認められる。

6 まとめ

以上によれば、一審原告61-1の請求は、110万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同61-2の請求は、136万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同61-3、同61-4の各請求は、それぞれ、18万円及びこれに対する同日から支払済みまで同法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がなく、同61-5の請求は理由がない。したがって、同61-1~同61-4については、上記と異なる原判決を上記のとおり変更すべきこととなり、同61-5については、これと同旨の原判決は相当であり、その控訴は棄却すべきこととなる。

(一審原告61-1につき

180万円 + 100万円 - 180万円 + 10万円 = 110万円

一審原告61-2につき

204万円 + 100万円 - 180万円 + 12万円 = 136万円

一審原告61-3、同61-4につき

180万円 + 100万円 - 263万円 + 1万円 = 18万円)

第5節 結論

以上によれば、一審原告らの一審被告東電に対する選択的請求のうち原賠法3条1項に基づく請求は、別紙認容額等一覧表の「当審認容額(元本)」欄記載の各金額(「0円」とされているものを除く。)の限度で理由があるから認容し、その余の同請求は理由がないからこれを棄却し、別紙認容額等一覧表の「当審認容額(元本)」欄に「0円」との記載のある一審原告らについては、同一審原告らに係る上記請求は理由がないから棄却し、また、一審原告らの一審被告東電に対する選択的請求のうち不法行為に基づく請求(原賠法3条1項に基づく請求を理由がないとして棄却した部分に係るもの)は、いずれも理由がないからこれを棄却するのが相当である。さらに、一審原告らの一審被告国に対する請求も、いずれも理由がないから棄却するのが相当である。

したがって、一審原告らの各控訴又は各附帯控訴、一審被告国及び一審被告東電の各控訴に基づき、原判決が上記判断と異なる一審原告らに関しては、原判決を、上記のとおり変更し、原判決が上記判断と同一である一審原告らに関しては、原判決は相当であるから、同一審原告らに係る、上記各控訴、各附帯控訴をいずれも棄却することとする。なお、仮執行宣言(主文第1項、第2項、第5項及び第7項の各(2)に係る部分)については、この判決が一審被告東電に送達された日から14日が経過したときは、仮に執行することができ、ただし、一審被告東電が、同部分に係る別紙認容額等一覧表の「原告番号」欄記載の一審原告らに対し、同一審原告らに係る同表の「担保額」欄記載の各金員の担保を供するときは、一審被告東電は、当該一審原告との関係で、その仮執行を免れることができるものとするのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

第1民事部

(裁判官 田中孝一 裁判官 吉田純一郎 裁判長裁判官志田原信三は、退官のため署名押印することができない。裁判官 田中孝一)

(別紙)

当事者目録1

上記168名訴訟代理人弁護士 水地啓子

同 本間豊

同 山崎健一

同 黒澤知弘

同 青木亜也

同 青木大地

同 青木康郎

同 天野康代

同 飯田学史

同 池田京子

同 池田哲也

同 井澤秀昭

同 石井真奈美
同 石川裕一
同 石塚陽子
同 石畑晶彦
同 石森加奈子
同 井田治子
同 今井史郎
同 岩井知大
同 宇野真由美
同 海野千宏
同 浦田修志
同 惠崎和則
同 榎本吾郎
同 海老名毅
同 大滝和幸
同 大野美樹
同 小笠原憲介
同 岡田健太郎
同 岡本秀雄
同 岡安知巳
同 小澤敦史
同 織田慎二
同 小花和史
同 貝原吉記
同 笠間圭一郎
同 金子祐子
同 川岸卓哉
同 川添啓明
同 菅野善夫
同 神原元
同 木島麻子
同 北村亮典
同 姜文江
同 工藤昇
同 國方実
同 栗山博史
同 河野雄太
同 小賀坂徹
同 小谷馨
同 古西達夫
同 小林賢一
同 小宮玲子
同 齋藤宙也
同 齊藤道子

同 佐伯剛
同 坂本智哉
同 櫻井みぎわ
同 佐々木好一
同 佐々木敏尚
同 佐々木博征
同 佐藤克洋
同 志田なや子
同 島崎友樹
同 城田孝子
同 鈴木啓示
同 鈴木健
同 鈴木英彦
同 関口英紀
同 瀬口朋英
同 田井勝
同 高橋暁子
同 高橋瑞穂
同 高柳良作
同 滝本太郎
同 竹中由重
同 竹本香織
同 田島宏峰
同 田中栄樹
同 田畑淳
同 田淵大輔
同 堤直史
同 徳田晃一郎
同 徳久京子
同 戸張雄哉
同 中尾繁行
同 中尾容子
同 中山雅博
同 鍋島泰樹
同 西井伸顕
同 西田智行
同 橋本乃亜
同 長谷川康
同 服部政克
同 林裕介
同 彦坂敏之
同 飛田桂
同 平井佑治
同 平岡路子

同 平賀孝治
同 保科綾
同 細江智洋
同 本田正男
同 本田幸充
同 町川智康
同 松浦ひとみ
同 松田道佐
同 馬奈木幹
同 真船裕之
同 三澤太雅
同 三嶋健
同 水野博之
同 宮澤廣幸
同 向川純平
同 矢口統一
同 矢澤夏子
同 彌重仁也
同 山野健一郎
同 山森良一
同 横田朋佳
同 渡邊諭
同 渡辺登代美
同 渡邊寛一
同 渡部英明
同訴訟復代理人弁護士 中込竜司
同 菊池遼
以上

(別紙)

当事者目録2

東京都(以下略)

控訴人兼被控訴人兼附帯被控訴人 東京電力ホールディングス株式会社(以下「一審被告東電」という。)

同代表者代表執行役 E

同訴訟代理人弁護士 南敏文

同 岡内真哉

同 棚村友博

同 田汲幸弘

同 朝田規与至

同 田中秀幸

同 中川明子

同 古川和典

同 長木裕史

同 奥原靖裕
同 永岡秀一
同 青木翔太郎
同 伊藤彩華
同 川島郁
同 小林優嗣
同 長井沙希
同 河西薫子
同 塚本弥石
同訴訟復代理人弁護士 中嶋乃扶子
以上

(別紙)

当事者目録3
東京都(以下略)
控訴人兼被控訴人兼附帯被控訴人 国(以下「一審被告国」という。)
同代表者法務大臣 F
同指定代理人(省略)
以上

(別紙)